

地域社会における連携・協働に関する研究会報告書

～ 若者会議：若年層の参画と活躍 ～

(令和5年度)

令和6年3月

一般財団法人 自治研修協会

はしがき

超高齢化・人口減少、デジタル技術の進展等に伴う経済社会の大きな変化のなかで、地域社会においても、様々な試行錯誤を余儀なくされています。特に地域コミュニティは、持続可能性の確保の危機に直面し、互助・共助の仕組みの見直しに迫られており、それら乗り越え、如何にしたら躍動するものにしていけるのかが一つの大きな課題といえます。その際、住民だけ、あるいは自治体だけで有為な成果を生むことは難しくなっており、各地域の住民、NPO、企業、自治体その他のいわばステークホルダーが連携・協働し合っていくことが肝要になると考えられます。

こうした観点から、一昨年度、「地域社会における連携・協働に関する研究会」を立ち上げ、「地域の多様な主体が組織の枠を超えて連携・協働することについての枠組みやプラットフォームのあり方等」を調査研究することとし、令和3年度では、コロナ禍において変化が生じた連携・協働の状況、すなわちコロナ禍とコミュニティ活動の関連について、また、令和4年度は、従来から企業、大学や研究機関等での事例も多く、近年自治体においても公共私連携のプラットフォームとして取り組みが行われている「リビングラボ」について検討を行いました。

今年度は、さらに、地域課題の解決を図ってくためには若者の視点が重要であるとの認識から、各地域で多様な取り組みが行われている「若者会議」等についてその運用等の実態について現地調査を行うとともに、若年層の参画と活躍という観点から論考の取りまとめを行いました。その成果がこの報告書に収められています。

地方自治に取り組まれる方々には是非役に立てていただきたい情報が盛り込まれていますので、ご活用いただきたいと存じます。

末筆ながら、本報告書の作成に当たり、研究会のなかで貴重なお話をいただいた多摩市のご担当者、NPO 法人 neomura 代表理事の新井氏をはじめ、熱心なご議論をいただき報告書の各章を執筆いただきました委員各位、お忙しいところ調査に快くご協力いただきました自治体等の担当者の皆様、そして各地域で活動を担っておられる方々に心より感謝を申し上げます。

なお、本調査研究は、一般財団法人全国市町村振興協会の助成を受けて実施したものです。

令和6年3月

一般財団法人 自治研修協会
理事長 石川 義 憲

地域社会における連携・協働に関する研究会
構成員名簿

委員	東京都立大学法学部 教授	大杉 覚 ◎
	神奈川県立大学法学部 教授	幸田 雅治 ○
	武蔵大学社会学部 教授	粉川 一郎
	静岡県立大学経営情報学部 教授	小西 敦
	京都大学公共政策大学院 教授	嶋田 博子
	認定 NPO 法人環境リレーションズ研究所 理事長	鈴木 敦子
		(以上五十音順 ◎は座長 ○は副座長)
	一般財団法人自治研修協会 業務執行理事	上 関 克 也
幹事	一般財団法人自治研修協会 事務局長	川 尾 正 嗣 (令和5年6月まで)
	一般財団法人自治研修協会 事務局長	櫻 田 順 一 (令和5年7月から)
事務局	一般財団法人自治研修協会 総務部長兼研修部長	深 沢 裕 治
	一般財団法人自治研修協会 リサーチパートナー	泉 澤 佐 江 子

敬称略

目次

第1章	はじめに	1
第2章	地方自治体の取り組み 「多摩市若者会議について」	7
第3章	若者自らの取り組み 「NPO 法人 neomura（東京都世田谷区）の取り組みについて」	27
第4章	地方自治体等の取り組み事例	
第1節	いわき若者会議と TATAKIAGE Japan（福島県いわき市）	55
第2節	若者未来創出会議（福島県鮫川村）	64
第3節	もおか若者会議（栃木県真岡市）	71
第4節	可児市高校生議会（岐阜県可児市）	81
第5節	新城市若者議会（愛知県新城市）	87
第6節	大府市若者会議（愛知県大府市）	94
第7節	伊賀市若者会議（三重県伊賀市）	101
第8節	富田林市若者会議（大阪府富田林市）	117
第9節	笠岡市若者会議（岡山県笠岡市）	135
第5章	地域社会における若者の参画と活躍について	
第1節	地域課題解決に若者を巻き込む仕掛けづくりの際のヒントとして	141
第2節	若者会議のソーシャルメディア活用状況	151
第3節	「若者」は条例でどう定義されているか	158
第4節	若者世代による地域活動とプラットフォームとしての若者会議	177
第5節	若者会議のあり方と自治体の役割	182
第6節	右肩下がりの時代における若者参画の倫理的意義 ー世代間共感の広がりに向けた公務員の役割ー	192
第6章	小括 ～まとめと展望～	201

(執筆者)

第1章 一般財団法人自治研修協会 業務執行理事 上関克也

第2章 多摩市企画政策部企画課 企画調整担当主査 西村信哉
企画調整担当 満井航平

第3章 NPO 法人 neomura 代表理事 新井 佑 監事 松井健太郎

第4章

第1節 東京都立大学法学部 教授 大杉 覚

第2節 一般財団法人自治研修協会 業務執行理事 上関克也

第3節 一般財団法人自治研修協会 リサーチパートナー 泉澤佐江子

第4節 神奈川大学法学部 教授 幸田雅治

第5節 神奈川大学法学部 教授 幸田雅治

第6節 京都大学公共政策大学院 教授 嶋田博子

第7節 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦

第8節 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦

第9節 武蔵大学社会学部 教授 粉川一郎

第5章

第1節 認定NPO 法人環境リレーションズ研究所 理事長 鈴木敦子

第2節 武蔵大学社会学部 教授 粉川一郎

第3節 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦

第4節 東京都立大学法学部 教授 大杉 覚

第5節 神奈川大学法学部 教授 幸田雅治

第6節 京都大学公共政策大学院 教授 嶋田博子

第6章 一般財団法人自治研修協会 業務執行理事 上関克也

第1章 はじめに

上関克也（一般財団法人自治研修協会 業務執行理事）

1. 調査研究の目的

当研究会では令和3年度から「地域社会における連携・協働に関する研究」に取り組んでいる。

その目的としては、「人口減少、高齢化、社会インフラの老朽化等が顕在化し、地域社会において資源の制約に直面するなか、複雑・多様化する住民ニーズや地域の課題を解決するため、その重要性が改めて認識されるようになっている地域の多様な主体が、組織の枠を超えて連携・協働することについて、その枠組みやプラットフォームのあり方及びその構築に当たり地方自治体が果たすべき役割、地域社会を担う人材の育成方策について調査研究することにより、地方自治の充実発展と住民福祉の向上を図ることを目的とする」こととしている。

令和3年度は、令和2年初めから世界各国に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症がわが国においても全国に感染が拡大し、政府が数度にわたり緊急事態宣言を発出するとともに地方自治体と役割分担し拡大防止策に努めてはいるものの地域における活動に多くの制約を生じていることから、このようなコロナ禍において変化が生じた連携・協働の状況すなわちコロナ禍とコミュニティ活動の関連について調査研究を行った。

令和4年度は、地域課題解決のための手法として、自治体ベースでも試行的な取り組みも行われているほか、企業、大学や研究機関での取り組み事例も多い「リビングラボ」について地域課題解決のための公共私連携のプラットフォームとして調査の対象とし、地域コミュニティや自治体における地域ニーズへの応答システムとしての機能やそれを支える組織人材等について調査研究を行うとともに、ハッカソンやアイデアソンなどイベント的な共創の新たな展開についても考察を加えた。

公共私連携のプラットフォームの構築に当たっては、その担い手となる地域人材の確保・育成が重要であるとの認識からこれからの地域を支える若年層の参画と活躍のため、自治体レベルでいわゆる「若者会議」というような組織が形成されてきている。その名称や組織の形態や活動内容は多彩であるが、その活動は基本的に地域の若者が集まり、「学ぶ」、「議論する」、「提案・提言する」、「活動する」について一連又はいずれかの取り組みが行われている。

令和5年度は、公共私連携・協働や共創のプラットフォーム構築につながり、かつ、それを担う若年層の参画と活躍によって地域課題の解決を図っていく「若者会議」のような手法について研究テーマとし、それを効果的に組織化、運営するための方策やその推進に当たり自治体が果たすべき役割及びそれらを担う人

材の育成方策について調査研究を行うものである。

2. 公共私連携と担い手の活動基盤の強化

(1) 第32次地方制度調査会の答申（公共私連携）

「公共私連携」については、2020年6月に提出された政府の地方制度調査会の答申において2040年にかけて団塊ジュニア世代が高齢化していくなかで、地域社会、自治体がどのように対応していくかが大きなテーマとして議論された。具体的には、地域社会において、今後、様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は、多様化・複雑化していくことが想定されている一方、高齢化の進展等に伴い、今までの取り組みの担い手の減少により、共助の支え合い体制の基盤が弱体化しつつあり、地域の多様な主体が地域社会を支える担い手として役割を果たしていくための環境整備が重要であるとしており、「公共私連携」の基本的な考え方を示したうえで、その基盤構築及び担い手の活動基盤の強化について次のように記載されている。

1 基本的な考え方 (略)

2 公共私連携・協働の基盤構築

(1) 連携・協働のプラットフォームの構築

多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。

例えば、地域の多様な主体が参画している協議会など、一定の要件を満たしたプラットフォームについて、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて、市町村による人的・財政的支援の対象としている取組が見られる。

このようなプラットフォームは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであり、また、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが重要である。そこでは、それぞれの主体の活動の自主性・自立性が十分に尊重されるべきである。

また、このようなプラットフォームを、「地域の未来予測」を踏まえ、公共私それぞれの視点で把握している地域の資源・課題やデータを見出し、共有した上で、目指す未来像の実現に向けた議論の場としていくことも考えられる。地方行政のデジタル化は、住民、企業等による地域の課題解決への参画を容易にし、さらには、公共私連携による新たなサービスの共創にもつながる。

(2) 民間人材と地方公務員の交流環境の整備 (略)

3 共助の担い手の活動基盤の強化

共助の担い手の活性化や持続的な活動基盤の構築のためには、地域の課題解決に取り組む人材の確保・育成や資金の確保・多様化が課題である。市町村は、多様な住民が継続的に

活動に関わるための仕組みづくりや、人材、資金、ノウハウ等の確保へ向けた支援等を、地域の課題やコミュニティ組織の活動状況に応じて適切な手法を組み合わせながら、積極的にやっていくことが求められる。

また、災害の頻発・激甚化により、地域防災力の充実強化の必要性が再認識されており、自主防災組織がきめ細やかな避難所運営等で効果を上げている。こうした活動を活性化していくことは、コミュニティ組織の活動基盤の強化の重要な契機にもなる。

(1) 地縁法人制度の再構築 (略)

(2) 人材・資金の確保等

① 地域人材の確保・育成

地域の課題解決に取り組む担い手やコミュニティ組織の人材、リーダーを確保・育成していくため、例えば、地域活性化・まちづくりに主体的に参画する人材を育成する場を設け、多世代が知識・技能の習得や交流を行うことにより、地域人材の世代交代が円滑に行われる人材確保・育成の仕組みを構築することが考えられる。

また、定年退職者や若者、外国人など、地域において活躍の場を求める住民の多様な層が地域活動に参画する機会を創出することが重要である。こうして、住民が地域活動に参画することは、地方自治への関心の高まりにもつながる。

さらに、行政実務や政策に通じた地方公務員が地域活動に参画することも効果的である。例えば、地域担当職員制を導入し、公務として継続的に特定の地域に関わる職員を確保・育成すること、また、地方公務員やその退職者が知識・経験を活かし、公務以外でコミュニティ組織の事務局など地域活動等に従事することが考えられる。その際、公平性・公正性の確保への配慮とともに、公務として行われる場合には無限定なものとならないよう、また、公務以外で行われる場合には自主的に取り組まれるものとなるよう、留意する必要がある。

② 外部人材の活用

コミュニティ組織の事業展開に対応して、運営上のノウハウの取得、団体間の連携のコーディネートに関し外部人材からの支援を受けることは有用である。

例えば、都市部においては、市町村は、NPO職員、大学教員、企業社員など地域社会を支える意欲とノウハウを有する地域公共人材と、コミュニティ組織が求める人材像とのマッチングを進めることが考えられる。

地方部においては、「地域おこし協力隊」や「地域おこし企業人」のように、外部の視点、ノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力・価値の向上や地場産業の振興、住民の生活支援などの地域活動等に地域外の人材が移住者や「関係人口」として関わる取組は、有為な人材の確保、地域住民との交流によるコミュニティ組織の活性化の観点からも効果的であり、引き続き推進すべきである。

こうした人材を受け入れる市町村やコミュニティ組織においては、地域課題の解決・地域経済の活性化に向けて、地域が必要とする人材像をあらかじめ明確にするとともに、移住・定住促進の観点からも、新しい人材の地域活動への参画や提案を受け入れ、ともに活動できる環境や相互の理解を深める機会の確保を進める必要がある。

③ 活動資金の確保・多様化 (略)

地域課題の解決のためのプラットフォームとは、市民や地域コミュニティ、地域団体、企業、NPO法人、大学、行政など地域社会の多様な主体が地域の担い手として組織の枠を超えて集い、情報や意見を交換し、協議して、共に行動を起

こしていく拠りどころとしての場、基盤及びこれらの場で行われている活動のことであるが、具体的な活動形態（名称を含め）は、地域の事情や課題の内容などにより、例えば、協議会、連絡会、検討会、研究会、ワークショップなど、実に様々なものがある。このようなプラットフォームの担い手の活動基盤をそれぞれの地域において強化していく必要があり、地域人材の確保・育成、さらには外部人材の活用も効果的であるとしている。

（２）若者会議等若年層の参画と活躍

このような状況を踏まえ、地域課題の解決を図っていくためには、若者の視点が重要であるとの認識のもと各地域で多様な取り組みが行われている若者会議など若年層の参画と活躍による手法が大きな役割を果たしていくことが期待される。

多くの自治体では、若者の意見を聞く、議論する場としての若者が参加する仕組みを構築しているが、若者自らが、このような仕組みを立ち上げ自治体と対等な立場で意見交換等を行っている事例もある。

しかしながら、開催回数もイベント的に年間一回、不定期開催、さらに単年度で終了するなど単発的なものもある一方で、長期にわたり取り組みが継続的に行われている事例も多いなど、その組織、活動内容も多様である。

地域課題解決のため若年層の参画と活躍の手法として継続的な取り組み活動が行われているような組織であっても、その名称や組織の形態や活動内容は多彩であるが、その活動は基本的に「学ぶ」、「議論する」、「提案・提言する」、「活動する」というようなことについて一連又はいずれかの取り組みが行われているものである。

参加者についても、①その出身である、②出身ではないが、そこに居住している、③そこに通っている（通学、通勤、遊びの拠点）、④その地域が好き、⑤生まれも育ちも違うが訪れたことがある、⑥インターンで行ったことがあるなど、その地域に何らかの関わりのある者等対象も多様である。また、一般的に会合やイベントに常に参加することまでは求めない事例もあり、学業や仕事に影響を与えない形での運営に配慮している場合もある。すなわち、地域について気づき、考え、話し合い、行動することによって、地域の課題を検討し、地域を盛り上げ課題解決に繋げて行くものである。

（３）自治体との関係での若者会議の類型

地域の課題に対し、自治体が若者の意見を聞き議論する場を構築するほか、若者自らが積極的に対応する組織を構築し、さらに、自治体と若者の組織が連携して活動するなど地域における取り組みの内容は多様であるが、あえて自治体との関係から分類するとすれば次の①から④のようになるのではないかと。

① 自治体が主導して設置

自治体が参加者を募集（定数や資格を定めている）

会議等の日程、開催等も自治体主導

自治体主導ではあるが、長期、継続的に取り組まれている例もある

また、運営等も参加者主導で行われている例もある

② 自治体と協働 運営は団体が主体

設置等については、自治体が関与している例もあるが、運営等についてはメンバー主体で行われている

参加者、開催時期も固定されていないものも多い

自治体は活動を支援する等協働の関係

③ 民間主導の活動 自治体とは連携

設置については、自治体は関与していない

活動を通じ自治体と連携する場合もある

運営について自治体は関与していない

④ その他

①～③に分類できないもの

今回の調査研究においては、若年層の参画と活躍によって地域課題の解決を図っていくという観点から、公共私連携・協働や共創のプラットフォームとして機能し得るようなある程度の期間において若者が若者の視点から地域の課題について議論し、提案・提言を現在も行っている取り組みを対象とする。

3. 地域課題解決のための若者会議の展開

若者を中心とした若年層と連携し、これらの者の活力やアイデアを通じ地域の課題解決を図っていくために、地域の若者に対し自治体から参加を促進し何らかの組織化を行うことは、多くの自治体においてなされており、地域や参加者の実情に応じ、運営等においても様々な形態があり、若者主体の運営組織に移行していくものや、一過性のイベント的なもので収束してしまうものなど、その活動内容も常に変化している。一方自治体が関与なしで若者自らが地域課題へ対応するための組織を作り、その中で自治体との連携を図っていく例もある、このような活動に対する自治体の対応もまた様々であるが、これからの地域を担う若年層を地域の課題解決ために共に考えていく体制を作っていくことが重要であると考えられる。

先駆的な若者の参加の例として、よく取り上げられている長野県小布施町と愛知県新城市について簡単に紹介すると次のとおりである。

小布施町では、2012年から2018年まで「小布施若者会議」を開催し、小布施町内外の若者による新しいまちづくりや事業創造、行政の協働の動きを応援してきた。その結果、小布施若者会議をきっかけとした新しい行政施策や事業が町内外で生まれるとともに、若者会議の仕組みや活動が全国に広がる中で、若い世代における小布施の認知度向上に貢献している（小布施町HP「現代のまちづくり」より）

小布施若者会議は、公募により全国から参加者を募集し、町内に2泊3日の日程でホームステイし、その間ミーティングを重ね徹底的に話し合うものであった。

参加者は、2012年が240人であり、最終年の2018年は30人であった。その後この会議の参加者のネットワークを生かしつつ「第二町民制度」、「小布施バ

一チャル町民会議」等町内外との交流事業を実施している。

新城市では、平成 25 年に地域が抱える課題を市民、NPO 団体、地元企業が行政とともに考え積極的に関わることを明確にした「新城市自治基本条例」を制定し、平成 27 年に「若者条例」と「若者議会条例」を制定し、1,000 万円の予算提案権を持ち、若者自らが考え政策立案する若者議会がスタートし、令和 5 年度は 9 期目となっている。この新城市の若者議会については、第 4 章において調査報告を掲載している。

第2章 地方自治体の取り組み

「多摩市若者会議について」

西村信哉 氏（多摩市企画政策部企画課 企画調整担当主査）

満井航平 氏（同 企画調整担当）

（第1回研究会でご講演いただいた内容をご確認いただき掲載しています。）

1. はじめに

多摩市役所から来ました西村と申します。私は今、多摩市にある自治基本条例などを担当しております。本日は3年間（2017年～2020年）、市の事業として取り組んできた多摩市若者会議についてお話をします。2016年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際、若い層（20歳から39歳）の流出への危機感が高まり、若者会議の検討・実践に入りました。そして3カ年のプロジェクトが終了した後も、模索しながらではありますが、自立運営のかたちで同会議のコアメンバーを中心に活動を継続しています。

2. 多摩市若者会議とは

（1）提案から実践まで

2017年（平成29年）から総合戦略目標年度の2019年度（平成31年度）まで、3カ年の事業として多摩市若者会議をやろうということになりました。そのときにファシリテーターになってもらったのが、総務省の地域力創造アドバイザーに任命されている林田暢明氏です。同氏は調布と福岡の2拠点で活動をされていてカフェの運営などをされているほか、教育関係などを含めて地域関連の取り組みをされています。

なぜ、若者会議をやろうとなったのか。もともとは2016年（平成28年）に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際、若い人たちがどんどんと流出してしまうことに対して危機感が高まりました。

多摩ニュータウンは1971年に入居が始まって人口が増えていきましたが、そのニュータウンも高齢化が進展。近くに大学が結構あることから学生は多く、総人口は10年間（2005年～2015年）でほぼ変わらないものの、若者人口（20歳から39歳）は同10年間で4万6728人（若者人口割合32.0%）から3万4131人（同23.3%）に減少しました。こうした状況を踏まえ、若い世代にまちづくりなどに関わってもらいたいと。

当初は多摩市にゆかりある若者が一堂に会して、そこから意見を聞いて市の施策に生かそうというような取り組みを意図していました。けれども、やっぴくうちにまちの魅力づくりを自ら提案し、それを挑戦、活動していこうという方向へ軸が変わっていきました。そうしたことを経て若者世代が主体となって「住

んでみたい」、「訪れてみたい」というような魅力づくりを考えてもらい、それを発信する多摩市若者会議をスタート、実行委員（コアメンバー）を中心に活動の輪を口コミや SNS 等を活用しながら広げていきました。

若者会議は市として 3 年間の事業として始めました。ファシリテーターの林田氏とも、「3 年間でうまくいかなかったら、その先もうまくいかないだろうから、ぱっと手を引ける 3 年間で区切ったやったほうがいい」と覚悟を決めました。そして最初は主に 39 歳以下の若者（近隣の大学生・社会人等）としていましたが、今は若干緩やかになり、気持ちが若く自ら活動してみたい自称 39 歳以下だったらいいということにしています。

若者会議では、参加メンバー同士の対話を通じてこれまでにないアイデアを生み出す。さらにアイデアを出して終わりではなく、提案者である若者自らがプロジェクトを企画、実践していく。こうした一連の流れがこの活動の魅力となっていました。

（2）予想を上回る参加者、拠点となるカフェ創設

若者会議をいざ実際にやってみると、期待感があったのか、予想以上の反響がありました。参加者は、多摩市内に限らず市外からも足を運んでもらい、当初の 3 年間で総計 735 人に。ワークショップは年間 5 回ほどしましたが、100 人規模の会議室が埋まるほどでした。平均年齢は 27.8 歳で、学生が 4 割、会社員・自営業が 4 割、市の職員にも声を掛けたこともあって公務員他も 2 割ほどいました。

当初は市内の若者の関心を引くと考えていましたが、ふたを開けてみると、市内が 3 割で、近隣の市など外から参加した人が全体の 7 割を占めました。その半数が若者会議というその取り組みに興味を持ってもらったり、地域のまちづくりに関わることに興味がある方々です。内容的に満足だという声も多く（88%）、継続的な参加も 8 割を超えました。

若い世代を中心としつつも、子育て世代や職種もさまざま、そうした幅広い層と一緒に活動することで考えが深まり、面白いという声も多かったです。

市の事業としての 3 年間で何をしてきたか。まずは未知カフェ（MichiCafe）を創設しました。1 年目にまちに対する提言を取りまとめたのですが、公園をもっと活用しようであったり、企業と連携をしようといったよくある提案もありましたが特に面白かったのは、若者会議という場にすごく価値や魅力を感じてもらい、いつでも集まれる自分たちの拠点をづくりたいということです。それを 2 年目～3 年目でやろうということになり、クラウドファンディングをするとともに自分たちで内装工事などもして同カフェをつくり、そこを舞台にさまざまなイベント等を開催しました。

このほかで注目を集めた 1 つが、公園や遊歩道を活用し、自分たちで達成できたまちづくりプロジェクトです。車道でない遊歩道（歩行者専用道路）もカメラを背負って撮影し、Google のストリートビューで見られるようにしようと。これは、多摩ニュータウンは駅から公園・団地・学校をつなぐ、車道と分離した緑の多い遊歩道網が張り巡らされているため、その特徴を発信する取り組みをみんなで力を合わせてやろうとって実施したものです。また、いろいろな地域イベントに若者会議として参加をするなかで、「若い人の力を借りたい」という人たちとの接点もできましたし、「全国まちづくり若者サミット」の開催協力、地域課題のコンテストに参加等、市外での活動も行いました。

（3）チャレンジできる場があることがまちの魅力

市の事業として 3 年間で終わっての総括です。もともとは「若者会議からまちの魅力を生み出そう」と取り組みを始めたわけですが、次第に参加者からは「若者がチャレンジできる場があること自体が多摩市というまちの魅力だ」という声が増えていきました。また、参加したことで「仕事にも、自分の生活にも役に立った」と言ってくれる方もいました。それらを踏まえて、若者が参加しやすく、チャレンジできる場を継続していこうと。そのために実際につくった未知カフェを拠点にしてフル活用していく。そういったことが実行できるような法人を設立するといったことが、この 3 年のまとめでした。

あらためてこの 3 年間でどういった成果があったのかを見ていきます。

1 つはアイデアをいろいろと提案し、それを実践できたことです。入れ替わりながらも常時 40 人ほどのコアメンバーが、アイデアを口にするだけでなく、実際に行動に移してきました。

シティセールスにつながったことも成果の 1 つです。テレビ・雑誌・Web 等のメディアでも、「高齢化したまちというイメージが先行するなかで若い人たちの活動が芽生えてきた」というニュアンスでニュースに取り上げてもらえることもありました。こうした発信によって自治体や企業の方からの視察など注目もされ、さまざまなつながりができました。

3 つ目は、自立した団体が設立されたことです。当初は 3 年間だということではじめましたが、そのなかで「チャレンジできる場があればいいよね」というようになり、そこでこれを自分たちで続けるか、もうやめるかの判断に迫られました。そこで「継続してやっていきたい」という意向があり、コアメンバー 5 人が合同会社 MichiLab を立ち上げました。

そして 4 つ目は、若者の地域参加や行政参画につながった点です。こうした団体がいることで市と若者の接点になり、このメンバーが市職員になるケース

もありましたし、行政が主催するワークショップの参加者をこのなかから紹介したりもしています。こうしたことから近隣の市などからは「若い人たちと一緒にやれているよね」というように見てもらえたり、実際にわれわれも「やれているのではないか」という手ごたえを感じています。

3. 自立運営へ

(1) 学生などコアメンバーも事業に参画

多摩市若者会議の自立運営は2020年（令和2年）4月から始めました。若者会議の主な取り組みは、ワークショップ（年4回程度）のほか、フィールドワーク（年2回程度）、コアメンバー会議（月1回）、そして前述した自らつくった未知カフェの運営などです。

この若者会議を運営するのが合同会社 MichiLab です。ただ、この合同会社に出資した多摩市若者会議有志メンバー（社会人）だけで何かをするわけではありません。若者会議に緩やかに集まる学生なども含めたコアメンバーも事業に参画するようなスキームでやっています。しかし設立後、すぐにコロナ禍となってしまう、未知カフェの運営が少し止まったりするなど試行錯誤しながらやっているというのが現在までの状況です。

(2) コロナ禍でも活躍の場が広がる

自立運営後の活動レポートを見ていきます。なお、多摩市としても「自立したから、そちらでどうぞ」ではなく、市も若者会議の運営の中心と一緒にやっていくパートナーのような感じで継続的に関わっています。例えばできるだけ一緒にやっていくような場をつくるなど、伴走していくことを心掛けています。

ワークショップについては、コロナ禍の影響でオンラインを主体にしていましたが、2022年度に入ってからリアルで開催。やはりさまざまな人たちが実際に会って声を聞く場というのはすごく熱気があり、コロナ禍でもオンラインで継続してきたことが生きていると感じています。

感染症対策として未知カフェ等でもオンラインを活用するなどしましたが、ほかの地域団体よりもそうしたことの導入は比較的早く、そのスキルも磨かれました。高齢化の進む地域の方たちからも「オンラインで会合やイベントを開きたい」といったニーズが高まり、そこへ若者会議のメンバーが手伝いにいくなど活躍の場が広がりました。

コロナ禍でも、いろいろなアイデアの実践は継続していました。公園や遊歩道に本を並べるイベント「多摩 BOOK さんぽ」や、カフェの食材を貸農園で育てたり（未知畑ハーベスト）、そのほかにも子どもたち向けの取り組みをしながら子育て世代と一緒に何かをやっていくようなシーンづくりに重点を置き、実行

に移しています。

学校との連携も強まっています。若者会議の取り組みの意義等を講演で理解してもらったり、地域活動に出ていくきっかけを学校と一緒にできればいいなと考えています。学校側から依頼されることも増えています。市内にある私立の学校では、授業の一環で積極的に若者会議や多摩市役所と連携して地域に出て行くようなことを実施してきて、学校側からは「教育効果が高い」と感謝をされています。

(3) 地域からの期待も高まる

自立運営後のこうした活動はまだ模索しながらではありますが、成果は次のようなことがあるのではないかと見ています。

1つ目は地域からの期待です。地域活動のなかでは、若年層の参加、動画やオンラインを使った展開がよくある困りごとになってはいますが、その点で若者会議はうまくマッチしているといえます。実際にそういう観点で期待を受けたり、取り組みに参加することも多いです。ただ、約束事を守るであったり、期限を守るといったところでは少々弱い部分もあり、「少し大目に見てください」などとフォローしながらやっています。

2つ目は次世代の活躍の出番づくりにも一役買っています。地域で活動できる場所をつくるために、会議が目的なだけではなく、そこにさまざまな人たちが興味を持って参加してくれて、その人たちの次のステージをどんどんとつucking。これが若者会議のミッションなのではないかと考えています。

例えば音楽やアートの取り組みも広がっており、そこへはそうしたことに興味があるメンバーが主体的に参加をしてくれています。一例を挙げると、商店街の空き店舗のシャッターに絵を描くというアイデアを実行したところ、関心を持って多くの人が集まり、新規メンバーも増えました。地域の人目を引く取り組みということもあり、活動をより活性化させるきっかけにもなったのではないかと見ています。加えて高校や大学生主体の事業であったり、前述した学校と地域に関わる授業を一緒にやるなかで10代のメンバーの掘り起こしもしていきたいと考えています。

3つ目は、外部でのアイデア発信にも力を注いでいます。東京大学の「チャレンジオープンガバナンス！！」や、市町村が集まった観光の取り組み「多摩地域マイクロツーリズムプロジェクト」などにも積極的に参加し、新たな機会を得ていく。そこから実際に地域の店主たちと一緒に実施する取り組みに広がった事例もあります。

4つ目は、市役所・行政との関わりも増えています。例えばフィールドワークであったり、審議会への参加、公園の活用等です。社会実験的な取り組みもそこ

に含まれますが、更新時期を迎えている多摩ニュータウンをどう更新していくか若者意見を聴取する上で重宝がられるなど、幅広く関わりを持ってやれています。

【質疑応答】

Q 合同会社は何人の出資者で設立し、現在の若者会議のコアメンバーの人数はどのくらいですか。

A 合同会社の出資者は5名です。若者会議のコアメンバーは、会議に参加するだけではなく、活動したいと手を挙げて LINE グループ等の連絡網に入っている方々が今 80 名弱ほどいます。ただ、出入りが自由な場でありますので、一度入ってから「この時期はちょっと忙しい」と参加しないこともありますから、流動的なメンバーになっています。

Q これは 39 歳以下ということですか。

A 基本的には 39 歳以下です。ただ、それより上の年齢でも、心が若い方といえますか、挑戦したいという方は自称 39 歳でもオーケーですし、活動の途中に 30 代から 40 代になるケースも問題はありません。

Q 多摩市若者会議を最初に「つくろうよ」と実質的に立ち上げたのはどこになるのでしょうか。

A 最初は、市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定のなかで若い人が集まる場をつくりたいというところから始まりました。ですから、市が主導ということになります。

Q 各地を回っていてよく聞くのは、ある年代層の人たちがあまりにも分厚くなってしまい、若い人たちが意見を述べにくくなっているというような構造的な問題です。多摩ニュータウンなどは今、どういう状況ですか。

A 多摩市も、そうした各地と同様の構造的な問題があります。自分たちが気に入って移り住んだ世代の方々は地域に根付いて頑張ってきてくれましたが、2

世代目、3世代目となるなかで、どうしても便利な都心に流れていってしまう人は多いです。

Q 総合戦略を練るなかで若者会議が出てきたということですが、市長もその点にコミットしていましたか。

A はい、市長の関心が高かったことは間違いありません。

Q 市の事業だった3年間に総計735名の参加があったということで、たくさんの方に興味を持って来てもらったのだという印象を持ちました。この際にはどのような広報をされたのでしょうか。

A 最初はもちろん市のホームページや『広報』等にも載せましたが、大きくは2つあります。1つは、ファシリテーターの林田氏が別の地域で活動していた方々を立ち上げのコアメンバーとして引き連れてきてもらいました。ここで動きをつくって見せていく。もう1つが、企業や大学に市役所のわれわれが回って呼びかけをしました。

Q 企業や大学に足を運んだ効果はありましたか。

A それほど打率は高くはなかったものの、そのつながりで徐々に広がっていくという手応えはありました。マスでというよりも、個別に連絡をするなかで一人ひとりの顔が見えてくると好反応も伝わってきて、そこから「次もいつてみようか」というように次第に広がっていきました。

Q ホームページや『広報』を見て、単身で乗り込んできたようなケースもあるのですか。

A もちろんあります。本日、一緒に参りました市職員の満井もそのかたちで若者会議に参加した1人です。

Q それはどのあたりがフックになったのでしょうか。

A 私の場合は少し特殊かもしれませんが、大学で行政の『広報』も含めた紙の媒体を若者があまり見ないことに着目し、これからのメディアがどうなっていくかを探っていました。そのなかで多摩市の『広報』を手にとったときに「若

者のまちづくり」という文字を目にして関心を持ったのが始まりです。市外からではありますが、私自身も千葉県のニュータウン出身で当事者意識を持てるような環境にあったことから、1回参加してみようと。その結果、参加者同士のコミュニケーションがすごく密で、市外から来ている人も結構いたために親近感を持ってました。そういう意味では「場」の多様性がかなりあったことも、フックになったのではないかと見ています。

Q 参加者同士のコミュニケーションが密というのは、一度参加するとメンバーは SNS 等につながりができる感じだったのですか。

A そうです。当時、「よかったら、君もコアメンバーになってみないか」ということで LINE メンバーになりました。そうした「誰でもどうぞ」という雰囲気の中で囲い込まれた感じではあります。

Q 今も市外の方が多いということですが、そのことについて市役所内や議員のなかから「どうして市外の人たちに」というような反対の声は上がらなかったのでしょうか。

A 市役所のなかではそうした声はそれほどなかったです。この周辺は道路向こうが別の自治体というような感覚もありますし、若い人たちが多摩市をフィールドで何かをやってくれるという期待感が強かったのではないかと思います。議員の方からは「これでどのような成果が出るのだ」、「人を集めてどうするのだ」という声もありましたが、「1回活動をさせて、そこでどのような動きをつくっていけるかを見守ってほしい」と。ちょうどいい時代の流れもあったのでしょうけれども、そうしたことから、どちらかという温かく見守ってくれるムードがありました。

Q 最初の3年間、自立運営の前は市が直営というかたちですか。

A そうです、はい。

Q 独立して団体をつくろうというとき、なぜ NPO 法人や一般社団法人ではなく、合同会社、いわゆる営利のほうの会社をつくることになったのですか。

A 話し合いの過程のなかで、合同会社は手続きが簡便だというのが1つはありました。それと未知カフェは、家賃を支払っていますし、そこでの収益を次

の若者の活動に回していくという意向などを踏まえて選んだのかと思っています。

合同会社のメンバーの皆さんも会社員の人たちですから、ビジネスとしてやっていこうと考えたときには、NPO や公益系などではなく、簡便な合同会社にしたという感じらしいです。

Q 現在、若者会議と市との関係性は「協働」となっていますが、具体的にはどのようなものですか。

A 市との関係では、合同会社にいくつかの委託をしています。1つは若者会議の運営です。新たな若い人を集めて、そうした次の参加者の方々とまちをつくっていく活動を継続してやってほしいと。あとは市内の地域協働、さまざまな人たちが関わっていく中間支援機能として委託していて、「業務として役割をやってください」というお願いをしています。

Q 委託額はどのくらいですか。

A 若者会議は 50 万円以内で、中間支援は 40 万円程度です。

Q 満井氏は、若者会議に参加された後に市役所の職員になられたということですが、その辺の思いについて聞かせていただければ。

A 私は千葉県出身のため多摩市には特に縁があったわけではないですが、若者会議に参加してみると、若い人たちのほか、企業や市の職員の皆さんにも出会えました。その異業種や多世代の方々が「市をよくしよう」、「物事を起こそう」という思いを持ってコミュニケーションできる場があることに学生の私としてはすごくワクワク、ドキドキしました。そこから、この場を継続していきたいし、そこに支援的な立場でも関わっていきたいという思いを持ち、多摩市の職員になったという流れがあります。

Q 実際に市役所に入ってみていかがですか。

A 市役所の職員になって 4 年目になりますが、私が入庁した当時はコロナの影響が大きかったこともあり、若者会議の業務はオンラインでの開催からのスタートとなりました。その中で、若い人たちができるだけ参加しやすく、声が出しやすい環境を維持していく働きかけをしたいと考えていたものの、オ

ンラインでは若い人たちが意見を言いにくくなりがちな面もありました。その課題を強く感じていたことから、オンライン以外で若者の参加メンバーと密にコミュニケーションをとり、参加しやすいような風土づくりを意識的に取り組んだ結果、今でも継続的に参加してくれている若い人たちもいるのかなど。そういった心理的な障壁を減らすという部分での役回りは、うまく立ち回れたのではないかと思います。

Q 趣旨からいえば、この若者会議が多摩市の何か政策を提言して、それを実現するといったようなことはないのですか。

A もともとはそういうことも想定をしてはいました。けれども、市の施策となると時間がかかってしまいます。加えて、自らのできるところでやっていく面白みを見いだしたいと考え、市の取り組みに関わっていくことはあまりしていません。また、市の政策に対しては、気づいたことを提言してもらったり、若い世代の参加者の委員として会議体に参加してもらって声を聞くことはありますが、その声をダイレクトに実現させるかたちに持っていくということにはなってはいないです。

Q 若者会議という組織としてはどうですか。例えば、ワークショップをする際に「こういう市の政策テーマについて議論をしてもらえないか」といった依頼だとか。

A 若者会議のなかでそうした市の政策テーマを必ず受けて議論することはないです。市がワークショップ等を仕掛けたときに、そこに若者会議メンバーに参加を呼び掛けるような関係性ではあります。

Q 組織的に若者会議の意見を聞くということはないと。

A それはないです。

Q 現在、若者会議のコアメンバーは約 80 名ですが、その属性は多様ですか。

A 社会人のほか、学生も中学生から高校生、大学生とそれぞれいますので、多様だと思います。

Q 若者会議のコアメンバーの男女比はどうですか。

A 男性のほうが少し多い程度で、どちらかに偏っているほどではありません。
合同会社 **MichiLab** の出資者については全員が男性です。

Q 地域のなかでいろいろと活動をしていくなかで自治会などと摩擦があったり、調整が必要なときはありますか。

A 若者会議のさまざまな活動のなかで自治会と接することはあります。例えば防災では、動画を撮影しながら災害時の備蓄品を開けるなどといったことをしていますが、これはまさに自治会の取り組みに参加して行ったものになります。タイミング的にもコロナ禍だったこともあり、どちらかというところ歓迎されているのではないかと見えています。

Q 市が自治会等との仲介をするといったことはないのですか。

A 折衝は基本的に若者会議のメンバーがします。市としてはその地域にはどういう団体があるといった情報はお伝えしています。

Q 今、私が座長をしている多摩市の自治推進委員会では、それぞれの地域の特性に合わせてプラットフォーム的なものをつくりましょうということで、4カ所をモデル地区としてやっています。実はこのうちの2カ所を合同会社 **MichiLab** が担当しています。そういったところに若者会議の若いメンバーが入ってファシリテーション的なこともやりつつ、その地域のいろいろな場づくりに関わっています。これによって地域の若い人も参加しやすくなる効果があるようです。なお、自治推進委員会では毎回、市民参加で激しい議論をおこなっており、その議事録は多摩市のホームページでも見ることができます。そこへも若者会議のメンバーがほぼ毎回オブザーバーとして参加してもらっています。



1. 多摩市若者会議とは

●アシリテーター:

林田 慎明 氏 (総務省 地域力創造アドバイザー)



2017年6月、若い世代が主体となり、「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思えるような魅力を創出し、発信する「多摩市若者会議」がスタートし、実行委員(コアメンバー)を中心に、口コミやSNS等により参加者の輪を拡大させながら、プロジェクトの検討と実践を行ってきました。

【多摩市若者会議のねらい】

- 主に39歳以下の若者（近隣の大学生、社会人が中心）が一堂に会する場をつくります。
- 参加メンバー同士の対話を通して、多様な知恵を融合させ、これまでにないアイデアを生み出します。
- アイデアを出して終わりではなく、提案者である若者自らプロジェクトを企画し、実践していきます。

設立の経過

「若者世代の流出危機」 多摩ニュータウン人口の高齢化 若者人口割合の低下

表 平成27年と平成17年の人口比較

	平成17年	平成27年
総人口	145,877人	146,631人 (+754人)
若者人口 (20～39歳)	46,728人	34,131人 (-12,597人)
若者人口割合 (20～39歳)	32.0%	23.3% (-8.7%)

出典：国勢調査

総合戦略

「多摩市にゆかりのある若者が一堂に会する場」



「まちの魅力づくり」の提案と挑戦





多摩市若者会議【3年間の開催レポート】

平成29年6月16日～令和2年1月20日

1. 多摩市若者会議とは

●アシリテーター:

林田 慎明 氏 (総務省 地域力創造アドバイザー)

2017年6月、若い世代が主体となり、「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思えるような魅力を創出し、発信する「多摩市若者会議」がスタートし、実行委員(コアメンバー)を中心に、口コミやSNS等により参加者の輪を拡大させながら、プロジェクトの検討と実践を行ってきました。

【多摩市若者会議のねらい】

- 主に39歳以下の若者(近隣の大学生、社会人が中心)が一堂に会する場をつくります。
- 参加メンバー同士の対話を通して、多様な知恵を融合させ、これまでにないアイデアを生み出します。
- アイデアを出して終わりではなく、提案者である若者自らプロジェクトを企画し、実践していきます。

2. 参加者の属性、声

●総計735名参加(ワークショップ14回、フィールドワーク3回)

平均年齢27.8歳

学生4割、会社員・自営業4割、公務員他2割

市内3割/市外7割

半数が若者会議に興味、地域のまちづくりに興味内容満足88%

継続参加意向8割超



＜参加者の声＞

- ・若い人を中心にしつつも、子育て世代、フリーランスなど、いろんな方がいると考えが深まって面白いですね。
- ・多摩市をこういう街にしたい、多摩市で事業を起こしたいと実際に動く人がいることは素晴らしい。
- ・つながり、応援し合う関係が重要。成功例を増やし、楽しい場づくりをやりたい。

3. 3年間の主な活動内容

- 未知カフェの創設
一年目に探った若者のニーズ・ウォンツから拠点の整備を計画し、二年目にクラウドファンディング、DIYにより開設
- 未知カフェを舞台にした多彩なイベント実践
・東京ヴェルディ・日テレベレーザPV
・プログラミング教室
- 公園・遊歩道を活用したまちづくりプロジェクト
・Googleストリートビュー撮影
- 多摩中央公園プレイスメイキング社会実験参加
- 地域イベントへの参加
・Jsmile多摩八角堂ランタンフェスティバル出展
・KAOFES2018/2019への出展
- 市外イベントへの参加、連携
・全国まちづくり若者サミットの開催協力
・地域課題解決コンテスト「チャレンジ」！オープンガバナンス」で二年連続の入賞



一部のみ。詳しくは各年度の報告書を参照ください。

4. 今後の多摩市若者会議は？

『若者会議から街の魅力を生み出そうとしていたけれど、若者がチャレンジできる「場」=若者会議が存在すること自体が街の魅力ではないか？』

＜来年度の活動方針＞

- 若者が参加し易く、チャレンジできる「場」を提供していきます！
- 未知カフェを継続、若者のまちづくり拠点としてフル活用します！
- これらを実行する法人を設立します！



【お問合せ先】

多摩市企画政策部企画課 TEL 042-338-6813 (直通)

公式ホームページ <http://www.city.tama.lg.jp/category/2-9-11-0-0.html>

市HP QRコード





1 様々なアイデアが実践された

- 「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思えるような魅力を創出するため、様々な角度から**アイデアが提案**されました。
- 提案だけでなく、その具体化に向け、メンバーが入れ替わりながら、常時40人ほどがコアメンバーとして活動し、**アイデアを実践**しました。
- 中でも、資金をクラウドファンディングにより調達した、「**未知カフェ**」の整備、多摩市の遊歩道の魅力を発信するため、重いカメラを担いで数十キロの距離を歩いて撮影した「**Googleストリートビューによる遊歩道の撮影**」は、大きな反響があり、「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思えるものの魅力の創出と発信につながりました。



3 自立した団体が設立された

- 平成29年度に若者会議を設置した当初から、コーディネーターの意見も踏まえて、「市の事業期間は3年間」と定めていました。それ以後については、「自立した団体として活動すること」を目標として取り組みました。
- 3年間の取組みの中で、若者会議コアメンバーからは、「多摩市若者会議&未知カフェは、若者の居場所、チャレンジ、成長のフィールド」「3年間で盛り上げてきた多摩市若者会議の取り組みや未知カフェを継続したい！」と、「自分たちで継続する」機運が生まれました。
- その結果、令和2年4月、コアメンバー5名が「**合同会社MichiLab**」を立ち上げ、若者会議の活動が継続されることになりました。

合同会社MichiLab(読み:ミチラボ)
 設立:2020(令和2)年4月13日 資本金:100万円
 代表社員:高野 義裕
 業務執行社員:高木 康裕、松井 晋作、高橋 良輔、進谷 憲亮
 顧問:林田 暢明

2 シティセールスにつながった

- 多くの若者が参加し、アイデアを提案するだけでなく、実践に繋げていく取組は、テレビや新聞など、何度も**メディア**に取り上げられました。
- メディアからは、若者会議の実践する内容が紹介されますが、「**若者がチャレンジできる場が存在すること自体が街の魅力**である」とのメッセージの発信にもなり、「内外に向けたシティセールスの向上」に繋がりました
- 3年間の取組みが終了した現在でも、若者会議のメンバーへの取材の申込みがあります。また、他の自治体や企業からは、若者施策の先進的な事例として捉えられ、視察の依頼や問合せが多く寄せられています。

- ◇テレビ NHK「おはよう日本」・多摩テレビ「TTV-NOW」
- ◇新聞・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・東京新聞
- ◇その他・ぎょうせい「ガバナンス」2019年5月号・都政新報 タウンニュース
- ◇視察:伊賀市、日立市、箕面市(議会)、愛知県東浦町、横浜市泉区、大和ハウス

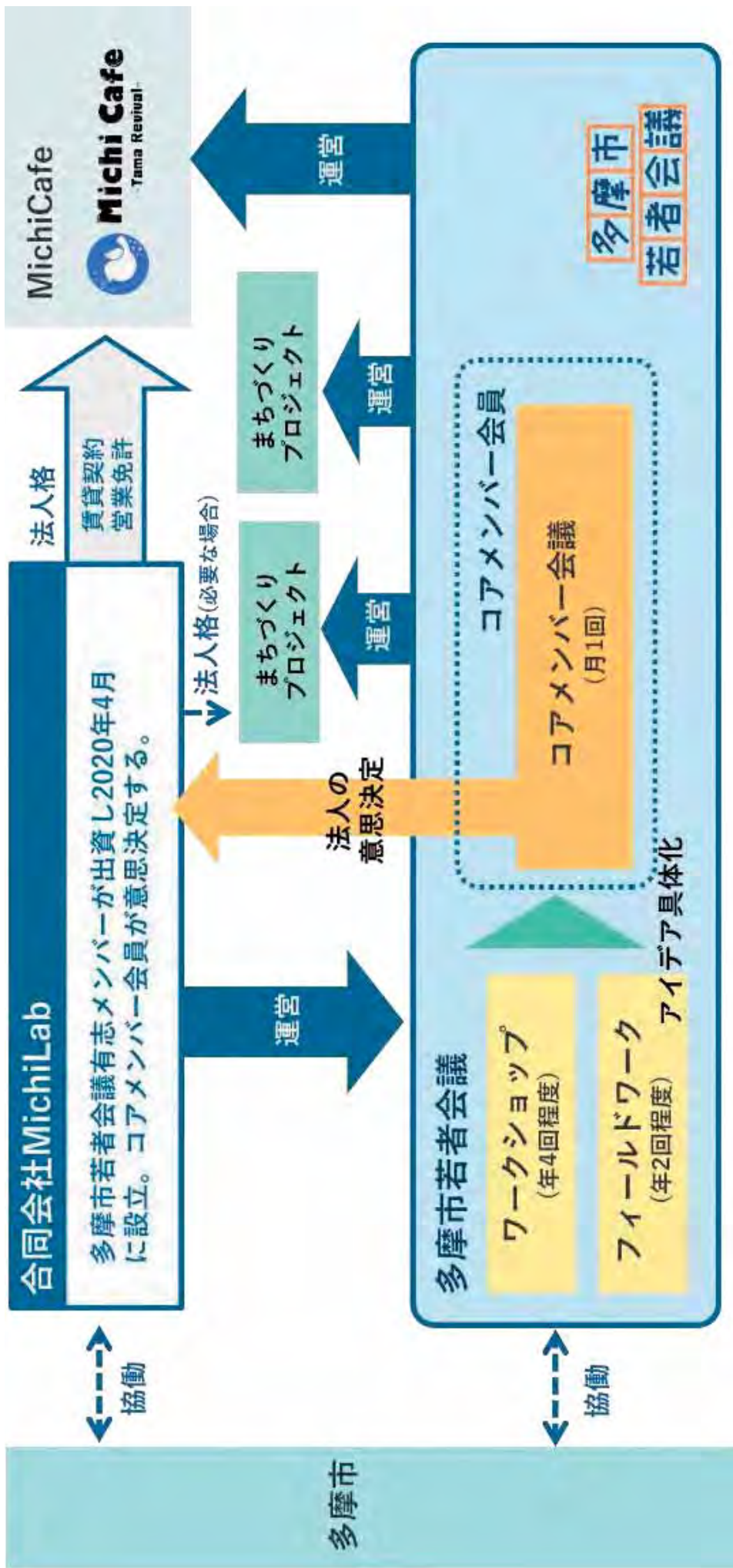
4 若者の地域参加・行政参画につながった

- 若者会議は、アイデアを提案・実践しただけでなく、市と若者の接点にもなりました。
- 市の条例や行政計画の策定、施設の改修等にあたり、「若者の意見」への要請が増えているが、なかなか若い世代の参画を得られない現状があります。若者会議を通じて、市民委員への就任、ワークショップへの参加者を紹介することができました。
- また、令和2年度は、「合同会社MichiLab」と連携して、本市の課題の1つである「若者の地域への参加、行政への参画」に向けて、パートナーとして取り組んでまいります。若者自らが実際に参画して得た経験やネットワークを活かし、若者の参画促進を、ともに研究していきます。



多摩市若者会議 【自立運営 令和2年～】

令和2年4月1日～



従来から実施していた多摩市若者会議の月例のコアメンバー会議を実質的な合同会社MichiLabの意思決定機関とし、**コアメンバーがMichiLabの当事者として参加できる仕組み**としました。
この仕組みは今後もブラッシュアップしていきます。

1 多摩市若者会議（ワークシヨップ）の開催

● 令和2年度から若者会議のコアメンバーがアシリテーターを担当し、ワークシヨップを開催しています。様々なメンバーがアシリテーションを経験しました。

<開催実績>

令和2年度 ① 6月25日、② 9月25日、③ 11月20日、④ 1月15日

令和3年度 ① 6月25日、② 10月8日、③ 11月20日

※ 2年度3年度はオンライン主体

令和4年度 ① 9月25日、② 12月16日、③ 1月20日

※ 4年度はリアル開催



2 実践したアイデア

- 多摩BOOKさんぽ（写真左）
- ハロウィン道中こども110番の家
- ヒトとペットの一次救命勉強会
- 未知畑ハーベスト（貸農園）（写真真ん中）
- へべれけウォーキング（日本酒イベント）
- どうぶつを見ながら絵をかこう！（移動型動物園）（写真右）
- まちなか清掃プロジェクト



3 感染症対策中における活動

- オンライン未知カフィの開催
- 市民団体等のオンライン運営支援
・せいせき音リス・Jsmile八角堂イベント・多摩市役所主催イベント
・神奈川県政策形成実践研究会・全国まちづくり若者サミット（写真右）
・市民団体のオンライン会議・配信支援



4 学校連携

- 若者会議の取り組みや地域活動の意義についての講演や、地域活動の解説するアイデアを具体化するワーク等を実施しました。
- 多摩大学附属聖ヶ丘中学校・高等学校
- 恵泉女学園大学
- 東京都立永山高校
- 東京都立大学
- 帝京大学



1 地域からの期待

- 地域活動の中での困りごとである、若年層の参加
 - 動画やオンラインでの活動展開
- といった視点で期待を受け地域の行事や取組みに参加



2 次世代の活躍の出番づくり

- 音楽やアートの取組みでは新規メンバーの活躍の場に
- 高校や大学生主体事業の実施
地域探究授業などの関わり



UR都市機構様・永山団地名店会様のご協力で商店街の空き店舗を使用しています。

3 外部でのアイデア発信

- アイデアコンペティションへの参加
 - 東京大学チャレンジオープンガバナンス!! (COG)
 - 多摩地域マイクロツーリズムプロジェクト
- 「たまころりん」…多摩市内の飲食店をガチャガチャで盛り上げようとして立ち上がったプロジェクト。ガチャガチャの景品デザイナーになる夢を抱くメンバーが実施しました。



4 市役所・行政との関わり

- ばらあーと多摩市みんなの美術作品展 (障害福祉課)
- 「全国地域づくり人財塾」フィールドワーク・登壇 (総務省)
- 多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会 (児童青少年課)
- 多摩市総合計画審議会 (企画課)
- 多摩中央公園パークマネジメント検討会 (公園緑地課)
- たま気候みらいプロジェクト (環境政策課)



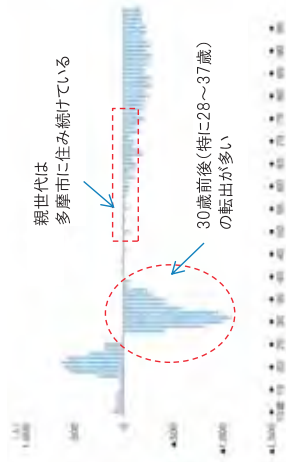
多摩市若者会議 (仮称) 企画案

【企画に至る背景】

1 若い世代の転出による人口減少

○大学入学時期の転入が多い一方で、就職・結婚時期である、**30歳前後(特に28～37歳)**の転出が多い。
○近年、人口は横ばいで推移しているものの、若い世代の人口減少が進んでいる。人口構造の重心が高齢者層へ移ることにより、人口バランスが悪化している。

■2015年に10～99歳のコーホートの、2005年時点との比較



■2015年と2005年の人口比較 (出典:国勢調査)

	2005年 (H17年)	2015年 (H27年)
総人口	145,877人	146,631人 (+754人)
若者人口 (20-39歳)	46,728人	34,131人 (-12,597人)
若者人口割合 (20-39歳)	32.0%	23.3% (-8.7%)

2 若い世代が「住みたい」と思えるような、魅力あるまちになるためには？

■現状

○若い世代が「住みたい」と思えるような魅力が知られていない、または少ない。
→関東在住の20～49歳を対象とした、「SUUMO [関東] 住みたい行政市区ランキング2017」によると、3年連続で順位、ポイントともに低下している。

SUUMO [関東] 住みたい行政市区ランキング2017

多摩市の順位	ポイント
2015年	63位
2016年	71位
2017年	85位

※多摩地域26府中上位の市：武蔵野市 (14位)、立川市 (26位)、三鷹市 (34位)

■住みたいまちに選ばれるには？

○「街自体に魅力があること」、「街の魅力を伝えること」の両方が重要
○街の魅力とは、ハードの魅力 (交通・商業・街なみ) とソフトの魅力 (人・コト・ストーリー) があるが、それぞれの魅力を引き出し、メディアやSNS等で広く発信することが重要

■どう街の魅力を伝えるか

○まちの魅力の浸透経路は「認知」→「興味」→「検索」→「行動」→「共有」といわれる。まずは「認知」してもらうため、「まちで話題をつくる (＝メディアやSNS等で広くシェアされるネタをつくる)」ことが重要

○「発信力の高い人や「共感を呼べる人」とつながり、そのネットワークを活かしてまちの魅力を発信することにより、人が人を呼び込む状態をつくり、点から線へ、線から面へとネットワークが広がっていく状態が理想

3 若い世代のまちに対するニーズ分析 ～働き方、価値観、つながりの変化～

(1) 働き方の変化

- ① 共働き世帯が増加
 - ・郊外よりも都市の便利な場所に住みたい。
 - ・人口減少下においても住宅の資産価値を向上させたい。
 - ・結婚、出産のタイミングで親のサポートを受けられるため、地元に戻りたい。
- ② 場所や時間にとらわれない働き方へのニーズの高まり
 - ・インターネットを使って、自宅やカフェなど地元で働くことで、ワーク・ライフ・バランスを実現したい。

(2) 価値観の変化

- 継続する不況と将来への不安
 - 自分達の手で「社会に役立ちたい」と想う若者の増加 (ボランティアやソーシャルビジネス等への関心の高まり)
 - 身の丈志向、節約志向

(3) つながりの変化

○ コミュニケーションの輪が広がりは活発になる学生時代に、インターネットだけでなく、SNS等のコミュニケーションツール、サービスが登場し、進化した。

→ 特にSNS (Facebook, Twitter等) の普及により、小学校～大学時代の仲間とゆるいつながりを持っている (SNS等を通じて近況は知っているが、実際には会っていない)。

→ 面白いものがあれば、自らSNSで情報発信し、仲間と共有したい。

■平成元年 (1989年) 生まれの情報環境の変化 (現在28歳)

2006年	17歳	Youtubeが人気、mixiが流行
2009年	20歳	Twitterが流行
2010年	21歳	スマートフォンがヒット
2011年	22歳	Facebookが流行
2012年	23歳	LINEが流行

■取組状況

- 昭和の時代から、市民と行政の「協働」を意識し、「市民主体のまちづくり」を推進
 - 平成16年には「多摩市自治基本条例」を策定し、当時は市民参画度で全国1位を獲得
 - 市民活動が活発…NPO法人数 (人口10万人あたり) は多摩地域26府中3位 (平成29年2月時点で60団体)
 - 市内、近隣大学 (計9大学) と「連携協力に関する基本協定」を締結し、様々な分野において、大学の知的資源や学生の行動力を活かした、官学連携による取組み推進

■課題

- ×若い世代の参画が、マンパワー不足 (人手不足) を補うようなイベント等に偏っている。
- ×若い世代の声をまちづくりに反映する機会が少ない。
- ×若い世代が、「多摩市で何かしたい」と思ったときに気軽に相談できる場が少ない。

→若い世代の参画が少なく、若い世代の持つポテンシャルを活かしきれっていない。

【取り組みの方向性】

- 若い世代の人口減少、特に30歳前後の世代の人口減少を抑制していくための取り組み (転出の抑制、転入の促進) が急務である。
- そのためにも、若い世代が住みたいと思えるようなまちづくりを進めていく必要がある。具体的には、「ハード面」と「ソフト面」の両方において、「訪れてみたい」、「住んでみたい」と思えるような魅力を創出するとともに、その魅力を広くメディアやSNS等を通じて発信することが重要である。
- そのうち、ソフト面での魅力を向上させるための取組みとして、若い世代のまちに対するニーズを活かした形で、「多摩市にゆかりのある若者が一同に会する場」=「多摩市若者会議」を設置する。

多摩市若者会議（仮称）実施計画（案）

【ミッション（目指すまちの姿）】

「ベッドタウン」からの脱却。目的地的なるまちへ。

【事業の概要】

「ベッドタウンからの脱却とは…都心へ通勤する人々が住む閑静な住宅地「ベッドタウン」としてのイメージを刷新すること
目的地的なるまちとは…市外から30歳前後の世代が、「訪れてみたい」と思えるような魅力をつくり、発信すること

○多摩市にゆかりのある、39歳以下の若者（市外在住者を含む）が一堂に会する場をつくる。
○未来志向の対話を通じて、多様な知恵の融合による化学反応を起こし、これまでにない独創的なアイデアを生み出す。
○アイデアを出して終わりではなく、提案者である若者が自らプロジェクトを企画・立案し、実践していくことで、「ミッション（目指すまちの姿）」の実現に近づけていく。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	H29年度	H30年度	H31年度
①多摩市若者会議で企画・立案され、実行に至ったプロジェクト合計数	2事業	4事業	6事業
②多摩市若者会議のSNS（Facebook、Twitter等）フォロー数	100人	200人	300人

※上記のKPIを達成することにより、「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標2：「①滞在人口（休日）及び②若い世代・子育て世代（20～40歳代）の輸入数の増加に繋がるものとする。

【想定されるプロジェクト】

分野	プロジェクト	分野	プロジェクト
スポーツ&観光	⇒市内回遊型スポーツイベント（日本一長い遊歩道を使ったマラソン大会） ⇒ランニング&サイカスステーション×食による観光まちづくり	ワーク&ダイバシティ	⇒若者が憩える場所、コミュニティの拠点づくり（街のシェアスペースなど） ⇒市内カフェ等でどこでも働ける多摩市「プロジェクト」 ⇒パークライフバランスプロジェクト（多摩市の強みである公園・歩車分離と働ける場のPR）
イベント&まちの魅力	⇒ゆめがのアニメなど、サブカルチャーの魅力発信プロジェクト ⇒多摩ニュータウン魅力発信プロジェクト（PR動画・キャッチコピー作成、外国人と街中交流、団地でプロジェクトマネジメント、空き家リノベーションプロジェクトなど）	みどり&健康都市	⇒都市を耕すエデュル・シティプロジェクト ⇒レモンのまち、ブルーベリーのまちプロジェクト ⇒公園活用プロジェクト（マルシェの開催、オープンカフェ、緑道ウォーキング、ピクニック、緑陰読書など）

【メンバー】 ※募集方法…SNS（Facebook、Twitter等）、たま広報、大学・企業等への声かけ、キーパーソンへの声かけなど
■コアメンバー（10人程度）

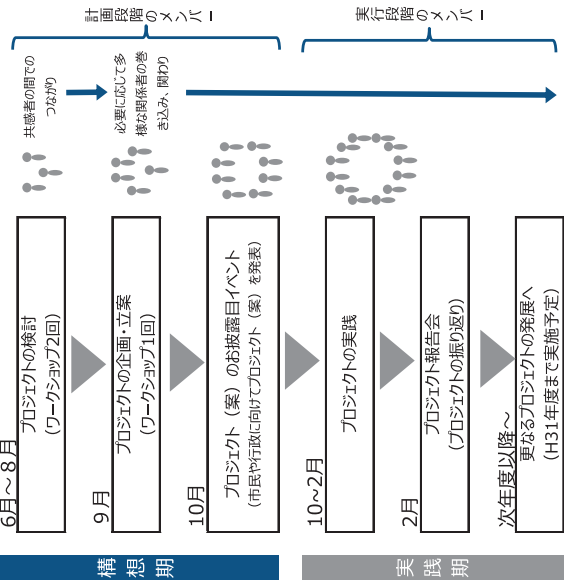
・大学生（近隣大学等、1、2年生中心） ・コアメンバー（近隣大学等、1、2年生中心） ・大学生（近隣大学等、1、2年生中心） ・社会人（～39歳） ・市若手職員（～39歳）
--

任期：平成29年4月～平成30年3月まで（更新可）※委嘱状の発行
内容：会議のコンセプトや内容の企画、SNS等を通じたPR、当日の運営、プロジェクト実践のサポートなど

【メリット】

■参加者にとってのメリット	■市にとってのメリット
① プロジェクトで成果（実績）を生み出すことを通して、多様な価値観に触れ、考え方の変化につながる。 ② 参加者同士の強いつながりや、地域でのネットワーク、コミュニケーションができる（多摩市での活動基盤ができる）。 ③ モチベーションが上がることも、本人自身の自信が身につく。	① 若い世代の視点を活かしたまちづくりの促進（新たなまちの魅力創出、発信） ② 市民との対話の場をデザインする、フシリケーション能力を持った職員の育成 ③ 参加者とのネットワーク構築による官民連携等の促進

【取り組みイメージ】



【取り組みを進める上でのポイント】

- 行動原則は、「自分が楽しめる」、「まちの課題を解決できる」、「採算性があ事業が継続できる」の3つ
- ソフト面の取組みを対象とする。活動の場づくりなどハード更新は、民間企業や行政の役割で、市民はソフト更新の担い手という位置づけ
- 市は、会場の提供、広報、プロジェクト予算の確保など実現に向けて全面的に支援する。ただし、原則として補助金による支援はしない。
- プロジェクト予算の確保にあたっては、地方創生交付金の獲得も視野に入れる。
- プロジェクトの実践は、メンバーだけでなく、多様な主体（NPO等）とも連携していく。
- 2年目以降は、メンバーの入れ替わりも想定して、新たにメンバー追加募集も行う。

【スケジュール（6月～10月）】 ※各回の1～2時間前、有志の参加者で、会場周辺のまち歩きを実施する。

時期	回数	時間	想定人数	内容
6月	【第1回】 ワークショップ	2.5H	40人	・テーマは設定しない、枠にとらわれない多様なアイデアを出していただく。 ・ブレインストーミングにより、アイデアの種を生み出す。 ・原則として、応募者は全員参加可能とする。
7月	【第2回】 ワークショップ	2H	80人	・第1回のワークショップから複数のプロジェクト（案）を出し、プロジェクトごとに発案者がリーダーとなり賛同者チーム（分科会）をつくる。 ・第3回目までのまち歩きを企画するワークショップ
8月	※必要に応じて、プロジェクトの内容を深めるため、フィールドワークの実施（市職員による案内等） 【実施案】・多摩ニュータウンまち歩き（プリリア多摩ニュータウン、諏訪名店街見学） ・聖蹟桜ヶ丘まち歩き（映画「目」をすませば「ロケ地めぐり」等）			
9月	【第3回】 ワークショップ	3H	80人	・アイデアのまとめ ・実際に歩いた感想を踏まえて、事業計画を組み立てる。
10月	【第4回】 お披露目イベント	2H	200人	・事業計画（案）の発表 ・市は、その提案を受けて、どのように実現するのを考えていく。 ・意思決定者、協力者、顧客を巻き込み、実践者を募る

【実施場所】

- テーマに沿った内容で、未来志向の対話ができる場所
- 多摩市の魅力を広く知っていただくため、毎回異なる場所（駅）で実施する。
- コリア多摩センターホール ■パルテノン多摩 第一会議室 ■永山公民館ヘルプホール ■多摩永山情報教育センター展望サロン ■関戸公民館ウィークホール・大会議室 など

第3章 若者自らの取り組み

「NPO 法人 neomura (東京都世田谷区) の取り組みについて」

新井 佑 氏 (NPO 法人 neomura 代表理事)

松井健太郎 氏 (同 監事)

(第2回研究会でご講演いただいた内容をご確認いただき掲載しています。)

1. はじめに

NPO 法人 neomura は、世田谷区を用賀を中心にさまざまなまちづくりの活動をしています。neomura という名前のおり、新しい (neo)、ムラ (mura) ということです。ただ、昔の村社会を「変えてやる」という感じではありません。どちらかといえば、今までの古き良きものを現代版に再構成、あるいは再解釈し、アップデートしていく。われわれはそういうようなスタンスをとっています。だから、既存の地域の方々との対話はとても重要視していますし、対話から多世代が交流して新しいものを見つけ出していく考えで取り組んでいます。

2. 活動内容

(1) 最初はゼロイチから祭りを開催

活動内容については、「遊び事」、「暮らし事」、「学び事」、「仕事」、「ワイワイ事」の5つのカテゴリーに整理しています。

1番目の「遊び事」ですが、私がこの活動を始めたのがまずお祭りでした。まだ大学2年生のときでしたが、用賀で完全にゼロイチでゲリラ的にお祭りを開催したのです。そもそも私自身は当時、まちづくりに対して興味がなく、バンド活動をしていた関係で地元の用賀で仲間たちと音楽イベント的なことをしようというのが最初のきっかけでした。ただ、地域のなかで場所の許可などを取るためにさまざまな方々のところへ行脚したわけですが、そのなかで次第にかたちがお祭りへと変わっていった経緯があります。

当時は大学生ということもあって、学生主体のお祭りというフレームワークができあがり、それが今の用賀サマーフェスティバル(毎年8月末開催)に通じているということになります。学生主体とは、学生が企画をし、制作物も学生が自らつくり、当初はお金を集めるのも学生が営業活動も全てしていました。なお、現在は後ほど述べますが、「チーム用賀」というコミュニティを交えながら多世代でサポートも行っています。

現在、用賀サマーフェスティバルに関わっている学生たちは、企画スタッフが約30名、当日に100名ほどが動いています。そして祭りへの来場者数は1回目(2005年)が100名程度だったかと思いますが、今や約1万5000人もやってくるイベントに仕上がっています。

学生については、近隣大学の授業の一環で関わるケースもあります。ただ、学生は3年生になれば就活が始まり、そして卒業していきますから、直接関わるのは1~2年程度と流動性は高いです。けれども、こうした地域の祭りに継続的に関われる環境があることで友達の友達というようなネットワークができています。

(2) 学生を核に多世代で支え合う

用賀サマーフェスティバルのイメージとしては、文化祭をまちでやっているというような感じだと捉えてください。例えば今回だと、中学生が司会をやったり、高校生が企画した屋台をしたり、小学生が小学生のためのブースを考えたりもしています。ただし、そのエンジンは大学生です。その周りを大人たちがサポートできるような仕組み(オトナインターン等)も整えており、大学生を核としながらも、多世代で地域が支え合いながら成り立っている構図が今はできあがっています。

最近では閉塞感などから若者の自己肯定みたいところが社会課題となつていますが、学生にはとにかくやりたいことを全力でやってもらいたいというのが、われわれの最初からの思いです。大学で勉強したことが社会で本当にできるかどうか。そういう思いの学生には、治外法権ではないけれども、用賀ならば何でも試すことができる。そのように認識してもらえるところにしたいと考えています。

例えば、「建築が好きで何かつくってみたい」という建築学科の学生がいたことから、「用賀に来たら、大工さんや工務店を紹介してあげるから、一緒にやろうよ」と。そして実際に **BAR** を建てる時に関わってもらいました。そのほかでは、仮想通貨に興味がある学生の声に応え、サポートメンバーを集めて日本初のお祭りで使える仮想通貨もやりました。また、「プログラミングを授業で習ったけれど、それをアウトプットする場所がなかなかない」という学生もおり、そういう場を提供するようなこともしています。

(3) 作戦会議の場を設置

こういったお祭りの開催など「何かをやろう」というときには作戦会議をします。でも、当初は数人で室内でしていたため、われわれの顔が見えるのは開催日の2日間だけという状況でした。その当時は話し合うような場所を自分たちで持とうなどとはまったく思っていなかったのです。基本的にはマクドナルド等でミーティングをして当日を迎えるという感じだったのです。

でも、そのように1年のうちで限られたときにしか顔が見せられないのはもったいないという思いになり、開催に向けたプロセスも見せられるようにでき

ないかと。そして地域との関係性が築かれていくなかで、商店街の方から「じゃあ、ここを使ってみたら」と提案をいただき、商店街の一角にそうした場を構えることにしました。

それが今、用賀のコミュニティプレイスと位置づけている飲食店の「neobar（ネオバル）」です。2023年からは会員制コミュニティバルとして運営しています。そこで祭りのときなどは学生たちを中心に顔を合わせて企画を練ったり、地域とのコミュニケーションを図ってまちとの関係性を築いています。

なお、もともとこの場所は「neochi（ネオイチ）」という名称で物産店をするところからスタートしました。しかし、結果的に赤字になってしまい、業態変更をしたという経緯があります。そのときに僕たちの本質はものを売るのではなく、対話やコミュニケーションを通してまちとの関係性を育んでいくことだと気づきました。

3. 地域コミュニティ「チーム用賀」が誕生

(1) 飲み会をベースに関係性を育む

この「neobar」では当初、友達同士の飲み会の場くらいのレベルだったのですが、それをもう少しきちんとしようということで月に1回、定期的に飲み会を開くようにしました。それをわれわれは定例会と呼んで継続的にやっています。そのほかにも75歳のおばあちゃんにみそづくりを学ぶようなワークショップ等も開催しています。

また「neobar」では、月、火、水、木、金、土のそれぞれで店長制を敷き、「月曜日の担当は誰々」というようなスタイルをとっています。仕事の傍らで週1回の店長をするのは大変なのですが、そうやって高い頻度で関わっていくなかで人と人との輪がだんだんと広がっていき、そこから「チーム用賀」というコミュニティ（Facebook 地域コミュニティ）も生まれました。

今、「チーム用賀」には約2100人（2023年6月15日現在）が所属しています。「neobar」に来た人たちに声を掛けて入ってもらおうケースも多いため、用賀に住んでない人でも何かしらの個人的な関係性を持って入ってきてくれます。用賀サマーフェスティバルが始まったときと今とで大きく違うのは、この「チーム用賀」があるかないかではないかと思えます。

「チーム用賀」では、基本的には飲み会などをやり、みんなでたわいもない話をしているわけですが、でもそれが重要なポイントだと見ています。最近はそのような個人的に雑談ができるような機会ってあまりないのではないのでしょうか。例えば「夕日がきれいだったね」、「新しいお店ができていたよ」、「昨日、電車を乗り過ごしてしまったんだ」など、それほど重要ではない会話を気楽にできる。地域にそうした場があるからこそ、今の関係性が育まれているのではないかと

感じています。

われわれはこの「チーム用賀」を地域のcommonsとして掲げています。だから、neomuraが主要管理人ではあるものの、別にneomuraのものではなく、「みんなで自由に使ってください」という話をしています。ただ、commonsという概念を商店街の方々にお伝えしても理解していただきにくい面もあり、結局、「何かあれば、neomuraを通してください」ということになったりもしていますが、こういうものが今はできあがってきています。

(2) 楽しくゴミ拾い

「チーム用賀」のみんなが集まってすることは基本的に飲み会が多いのですが、人は飲んでばかりいるとどこかに引け目を感じるというところがあり、ちょっといいことをしようと。そこでゴミ拾いだということになり、「チーム用賀」のなかでスピノフ的にゴミ拾いのチーム「用賀 BLUE HANDS (ブルーハンズ)」を結成しました。

「BLUE HANDS」のブルーというのは軍手の色です。そもそも用賀駅のホームのタイルの色が青で、われわれはそれを勝手に「用賀ブルー」と呼んでいたことから、コーポレートカラーみたいなイメージで青色の軍手を使い、「用賀 BLUE HANDS」だと。

「チーム用賀」は今、多世代ではあるのですが、「BLUE HANDS」を始めたころは30代の子育て世代がメインで活動をしていきました。土曜日の朝、子どもたちと一緒にゴミ拾いをしていると、本当に楽しく作業ができました。だから、ゴミ拾いが目的というよりは、コミュニケーションのためにゴミを拾うみたいなかたちにだんだんと変容していったのです。

さらに最近は、ゴミを作品化できないかという発想から、みんなで拾ったゴミの中からMVG (Most Valuable Gomi) を1個決めるようなこともしています。MVG に選ばれたものはキャプション化してストーリーを持たせて記録していますが、これを1年間通してやった後には個展もやってみたいと。このようにゴミ拾いを少し面白おかしくできる工夫をしていますが、これを経験した人が移住先でも同じようなゴミ拾いを地域で行うような事例もあり、他地域との関係性もできつつあります。こうした何にもないところにちょっと価値を見いだしたり、スポットライトを当てるのは、neomuraの思想ともすごく近いです。

(3) 地域の学びの場、区と協働でコミュニティ農園

neomuraでは、オンラインの学び合いの場となる「ようがっこう」も行っていきます。何かテーマを決めて地域のみんなで学べるような場をつくろうと。現在は「生き方クラス」、「おしごとクラス」、「循環クラス」がありますが、そのほか

に自主的に勉強会を開催したりもしています。

オンライン授業なので、過去のアーカイブ(ムービー)を見ることもできます。私は地域メディアでこうした住人の普段の暮らし、ストーリーなどが分かることは、とても大事だと考えています。アーカイブを実際に見ても、人それぞれに生きているのだとあらためて感じさせられます。

あと世田谷区と協働事業で「タマリバタケ」という公園付きのコミュニティ農園をやっています。こちらは用賀ではなく上野毛のほうになりますが、溜まり場という居場所的な機能と畑という「農」の部分、これが重なっているようなところ。これは週1回、土日交互で実施しています。

ここはもともと道路代替地のために将来的には何かが建ってしまうかもしれませんが、今は活用できていない土地をどのように有効活用するかというミッションがありました。特に上野毛地区は高齢の方が結構多くお住まいだったことから、こうした地域課題が出てきた。それに対して **neomura** が手を挙げさせてもらい、今、世田谷区との協働事業としてやっています。この協働事業は雑誌に取り上げられるなど注目を集めています。

(4) 地域通貨、現代版「花掛け」も

地域通貨もつくりました。**eumo** (ユーモ) という会社がありまして、その代表を **neomura** の理事の武井(浩三) という者がやっているのですが、そのシステムを使って「用賀ワイワイコイン」と銘打って地域マネーをつくりました。加盟している店舗数はまだまだ少ないのですが、こちらの特徴としては応援したいお店などにチップを乗せられたり、メッセージも送れたりできます。

「用賀ワイワイコイン」を実装した背景には、冒頭の用賀サマーフェスティバルのことも若干関係しています。なぜなら、お祭りはいわゆるイベントなので一過性で終わってしまいます。その「ハレ」と「ケ」をどのように接続させるかという課題がわれわれのなかであって、そこを接続させる解決策の1つとして地域マネーがあるのではないかと。お店の焼きそばでワイワイコインを使い、余ったお金もまちで使えます。これは期限があるものの、そういうかたちでつながっていければいいなという思いで今、いろいろとやっているところです。

さらにこれはノリという感じなのですが、「ワイワイコイン」というものもチーム用賀でやろうということで今、**OEM** でやりつつあります。このように何かプロジェクトをやろうというときに、「チーム用賀」のなかで声を掛ければ、いろいろと人が集まってきて実現していくというようなフォーマットができています。

用賀サマーフェスティバルをみんなで作ろうということでは、現代版「花掛け」もやっています。「花掛け」とは、お祭りなどで「のし」、「金、壺萬圓」な

どと書いてあるもので、それを現代版に再解釈するかたちでスプレッドシートを活用しています。

例えばステージに 40 万円かかるといった場合、4 分割して「10 万円×4」にしよう。そうすると、「じゃあ、ここを買うよ」と言いやすくなります。これを「チーム用賀」に流すと、たった 3 日間で 240 万円ほどが集まりました。今まではサマーフェスティバルに向けて学生がこつこつと営業をしていたのですが、共感経済、応援経済といえますか、「見返りなんていいから、頑張っ」と、「学生が頑張っやっていることに応援するよ」という純粋な気持ちでたくさんの方々から応援をいただいています。

そういう感じで「チーム用賀」と neomura の活動とかが合わさって今、さまざまなプロジェクトが進んでいます。この「チーム用賀」には、カラオケ部やラーメン部、麻雀部などテーマ性のある小さなコミュニティもたくさんできています。

【質疑応答】

Q 私も「タマリバタケ」には時々参加させてもらい、この間は採れたてのカボチャを近くの福祉関係の施設で料理をしていただいたというようなこともありました。ご質問等、いかがでしょうか。

Q 用賀サマーフェスティバルのところで大学生の話がありましたが、卒業後もこの活動に関わっているケースもあるのでしょうか。

A 卒業した後、活動に関わっている人はほとんどいません。最近、わずかにいるくらいです。お祭りに向けては学生主体であることから、あえて「大人は入ってくるな」というようなスタンスをとっています。そのため、卒業したら「じゃあね」というような感じになってしまいやすい面もあるかと思います。でも、卒業後もサマーフェスティバルには足を運んできてくれて、当日は同窓会のようになっています。お子さんを連れてくる人もいて、「ああ、久しぶり」みたいに挨拶を交わして、その後に飲むといったような流れです。

ただ、サマーフェスティバルも 20 年近くやっている間にわれわれも年を取ってくるなかで、若者をいかに地域と交ぜるかといったことも考え始めており、卒業後にもつながりをどう継続させていくかといった文脈へ変わってきてつつあります。今後はやはりそうした方向がいいのではないかと思います。

Q 駅前には大手の企業もありますが、そういったところへもアプローチしているのですか。

A 当初はわれわれも若かったこともあり、さまざまな企業に積極的な営業活動をしていました。ただ、年数を重ねて地域との関係性ができてくるなかで商店街の方などと話し合いながら動くようにしています。やはり商店街の皆さんの協力がないとお祭りができませんから、そこを飛ばして大企業と組むというようなことはできません。地域の皆さんときちんと歩調を合わせながら、またコミュニケーションをとりながらやっていく。これが今の最新のスタイルになっています。

Q 用賀サマーフェスティバル等に関わった学生たちはその後、仕事を選ぶときであったり、政治や公共への関心などで変化はあるのでしょうか。

A 用賀サマーフェスティバルでは毎年 100 人ほどの学生が活動をしていて、それを約 20 年間も続けていますので、私自身も相当の数の学生たちと接してきました。最初はよく分からないまましているような感じなのですが、終わってから会う機会があると、「この活動を就活に使い、希望のところに行くことができました」というような感動のメッセージを毎年のように耳にしています。もちろん希望していたところに行けなかった人もいますが、「この活動で意識が変わってA社ではなく、B社を受けてみようと思います」という学生もいました。

また、なかには就職についてわれわれのところに相談に来る学生もいます。そうした相談を受けた際には、私で終わらせるのではなく、人を紹介したりとよりリアルなほうへコミュニケーションをとれるようにしています。学生はだいたいアルバイトくらいしか経験がなく、仕事となるとどうしてもハードルが高くなります。「1回やってみたら」というようなことがなかなかできないわけです。その実証実験の場を地域に置くことで、学生たちもそこでいろいろと自己表現をしていくなかで成功体験を積んでいけます。そのなかで自己分析をして意識が変わっていく。そのように企業選びのルートがどんどんと整地化されていくような気がします。だからこそ、モラトリアムの 4 年間のこの時期にいかに地域に混ぜ込み、対話し、アクションをさせていくか。この点はとても大事だと思っています。

Q 実社会との接点がアルバイトくらいしかなく、でも、閉塞感もあるなかで「何かしないと」という焦りも出てくる。そうしたときに地域で実際に汗をか

いて体を動かしてみると、それが自信になり、就職への意識も変わっていくと。

A まさにそうです。やはり手触り感がすごく重要なのです。その「自分でやった」というテクスチャーをいかに持たせてあげるか。ここが大事になります。例えば大手飲食店でアルバイトをしたとしても、そこではシステムティックになりすぎてしまっていて、そこで自分の感情をアウトプットできるのりしろがほぼなかったりもします。あとは何か決済を取るにしても、そのプロセスがすごく重層的だったりもするので、そこをもっとシンプルかつミニマムにして、思いついたらすぐにそれができる環境を整えてあげる。そういう場があると、若者たちは輝くはずです。そういうことを考えながら、学生たちと関わっています。

Q 私は専門が NPO の研究ということもあり、過去 5 年間ほどの活動計算書を拝見しますと、ほかの多くの NPO は毎年同じような会計報告しているのですが、neomura は乱高下しています。毎年の事業計画はどのように決めているのですか。

A 先ほど「neochi」で赤字だったという話がありましたが、それをどうにかしようということで 2020 年からは私や理事の武井氏が関わり始めました。なので、2020 年からの数年で財政は健全化しており、その前後で根本的に大きく変わっています。あと、実は今日の話には出てきませんでしたが、商店街との関係性もあり、「neobar」は 2020 年 3 月に 1 回閉じているのです。そこも大きく変わっている点になります。

それと、やはりコロナの影響も受けています。用賀サマーフェスティバルも 3 年ほど間が空いており、2022 年によりやく復活ができました。一番のメイン事業はお祭りなので、これがそもそもなかった 2 年間と今とでは大きく変わっていて、こうしたことが乱高下している主な要因です。ただ、2020 年以降、私などが新たに入って「何かやりたいよね」というエネルギー自体はまた別の意味で増えていき、「neobar」がなかったときに居場所をつくろうということで始めたのが「タマリバタケ」です。事業の変遷という意味ではそのように変わってきています。

Q 人件費がずっとゼロなのですが、事務局体制がどうなっているのですか。

A 人件費については、もともと私や武井氏は「別に報酬とかは気にしなくていいよ」と、「いい活動しているのだから、今のこの状況を立て直すことから着

手しよう」というエネルギーからスタートしています。「立て直しがうまくいったら、またそのときに」ということでこの1~2年はやってきているので、報酬に関してはここまでゼロというのはそのとおりで、払うにも払えない状態だったというのが正しいところです。

ただ、もう1人、平床氏という理事が **neomura** に入ってきたのですが、彼女はそれまでの活動において **NPO** と経済的なバランスの両立の難しさを実感し、それに苦しんできました。だから、何とか人件費は多少なりとも出せるようにしていくという考え方でなければ、よくないよねと。 **neomura** にそういう考え方の人が入ってきたので、いくばくかでも人件費を出せるようにしていこうというようになったのが、**2022年10月**からです。だから、そのときからは一応、人件費は出ています。

もっとも、それほど多くの報酬が出ているわけではないので、今後は世田谷区との協働事業でスケールアップしていき、ここがうまく回り出すと、それなりに労働に見合った報酬が出るのではないかと見ています。どうしても **NPO** だからなかなかドライブできないという部分はありますが、どうにか経済性との両立をさせていきたいと。まさにこの1年ほどはそのことに向き合い始めているところです。

A 今の話の付け足しでいいますと、**NPO** といったら寄付が結構あると思うのですがけれども、**neomura** はこれまでそれをやってきませんでした。取りあえずやりたいことをやっていこうという感じだったのです。でも、最近になって **neomura** を応援してくださるファンの方々を募る「**murafan** (ムラファン)」を立ち上げました。一口 **1000円**の寄付というかたちで、「チーム用賀」の皆さんに声を掛けたりしているところです。

Q この活動を通して人材をプールできているようなかたちですが、こういうすてきな仲間たちはどうやって集まってくるのですか。外から引っ張ってくるのでしょうか。

A 引っ張ってきたことは **1回**もありません。一緒に飲んだり、いろいろな活動をしているなかで、「今日もいつものあの人がいるな」と。そういう「いつメン」と何度かコミュニケーションを図るなかで、「じゃあ、理事やります」というような感じですか。

Q 「いつメン」は何名くらいいるのですか。

A お祭りのときの「いつメン」と、大人たちの「いつメン」は少し違いますが、「チーム用賀」で定例の飲み会をやると、だいたい 30 人前後がいるような感じでした。そもそも私や武井氏はもともと用賀の出身ではなく、近くのベッドタウンに住んでいます。そこでは核家族の世帯が多く、隣の家も知らない。駅から家に帰るまでに知り合いに会うかという、そういうものもない。「たまたまこの地域に住んでいるみたいなことではなく、地域でつながるようなことがあるといいよね」と、ちょうどそういうような話をしていました。

それまでは、山手線のなかに稼ぎに行って、そこで知り合いと飲んで、帰ってきて寝るまちでした。それが「チーム用賀」という地元で飲み会などをやっている、「なんか地元で友達が増えたよね」みたいな流れにどんどんなっていました。そうすると、「この活動をもっと面白くしたい」という熱量が上がっていき、そこにたまたま参加してくれていた人たちも「こんな面白いコミュニティがあったんだ」と。そうしたことが数年続いて定着してくれているような感じでした。だから、やはり活動を楽しくやり続けることが 1 つはキーになっていると思います。

A そうですね、地域活動におけるインターフェースで「楽しい」や「面白い」というのは大事です。それがプライオリティとしては一番上だと。それがなくてプロジェクトから入ってしまうと、何かビジネス的になってしまいます。私は名刺交換を 1 回もしたことがないし、名刺も持っていません。肩書やステータスなどではなく、人と人から生まれる関係性。われわれはその関係性を構築できる場をつくるというミッションがあります。だから、そういう魅力ある雰囲気をつくって「あそこに行くと何か楽しいんだよな」と。そうしたなかで人とのつながりができていくという強い基盤が地域にあれば、コミュニティや関係人口、さらには防災といった文脈にまできちんと昇華していけると考えています。

Q neomura の運営者は、そうした「いつメン」の人たちが 100% で構成しているわけですか。

A NPO としての neomura のメンバーは全員がそうです。

Q NPO を立ち上げのころからのメンバーは何名くらいいますか。

A 最初からでいうと、私だけでしょうか。

A 引っ越しや子育てなど人生のフェーズが変っていくなかで抜けていく理事もいます。

A 理事任期も今は 1 年間にしています。入ったら沼のように抜けにくい感じにはしたくなくて、誰もがもっとフットワークを軽くやっていけるようにしたいと。私自身も海外に少し住みたいと思っているので、海外に行ってまた戻ってくるといったことも今後にあるかもしれません。そういう行ったり来たりできるフレキシビリティも取り入れて、ライトかつカジュアルに地域活動をやっているようなデザインを描くことがすごく大事だという気がしています。

Q そうすると、逆に心配なのが、新井さんや松井さんがいなくなってしまうと、どうになってしまうのかと。

A そうなっても、少しキャラが変わるかもしれませんが、何とかなるでしょう。実際に今までの長い年数のなかで地域とのつながりは深くなり、情報もたくさん持っています。そして別に引き継ぐというわけではないですけど、私だけで地域の対応をしていたものを松井氏などにもやってもらうなど、その窓口的な接点を多様化しつつあります。そのことで外からもいろいろなキャラクターの **neomura** が見えるのでしょし、総合的に **neomura** の提案ができるのではないかと考えています。今はそうしたことを少し意識的に増やそうと。それを理事だけではなく、コアメンバーや飲み友達にまでうまく共有していければ、みんなでつくるまちという意識がより高まってくると見えています。属人的になるのはあまりよくないです。

Q でも、こうした活動というのはどうしても属人的になりがちですね。

A なりがちです。だから、仕組みでカバーすべきです。ただし、インターフェースを増やしても、その対話量が少ないとだめです。私としてはその対話量を増やすようにどのように組み立てていくかが大事だと考えてやっています。

Q 法人格を取ったのは 2016 年ですが、当時だと株式会社や一般社団という選択肢もあったかと思うのですが、どうして **NPO** 法人を選ばれたのでしょうか。

A 理由は、私に知識がなく、世の中に対して何かいいことをやろうというときのキーワードが「NPO」しか出てこなかったのです。最近は「お金集めをしなければ」という話も出てきているなかで、「株式会社 neomura をつくろう」という声もあります。仲間が増えてくると、そうした知識もついてきます。

Q 人口などを踏まえると、地域でコミュニティ活動をしていくときに neomura の規模としては今、ちょうどいいのでしょうか。それとも、もっと大きくしていきたいのか。活動を継続していくと考えた場合、その辺はどのように捉えていますか。

A それほど大きくなくてもいいのかもしれないと思います。コアなメンバーの入れ替わりはあるでしょうし、一時的に活動量を減らす人も出てくるでしょうけれども、10人~20人の理事で運営するというのはちょっとイメージが湧きません。

A 私も同じような意見で、必要以上に大きくする必要はないと思っています。必要以上に大きくしてしまったから、世の中を見ていると、変なふうになってしまっている部分もあります。先ほど申し上げたとおり、手触り感、テクスチャリティが感じられる範囲内というのが基本的に大事だと考えています。

ただ、企業の方などと話をしていると「将来的に認定とかを目指してもいいんじゃないか」というような話が出たりもし、そういう文脈には乗っかりたいという思いはあります。だから、規模というよりも、相對しているコミュニティの皆さん、課題を持っている皆さんに対してどのように応えられるかに重点を置き、その手段として大きくなる必要があるならば、積極的にしていきたいとは思っています。

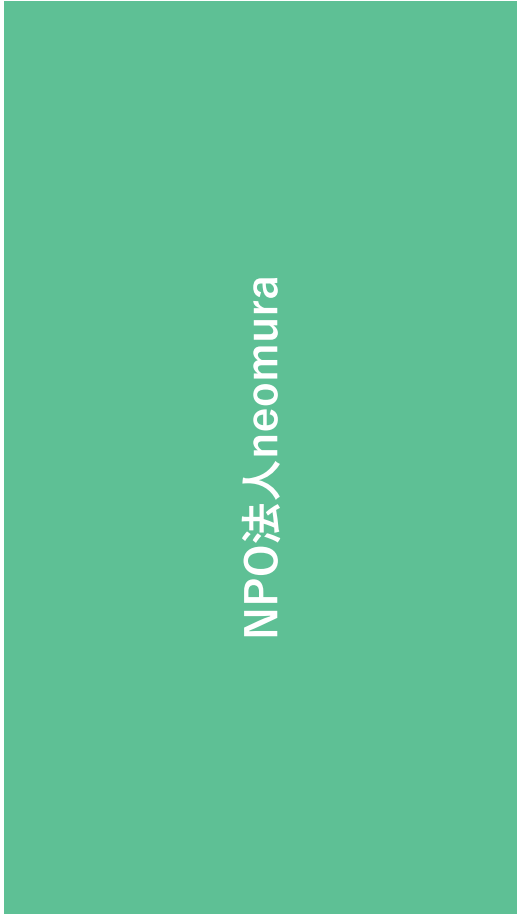
Q 関わっている人にどう応えていくかと。

A そこはすごく大事だと思います。マーケットとして見てはいけないと。そこで暮らしている人たちの人生、生活をどのようによりよくしていくのか。それを一緒に考えて寄り添っていく。その点が本質的にすごく大事です。その結果、大きくなるのはよいのではないかと思います。

Q 私も「タマリバタケ」に何度か足を運ぶなかで、今言われた手触り感を強く感じました。さらに行く度に毎回異なる人が来ていて違う手触りを感じられ、キーワードとして出ていた「楽しさ」も体感できました。そういうところから

広がりが増えていくのではないかという印象を持ちました。

この研究会は、若い世代の人たちを中心に地域への参加や協働というよう
なところをどのように考えていけるかをテーマしていますが、**neomura** では
ほかに例がないような取り組みも多く、大いに参考にしていきたいと思いま
す。



私たちが目指すこと (neomuraは法人というより概念)

neomuraを、みんなで作る。

we create neomura.

自分のまちだから、自分が好きなまちにしたい。

自分たちのまちだから、みんなが笑顔になれるまちにしたい。

私たちは地元である用賀をフィールドにして、そんな想いの両立にチャレンジします。

neomuraとは、neo (新しい) mura (ムラ社会) のこと。

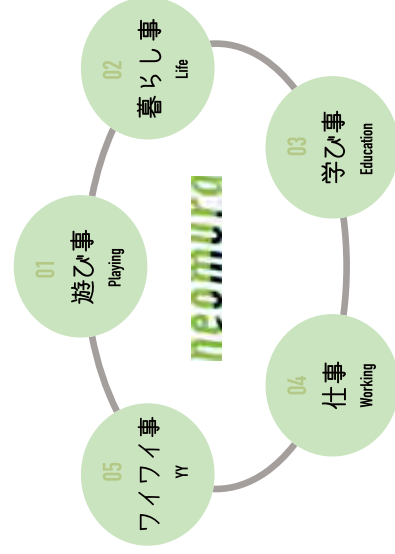
ステキなまちを築いてくださった地域の方々に最大限の敬意を兼ねながら

個人と地域社会のつながりを大切に、みんなでまちをつかっていければと考えています。



活動内容

活動内容



活動内容詳細①

学生主体の夏祭り / **用賀サマーフェスティバル**



いつ?	毎年8月最終週の土日の2日間
どこで?	用賀くすのき公園周辺
誰が?	用賀にゆかりのある学生たちが主体となって
なぜ?	若者の地域における自己表現支援・用賀活性化

youga-festival.com

活動内容詳細②

用賀のコミュニティブレイス『ネオバル』 / **neobar**



いつ?	-
どこで?	用賀4丁目3-13 (※オープン時のみ)
誰が?	チーム用賀のみなさん
なぜ?	地域活動や懇親の場づくり

facebook.com/groups/yougacommunity

活動内容詳細②




決まっているのは、みんなでつくる、**奈良町のコミュニティブレイス。**

neobar today's master



活動内容詳細③

facebook地域コミュニティ / **チーム用賀**

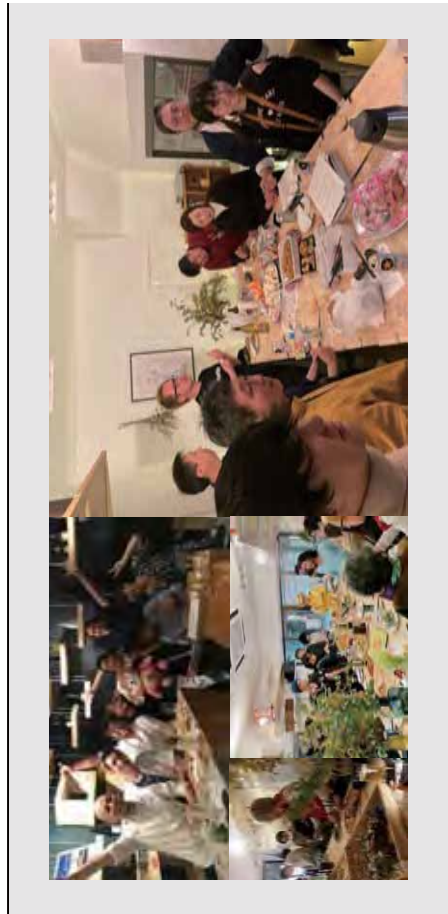


いつ?	-
どこで?	Facebook
誰が?	neomuraが主要管理人
なぜ?	用賀に縁のある関係人口創出

2023.06.15現在：2,082人

facebook.com/groups/yougacommunity

活動内容詳細③



活動内容詳細④



／用賀で楽しくゴミ拾い／

用賀BLUE HANDS

sponsor



いつ？

毎月第1週の土曜日(10:00-11:00)

どこで？

用賀くすのぎ公園周辺

誰が？

用賀にゆかりのある人が子どもと一緒に

なぜ？

地域コミュニケーション促進支援・地域美化

neomura.or.jp/blue-hands



活動内容詳細④

Youga Blue Hands

MVG-003



バスがほしいです！
I want a bus!
10/10/2018
10:00
11:00




活動内容詳細④

Matsudai YAGIRO Hands

MVG-001



毎日ゴミを拾うボランティア隊
10/10/2018
10:00
11:00




活動内容詳細⑤



地域で学び合い /

ようがっこう



いつ?	月1回程度 ※不定期
どこで?	オンライン / neobar
誰が?	用賀にゆかりのある人たちが
なぜ?	地域における学びの機会の提供

 neomura.or.jp/yougakkou

活動内容詳細⑤













活動内容詳細⑥



チップを払っていきつけの飲食店を応援できる /


用賀ワイワイコイン





いつ?	—
どこで?	ワイワイコイン加盟店で使用可能
誰が?	—
なぜ?	お祭の賑わいを日常に接続・地域経済循環

 neomura.or.jp/yycoin

活動内容詳細⑥







活動内容詳細⑦

地域飲食店への販促支援策 /

ワイワイワイン・ワイワイエール



いつ?	-
どこで?	neobar
誰が?	-
なぜ?	用買の飲食店支援

neomura.or.jp/yycoin

活動内容詳細⑦



活動内容詳細⑧

公園付きのコミュニティ農園 /

タマリバタケ



世田谷区 協働事業

いつ?	週1回 (10:00-12:00) ※土日交互
どこで?	上野毛地域 (上野毛3-25)
誰が?	上野毛地域の方々を中心に世田谷区さんと
なぜ?	都市農地の確保・地域コミュニティ作り

neomura.or.jp/tamari-batake

活動内容詳細⑧



活動内容詳細⑧

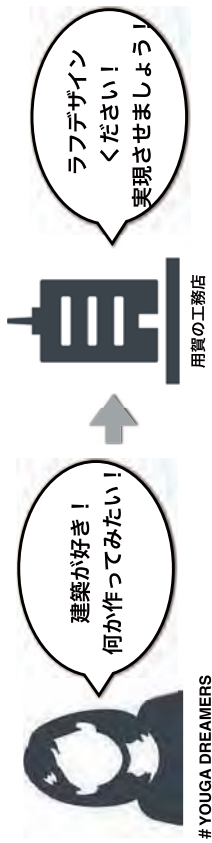
せたがや
YUDA SUMMER FESTIVAL
タマハバタの日記 5月
タマハバタの観察
タマハバタの栽培
タマハバタの収穫



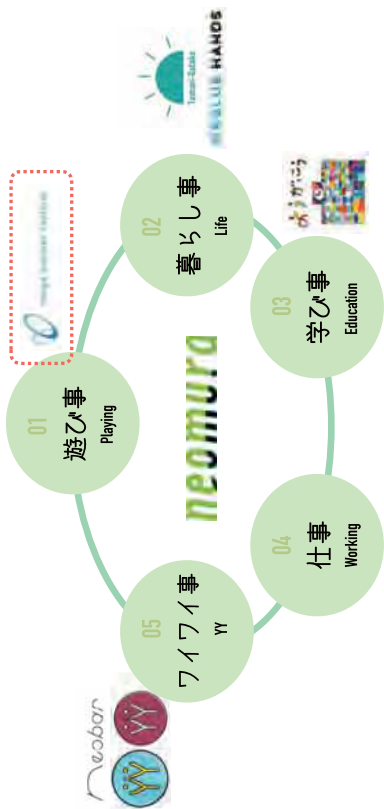
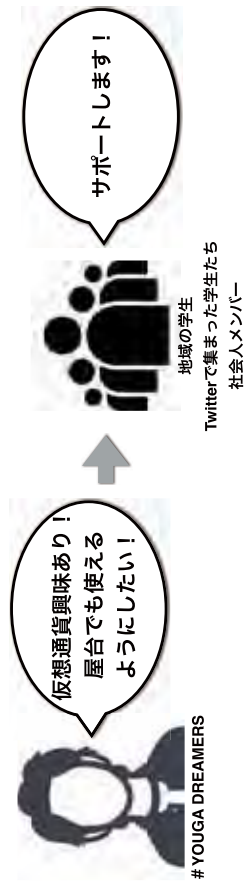
用賀サマーフェスティバル



DREAMERS CASE 1.

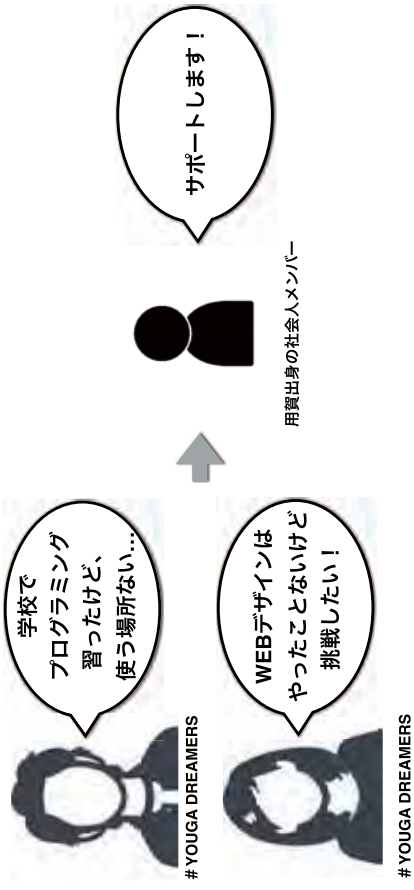


DREAMERS CASE 2.

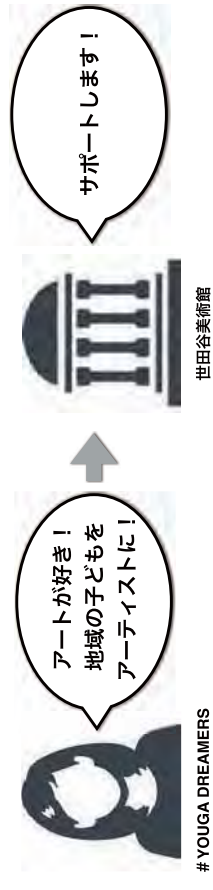


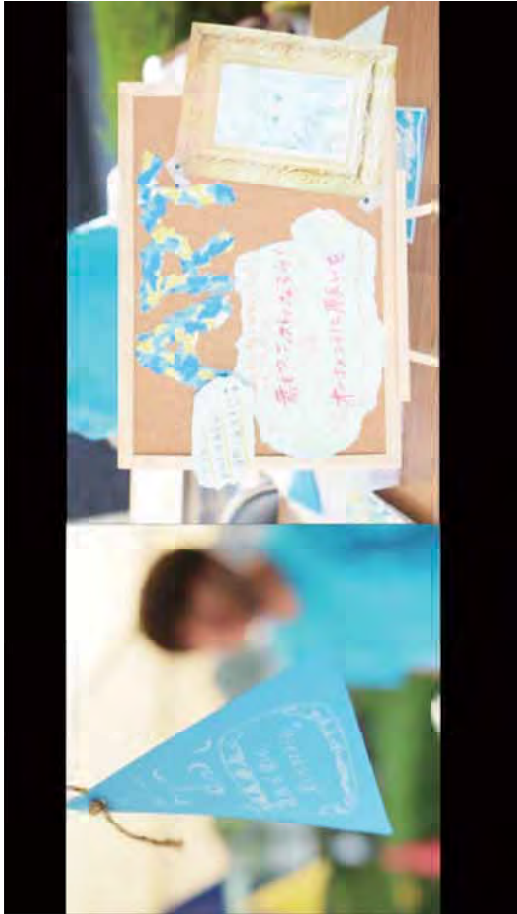


DREAMERS CASE 3.



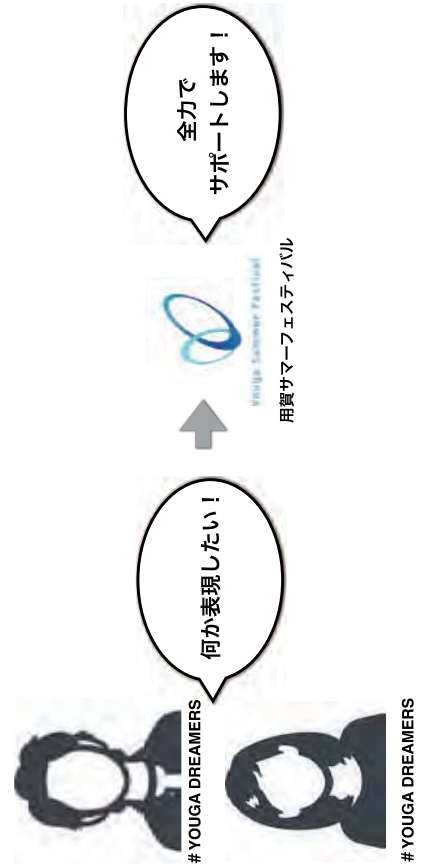
DREAMERS CASE 4.



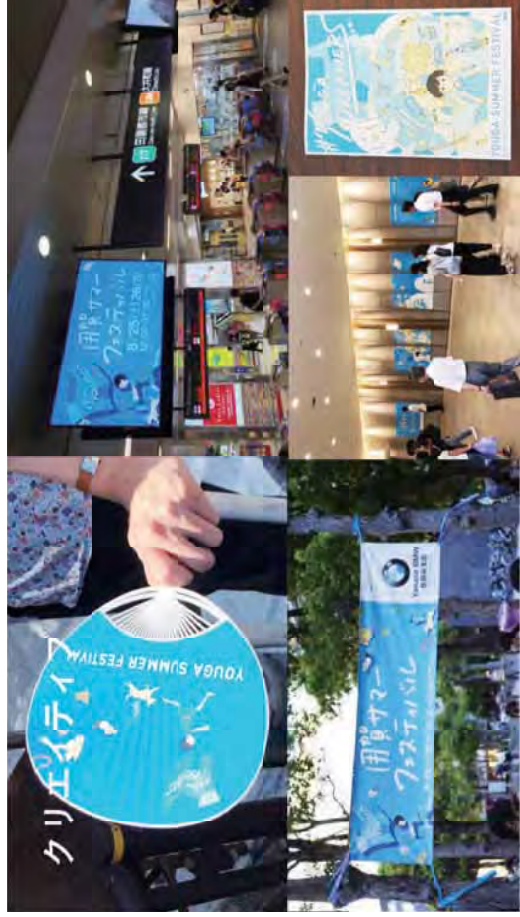


用賀は、「夢だめし」の街。マジシャン、お笑い、仮想通貨、移動式遊び場、デザイナー。夢を描き進もが体験したことはないものに挑戦する若者が出店してくれました。

DREAMERS CASE 5.







お祭りも結局まちなの方々と
関われるのは、当日だけ。

それなら、NPO法人を作って、
年間通して活動をしていきたい。



■ [neochi] のコンセプト

おいしいジモト、見つけたぞ。



[neochi] は名前の通り、「おいしい(中身)」を意味します。もともとは地元のお祭り「用賀サマフェスティバル」を運営している学生団体だったのですが、より地元に関与するために昨秋の月に物販店「ヨウガサマフェスティバル」をオープンしました。スタッフの方は用賀出身の方もいらっしゃいますが、用賀は外の方も、「家運が伝人である」「お祭りに入りの店がある」など「この用賀が好き」という気持ちがあれば「ジモト」になる、そんな考えから皆人の強い思いを感じました。

テーマは「おいしいジモト」につけて、「全国」のジモトの食材を、用賀から全国のジモトまで届けるかを考え、スタッフ自ら足を運び厳選したグッズが展開されています。



チーム用賀



●まちの掲示板

新店舗、イベントなどまちの情報だけでなく日常の風景や雑談まで



●現代版「花掛け」

用賀サマーフェスティバルを、みんなで作る。



No.	クラブ名	クラフリーダー (敬称略)	リレーから一語	クラブURL	備考
1	用賀BLUE HANDS Y (ゴミ拾い活動)	尾花 (https://www.facebook.com/bluehandsy/) Fukoku (https://www.facebook.com/bluehandsy/)	毎月日曜日に「用賀」家の周りのゴミを拾おう！ - 次回は2024年AM 用賀を元気でまよませよう！	https://www.facebook.com/bluehandsy/	各自コロナ対策を各自の上で御取扱い下さい 今夏暑い季節になります。一息も休まず本職コロナの予備！！
2	トクニック部	名田 (https://www.facebook.com/tonicclub/)		今のところ無し	
3	ランニング部 (用賀BLUE RUNS)	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/) 真奈 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	毎公開や専断公認など不定期ランニングをします！ (服装はしてませんが) 希望参加者へメールでお願いします！	今のところ無し	これから夏なので、やるとしたら平日夜ランです！
4	日本酒部	真奈 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	日本酒好きが集まる会です！お祝いや雑談を兼ねたり、持ち寄りやの会や、マリナーズの会をしたいと思います！	今のところ無し	
5	カラオケ部	真奈 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	おんなちが仕事終わりのカラオケ、子どもを預けたいカラオケ、カラオケ部もOK！	今のところ無し	
6	用賀サマーフェスティバル部	松井、真井、真奈	オンラインで頑張っており、参加者をNPOや公共団体に寄付し てます。	Facebookグループ内	
7	用賀の歴史研究会	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	用賀の歴史を知る方々にインクビュー として出る活動です。	https://www.facebook.com/blue.runs/	
8	チーム部	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/)		Facebookグループ内	
9	読書部	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	年齢、性別、国籍関係なく楽しく活動する部です。選手が けでなくコーチや監督、観客も募集です！	https://www.facebook.com/blue.runs/	

●スピンオフコミュニティ

用賀BLUE HANDSからファーマーズ・物々交換ネットワークetc..



チーム用賀の活動例

No.	クラブ名	クラフリーダー (敬称略)	リレーから一語	クラブURL	備考
1	用賀BLUE HANDS Y (ゴミ拾い活動)	尾花 (https://www.facebook.com/bluehandsy/) Fukoku (https://www.facebook.com/bluehandsy/)	毎月日曜日に「用賀」家の周りのゴミを拾おう！ - 次回は2024年AM 用賀を元気でまよませよう！	https://www.facebook.com/bluehandsy/	各自コロナ対策を各自の上で御取扱い下さい 今夏暑い季節になります。一息も休まず本職コロナの予備！！
2	トクニック部	名田 (https://www.facebook.com/tonicclub/)		今のところ無し	
3	ランニング部 (用賀BLUE RUNS)	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/) 真奈 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	毎公開や専断公認など不定期ランニングをします！ (服装はしてませんが) 希望参加者へメールでお願いします！	今のところ無し	これから夏なので、やるとしたら平日夜ランです！
4	日本酒部	真奈 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	日本酒好きが集まる会です！お祝いや雑談を兼ねたり、持ち寄りやの会や、マリナーズの会をしたいと思います！	今のところ無し	
5	カラオケ部	真奈 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	おんなちが仕事終わりのカラオケ、子どもを預けたいカラオケ、カラオケ部もOK！	今のところ無し	
6	用賀サマーフェスティバル部	松井、真井、真奈	オンラインで頑張っており、参加者をNPOや公共団体に寄付し てます。	Facebookグループ内	
7	用賀の歴史研究会	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	用賀の歴史を知る方々にインクビュー として出る活動です。	https://www.facebook.com/blue.runs/	
8	チーム部	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/)		Facebookグループ内	
9	読書部	松井 (https://www.facebook.com/blue.runs/)	年齢、性別、国籍関係なく楽しく活動する部です。選手が けでなくコーチや監督、観客も募集です！	https://www.facebook.com/blue.runs/	

●他地域との関係性を勝手に育む (新潟県十日町市まつだいい)

個人的関係性をメタ化し、地域間同士の関わりしろをつくる。重層的なプロセスをシンプルに。



●他地域との関係性を勝手に育む (栃木県鹿沼市)

個人的関係性をメタ化し、地域間同士の関わりしろをつくる。重層的なプロセスをシンプルに。



今年のテーマ：用賀サマーフェスティバル2023 (FESTA SUMMER FESTIVAL 2023)

#Youga Thanks
まちへの感謝をカタチに。

8/26(sat) - 8/27 (sun) 15:00~20:30

開催場所：用賀駅くすのき公園周辺
主催：用賀サマーフェスティバル実行委員会 / NPO法人neomura
お問い合わせ：ysf@neomura.or.jp

QRコードとSNSアイコン (Twitter, Facebook, Instagram) が表示されています。

neomura

第4章 地方自治体等の取り組み事例

第1節 いわき若者会議と TATAKIAGE Japan

(福島県いわき市)

大杉 覚 (東京都立大学法学部 教授)

1. いわき市の概要

いわき市は、福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面している。東日本大震災では地震、津波、原発事故の複合災害で甚大な被害を負った浜通りに位置する。



地形は、西方の阿武隈高地から東方へゆるやかに低くなり、平坦地を形成し、夏井川や鮫川を中心とした河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいる。

1964(昭和39)年に「新産業都市建設促進法」に基づく『常磐・郡山地区新産業都市』の指定を受けた。

1966(昭和41)年14市町村の対等合併により「いわき市」が誕生。

高速交通網や工業団地などの生産基盤の整備と工場誘致を積極的に推進した結果、石炭産業から電気、化学等の分野を中心とする製造業へのシフトが順調に推移し、現在では、製造品等出荷額が年間1兆円を超える東北第1位の工業都市に成長し、製造業の就業者数も市の就業者人口の約4分の1を占めるに至っている。

<いわき市の基礎データ>

面積 1,232.26 km²

2020(令和2)年国勢調査人口 332,931人

2021(令和3)年度決算(普通会計)歳出総額 164,135百万円

2021(令和3)年度財政力指数 0.79

(市HP等による)

2. いわき若者会議

(1) 設立背景

いわき若者会議(2015年度発足)は、いわき市主催ではじめられたプロジェクトで、3.で述べるNPO法人TATAKIAGE Japanの理事が発足時にゲストとして関わり、途中から運営側として参画して、いわき市出身の大学生をサポート

トしながら一緒に活動するようになったものである。近年では、主催：いわき市、事務局：一般社団法人 TATAKIAGE Japan、運営：いわき若者会議実行委員会という体制で運営されてきた。「いわきに関わりがある若者が集まる場所」、すなわち、「いわきを出た若者、いわきに関心のある若者が気軽に集まることができる」場所と捉えられている¹。

自治体主導で設置される若者会議の場合は一般に、当該地域内に在住する若者を中心として活動が展開される。それらとは異なって、いわき若者会議の場合は市外に進学した大学生等をメイン・ターゲットとし、Uターン就職の意識醸成を図ることをはじめ、UIJ ターンや関係人口の増加をねらいとしている点が大きな特徴といえる。その背景には、全国の地方都市等であがられるのと同様に、高校を卒業する世代が進学・就職を機に市外に流出する傾向にあり、しかも同県内の他都市と比べてもその傾向が顕著であること、加えてUターン就職する世代での転入超過もわずかに限られていることなどが課題とされてきたことによる。

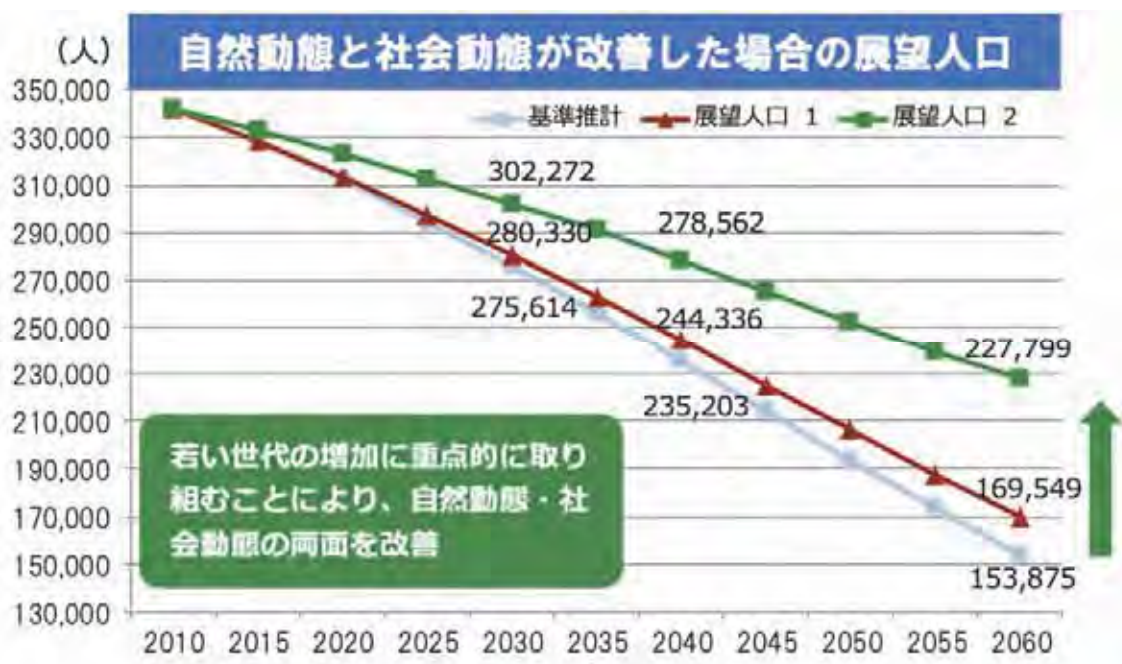
図1 福島県内3市の年齢階層別人口移動の比較



(出典) いわき市総合政策部創生推進課「いわきアカデミア推進協議会の設立について」(H28.5.31 第1回総合教育会議報告事項資料)

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1526636755362/simple/siryou160531.pdf>、2頁

図2 いわき市の将来人口推計



(出典) 同上

そこで、いわき若者会議を発足させるにあたってモデルとされたのが、「信州若者 1000 人会議」である²。同会議は、長野県にゆかりのある若者が東京・渋谷で一堂に会するという取り組みである。例えば、2016年10月8日・9日に開催された「信州若者 100 人会議 2016」では、「2030年の信州をつくる」をテーマに、6つの分科会（健康福祉・観光・教育・まちづくり・食と農・テクノロジー）が設定され、多角的に検討が繰り返された。阿部守一長野県知事も駆けつけ、オープニング・スピーチを行っている。このように「信州若者 1000 人会議」は、すでに東京等に若者が流出していることを前提に、Uターンなどふるさと回帰につながるような場づくりを意図したものであって、共通した問題意識に基づく実践手法の一つとしていわき市がモデルとして参照したといえる。

いわき若者会議の運営にあたっては、大学生が実行委員となっており、「いわきを知り、楽しむための企画を考え、実践」することを運営方針として掲げている。また、若者会議に関わっている若者の成長は3つのステップでイメージされている。すなわち、「レベル1（関心）」として、いわきの情報発信（SNS投稿等）、「レベル2（繋がる）」として、いわきのリアルを知る（交流会、大忘年会等）、そして「レベル3（創造）」として、実行委員への参画／個人的な自主活動、である。

(2) 取り組み内容

いわき若者会議の取り組み・事業としては、上述のように「信州若者 1000 人会議」をモデルとして設立された経緯にあるように、若者流出先である東京でのイベントの開催が第 1 に挙げられる。

具体例として、「いわき若者会議 2017」（2017 年 12 月 10 日、Yahoo!Japan LODGE にて開催）についてみると、そのプログラムは、「第 1 部：いわきシミュレーションゲーム」「第 2 部：参加企業との座談会」「第 3 部：交流会」といったように、東京等に出たいわきの大学生等の若者が「いわきを知り、楽しむための企画」となっている。TATAKIAGE Japan 提供資料に記された運営所感では、「ゲームを通していわきでの生活をイメージした上で、実際に生活をされている先輩へ質問できることで、より具体的な質問が飛び交う場を作ることができた」、また、「最後の交流会においても、立場に関係なく様々な意見交換や繋がりが発生していた」とある。

2018 及び 2019 年度は、「いわき大忘年会」として実施されている。「第 1 部：いわきで生きるリアルを知る」と「第 2 部：いわき大忘年会」とで構成されていて、2018 年度は第 1 部 33 名、第 2 部 54 名、2019 年度はそれぞれ 43 名、47 名の参加を得ている。

新型コロナウイルス感染拡大にともない、2020 年度はオンラインで「おうちでいわき」が 2 回にわたって行われた（第 1 回 25 名、第 2 回 23 名参加）。プログラムとしては「第 1 部：いわきの仕事を知る」「第 2 部：SDGs といわきの 2030 を考える」であり、イベントのサブテーマ、「だいぶまったり、ちょっぴりまじめないわきじかん」を具現した内容だといえる。同様に、2021 年度は、「いわきゆるり茶話会」（2022 年 2 月 20 日）と題して、「第 1 部：先輩からいわきのリアルを聞こう」「第 2 部：地方×若者フリーディスカッション」をオンライン開催でおこなっている。

2022 年度からは再び東京・渋谷で開催され、より多くの参加を得るために、内田広之いわき市長をスペシャルゲストに迎えて「若者会議番外編：いわき若者会議×いわき市長」（2022 年 10 月 29 日）という対談イベントが企画され、実施された（大学生 17 名、社会人 1 名参加）。また、番外編をステップに本イベントである若者会議についても引き続き東京・品川にて実施されている（2023 年 3 月 18 日）。

第 2 に、SNS の運営である。当初はイベントの告知媒体として活用されてきたが、2019 年度からは日常的な発信をし続けることで、年一回のイベントにつなげるよう随時更新を図っている。

そして第 3 に、実行委員による自主的活動がある。それらには、定期ミーティング（月 1 回）、いわきツアー（市外在住の若者に向けて、自分達が提供できる

価値を確かめるためのツアーの定期的実施)、自転車プロジェクト(日本パラサイクリング連盟本部のいわきへの移転等を契機とした、市街地の自転車道のあり方を考えるプロジェクト)がある。

(3) 成果・効果

いわき若者会議は運営の総括として、その効果に、①「定期的に『いわき』を考え、語り、行動するコミュニティを若者に提供することができている」こと、②「参加者やOB・OGの中から、実際にU、I、Jターンした者が出始めている」こと、③「自分たちの力でモノゴトを動かすことができる若者の育成の場となっている」こと、を挙げている。

上記の効果のうち、②については、いわき若者会議のOBOGに対するアンケート調査結果によれば³、居住地は10名中7名が福島県(うち、いわき市4名)となっていることから、一定の成果を収めていると評価されるだろう。また、もともと計画はしていなかったが、若者会議に関わったことでその選択肢を考える人も見受けられるようになってきたとの指摘がなされている。

また、③について、年一回のイベントだけにとどまらず、個人の課題意識やいわきでやりたいことをテーマとした自主的な活動が見られるようになり、実行委員や参加者が相互に刺激しあって、より成長していく場所としての価値が自然発生しているという。こうした指摘からすると、いわき若者会議が一種の創発の場としての役割を果たしているといえることができるだろう。後述するTATAKIAGE Japanの取り組み全般との連動・共鳴の効果とも考えることができるだろう。

さて、いわき若者会議の運営総括のなかでは「今後の改善点」とされているが、自省的に課題を認識し、対処しようという姿勢がうかがえること自体も、ここでは若者会議の活動の成果・効果と捉えておきたい。そこでは次の3点、すなわち、①「市外在住の若者が年間を通していわきを感じることができる場の提供」、②「認知度アップ」、③「様々な若者のニーズに合わせた場の提供」が指摘されている。いずれも困難な課題だといえるが、例えば、内田市長に参加を呼びかけ実現させたのは、②「認知度アップ」への対応策の一環としてである。

3. TATAKIAGE Japan

(1) 設立の経緯

TATAKIAGE Japanは、「地域にグッドインパクトを与えるプレイヤーと共に、まちを育て、福島県浜通りから日本を変えていきます」をミッション・ビジョンとして2013年に設立されたNPO法人である。当時は、東日本大震災からの復興のプロセスにあって新たなアクションを起こしたいという多くの人々の

想いが高まった時期であった。

NPO 法人立ち上げによってプロジェクト実施が可能となった背景には、復興飲食店街夜明け市場からの安定的な財政基盤があったことが指摘される。同市場は、震災前に飲食業を営んでいた事業者が事業再開を希望していたことから、それら事業者が飲食店を営める場として、サブリース方式で整備したものである（2011年11月4日オープン）⁴。夜明け市場とNPO法人とは財政的には別個のものであるが、夜明け市場の一角には拠点となるコワーキングスペースである「TATAKIAGE BASE」が設置されている。また、若者会議をはじめとした以下に説明するプロジェクトなどを通じて多様な人材の発掘・育成・交流をいわき市にとどまらず地域を超えて展開することを可能としてきた背景には夜明け市場があるといつてよいであろう。

こうした事業スキームを展開するうえでは、地元出身の小野寺孝晃理事長の存在が大きい。この点は行政も重視しており、「1つの事業で複数の地域課題を解決するといった、イノベーティブな活動を実施しており、持続可能（とくに資金面で複数の安定収入がある）なキープレーヤーが存在すれば、このような手法は有効」だとし、「地域にたまたまキープレーヤーが存在していたことから、プラットフォームが構築され、円滑にそして有効に機能したという認識である。すべてはキープレーヤーが存在するかどうかに依存していると考え」との認識を示している⁵。



（2）活動の概要

TATAKIAGE Japan は同年に開設したコワーキングスペース「TATAKIAGE

BASE」を拠点として、様々なプロジェクトを展開してきた。上述した若者会議もその一つとして位置づけられるが、その他の主要な取り組みを概観しておきたい。

① 浜魂（ハマコン）

TATAKIAGE Japan の中核的な事業の一つがハマコンである⁶。これは、鎌倉で取り組まれてきたカマコンをヒントにしたプロジェクトで、浜通りをよくするアクションを応援する、全員参加型のプレゼン&ブレストイベントと位置づけのもと、数名の登壇者が思い思いのプレゼンをし、それを地域住民が聞いて、気になった登壇者の元に集い、テーマに沿ってブレストを行うというものである（スタート時は月一回、その後随時開催）。ハマコンを通じて登壇者は次のアクションのためのアイデアや仲間を見つけることでプロジェクトが走り出すことが意図されている。

2015年に第1回が開催され、2023年1月段階までで32回、登壇者延べ160組以上を数える。年代別の詳細は判然としないが、登壇者には、高校生・高専生・大学生、あるいは青年会議所など若者世代と考えられる者が多数登壇しているほか、いわき市が広域で地域性も多様であることから、中山間地や地区限定の開催などの工夫も凝らされている。扱われてきたテーマは、資源の磨き上げ、地域課題、イベント、PR、人材育成など多岐にわたっている。

高校生・高専生・大学生にとってはアントレプレナー教育となるほか、継続的な地域プレーヤーの発掘につながり、新たなプロジェクトの創出や地域活性化のための新陳代謝に効果をもたらしていると考えられている。

② 地域プレーヤー発掘育成プロジェクト

浜魂がはじまった翌年、2016年から始動したのが地域プレーヤー発掘育成プロジェクトである。その担い手としては、TATAKIAGE Japanのほか、いわきリエゾンオフィス企業組合、ふくしまチャレンジはじめっぺ、mizDesignsの四団体である。起業を希望する人は「ふくしま復興塾」（事務局：ふくしまチャレンジはじめっぺ）で企業ノウハウを学びながら、事業計画などの具体的なプランづくりを行い、上述の浜魂でのプランの中間発表、ビジネスプランコンテスト（事務局：いわきリエゾンオフィス企業組合）に応募、というステップからなるスキームが本プロジェクトの概要である。

なお、いわき市の創業支援に関しては、総合計画や総合戦略上に位置づけられており、「いわき市創業支援事業計画」に基づき実施されている。計画の全体像は図3のとおりである。

図3 いわき市の創業支援等事業計画全体図



(出典) いわき市ホームページ、

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1477443205554/index.html>

③ その他

その他の事業としては、以下のものがある。

地域実践型インターンシップは、2017年からはじめられた取り組みで、浜通り地域の企業が抱えている経営課題に対して、学生と経営者が協働して解決に取り組むものである。学生は約1ヶ月間就業体験を経験し、キャリア感の醸成や課題解決能力の向上を図る一方で、地域にとっては将来の交流・定住人口の拡大につながることを期待されている。

プロ人材コーディネートは、企業の現状をヒアリングし、そこから経営課題を抽出、案件化したのち、首都圏などで活躍するプロ人材を募集してマッチングを行うもの(2019年開始)。伴走サポートしながら、企業の経営力強化や浜通り地域における新産業創出を企図した事業である。

そのほかに、公園や駅前広場等でマルシェイベントを開催するなどの Park+事業が2020年からはじめられている。公園や公共施設などの遊休空間を利活用することで「新しいまちの日常の創出」と、新規に飲食や物販を開始する事業者の相乗支援・事業支援を目的とするものである。いわき駅前再開発ビルに10ヶ月間チャレンジ出展の場とした「Park+Floor」、レンタルキッチンカー

「Park+Diner」などが展開されてきた実績がある⁷。

4. 今後の展望

TATAKIAGE Japan へのヒアリング実施後の 2023 年 11 月 23 日に開催された総会にて、NPO 法人解散の決議がなされた。ホームページ上では、「これまでの 10 年の活動を通して一定の役割を終えたと判断」したことによると告知されている。コワーキングスペース「TATAKIAGE BASE」事業は 2023 年 12 月末でサービス終了する一方で、一部事業は一般社団法人にて継続されるとする。いわき若者会議は、引き続き大学生が活動主体となり、一般社団法人 TATAKIAGE Japan がコミュニティをゆるやかに管理していくこととなる。TATAKIAGE Japan などが取り組んできた創業支援やコーディネーター事業などと組み合わせ、地域から出た若者を含む人材の好循環を創出する仕組みとして果たしてきたいわき若者会議の役割は、スキームこそ若干の変更が加えられつつも、基本的には継続することとなる。

本事例に関しては、NPO 法人解散を契機として、事業スキームを変更しても人材の好循環を実現させる取り組みを続けられるのか、それとも、代替的な主体が登場して、現状の事業スキームを基本的に維持できるよう補完・支援することになるのか、今後の展開が注目される。また、行政が深く関与せず自主・自立性を確保した活動であり、かつ、キー・プレイヤーの存在が大きな取り組みでの事業継続性のあり方を考えるうえで格好の検討事例として、今後も注視が必要であろう。

1 本稿取りまとめにあたって、TATAKIAGE Japan の小野寺孝晃理事長、いわき市産業チャレンジ課の荒木学課長にヒアリング調査を実施した（2023 年 10 月 12 日（木））。その後のご対応を含めて深く感謝申し上げたい。また、以下の記述は、ヒアリングおよびその際の TATAKIAGE Japan 提供資料「いわき若者会議 2017～2021 年度活動報告書」（2021 年 10 月 22 日）に多くを負っている。

2 第 3 回に当たる「信州若者 1000 人会議 2016」に関しては、<https://note.com/shinshu2030/n/n64b546d9a2d6> 等を参照。

3 前掲「いわき若者会議 2017～2021 年度活動報告書」参照。

4 復興飲食店街夜明け市場については、<http://www.touhoku-yoake.jp> 参照。

5 本ヒアリング実施時に提出の「調査票」（いわき市産業チャレンジ課回答）による。

6 以下の記述については、TATAKIAGE Japan 提供資料「ハマコン浜魂について」（2018 年 7 月現在）を適宜参照した。

7 「タタキアゲジャパン 2022 年度年次報告書」<https://tatakiage.jp/wp-content/uploads/2023/06/ALL.pdf>、3 頁参照。

第2節 若者未来創出会議

(福島県東白川郡鮫川村)

上関克也 (一般財団法人自治研修協会 業務執行理事)

調査日 2023年9月28日(木) 13:00~14:30 鮫川村役場

調査先 鮫川村村づくり推進室

調査者 上関 克也

1. 鮫川村の概要

鮫川村(さめがわむら)は、福島県の南端、東白川郡の北東部に位置し、東は古殿町といわき市に接し、西は棚倉町と浅川町に、南は塙町と茨城県北茨城市に、北は石川町に接している。明治22年、赤坂西野村、西山村、赤坂中野村、赤坂東野村、石井草村、富田村、渡瀬村の7か村が合併して、鮫川村を構成し現在に至っている。



山脈丘陵が連なり、村の大部分は400mから650mの範囲にある。耕地は山峡に開け、丘陵部の緩傾斜地の多くは、採草放牧地に利用されている。

林野面積が9,782haと総面積の約4分の3を占め最も多く、農用地が1,770ha、宅地が56haなどとなっている。

主要幹線道路として国道289号が村の南部を横断し、349号が村を南北に縦走。車で白河市へ約45分、郡山市・いわき市へそれぞれ約1時間、福島市へ約2時間の距離にあり、首都圏へも3~4時間の位置にある。周辺には東北自動車道、常磐自動車道、東北新幹線、福島空港への高速交通体系も整備されている。

< 鮫川村の基礎データ >

面積 131.34 km²

2020(令和2)年国勢調査人口 3,049人

2021(令和3)年度決算(普通会計)歳出総額 3,804百万円

2021(令和3)年度財政力指数 0.17

(村HP等による)

2. 若者未来創出会議の経緯

村内の7つの行政区(旧村)でそれぞれ若者による青年会活動が行われてきたが、近年、活動が低迷し、青年会そのものが解散した行政区もあった。当時の村長は、村にとって村づくりのために青年会活動は大切であり、「地域づくりは人づくり」を実践していく必要があるとの認識であった。また、近隣の白河市に平成28年オープンしたコミュニティカフェ EMANON(高校生をはじめとした若者が交流を図る「まちのたまりば」)の活動や白河市長(鈴木和夫氏)の「意見を聴くだけではダメでいかに実現するか」が重要であるとの話などから、令和3年度において県のサポートを受けて人材育成事業として、村の将来は20代30代の若者が担い、聴くだけ、意見を述べるだけではなく、いかにそれを実現するかという観点に基づき開始したものである。

コロナ禍の中で実施することに懸念もあったが、事業の実施にあたっては、令和元年度に福島県自治研修センターの政策研究会で講師を務めていた古川柳蔵氏(東京都市大学教授)と三橋正枝氏(東北大学特任教授)をファシリテーターとして依頼した。

3. 若者未来創出会議の目的

将来にわたって鮫川村を維持していくためには、20代30代の若者が村政に興味を持ち、「むらづくり」についての当事者意識や、様々な視点から村政に対しての提言ができる“人材”を育成していく必要があることから、この会議は、村民が主体となって組織される地域づくり団体の育成を目的として設置したものである。

村のHPによると若者創出会議を次のように紹介している。

鮫川村の10年後はどうなっているだろう…
少子高齢化、担い手不足、遊休農地の増加など、この先不安になることも少なくない状況です。
こうした地域課題を受け入れたうえでそうならないために「今」私たちができることは何でしょうか？
令和3年度から始まった若者未来創出会議は、そんな若者たちが仲間とともにアイデアを出し合い、楽しみながら行動を起こす場です。
私たちの足元には、まだまだ使われていない資源や可能性が眠っています。
今後、アイデアを実現させていく若者たちの行動にご期待ください！

長期的な目標としては、事業を継続していく中で、活動を経験した人材が地域のリーダーとして地域づくり活動に参画することによって、村民主体のむらづくりの根幹が形成され、持続的な活動が実施されていくよう事業展開を図っていくものとしており、人づくりと同時に地域資源を見直すことで、村の資源に新

しい価値を見出すなど、グリーンジョブの創出支援並びに共創教育の場づくりを行うとしている。

参加する若者に、村の強み・弱みを指摘してもらい、強みを生かす・弱みを克服することを検討してもらうとともに、自らが好きな事を地域に生かす取り組みを考え実践していただき、地域課題に向けた村への解決への提言を期待している。

なお、村の会議への費用負担は、ファシリテーターに係るもののみで、活動に係るものは、参加者が負担している。

4. 会議の参加者と会議等の開催状況

(令和3年度)

令和3年度、村の広報誌で参加者を募集した。当初は20人位の参加を期待していたが、一部の対象者に声をかけて20人を確保し、3部会（仕事をPR、イベント、地域資源を発掘）を設置した。開催を重ねるうちに出席者は9人程度となった。

開催日 いずれも土曜日の18:00~20:00

8月7日、28日、9月18日、10月9日、23日 延べ41人参加

若者の未来を描くチカラ

若者未来創出会議

9月18日に村公民館大集会室で若者未来創出会議が開催されました。村の20代~30代の若者20名が鮫川村の未来のために何ができるかを考えました。東京都市大学教授の古川柳蔵氏と東北大学大学院学術研究員の三橋正枝氏が講師として招かれ、将来想定される二酸化炭素排出量の制限などの、環境制約のもとでどのように未来を描いていくかなど、バックキャスト手法を中心に説明がありました。



真剣な表情で会議に参加しています

(広報さめがわ令和3年10月)

(令和4年度)

令和4年度は、3年度のコアメンバーに新たに4名が新規で加わった（募集はしたが、役場で声かけはしていない）。年度当初は、前年度の3グループを継続したが、メンバーは結構多忙で会議出席が難しい場合もあり、LINEで意見交換や必要な連絡をとった。

若者未来創出会議2022

2年目に入り、新たに4人の仲間が加わる

5月21日に村公民館大集会室で第1回「若者未来創出会議2022」が開催されました。今回は昨年まとめられた3チームの発表があり、村議会議員や教育委員の聴講もありました。新たに4名のメンバーが加わり「村のため、家族のために何か自分ができることを見つけたい」「若者が活発に発言できる場が欲しい」と前向きな意見を出しました。会議は全12回、随時メンバーを募集していますので総務課企画情報係へ連絡してください。☎49-3111



第1回若者未来創出会議2022の様子

(広報さめがわ令和4年6月)



年齢や職種を超えて意見を交わす参加者たち

若者たちの意見が飛び交う

第2回若者未来創出会議2022

6月4日に村役場正庁で第2回若者未来創出会議2022が開催されました。参加者は8名で、2グループに分かれてワークショップを行いました。グループからは「朝日山などの自然をテーマにしたイベントや廃材を使った林業の仕事」「村の暮らしをありのままに生活してもらおうツアー」などの意見が出されました。参加者は年齢も職業も異なる中で、積極的に意見を交わしていました。第4回は7月2日(土) 役場正庁で開催されます。

(広報さめがわ令和4年7月)

若者会議の想い

イベントは、まずは自分たちで楽しめることが大切です。鯉川村を楽しむために地域資源を探し、地域資源の中から楽しそうな要素を自分たちで創り出し、その楽しさを自分たちで発信するためにイベントを実施します。

自分たちで楽しむことが出来ればその日やって終わりではなく“村民みんなが楽しめるイベント”にすることができます。

若者会議のメンバーで真剣に考え、自分たちの能力や得意分野を生かすことで、自分たちの地域での役割に改めて気付くことができます。イベントの成功は目標の1つですが、最終的なゴールではありません。

また、まわりにも「自分たちに何ができるのか」子どもたちには、「楽しんでいる大人たちが意外にいっぱいいるんだな」と感じてもらえれば良い。

自分たちが楽しんでいる姿を後世に継承したい、そんな想いが詰まっています。

もしこの会議に共感してくれる人がいれば、ぜひ参加して仲間になってください。

(広報さめがわ令和4年11月)

第4回(7月2日)では、鹿児島県沖永良部島の若者とオンラインで地域の資源、魅力等について互いに意見交換を行った。これを受けてイベントを企画し、

11月3日（木）にロゲイニングを実施した。このイベントは、まず、自分たちが楽しめるイベント、外向けではなく自分たちのため、それが村全体に浸透していくことを期待という観点から行われたものである。

開催 令和4年5月から12月にかけて計12回 延べ69人参加

<p>人財育成は、すぐ目に見えて成果があらわれるものではないです。成功体験を積み重ね、継続していくことが大切です。若者会議を通じて、メンバーは村の魅力に自ら気付き、それを伝えたいと奮起しました。</p> <p>村の魅力を自ら発信し、住民を巻き込んだ事業の展開を経験することは、また新たな気付きや発見に繋がるはずで、まずは何事も経験。今は挑戦の時期で段階を踏んでいます。失敗を恐れる必要はありません。失敗は成功するまで続ければ失敗ではないからです。</p> <p>今後、村の魅力に気付く若者が一人でも多く活動し、村のあちこちで自分の気持ちを発信していく。そのような波が大きくなっていくことが村にとってプラスになります。</p> <p>若者会議はまだ始まったばかり、10年後の鮫川村のことを考えるこのメンバーを、村民全員で応援しましょう。</p>	<p>気付き始めた若者たち</p>
---	--------------------------

（広報さめがわ令和4年11月）

（令和5年度）

村としては、自立的な活動に移行することを目指していたことから、本年度からは会議のメンバーからリーダーと副リーダーを決めて自らが主体的に活動する体制とした。前年度までは、すべての会議にファシリテーターは参加していたが、本年度は参加しない場合もあるとのことである。

	<p>今年で3年目! 若者未来創出会議2023始動</p> <p>5月19日に役場正庁で若者未来創出会議2023の第1回会議が開かれました。この会議は今年で3年目を迎え、村に住む20代～30代の若者たちが、自分の住む村のために何かできることはないかと発起して集まっています。昨年度までは役場が事務局となり舵を取っていましたが、今年は会議のメンバーからリーダーと副リーダーを決め、活動内容を決めるために意見を出し合いました。ますます楽しくなりそうです。</p>
---	--

会議に臨む公共交通協議会員

（広報さめがわ令和5年6月）

調査時点（令和5年9月末）までに会議を4回開催しており、昨年度に続き活動の一環として秋以降イベントを企画実施することとし、令和5年11月5日（日）に昨年より規模を少し拡大して実施された。

若者未来創出会議

ロゲイニング in さめがわ 2023

11月5日に若者未来創出会議主催の「ロゲイニング in さめがわ 2023」(館山：スタート ゴール：村役場)が開催されました。

参加者は村内外から12名、個人・夫婦・友人グループなどさまざまな形で参加を受け入れました。ロゲイニングは設置されたチェックポイントを制限時間内により多く回るスポーツです。

去年はチェックポイントが館山に集中していましたが、今回はチェックポイントを強滝や富田薬師堂などにも設置し、参加者が村内を周遊できるように工夫しました。チェックポイントへの移動は歩くか走るの2つしかありません。



両手を上げてゴールを喜ぶ参加者

足に自信がある参加者はスタートと同時に走り出し、遠くにあるチェックポイントに向かいます。年配の人や子ども連れの家族などは、館山や近くのチェックポイントを無理なく周っていました。

参加者は全員が時間内にゴールし、役場正庁で村産の野菜を使った豚汁や焼き芋などがふるまわれ、最後に表彰式が行われました。

参加者からは「若い人のアイデアが素晴らしい」「イベント全体の雰囲気や和やかで参加して癒された」「次回があるならぜひ参加したい」などの感想が寄せられました。



表彰式後に参加者とスタッフで記念撮影

(広報さめがわ令和6年12月)

5. 村の役割等と若者未来創出会議のこれから

村の立場としては、若者が考えていることを少しずつでも具現化していくことが重要であり、若者の意見を否定せずに見守っていくことが大切と考えてお

り、村をあげてサポートしていく姿勢が必要と考えている。いつでも話し合いが行えるような場（自由に集まれるスペース）を提供することが必要である。

一方で、参加者が当初に比べ少しずつ減少はしているが、参加者が実際に楽しんで実施していくことを一番の目標としているから、当面は状況を見守っていききたい。参加者が責任をもって、自分たちが発した言葉やイベントを、自分たちで実現することによって、小さな成功体験を経験していただき、地域課題に対する解決策を自らが実施したり、それに基づく村への提言を期待している。

若者未来創出会議のようなソフト事業は、成果がすぐに花開くことはないと考えているが、地域の若者が地域を引っばっている地域は活気があるという認識に立ち、これからも、小さな取り組みを実施していきたいと考えている。また、このような組織は、立ち上げ当初は良いが時間の経過とともに活動が低迷することが多い。そこをどのように見守るかが重要であり、適切なサポートでいかに持続可能な形態変容をしていくかが鍵となると考えている。将来的に組織が自立自走するようになれば、村の政策等についても議論する場になり、住民の合意形成や意見の反映などがスムーズに進むようになると考えている。

第3節 もおか若者会議

(栃木県真岡市)

泉澤佐江子 (一般財団法人自治研修協会 リサーチパートナー)

調査日 2023年11月15日(水)

調査場所 真岡市役所

調査先 真岡市総合政策部総合政策課

課長補佐 横田由裕氏、主査 小池宏侑氏

調査者 泉澤佐江子、大杉覚(東京都立大学法学部教授)

1. 真岡市の概要

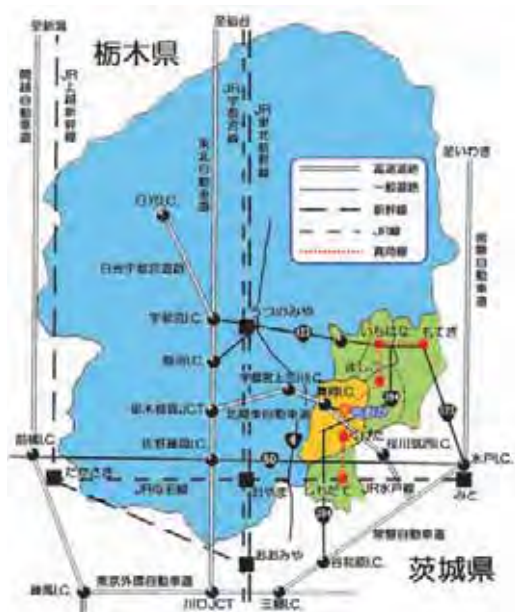
真岡市(もおかし)は、栃木県の南東部に位置し、東に連なる八溝山地、西に流れる大河鬼怒川を抱える自然環境豊かな都市であり、東京から90キロメートル圏内に属し、東京駅から東北新幹線を使えば約1時間40分の距離にある。都市計画、工業団地造成、ほ場整備が進み、農業、工業、商業がバランスよく調和した地方都市である。

この地方は、古くから芳賀地方の政治、経済、文化の中心的役割を担い、江戸時代には「真岡木綿」の特産地として全国にその名が知られていた。

昭和29年に近郊4町村が合併し、真岡市が誕生。平成21年3月には隣町である二宮町と合併し、現在に至る。

かつては農業を産業の基盤とするまちであったが、現在は大規模な工業団地を有

するハイテク都市として発展を続けている。



<真岡市の基礎データ>

面積 167.34 km²

2020(令和2)年国勢調査人口 78,190人

2021(令和3)年度決算(普通会計)歳出総額 35,031百万円

2021(令和3)年度財政力指数 0.84

(市HP等より)

2. 真岡市の問題意識

人口減少はどこの自治体も抱える問題だが、真岡市が特に注視するのは若年層の減少である。図1は令和4年の移動年齢別転出入増減数を示したものだが、10代後半～20代の転出超過が明らかである。日本人のみのグラフとしているのは、日本一のいちご生産量を誇る真岡市では、いちご農家で働く外国人労働者の転入が多いためである。外国人住民を参入すると人口減少は目立たなくなるが、これからの真岡市を背負うことになる若者世代は確実に減少している。

図1：令和4年真岡市移動年齢別転出入増減数（日本人のみ）



(資料：真岡市提供)

若者がまちを出て行ってしまふ。真岡市ではこうした問題意識のもと、若者に選ばれるまちを目指すことになる。「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち」という将来都市像を掲げ、若者の意見をまちづくりに活かすための政策を複合的に進めてきた。これは若者の意見を市政に反映させると同時に、若者自身がまちづくりに向けて自ら行動できるよう促すための仕組みづくりである。

平成30年度には、総合計画に若者の声を取り入れるための事業として、高校生から30歳未満までの市民を対象とした「若者ミーティング」を開催した。これは若者たちが語る未来を総合計画に取り入れることを意図したものであったが、まちづくりに関する意見を広く聴取したためか、現実的でない意見が多かった。例えば、JR駅の建設や大型商業施設の誘致等である。これらは若者の率直

な思いだが、総合計画や総合戦略との対応を整理することが難しいというだけでなく、自らの行動を伴う活動には結びつかない。あくまでも目的は若者の行動を立ち上げることにある。

こうした課題を踏まえて、真岡市は若者の力を生かすための政策にあらためて取り掛かった。人口減少をはじめとした地域課題を克服し、真岡市をよくしていくためには官民連携、市民協働の取り組みが欠かせないという認識のもと、大学生や民間事業者、市民活動団体、行政と一緒にまちの未来を考える仕組みづくりを始める。令和3年度から開始した2つの事業「真岡まちづくりプロジェクト(まちつく)⁸」と本レポートで紹介する「もおか若者会議(以下、「若者会議」という)」である⁹。

3. もおか若者会議の概要

(1) 特徴

若者会議とまちづくりプロジェクト。どちらも若者のアイデアや活力を具体的なまちづくりの場に生かしていくための施策だが、対象や目的が少し異なっている。まちづくりプロジェクトは高校生・大学生と商業者・市民団体を主な対象とし、民間事業者が若者の活動を後押しして実現していくという立て付けになっている。それに対して若者会議は、市役所職員と民間の連携、それも地域活動への参加が少ない若手職員を軸に、市内団体の青年層や市民が連携する機会を作り、それをもって参加者のスキルアップを図りながら官民連携のまちづくりを進めていくことを目指している¹⁰。

この行政と市内団体の青年層同士の連携という点が真岡市の若者会議の特徴であるが、ここには、「これからのまちづくりには官民連携をもっと推進する必要がある」という首長の思いがある。「昔は青年団活動があつて、行政とまちの人が関わることでまちづくりが広がり、人も育った。だが今はこうした機会が少ない。だからこそあえて作る必要があるのではないか¹¹」。この思いが若者会議の基礎となっている。その特徴が表れているのが委員構成である。

⁸ 真岡まちづくりプロジェクト(まちつく)については、真岡市ホームページ参照のこと。
https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/pj_suishin/gyomu/jumin_katsudo/mokamachidukuriproject/index.html (2023/12/10 確認)

⁹ どちらも宇都宮大学との連携による。

¹⁰ 若者会議という手法を選択したのは、若手職員と市内団体の青年層等との連携を図る事業として、他市の若者会議の事例を調査した結果、最適と判断したとのことである。

¹¹ 職員からの聞き取り調査による。

表 1：もおか若者会議の概要

① 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市の若者がまちづくりに参画する機会の創出 ・ 未来を担う人材の育成 ・ 若者同士の横のつながりの形成 ・ 若者の声を市政に反映
② 資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格：概ね 18 歳（大学生）以上 40 歳以下の市内在住・在勤の方、真岡市出身者、真岡市に興味のある方 ・ 人数：20 名 ・ 活動期間：毎年度募集（継続して応募することも可） ・ 活動費：真岡市の交付金を元に運営
③ 委員構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡青年会議所：理事長に推薦を依頼 ・ 真岡商工会議所青年部：青年部会長に推薦を依頼 ・ にのみや商工会青年部：青年部会長に推薦を依頼 ・ 農業者青年層：農政課、農協へ参加者調整を依頼 ・ 市職員：経験年数 5 年以上～40 歳程度、自薦・部長推薦 ・ 一般公募（大学生以上）：公募

（真岡市資料より筆者作成）

表 1 を見てほしい。①目的、②資格等は他市事例とあまり変わらないが、③の委員構成に特徴がある。青年会議所、商工会議所青年部、にのみや商工会青年部、農業者等の市の主要アクター、市職員、そして一般公募の市民（大学生以上）という構成からも、市の目論見が職員と市内団体の青年層や大学生、社会人がともにまちの未来を考える場を設置し、今後のまちづくりに生かすためのつながりづくりにあったことが見えてくる。

委員の任期は 1 年。継続は可能だが、あらためて新規に申し込むこととなる。これはできるだけ多くの人に機会を提供し、多くの人材育成に活かすためである。なお、令和 5 年度は一般公募の数を増やしたとのことである（応募状況及び年齢構成は表 2～3 のとおり）。

表 2: おおか若者会議の委員内訳（単位：人（ ）内は女性）

団体名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
真岡青年会議所	2(1)	2(1)	1
真岡商工会議所青年部	2(1)	2(1)	1
にのみや商工会青年部	2	2	1
農業者青年層	2	2	2
市職員	8(4)	8(5)	8(5)

一般公募	4(3)	4(3)	7(4)
[*参考：応募者数]	[5(3)]	[6(3)]	[7(4)]
	20(9)	20(10)	20(9)

*令和3年度は若者会議設置に向けた勉強会として実施（以下同様）。
（真岡市資料より筆者作成）

表 3: もおか若者会議の年齢別人数（単位：人）

年代	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10代	2	4	2
20代	6	4	10
30代	9	9	7
40代	3	3	1

（真岡市資料より筆者作成）

（2）市の役割

先述のように、真岡市の若者政策が目指すのは、若者たちがまちづくりについて自ら考え、行動を起こすこと、そして魅力あるまちづくりに向け、若者の考えを市に提案してもらい、市政に活かすことである。それゆえ市の役割は最小限に留め、主導的な動きはできるだけ控えるように努めている。若者会議で検討する内容についても、地域課題の大枠は示しつつも詳細は参加者同士が対話をしながら決めていくこととし、運営も含めて参加する委員の自発的な行動を引き出すよう努めている。

なお、職員委員は職務として若者会議に参加するのではなく、あくまでも私的な立場で参加している。事務局は担当課職員が務めるため、職員委員の役割は他の委員と変わらない。応募方法は自薦もしくは部長推薦となっているが、自ら手を挙げる自薦での応募も多いとのことである。

【市の役割】

- ・ 事務局（市総合政策課）として活動のサポート
- ・ 活動費に対する支援（交付金の支給）
- ・ 活動する場所に対する支援（公民館等の会場を提供）
- ・ 場づくりの補助（各団体への声かけや一般公募等のPR等）

（3）活動概要

① 令和3年度：事前勉強会の開催

初年度の令和3年度は、まず真岡市の現状を知り、課題を見つけてもらうこ

とが必要であるという考えから、団体設置に向けた事前勉強会として開催した。まず市側から地域課題を考える上で委員に理解しておいて欲しい視点を提示した。それを基に10月から3月までの6ヶ月の間、4班に分かれて議論を行い、4つのテーマを抽出した。最終回の発表会では市長に対して直接報告を行い、その内容は市役所及び関係団体に共有された（活動の内容は表4を参照）。

【市が提示した視点】

- ・ 市が今後も持続的に発展していくため「若者に選ばれるまち」に向けた取り組みを進めていきたい。
- ・ いきなり移住・定住を目指すのは難しいので、まずは市の魅力を多くの人に知ってもらうため、真岡ならではの「地域資源」を活かした取り組みを進めたい。

【令和3年度に抽出したテーマ】

- ・ 農村の活用（有休農地、田園風景等）
- ・ 真岡木綿（生産、活用等）
- ・ 農産物（いちご、メロン、お米等）
- ・ 人を呼び込むイベント（既存、新規含む）

表4：令和3年度事前勉強会の内容

日時	内容
10月	キックオフミーティング 「若者に選ばれるまち もおか」を実現した未来の真岡市とは？
11月	講演、グループワーク、真岡市の「地域資源」の掘り起し 掘り起こした地域資源について参加者からアンケートを取り、興味に応じて4班に分ける
12月	グループワーク、「地域資源の活かし方」等について話し合い
1月	班ごとにテーマに応じた市内の施設等を視察
2月	発表に向けた準備
3月	発表会

（真岡市資料より筆者作成）

② 令和4年度：若者会議の立ち上げと抽出テーマの掘り下げ

2年目の令和4年度は実際に若者会議を立ち上げ、前年度に抽出したテーマについてさらに検討を進めた。農村の活用、真岡木綿、農産物、イベントという4つのテーマをどのように掘り下げて実装化するか、手段や方法も検討しつつ、それが実際の事業として成立するかをテストするための簡単な実証事業を行った。

例えば、市内の農地付き空き家を若者の集まる拠点として活用するためのイベント（バーベキュー）や、真岡の農産物を市外向けに PR するためのピザ焼き教室¹²等である。残念ながらこれらの実証事業は本格的な事業化には結びつかなかったが、企画から実施まで委員たち自身で行っている。

そのほか、参加者間の横のつながりを醸成し、交流を促す試みとして、他の事例から学ぶ試みも行われた。早い段階で、先進自治体である新潟県燕市の若者会議のメンバーから団体運営や参加者に活動に取り組んでもらうための工夫や方法等について話を聞き、1年間の活動に生かした。3月の発表会には市長ほか各団体の長も参加している（令和4年度の活動内容は表5のとおり）。

表 5: 令和4年度若者会議の内容

日時	内容
5月	キックオフミーティング、団体立ち上げ
6月	グループワーク、「つばめ若者会議」の活動を学ぶ
7月	グループワーク、昨年抽出したテーマについて改めて検討
8月	（他自治体への視察を予定していたがコロナ禍のため中止）
9月①	今後の流れの説明、班に分かれて検討開始
9月②	グループワーク、視察箇所の調査・選定
10～11月	班ごとに視察を実施
11月	グループワーク、視察内容の共有と中間発表に向けた準備
12月	中間発表（発表内容は録画し、市や各団体に共有）
1月	グループワーク、実証事業に向けた準備
1～2月	班ごとに実証事業を実施
2月	グループワーク、発表会の準備
3月	発表会

（真岡市資料より筆者作成）

③ 令和5年度：団体の自走に向けた試み～若者ミーティングの運営

3年目の令和5年度は、若者会議の自発的な活動につなげるという、今後に向けた活動がテーマとなっている。真岡市は令和5～6年度にかけて新たな「総合計画」「総合戦略」の策定を予定しており、その総合計画策定に向けて広く若者の声を聴取するための「若者ミーティング」の運営を若者会議が行っている。

若者ミーティングは、平成30年度の計画策定時も実施した事業である。高校

¹² 隣の上三川町のピザ屋の協力のもと実施した。市外に向けた PR ということから、あえて隣町で実施したとのこと。

生から 30 歳までの若者に真岡市の未来を語ってもらい、その意見を行政計画策定に生かそうとするものだが、平成 30 年度は若者世代のリアルな声を聴取することはできたものの現実的な意見に乏しく、総合計画への反映という段階に達することはできなかった。

こうした前回の課題を踏まえて、意見聴取を表面的な段階に終わらせず、背景にある課題を深掘りして意見書という形にまとめて市に提言するというのが、令和 5 年度の具体的な活動内容である。若者ミーティングの運営主体が市から若者会議に移り、加えて単なる意見聴取に終わらせることなく意見書としてまとめて市に提言する。これが平成 30 年度と令和 5 年度の大きな違いである。

10 月 21 日に行われた若者ミーティングの第 1 回目では「真岡市の推しポイント」「私が市長だったら」というテーマで広く意見を聴取し、テーマを抽出¹³。11 月 18 日に行われた第 2 回目ではこれらのテーマについて 6 班に分かれて対話を重ね、意見の背景にある課題を踏まえた上で市の未来について発表を行った¹⁴。この後は若者会議へ持ち帰ってさらに議論を重ね、意見書としてまとめた上で、市に提言を行う予定である（令和 5 年度の活動内容は表 6 のとおり）。

【令和 5 年度の若者ミーティングで出されたテーマ】

- ・ 交通環境の充実（自転車活用等も含む）
- ・ 子育てや教育環境の充実
- ・ 若者を呼び込む施設や拠点の整備
- ・ 食に関すること（農業や事業者への支援も含む）

表 6：令和 5 年度若者会議の内容

日時	内容
5 月	キックオフミーティング、参加者同士の交流
6 月	グループワーク、H30 年度に実施した若者ミーティングの内容を体験
7 月	市内視察、真岡市のことをより知るために市内の観光拠点等を視察
8 月	グループワーク、若者ミーティングの開催方法を検討
9 月	グループワーク、8 月に決めた内容でミーティングのデモを実施

¹³ 詳細は真岡市ホームページ参照のこと。

<https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/gyomu/8/wakamonokaigi/21190.html>
(2023/12/10 確認)

¹⁴ 詳細は真岡市ホームページ参照のこと。

<https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/gyomu/8/wakamonokaigi/21191.html>
(2023/12/10 確認)

10月	若者ミーティング 1回目
11月	若者ミーティング 2回目
12月	抽出した意見を基に意見書を作成
1月	抽出した意見を基に意見書を作成
2月	市に意見書を提出

(真岡市資料より筆者作成)

4. 成果と課題

若者会議の目的は、「若者のまちづくりへの参加機会の創出」「未来を担う人材の育成」「若者同士の横のつながりの形成」「若者の声を市政に反映」である。真岡市の場合、その中でも行政と市内団体の青年層同士の連携を図り、まちづくりの基盤とするという特徴がある。

この点において、市としては、この3年間で少しずつではあるが横のつながりができ始めたと考えているとのことである。市職員と団体、あるいは団体間の連携が進み、顔の見える関係性ができたことで、相互に協力依頼がしやすくなった。また、真岡出身ではない大学生が若者会議をきっかけに真岡市に興味を持ち、プライベートで観光いちご園や門前地区等に遊びに行くようになった等、市への興味が深まっている例もある。さらに、若者会議メンバーの大学生が青年会議所の勉強会に参加したりと、横のつながりが見えてきているとのことである。

また、若者会議の提案から事業化される事例も生まれ始めている。例えば、令和3年度に提案した井頭公園でのアウトドアイベントの開催は、その趣旨を踏まえ、令和4年度から「いがしらリゾート秋フェス」として開催されている。ほかにも、令和5年度から始まった小学校での木綿の栽培体験授業は、令和4年度の若者会議の提案が実現したものである。このように少しずつではあるが具体的な成果が見え始めている。

人口減少、少子高齢化が進む中、市役所だけでは持続的なサービスを提供できない。市民に地域のことを考えてもらう取り組みとしてこのような手法は効果的であり、また、行政にとっても直接市民や民間の声を聴くことができる貴重な機会となっているとのことである。

一方、課題としては、「参加者の確保（一般公募の人数の確保）」「自発的な活動運営への移行」があげられた。参加者については、先述のとおり今年度は公募の数を増やしている。現状では参加者は確保できているが、今後の新しい人の参画見通しは厳しいと見ている。まずは継続的に活動を続けていくために、OBOG等に主体的に地域づくりに関わり続けてもらうための仕掛けを整えたいとのことである。それが若者に地域づくり活動に興味を持ってもらうきっかけになる

かもしれない。

また、自発的な運営への移行については、計画的に進めている最中にある。1年目は真岡市を知り、課題を見つける。2年目は見つけた課題を深掘りし、事業化への可能性を探る。そして3年目は行政計画の策定に向けた若者会議の運営を担う。これに続く次年度の予定を聞いたところ、令和6年度は市政施行70周年に当たることから、記念行事の開催を事務局案として考えているが、実際には若者会議が主体的に検討していくようにしたいとのことであった。一つひとつ段階を踏みながら、自走に向けた準備をしていると言えるだろう。

5. 今後に向けて

真岡市は今後も「選ばれる都市もおか」の実現に向けて、若者会議の取り組みを推進していく。この若者会議という器の可能性について訊いたところ、公共私連携・協働のプラットフォームになりうるが、それが機能するためには民間事業者や市内団体による主体的な地域づくり活動の充実が欠かせず、そうした活動の機運を醸成し支援することが市の役割と考えているとのことであった。

加えて、若者政策のもう一方の柱である「真岡まちづくりプロジェクト」と若者会議の双方が有機的に発展していけるよう筋道をつけることも重要であるとの話もあった。若者会議という器と、その中身に当たる主体的な地域づくり活動の充実を同時に進めていくというのが、真岡市の基本的なスタンスということだろう。

また、真岡市の特徴である職員委員の参加については、若手職員の人脈の広がり・成長という点でよい感触を得ているように感じられた。職員と民間団体・事業者では置かれている立場も役割も異なる。その違いを補い合う基盤・話し合いの場ができたことが、真岡市の資源拡大につながっていることは間違いがない。そこに加わる大学生が真岡市に興味を持つことにつながればなおさらである。学生が職員と活動を共にすることで、期せずして市のインターンシップのような役割を果たしているとも言えよう。

まちの将来について誰かと共に考え、汗をかく。複合的に進められている真岡市の若者施策が「よりよいまちにしていこう」という共通の目的の実現に結実することを期待したい。

【謝辞】

本報告の執筆に際して、ご多忙の中、ヒアリング等に応じてくださった真岡市の関係者の皆様に御礼申し上げます。

第4節 可児市高校生議会

(岐阜県可児市)

幸田雅治 (神奈川大学法学部 教授)

調査日：2023年9月26日(火)10時～ オンライン

調査先：可児市議会議長 澤野 伸 氏

調査者：幸田雅治、大杉覚 (東京都立大学法学部教授)

1. 可児市の概要

可児市(かにし)は、岐阜県中南部に位置し、名古屋市及び岐阜市から30km圏内にあり、北部はおおむね平坦で、南部は県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在する丘陵地となっている。また、市の北端部には日本ラインとして



て名高い木曾川、中央部には東西に流れる可児川があり、豊かな自然環境に抱かれている。また、市内には国指定史跡長塚古墳、銅たく発掘の地など多くの遺跡が分布している。

昭和40年代後半に入ると、名古屋市のベッドタウンとして人口が急増し、昭和57年4月、全国650番目の市として市制を施行。その後、平成17年5月には、兼山町と合併し、現在に至っている。

<可児市の基礎データ>

面積 87.57 km²

2020(令和2)年国勢調査人口 99,968人

2021(令和3)年度決算(普通会計)歳出総額 34,705百万円

2021(令和3)年度財政力指数 0.87

(市HP等による)

2. 高校生議会の経緯

可児市議会は、議会改革に熱心に取り組んできており、平成17年6月に一問一答・対面方式の導入、平成20年8月に議長交際費、政務調査費の公開(ホームページ、議会だより)、平成21年5月に議員の活動範囲についてとりまとめ、同年8月に正副議長選挙における立候補制度の導入などを行った。

そして、平成23年2月に「議会改革のための市民アンケート調査」(第1回)を実施した(回収数は810件、回収率は40.6%)。その件は、「市議会に関心が

ない」36.7%、「議員の活動内容を知らない」64.2%、「市民の声が市議会に反映されていると感じている」6.4%と、厳しい現状と議会改革を進める必要性を再認識することとなった。

その後、さらに議会改革に取り組むこととなり、平成23年9月には、議会基本条例特別委員会を設置した。具体的取り組みとして、平成23年10月に、サイボウズライブ(グループウェア)を活用した議員間の意見交換と資料提供、平成24年2月に、第1回議会報告会の実施(その後、毎年実施)、平成24年6月に、本会議インターネット配信開始(YouTube)し、平成24年12月には、議会基本条例を制定(施行は平成25年4月)した。

議会基本条例第2条では、「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」とし、第1号で「市民」は、「市内に居住し、通勤し、通学する個人又は市内で活動する団体をいう。」と定義された。また、第3条では、「議会活動を通じて、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させること」と明記された。これによって、高校生も市民の1人であり、高校生の意見を把握し、市政に反映することが重要となったが、併せて、若い世代の都市部流出が地方衰退につながることで、多額のコストをかけて若者を育成しても、都市部へ移住されては地域の担い手は減少してしまうことから、地域の魅力を知る場を提供し、地域の大人と関わる場所を提供することで、地域への愛着や当事者意識をもってもらい、新しい体験により、広い視野で社会とのつながりを実感してもらおうことが欠かせないことと考え、ふるさと発展に寄与する人材育成の必要性を認識した。

まず、高校生議会に先立ち、「キャリア教育についての研修会」を平成26年1月15日に開催した。可児高等学校が実施するキャリア教育について、目的や内容などを把握するために、可児高等学校教諭浦崎太郎氏を講師とし、可児市議会議員及び介護専門職などの職員にも参加いただいた。

そして、平成26年2月に、議会主催のキャリア教育支援の取り組みを高校生議会として実施した。若い世代の意見を聞く機会をどう設けるのか意見交換し、意見書を採択した。議員16名、大学生2名、高校生24名、職員等15名が参加した。これが、第1回の高校生議会であり、その後、毎年開催している。

3. 高校生議会の目的

大人と若い世代(高校生)が交流することで、可児市の魅力を知る場が必要と考え、①地域への愛着や当事者意識の醸成、②広い視野や新しい経験の獲得、③社会や学問のつながりを実感することで、ふるさと発展に寄与する人材育成をすること、すなわち、地域課題解決型キャリア教育が目的である。

2. で触れた「キャリア教育についての研修会」は、可児高等学校が求める大

人と関わる機会と議会が求める若い世代の意見を聴取する機会を設ける方向性が合致したことで実現したものである。丁度、議会基本条例が制定され、議会としてキャリア教育支援で何かできないかとの思いを持っていたところ、高校側は、キャリア教育推進のためには、地域で活動する大人と関わる機会とその運営者が必要との意向があり、それが高校生議会へとつながっていった。

4. 高校生議会の開催状況

2. で触れた第1回に続き、毎年の開催状況は次のとおりである。

第2回 子育てに関わる事業者・団体の協力を得て開催。(H27.2)

『子育て支援』をテーマに意見交換し、意見書を採択。

(市長、議員 21 名、子育て支援団体 10 名、高校生 24 名、職員 8 名が参加)

第3回 キャリア教育を支援する団体の支援を得て開催。(H28.2)

来年度のキャリア教育活動計画について話し合い、意見書を採択。

(市長、議員 22 名、支援団体 13 名、高校生 29 名、職員 4 名が参加)

* 高校側より「顔ぶれの多様性」「発言する機会の確保」という点から高校生 3 名＋大人 3 名で 1 グループとし、12 グループ作ることを依頼されたため、可児市議会議員のほかに市内の NPO 法人（縁塾）に依頼し、8 名の協力があった。

第4回 実際起こっている問題をより身近に捉え意見交換を実施し発表。

(H29.2)

行政実務をクロスロード的な手法により議論し、議場において発表。

(市長、議員 22 名、支援団体 13 名、高校生 29 名、職員が参加)

第5回 高校生議会(投票率向上のための方策等／市選挙管理委員会協力)(H30.2)

第6回 高校生議会 (NHK大河ドラマを活用した可児のPR) (H31.2)

第7回 高校生議会 (R2.2)

(2部制で意見交換・発表後、意見書の提案・採択が行われた。)

(市長、議員 22 名、高校生 25 名、職員が参加)

【第1部】R1.10の模擬選挙立候補者の選挙公約だった3つのテーマについて生徒と議員が意見交換を実施

テーマ① 「学習支援 (学校以外の学習環境)」

テーマ② 「多文化共生」

テーマ③ 「社会福祉 (子育て、高齢者等)」

【第2部】協議結果の報告と質疑応答

第8回 高校生議会 (R4.3)

(コロナ禍のため、従来のような生徒と議員のグループディスカッションという形ではなく、成果発表会という形式(2部制)で活動報告やマ

ニフェスト提案などが行われた。)

(市長、議員 17 名、高校生 16 名、職員が参加)

【第 1 部】可児高等学校のコアメンバーの生徒が調査・研究を進めている
3つのプロジェクトについての活動報告

テーマ①「環境」・・・環境課題に向けて

海洋プラスチック問題に着目し、給水スポットを検索できるアプリを普及させ給水スポットを増やすことでペットボトル消費を削減することを提案。

テーマ②「教育・福祉」・・・福祉政策や子どものメンタルヘルス

ボランティアをしながら子育て世代にアンケートをとり今後の活動に活かす予定。居場所づくりのほか、高校生が勉強を教える寺子屋のようなことができれば・・・

テーマ③「可児市のブランディング戦略」・・・移住促進に向けて

可児市は「暮らす」という視点で考えるとよい点が多い。インスタグラムを利用し情報発信するなどして人口減少対策、移住促進に貢献したい。

【第 2 部】模擬選挙のマニフェストから市への提案

R3.11 月に校内で実施した模擬選挙の立候補者の選挙公約をもとに市への提案を行う。

・ 模擬投票の総括報告

・ 立候補者（3 人）からの提案

① 教育の経済的支援、外国籍市民への支援

経済的な理由で学ぶ機会が奪われないよう、外国籍の子も含めた多くの地域の子ども達のために支援を。

② 平等に医療が受けられ、健康で生活ができる

都市医療機関の充実やボランティア活動の支援が、市の活性化や市民の健康寿命を延ばすことにつながる。

③ 移住促進政策

人口を増やすには可児市が現在もつ魅力を発信することが大事。

SNS の有効活用や移住者への補助金制度を。

第 9 回 高校生議会 (R5.3)

◆ 可児高等学校探求学習の成果発表

< 2 年生コアメンバーによる活動報告 >

(A) アーラと協力した児童との交流

(B) Corpbook (可茂 IT 塾とコラボした地元企業紹介ビデオの作成)

< 1年生による活動報告 >

(C) 里芋を活用した地域振興

(D) 休耕地の有効活用に向けての農業振興アプリの提案

◆ 探究学習を通じた市への提案

可児高発議第1号「探究活動に対する支援に関する意見書」を全員賛成で採択。

要望事項：可児市役所内に若者の探求活動を支援する部署を設置すること

高校生議会とは別に、第1回の模擬選挙を平成28年3月に行い、その後定期的に実施している。これは、高校生の段階では、受動的にしか選挙について学んでいないこと、つまり、「人を選ぶ」という経験がないということであり、積極的主権者教育が必要との認識に至った。

第1回の模擬選挙の時は、模擬選挙前に、生徒を中心に選管職員、議員を交えて5回の打合せを行った。生徒による争点案の抽出とマニフェスト案の作成、候補者の演説会(候補者3名による立会演説会)、グループディスカッション(生徒1、2年生全員が6人程度グループに分かれマニフェストの検証)、本番同様の投票用紙等を使って模擬投票、生徒による開票模擬投票を実施した。

5. 高校生議会の課題

実際参加した高校生の感想は、①活動する中で苦労はあったが、議員や市長からの意見・質問などから新しい視点に気付くことができ、今後の活動の糧になった、②地域課題の解決のためには市民が賛同できるものである必要があり、しっかり説明して理解してもらう必要があると強く感じた、③「税金を使ってお金を出して支援すればよい」ものではなく、支援後の未来を見据えた持続可能なものである必要があると感じたなどがあった。

可児市議会によれば、高校生議会の意義として、議会側からは、若い世代と交流し意見交換することで、多様な声を拾い上げ、地域課題に対する新たな認識や取り組みへのきっかけとすることができること、高校生などの若い世代側からは、様々な大人と接し、地域課題を自ら考えるきっかけとなり、高校生議会などを通して今後は地元市民や他学校などと連携して活動してみたいといった声もあり、その場限りのものではなく、可児市のために何ができるかをそれぞれが考えていく原動力のひとつとなっているとのことだった。

ここから見えてくる課題としては、第一に、「地域課題に対する新たな認識や取り組みへのきっかけ」を実効性あるものにするにはどうしたら良いか、第二に、「その場限り」ではなく、その後の原動力に結びつけていくにはどうしたら良い

かということが挙げられるだろう。

また、高校生議会に加えて、子ども議会、中学生議会の取り組みがされている。子ども議会は、平成 16 年より毎年実施している。令和 2 年 11 月 17 日（火）は、帝京大学可児小学校 6 年生 41 名が参加して、①議会ってどんなところ？②議会体験をしてみよう！③財政難の中、どの事業を廃止するか意見を出し合い、最後に採決を行うという形で実施された。

中学生議会は、令和 4 年 8 月 20 日に初めて、可児青年会議所主催で可児市・可児市議会協力のもと、「中学生議会」が開催された。市長、教育長、議員 13 名、中学生 9 名、職員が参加した。西可児中学校の 3 年生が主権者教育の一環として、授業で出された各クラスの意見や政策を参考に、1 班、2 班に分かれ、可児市が抱える地域課題や政策について考え、ユニークな案を提案した。

このように、高校生議会から、子ども議会、中学生議会へと広がりを見せてきているが、今後は、これらの年代を分けた取り組みをどう連動させていくのかも今後の課題と思われる。

第5節 新城市若者議会

(愛知県新城市)

幸田雅治 (神奈川大学法学部 教授)

調査日：2023年10月31日(火)13時半～ オンライン

調査先：新城市市民協働部市民自治推進課 川合正敏氏、加瀬川雄貴氏

調査者：幸田雅治、深沢裕治(自治研修協会総務部長)

1. 新城市の概要

新城市(しんしろし)は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって2005年10月に誕生。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接している。愛知県内では2番目の広さとなる499.23平方キロメートルを有し、市域の



84パーセントは、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源地の役割を果たしている。

また、三河の嵐山とも呼ばれる桜淵公園や、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園・県立公園の指定区域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在している。

1300年の歴史を誇る湯谷温泉、里芋・お茶・梅・高原野菜など風土を活かして産出される特産品、素人歌舞伎・田楽をはじめとする数々の伝承芸能など魅力溢れる地域である。

<新城市の基礎データ>

面積 499.23 km²

2020(令和2)年国勢調査人口 44,355人

2021(令和3)年度決算(普通会計)歳出総額 25,166百万円

2021(令和3)年度財政力指数 0.55

(市HP等による)

2. 若者議会の経緯

(1)「新城ユースの会」の誕生

新城市では1998年から世界中の新しい城(Newcastle)という意味をもつ都市と交流しており、2012年からは、少子高齢化や若者流出、働く場の確保など共通する課題について意見交換するニューキャッスルアライアンスの若者の部に参加している。2012年に初めてニューキャッスルアライアンスに参加した若

者（大学生・社会人4名）は、同年代の若者が自分のまちを真剣に考え語り合う姿に圧倒され、自分達は自身の考えも自分のまちの紹介もままならず、悔しさを残して日本に帰ってきた。

悔しさの残る若者達は、帰国後、これからどうしたいか、どうなりたいか話し合った。アライアンス参加国の多くは、若者議会なるものが存在し、若者が自分達のまちについて自ら考え行動していくことが日常的に行われていることに着目し、新城市にもつくることにした。こうして誕生したのが「新城ユースの会（2012年10月）」である。

（2）市民まちづくり集会の企画運営

2013年4月、新城ユースの会のメンバーのもとに第1回市民まちづくり集会の実行委員募集の知らせが入った。市民まちづくり集会は、新城市自治基本条例第15条に基づき実施される会議で、市民と議会及び行政が力をあわせ、よりよい地域創造を目指すため、意見を交換する場である。この会議の趣旨が、新城ユースの会の設立趣旨と合致することから企画運営に携わることとを決めた。

市民まちづくり集会は2部構成であり、新城ユースの会は第2部の「新城の未来を語る」の企画運営を任された。LINE機能を使いリアルタイムで参加者達の意見を会場全体に共有するなど大きな反響を得た。

（3）市長マニフェスト

当時、新城市長選挙に立候補予定であった前新城市長穂積亮次氏が新城ユースの会に関わった市民まちづくり集会に参加していた。穂積氏は、新城ユースの会の活躍を目の当たりにし、若者の可能性を感じ、2013年11月の市長選挙において、マニフェストで若者政策市民会議を創設し、若者が活躍するまちをめざす総合的政策の策定を掲げた。

（4）若者政策ワーキング発足

2014年5月に若者政策を進めるため、準備組織として若者政策ワーキングが発足された。メンバーは、新城市に住む若者19名（高校生2名、大学生7名、会社員1名、地域おこし協力隊4名、市職員5名）で、外部団体との意見交換、市内のフィールドワーク、先進地視察などを通して、若者議会の検討や若者総合政策の作成などを行った。

（5）若者条例・若者議会条例の制定

若者政策ワーキング発足とほぼ同時期の2014年6月に、市長は、新城市自治基本条例第24条に基づく市民自治会議へ若者総合政策について及び若者議会に

ついて諮問した。マニフェストに掲げた若者政策市民会議を市民自治会議に若者委員枠を追加し機能を拡充する形で実行した。

約半年間、若者政策ワーキングでの検討状況を市民自治会議に報告、議論を重ね、2014年11月に市長へ若者条例と若者議会条例の制定について答申を行い、同年12月市議会へ上程し、議決された。

3. 若者議会の目的

若者議会は、2015年4月1日施行の新城市若者条例及び新城市若者議会条例に基づく市長の附属機関として位置付けられている。若者条例第1条(目的)では、「若者が活躍するまちの形成の推進について、基本理念を定め、並びに若者、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項を定めること等により、総合的に若者が活躍するまちの形成の推進を図り、もって市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与することを目的とする。」と規定し、若者条例第10条(若者議会)では、「市長は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議させるため、新城市若者議会を設置する。」と規定し、若者議会は、市長の諮問機関となっている。

若者総合政策は、第8条で、次のように定義されている。

(若者総合政策)

第8条 市長は、若者が活躍するまちの形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(「若者総合政策」)を定めなければならない。

2 若者総合政策は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 若者が活躍するまちの形成の推進に関する基本的な方針
- (2) 市が実施する施策の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者が活躍するまちの形成を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市では、若者総合政策について、より分かり易く、「市民全員が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを実現するために、若者の思いや意見をカタチにし、「若者が活躍できるまち」にするための政策」と説明している。

これらの規定に基づき、新城市若者議会条例が制定され、若者議会に関する主要事項が定められている。主な内容は、次のとおりである。

(所掌事務)

第2条 若者議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、若者総合政策の推進に関すること。

(組織)

第3条 若者議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市内に在住、在学又は在勤する若者であつて、おおむね16歳からおおむね29歳までのもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

以上から分かるように、若者議会は、市が若者総合政策を実施していくにあたり、その実効性を担保していくため、若者の参加の仕組みとして、市長の諮問に応じて若者政策について話し合い、政策を立案し、市長に答申する仕組みを構築し、若者が活躍するまちを目指すものと言える。

委員の報酬は、3,000円/回で、委員の資格は、市内在住・在学・在勤いずれかおおむね16歳から29歳までとされている。

4. 若者議会の開催状況

2015年に第1期の若者議会在が設置されたが、現在に至るまで、9期で約300名が参加している。若者は20名が定員となっているが、応募が20名を超えることもあり、その場合は、書類審査(若者総合政策にある4つのテーマを踏まえた応募用紙を提出)する。市外委員は5名(定員)、メンターとして、若者議会のOB、OGを中心とした10名(定員)と若手職員が加わる。3つぐらいのテーマごとに委員会を作って議論する。会議回数(1人につき)は、全体会議が15回、チーム分科会が約20回となっている。

若者議会の1期から9期までの委員構成は、次の表のとおりである。

○ 若者議会 委員構成（年齢、職業）

各年度4月1日

年齢(歳)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
15	1	4	3	3	6	2	6	1	3
16	4	5	10	8	3	7	1	16	1
17	5	2	2	1	2	3	5	1	7
18		3	3	1	1				1
19		1	1		2	1		1	1
20	2	1	1	1	1	1		1	
21	3	1			3		1		1
22	2					1	1		
23				1	1	1			
24	1								
25		1		2	1		1		
26		1		1					1
27	1						1		
28									
29		1		2					
30	1								
計	20	20	20	20	20	16	16	20	15
平均年齢	19.6	18.4	16.6	19.3	18.0	17.3	17.9	16.4	17.6
高校生	10	12	15	12	12	12	12	18	11
短大・ 専門学生	1		1	1					
大学生	4	4	4	1	5		1	2	2
社会人	5	4		6	3	4	3		2

若者の予算提案権は1,000万円である。運営費（交通費、若者議会の放送、HP運営委託費など）に関しては、約700万円（2022年度）措置している。

若者議会は、毎年11月に答申し、市議会の3月定例会で承認されれば予算化される。第8期までの提案については、今のところすべて予算化されている。2月には、議員と若者議会で意見交換を行っている。



予算化された具体的事例としては、次のようなものが予算化されている。

- ・ ふるさと情報館リノベーション事業（あらゆる世代の利用率を向上させるため、若者の目線でふるさと情報館の空間及び形態のリノベーションを図る。）
- ・ 若者アウトドア観光事業（市内外に新城のイトコを発信し、新しい楽しみ方を提案することで、若者や市民がその魅力を発見・体感できる事業）
- ・ C&H マッチング事業（高校生に新城市の企業情報を若者目線で届けることで、新城市が就職候補の1つとなり、市内の若者増加・活性化につなげる事業）
- ・ ぶかつなぎ事業（地域で活動する団体と市民を、幅広く捉えた趣味という枠組みによって繋げ、市民同士が交流し合えるよう、地域で活動する団体を知るきっかけとなるサイトを作成する事業）

5. 若者議会の課題

市によれば、若者議会での議論は大変活発で、マックスで延べ 160 回も開催したことがあったとのことである。予算の中には調査費も計上しており、議論へのサポートも行われている。

若者自身が時間をかけて政策提案を行い、それが実際に予算化されており、目的である「若者政策の立案」の成果が大いに上がっていると評価することができる。参加した若者の政策参加の実感が得られていると考える。

課題としては、第 1 に、若者議会の継続性が大事である。市によれば、運営に OB、OG がいかに関われるかが重要とのことだった。2 つの条例が根拠となつて、この取り組みへの市役所及び市議会からのバックアップがしっかりしていることが、継続性を支えていると思われる。

第 2 に、参加者以外の若者へ成果を如何に浸透させるかが課題であるが、市では十分には浸透していないと言っていた。政策実現の成果を市民全般に広報することや高校へのフィードバックなどを行うことで、高校生自身への浸透を図っていくこともできるのではないかと思われる。

この 2 点は、どのように解決していくかは大変難しい課題であると思うが、今後の充実発展を期待したい。なお、上記以外に、参加者アンケートでは、「参加者間の交流の時間がほしい」という意見があったとのことだったが、これは、何らかの形でそのような時間を確保することはそれほど難しくはないと感じた。今後の取り組みで実現してほしいと思う。

第6節 大府市若者会議

(愛知県大府市)

嶋田博子 (京都大学公共政策大学院 教授)

日時：2023年9月30日(土) 9:00~14:15

先方：健康未来部子ども未来課 川出陽一課長、鈴木桂子係長、伊藤太祐主任

担当：嶋田博子、櫻田順一 (自治研修協会事務局長)

大府市では担当課からの聴取に先立ち、2023年度若者会議政策提言発表会の傍聴、会議メンバーとの意見交換の機会をいただいた。ご多忙の最中にもかかわらず、手厚い配慮をしてくださった関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

1. 大府市の概要

大府市(おおぶし)は、名古屋・知多・三河を結ぶ交通の要衝で、JR東海道線で名古屋駅まで約15分という立地や高速道路網の整備による高い利便性と豊かな自然環境が魅力である。



明治39年に7ヵ村が合併して大府村となり、現在の市域が確定。大正4年町制を試行。昭和45年9月、愛知県内24番目の市として市制を施行した。

「WHO 世界健康都市連合」に加盟するなど「健康都市」の実現を推進。産業面では、良好な交通網を活かし、自動車関連のものづくり

り産業を中心に愛知県内でも有力な工業都市に発展。一方、豊かな自然や気候風土にも恵まれ年々人口は増加、「産業と住環境の調和した都市」として成長を続けている。

<大府市の基礎データ>

面積 33.66 km²

2020 (令和2) 年国勢調査人口 93,123 人

2021 (令和3) 年度決算 (普通会計) 歳出総額 36,818 百万円

2021 (令和3) 年度財政力指数 1.15

(市勢要覧2021、市雇用対策協議会HP等による)

2. 活動概要（担当課からのヒアリング）

（1）若者会議設置の経緯

従来から、年齢が高い層からは市として意見を聞く機会があるが、若者との接点は少なく声が届きにくいことについて組織内で議論があった。このため、令和2年に市制50周年の区切りを迎えるにあたり、市内在住の高校・大学生による若者事業を進めることとしたが、新型コロナ禍の影響で、実際の開始は2022（令和4）年度となった。ただ、令和2年度は市外にいる大府出身の大学生などを励ますために「学生応援！ふるさと便おおぶ」を、令和3年度は若者駅前プロジェクトとして大府駅前イルミネーションを実施しており、それらもレガシーとしている。

若者施策は子育て支援等と並んで岡村市長のマニフェストの柱の一つであったこともあり、設置に向けては市長のイニシアチブの下に鯖江市や新城市などを参考に検討を進めた。市の置かれている状況が異なるため、直接の参考にするのは難しいと考え、下記（3）で述べるような方策を取ることとした。

（2）設置目的

- ・ 若者の主体的な活動を支援し、自己肯定感、自己有用感を育むこと
- ・ 若い世代の柔軟な発想と創意工夫を生かし、市が抱える課題の解決や事業促進を図ること
- ・ 活動を通じ、若者が大府市やまちづくりに関心をもち、今後のまちづくりの担い手になるきっかけとすること
- ・ 若者同士の交流を促進し、居場所や仲間づくりのきっかけとすること

（3）実施方式

当初は1泊2日の合宿形式を含む全3回で実施する形なども検討したが、コロナ禍に加え、参加者にも仕事や学業があることを考え、夜の時間帯を基本に実施する形に落ち着いた。令和5年度は5月25日から9月30日までの全8回実施。

若者会議は事業を実現する場ではなく、若者育成のためと位置づけているので、会議自体の予算は取っていないが、政策提言が9月末なので、提言された施策の実施に向けた予算要求が可能となっている。一方で、そのために日程が厳しくなっている面はある。

参加対象は16歳から29歳までの若者（高校生、大学生、勤労者）で、無作為抽出した3000名に応募はがきを送付した（一度送付した者は翌年度以降除外）。結果として、応募のあった11名全員（令和4年度は14名）を会議メンバーとした（うち最終発表会出席者は9名）。

(4) 政策提言までの運営

コーディネーターは、市の審議会等で従来から座長などを務めていただいていた愛知県立大学の松宮朝教授にお願いし、今年度も全回出席していただいた(最終回のみオンライン参加)。

初年度は日本ファシリテーター協会所属のファシリテーターにも全回同席してもらったが、今年度は市職員(子ども未来課所属の2名)で対応する形とした。

テーマ設定についても初年度からの変更点がある。令和4年度は大府市の課題やその解決策について、若者会議メンバーからのアイディア出しを中心とした。実際の提言としては駅前の活性化や若者が参加しやすい公民館講座などだった。自由な提言ができることで参加者のモチベーションが高い一方、市として進めたいこととのズレや実効性の乏しさという問題もあった。

今年度は最初から市としての課題を3つ示し、その中から希望に沿って参加者を早い段階から3チーム(ひとづくり、まちの資源、健康づくり)に分け、その枠での提言を求めた(具体的内容は3.で後述)。また、昨年度は市への提言で終わりだったが、今年度は、自分たち自身は何ができるのかという関わり方も含めて議論することを求めた。また、提言の柱自体は会議メンバーに任せたが、夢物語的なものとならないよう、実行性のあるものとするため、施設の確保などといった提言の細部についてはある程度事務局から修正を求めた。その分、参加者には「自分たちが求めている施策とは違う」という感覚も生じたかもしれない。

一長一短あるのでどちらの方式が良いとは一概には言えないが、来年度も今年度と同じ方式を考えている。

(5) 取り組みへの評価と今後の課題

概ね順調に進行し、こうした手法は有用だと考えている。これからも引き続き実施していきたいと考えているが、市での毎年の出生数(900人前後)に照らせば、現在の募集方式ではいずれ頭打ちになることも考えなくてはならない。各年度の若者会議で終わりではなく、OB、OGにもその後の会議に出てもらって輪を広げ、若者の間での気軽なコネクションづくり、コミュニティができると良いと考えている。

参加動機については、昨年度の場合、「市役所の仕事に興味がある」という参加者が2名いて、両名とも結果的に採用につながった。そういう気持ちでの参加もあってよいと考える。

課題としては、7回の会合で政策提言発表資料作成まで行わなければならないことに加え、定例会議以外にも彼らが集まって作業しないといけない機会も多く、負担になっているところがある。また、会議中盤からはパワーポイントによる発表資料作成に移行していくので、若者たちの学びの場となる機会が少なく

なっているのも課題だと思っている。作業の負担感に加え、参加者間の温度差の問題もあったし、参加者から事務局に対し、勤務時間外である夜間に多くの相談メールが入ることをどう扱うかという戸惑いもあった。

なお、政策提言に向けて事業案を検討していくにあたり、実際に事業を経験することで実行性のある事業案とするため、今年度参加者には、「公民館で若者向けの料理講座等を行う」という昨年度提言に基づき、企画から講師依頼などの運営面から材料集めなどまでやってもらった。ただ、実際には参加者を集めるのが難しかった上、会議メンバーには（自分たちが提言したわけでもない施策なので）やらされ感が強く、評判がよいとは言えなかった。

これからの展開について、若者と協働して地域問題を解決していく仕組みは拡大していく必要があるが、あくまでも主役は若者であり、自治体は若者の活動を支援する立場を取るべきだと考えている。

（6）自治体の役割

自治体は、若者が主体的に活動し、自己肯定感、自己有用感を育むことができるように支援したり、若者に学びの機会を多く与えたりする役割を果たす必要があると考える。

公共私連携・協働のプラットフォームとしての評価については、若者会議と公民館講座が協働した上記料理講座のように、若者の力を協働やまちづくりに生かしていくことが大切だと考えている。ちなみに、公民館講座とのコラボの第二弾としては、カラーコーディネート講座を企画中である。

3. 最終発表回の傍聴内容

9月30日(土)9時半から11時半までの2時間にわたり、市長、副市長、担当部課長を含む市職員、市議会議員、地元メディアなどの30名前後の参加を得て行われた。

発表は（1）ひとづくりチーム、（2）魅力あるまちの資源チーム、（3）健康づくりチームの3グループで、それぞれの概要を簡単に紹介する。

（1）ウチらの時代だ！ウチらで作る！イケイケ大府！～空白の期間をつなぐバトン政策～

比較的支援が充実している義務教育期間と子育て期間とのほぎまである19歳から30歳までの間を「空白の期間」ととらえ、「この世代が活躍でき居場所を持つこと」「親や友人にも言えない悩みを市で受け止めること」というターゲットを設定した。その具体策として、a.「子ども未来課」を若者が利用しやすくなるよう、NEW☆ジェネ課（新世代課）に名称変更（子どもや子育て世代へ

の支援との好循環)、b. 悩みを持つ若者をゲイバーのママが温かく迎える「アンタもこれBAR」の設置、c. 若者自らが子ども若者向け情報を届ける広報「おぶフレ」の発行を提言した。



(2) The Violin City ~Wakamono ha osharena machini sumitaindesu!

愛知県の「住み続けたい自治体ランキング」で大府市は5位と上位であるにもかかわらず、4位までの自治体に共通している「人からうらやましがられそう」が挙げられていないため、将来的に住もうと考える人を増やすために（市でも既にイベント等で重視している）ヴァイオリンを用いておしゃれなイメージづくりを目指そうと考えた。「観光都市は目指さない」「(SNSよりも)直接見て、聞いて、体験してもらえる方法を基本とする」という方針に基づき、a. ヴァイオリン音楽をバスや公園など市内の様々な場面で流す、b. ヴァイオリンモチーフのイルミネーション、c. ヴァイオリンに触れる機会を増やすという具体策を提言した。



(3) Colorful Wonderful Obufull! ~未来の高齢者を健康に~

国民の3人に1人が高齢者となる時代が来る中、若い頃の運動不足が将来的な健康問題を生じさせることに注目し、未来の大府市の健康の確保という視点

から「若者が（健康を目的とせず）楽しんでスポーツをする」という目標を設定した。

手段として「ウォーキング+α」の「+α」として、a. スイーツ（ブドウ食べ比べやケーキなどのカロリー分の消費）、b. 推し（YouTuber とのコラボ）、c. 夜（桜、河童庭園のお化け）、c. 謎解きなどの事業を提言した。イベント参加状況のリアルタイム発信など若者の発信力に期待する一方、市に対しては、初回イベントの後押し、運営手助け、（単に人気度ではない）評価フィードバック等を期待すると述べた。



各チームの発表後には質疑に続いて担当部課長から各提言の実現に向けたコメントが行われた。締めくくりに、コーディネーターのねぎらいのコメントに続き、岡村市長より、いずれの発表も素晴らしい内容だったと称えた上で、各提言の中には行政にしかできない内容と行政がNPOや民間等を支援・連携できる内容とがあり、担当課と事業化に向けた検討をしていきたいとの講評が行われた。

発表会終了後、若者会議メンバーと立ち話をする機会を得た。メンバーは高校生から社会人まで幅広く、応募動機も、「はがきが来たのでやってみようと思った」「もともとNPO活動に取り組んできたため」「大学でまちづくりや保育などを学んでいるので興味があった」「前回会議に参加した姉から話を聞いていたので」などさまざまだった。

若者会議の実際の進め方に関し、提言の根拠や話を聞くべき団体などについては、「コーディネーターからの示唆が大きかった」「自分たちで調べて具体的に事務局に提案し、アレンジしてもらった」という双方の意見があった。提言についても、前からそこに問題意識を持っていたとするチームと、最初は全く意識がなく、議論するうちに徐々に固まっていたというチームとがあった。

作業量については、最終回が近づくにつれて非常に増大し、夜間に集まるだけ

でなく、帰宅後も参加者間でやりとりすることが多かったという声は共通していた。また、関与度や関心が低い参加者もいるため、結果として特定のメンバーに作業負担が集中したという不満から、「対等なメンバー間では指示はできないので、事務局が中に入って注意してほしい」という要望を述べる参加者もいた。

4. 調査まとめ

政策発表ではプレゼンテーションの完成度が高く、発想の新鮮さやワーディングのセンスは庁内の議論だけでは得難い強みを感じさせた。同時に、ただ感覚的な説明をするわけではなく、具体的提言に至る道筋は根拠に基づき論理的に詰められており、実行可能性への目配りもあった。また、いずれのチームも市に対して一方的に要求を示すだけでなく、自分たち若者が何をすべきかについても具体的な言及があり、当事者意識が明確だった。さらに、最終発表会に市長以下市役所の担当部署幹部が出席し、事業化に向けた具体的なコミットをすることで、若者会議参加者には「事業の一角を担った」という明確な手応えがあったことと思われる。

他方、コンサルティング会社の提案や大学院の課題発表を思わせる高品質のパワーポイントや流暢な説明ぶりには、発表形式を整えるために膨大な準備時間が割かれたことが推測された。事務局による全員への公平な作業割り当ての要望もあったように、「本来は市が行うべき事業計画を無償で発注された」という受け止め方も参加者の一部にあったように感じられた。

市としては、昨年度の振り返りを踏まえて、市側の課題認識や実行可能性に早くから目を向けさせるとともに、提言後の自主的な関わりも促しており、それらの見直しが完成度の高い有用な提言につながった利点があると考えられる。ただ、自分の問題意識の実現に強い期待を抱いて参加した者は、その思いとのズレがフラストレーションとなったかもしれないと感じられた。

事務局も指摘しているように、「有用性のある提言」と「自発的モチベーション」との間にはどうしても二律背反的な面がある。ただ、若者の主体性を発揮させた上で協働関係を作っていくという本来目標に立ち戻ると、今後は完成度の高いプレゼンを自己目的化させず、たとえば数年間を一タームとして、幹部との率直な意見交換の場を定期的に設ける会議形式なども検討する余地があるかも知れない。

とはいえ、政策提言で示された各チームのセンスの良さは、若者の潜在能力を活かす重要性を改めて感じる機会となった。今年度の提言の多くは実行され、若者会議の成果として市内外で広く注目を集めると思われる。市長はじめ幹部の関心度や実現化意欲が高いという好条件の下、これから様々な試みの積み重ねを通じた発展が期待される。

第7節 伊賀市若者会議

(三重県伊賀市)

小西 敦(静岡県立大学経営情報学部 教授)

本節では、三重県伊賀市の「伊賀市若者会議」(以下「本会議」ということがある)の取り組みを紹介する。本会議は、2018年度から活動を開始し、各期は2年間であり、現在は第3期となっている。

伊賀市(以下「本市」又は「市」ということがある)は、全人口86,216人、うち、後記する本会議の「若者」の年齢要件である「18歳以上35歳以下の者」は、14,937人で全人口の約17.3%の割合となっている(2023年9月末)。この値は、総務省統計局の「人口推計(2022年10月1日現在)」の総人口(124,947千人)に対する18歳以上35歳以下の者(22,772千人)の割合である約18.2%と比べると、若干低くなっている。

本節では、①市のホームページ(以下「市HP」という)掲載資料(以下「市HP資料」という¹⁵⁾、②2023年9月24日に行った市企画振興部地域創生課及び本会議メンバーの一部に対するインタビュー調査の結果、③このインタビュー調査の際にご提供いただいた資料(以下②と③をあわせて「インタビュー結果等」という)等に基づいて、本会議について、以下の記述を行う。

1. 伊賀市の概要

伊賀市(いがし)は、2004(平成16)年11月に6市町村が合併し誕生。三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。



この地域は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都(飛鳥、奈良、京都など)に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきた。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用しているが、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されている。

¹⁵ 2023年11月23日最終確認。

土地利用としては森林が全体の約 62%を占める一方、農用地が約 14%、宅地は約 5%となっている。

＜伊賀市の基礎データ＞

面積 558.23 km²

2020（令和 2）年国勢調査人口 88,766 人

2021（令和 3）年度決算（普通会計）歳出総額 47,228 百万円

2021（令和 3）年度財政力指数 0.62

（市 HP 資料等による）

2. 本会議の概要

（1）設置要綱

本会議の設置根拠は、「伊賀市若者会議設置要綱」¹⁶（以下「設置要綱」という）である。設置要綱は、以下の点を規定する。

① 本会議の設置目的

「自らが地域の担い手となり、より良い伊賀を創る意識と実行力を持った若者を発掘・育成することにより、市政への市民参画を促進し、伊賀市シティプロモーションをガバナンスの視点から効果的かつ持続的に推進するため」¹⁷。

② 本会議の活動内容

「(1)伊賀市シティプロモーションの推進のために実施する事業への参画及び協力」と「(2)市政の特定事項に関する意見及び提案」¹⁸。

③ メンバー

本会議の構成員は、「メンバー」と称する¹⁹。本節でも、以下、本会議の構成員を「メンバー」という。

④ メンバーの登録方法

メンバーは、原則として公募によることとし、下記⑤の要件を満たす者で、市長が「その定める手続により適当と認めるもの」を登録する²⁰。

⑤ メンバーの要件

要件は、原則として「18 歳以上 35 歳以下の者であって、市内に在住し、在勤し、若しくは在学するもの又は本市にゆかりのあるもの」とする²¹。

¹⁶ 平成 30 年 7 月 20 日告示第 192 号。

¹⁷ 設置要綱第 1 条。

¹⁸ 設置要綱第 2 条。

¹⁹ 設置要綱第 3 条第 1 項。

²⁰ 設置要綱第 3 条第 1 項。

²¹ 設置要綱第 4 条。

⑥ メンバーの任期

任期は、原則、2年間とする²²。再任は可能とし、ただし、再任時において、38歳以下であることを必要とする²³。

⑦ 旅費の支給

メンバーが本会議の活動のために旅行した場合には、旅費を支給することとする²⁴。

(2) 各期のメンバー数

各期のメンバー数は、表1のとおりである。

表1 本会議のメンバー数

期	期 間	メンバー数
1	2018年9月～2020年3月	89
2	2020年4月～2022年3月	60
3	2022年4月～	33 ※2023.9.24 現在

(注) インタビュー結果等に基づき筆者作成。

(3) 本会議設置の経緯

① 2016年地域再生計画

2016年12月に策定され、国の認定を受けた地域再生計画「Uターンを視野に入れたIGAMONO(伊賀者)育成促進事業」(本節で「2016年地域再生計画」という)において、次のように、「若者が将来的にUターンを志向し、市内に定住するための、長期的な視点による取組」の必要性が課題として認識されている。

4 地域再生計画の目標²⁵

三重県内では、大学進学者の約80%が県外に進学しており、大学進学時の転出超過が社会減の大きな要因となっている。本市においては、高等教育機関が立地していないこともあり、その傾向がより一層強く、市内の県立高校における県内大学への進学率は、約8%と非常に低い。・・・また、市が実施するアンケート調査において・・・(市内中高生の)約6割の生徒が「できれば、これからも住み続けたい」もしくは「一度は市外に出てみたいが、また戻ってきたい」と答えている。これらの事から、本市の社会減の解消には、単に若者の転出を抑制するだけでなく、進学により転出する多くの若者が将来的にU

²² 設置要綱第5条。

²³ 設置要綱第3条第3項。

²⁴ 設置要綱第7条。

²⁵ 2016年地域再生計画1頁。

ターンを志向し、市内に定住するための、長期的な視点による取組が必要である。

② IGABITO（伊賀びと）育成ビジョン

上記の課題解決のための方策の一つとして、2018年3月にIGABITO（伊賀びと）育成ビジョン（以下「育成ビジョン」という）が策定された。育成ビジョンの目的は、次のように記載されている。

2.2 目的²⁶

本市で生まれ育つ若者に対して、一貫した育成を継続的に実施することにより、これからの地域の担い手であるIGABITO（伊賀びと）として、地域に根付く人材を輩出します。また、人材育成のための仕組みの構築、運営により、本市が将来にわたって活気ある社会を維持することを目的とします。

また、育成ビジョンでは、具体的な取り組みの一つとして、次のように、「まちづくりラウンドテーブル」の提案がなされ、実際に開催された。

6 伊賀市まちづくりラウンドテーブル²⁷

6.1 目的

“誇れる伊賀市”、“住み続けたい伊賀市”を実現するために、市民及び伊賀市出身者の声や考えを集めることを目的とした「伊賀市まちづくりラウンドテーブル」を実施します。その中で、IGABITO（伊賀びと）育成において実施した各種コンテンツの成果発表を行い、育成コンテンツの成果を市民と共有することで、「自らが地域の担い手となり、より良い“伊賀”を創る意識、実行力を持った若者」を育成します。

6.2 実施内容

“誇れる伊賀市”、“住み続けたい伊賀市”を実現するため、年度毎に定めるテーマに沿ってワークショップを開催します。ワークショップでは、各グループがテーマについて議論する場として活用するだけでなく、IGABITO（伊賀びと）育成の発表の場として活用します。

③ 本会議の設置

上記のようにラウンドテーブルは開催されたものの、肝心の若い世代の参加率が低い傾向にあった。そこで、これらの課題を踏まえ、2018年9月に本会議が設置された。現在も、本会議は、「IGABITO（伊賀びと）育成プロジェクト」の主な取り組みの一つとして、位置付けられている²⁸。

²⁶ 育成ビジョン 5 頁。

²⁷ 育成ビジョン 11 頁。

²⁸ 市 HP「IGABITO（伊賀びと）育成」。

3. 本会議が取り組んでいる課題の認識、他の手法の検討、メンバーの募集方法

(1) 課題等の認識

本会議で検討されている個別、具体的な課題は、後記する。ここでは、2019年地域再生計画で示されている「目指す将来像」と2022年地域再生計画で示されている課題を示す。

① 2019年地域再生計画

2019年3月に策定された地域再生計画「伊賀市若者会議を核としたIGABITO育成プラットフォーム形成事業」(本節で「2019年地域再生計画」という)は、次のように、本会議のメンバーを中核的な存在とするIGABITOによる「IGA - STYLE」の発信を、「目指す将来像」としている。

【目指す将来像】²⁹

1. IGABITO が継続して育成・発掘されるまち
(略)

2. IGABITO による「IGA - STYLE」の提案と地域課題の解決

2018(平成30)年9月、伊賀市が好き、またはこの地域に貢献したいといった意識を持った市内外の18歳から35歳の若者を対象として、本市が新たに組織した「伊賀市若者会議」への参加者を募集したところ、当初の想定を大幅に上回る59名の応募があった。

今後、伊賀市若者会議に参画するメンバーが、自らのスキルやネットワークを生かしながら地域課題の解決に参画・協働することで、伊賀市の持つポテンシャルを再認識し、大都市や他地域にはない伊賀での豊かな暮らし方＝「IGA - STYLE」を提案・実践し、発信していく。これらIGABITOによる「IGA - STYLE」の発信は、今後到来するSDGsやインクルージョンをテーマとする社会において魅力あるものになり、結果として新たなIGABITOの発掘につながる。

② 2022年地域再生計画

一方、2022年3月に策定された地域再生計画「関係人口と共にデザインする全世代活躍の持続可能な伊賀市づくりプロジェクト」(本節で「2022年地域再生計画」という)は、次のように、「地域創造人材となる『IGABITO』の育成を全世代に拡大することや「本市にゆかりのある人等をはじめとする関係人口の創出・拡大」などを課題としてまとめている。

²⁹ 2019年地域再生計画3-4頁。

■課題の整理（まとめ）³⁰

本市では、これまで若者世代の人材育成を中心に取り組んできたが、シニア世代における支援については、IGABITO 育成という枠の中では積極的に取り組んでこなかった。他方、本市の概要からも見て取れるように、「ちょうどいいまち」として、多くのシニア層が移住してくるなど、ほどよい田舎への移住・定住を希望するシニア世代は一定数存在する。

これらのことから、これまでの IGABITO 育成事業を継続しつつ、これまで着手していなかった高齢者を含むシニア世代へ事業を拡大展開し、第2期伊賀市総合戦略の基本目標の達成をめざすとともに、人口減少の抑制、定住人口の増加に向け取り組む必要がある。

事業の展開に向けては、地域創造人材となる「IGABITO」の育成を全世代に拡大するとともに、地域における生涯学習や地域活動、市民活動等を通じて、誰もが生涯を通じて活躍できるまちづくりをすすめる必要がある。あわせて、シニア世代を含む全世代を対象に”とことん伊賀”にこだわった移住プロモーションの展開による移住・定住の促進や、全国に点在する、本市にゆかりのある人等をはじめとする関係人口の創出・拡大に取り組み、地域住民と移住者・関係人口とのコミュニティを高める中で、持続可能な伊賀市づくりを戦略的にすすめていく必要がある。

（2）他の手法の検討

育成ビジョンでは、表2で示すように、本会議の前身ともいえる「ラウンドテーブル開催」を含む様々な取り組みが課題解決の手法（コンテンツ案）として検討された。

表2 育成ビジョンで示された手法

	対 象	コンテンツ概要
1	小学生	学童期に地域の人役に立つ活動を経験
2	小学生	普段は入れない地場産業や企業の現場の見学
3	小学校教員	「伊賀学」検定のセミナーを e-learning で配信
4	中学生	地域人材や地域貢献の成功事例の紹介・発信
5	中学生	中学生の視点から町探検・伊賀 MAP 作成を実施
6	高校生	地域行事への高校生の主体的な参画・関与
7	高校生	地域課題を自ら考える取り組み（ワークショップ等）
8	高校生	高校生による英語ボランティア活動の推進

³⁰ 2022年地域再生計画2-3頁。

9	高校生	各高校での産学連携への制度的補助
10	高校生	高校生による商品開発
11	高校生	高校生によるカフェ運営
12	高校生	シティズンシップ教育の推進
13	大学生	地場産業での大学生インターンの受入れ
14	大学生	起業マインドを育成するビジネスコンテストの開催
15	大学生	商工会議所主催の合同説明会の早期開催
16	大学生 社会人	伊賀出身の同級生が集うラウンドテーブル開催
17	社会人	市民向けに地場産業の体験講座を開催
18	社会人	サテライトオフィスやテレワークの事業者育成
19	教育機関 (小中高)	伊賀市内でのキャリア教育・郷土教育を伝えるデータベース構築

(注) 育成ビジョン 10-11 頁表 5-1 に基づき筆者作成。

(3) メンバー

メンバーの設置要綱上の要件は、前記のように、原則として「18 歳以上 35 歳以下の者であって、市内に在住し、在勤し、若しくは在学するもの又は本市にゆかりのあるもの」である。実際には、メンバーは、勤務者、大学生などである。本市が好き、又はこの地域に貢献したいという意識を持った市内外の者が参加している。

なお、本会議メンバーへの応募の際には、設置要綱を読むことが求められている。そして、応募の際の確認事項として、設置要綱が示す「目的」と「活動内容」を理解しているかなどの問いに、「いいえ」を選択すると、「応募を受け付けること」ができない³¹こととなっていて、本会議の趣旨を理解した上で参加する仕組みとなっている³²。

メンバーの募集方法は、以下のとおりである。

- 1 期目の募集においては、無作為抽出した市内在住の募集要件該当者約 3 千人（追加募集時 1 千人）へ募集内容を記したダイレクトメールを発送した。
- 2 期目以降は、市 HP、広報誌等で案内した。随時募集の案内も行っている。
- 3 期目は市内高校へのチラシ配布を行った。

³¹ 市 HP「第 3 期 伊賀市若者会議 応募フォーム 2023」。

³² インタビュー結果等。

4. 本会議の運営状況、成果、課題

(1) 運営状況

市 HP 資料及びインタビュー結果等によれば、本会議の各期の運営状況は、下記のとおりである。

① 第1期

第1期は、本会議の運営支援をコンサルタント会社に市から委託している。このためか、第1期については、市 HP に掲載されている情報が豊富である。表3は、市 HP³³に掲載されている本会議第1期の活動内容等から抜粋したものである。やや長くなるが、若者会議の実際の運営状況が良く分かるので、ここで紹介する。

表3 本会議第1期の活動内容等

年月日	活動	内容説明等
2018年度		
9月29日	キックオフイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・交流会 ・ワークショップ ・メンバー59人中32人参加
10月30日	NINJA フェスタ IN	事前会議
11月24日	上野恩賜公園	イベント当日
12月8日		フォロー会議
11月	市長対談	「広報いが市」2019年1月合併号の新春特別企画 「市長との対談」の収録
1月16日、23日	上高みらい学	県立上野高校において、2月13日に行われる「地域プロデュース最終発表会」に向けたクラス内選考に向けたプレゼンテーションの準備を行う各グループのサポート
2月4日	あけぼの学園高校シテイズンシップ教育	伊賀をどのようなまちにしたいか、このテーマに対し、将来自分がどのように関わっていくのか、についてディスカッション等
2月10日	企画会議@新天地フランチ	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度活動のまとめ ・来年度の活動方針 ・「3.23まちづくりラウンドテーブル」 ・メンバーからの提案

³³ 市 HP 「令和2年度伊賀市若者会議活動内容」。

		<ul style="list-style-type: none"> ・交流タイム（企画会議） ・テーブル発表 ・参加者 20 名
2019 年度		
4 月 27 日	キックオフイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・交流イベント（NINJA フェスタ開催中の市街地をグループでまわり、「インスタ映え」スポットの写真撮影・発表） ・ワークショップ ・新メンバー30 人が加わりメンバー計 89 人中 28 人参加
5 月 29 日	第 1 回企画会議	<p>下記の企画案を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こども食堂の実現にむけて ②子どもをもつ母親にとって必要な場所等の検討 ③若者ファーム（仮称） ④伊賀 SNS 協創プロジェクト ⑤お祭りで若者会議を宣伝しようプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 22 名
6 月 22 日	第 2 回企画会議	<p>地域の魅力や SNS の活用について学ぶため、市内で活動する団体と IT 企業担当者から講話</p> <p>下記の企画案を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若者会議 SNS（若者会議公式 SNS 運用検討グループ） ②お祭り & 広報活動（広報宣伝部） ③こども “も” 一緒に～como☆Project～ ④若者ファーム <p>参加者 21 名</p>
7 月 28 日	第 3 回企画会議	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 ・下記の企画について検討 ①「伊賀市紹介動画の作成」 ②11 月東京開催予定の第 5 回ラウンドテーブルにおいて「伊賀学王」の実施 ③継続企画案 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 28 名
8 月 16 日	第 4 回企画会議	<ul style="list-style-type: none"> ・前回以降の活動報告 ・下記の企画について検討 ①「広報宣伝部の天神祭での活動」

		<p>②「comoproject チームの市街地子ども連れ向けマップ作成」</p> <p>③「伊賀ミートチームのミニ伊賀ミートの実施」</p> <p>④「伊賀 PR 動画作成プロジェクトチームの PR 動画作成方針や内容」</p> <p>・参加者 17 名</p>
9 月 20 日	第 5 回企画会議	<p>・関係人口に関する勉強会</p> <p>・下記の企画について検討</p> <p>①「広報宣伝部による若者会議メンバーオリジナル T シャツ」</p> <p>②「comoproject チームの市街地子ども連れ向けマップ作成」</p> <p>③「伊賀ミートチームのミニ伊賀ミートの実施」</p> <p>④「伊賀 PR 動画作成プロジェクトチームの PR 動画作成方針や内容」</p> <p>・参加者 11 名</p>
10 月 27 日	第 5 回まちづくりラウンドテーブルのプロジェクト会議（事前会議）兼第 6 回企画会議	<p>・第 5 回まちづくりラウンドテーブル＝東京にて、「関係人口」という切り口で「首都圏にいながら、伊賀に対してできること」をテーマに、伊賀市出身者や伊賀市のファンを集めて開催されるもの⇒本会議のメンバーの役割（①司会進行、②本会議の活動紹介、③アイスブレイクで活発な意見交換ができる雰囲気作り、④ワークショップでのファシリテーション、⑤参加者に伊賀市の今を伝えること）について検討</p> <p>・下記の企画について各グループ（G）から報告</p> <p>①「伊賀ミート」G から、イベントを開催し、問題点が浮き彫りになったので今後その点について話し合いを進めていくこと</p> <p>②「PR 動画作成」G から、東京で開催するまちづくりラウンドテーブルに向けた「若者会議の PR 動画等」の撮影・作成</p> <p>③「若者ファーム」G からメンバーの一</p>

		人が使われていない畑を借り受けることになったので、今後そこでの関わりを検討 ④「comoproject」G から仮で店舗取材、今後も取材を継続、商店街組合や商工会議所への理解を求めていくことなど
11月10日	かめやま若者未来会議との交流	亀山市役所等を訪問 ・それぞれの若者会議について ・アイスブレイク（グループ決め） ・ワークショップ ・レクリエーション ・参加者 伊賀市若者会議メンバー11名、かめやま若者未来会議メンバー7名
11月16日	「まちづくりラウンドテーブル」	東京における「まちづくりラウンドテーブル」に参加
11月29日	プロジェクト活動フォロー会議兼第7回企画会議	・プロジェクト活動報告（東京でのまちづくりラウンドテーブルの振り返り） ・かめやま若者未来会議との交流会報告 ・各企画会議グループ会議
12月14日	第8回企画会議	・次年度の若者会議の活動方針について、事務局、メンバーを交えて意見交換⇒課題と改善に向けた議論 ・第6回ラウンドテーブルの検討
1月15日	「先輩授業」として上野高校の授業に参加	・上野高等学校2年生が行っている授業の「地域プロデュース」にメンバーが参加（「地域プロデュース」＝生徒自らが伊賀市にどんな課題があるのを考え、その課題解決案を提案する取り組み） ・メンバーは生徒たちが行うプレゼンテーションを見て、良かった点や改善点などをアドバイス
1月16日	コミュニティバスの愛称を決める選考会に参加	メンバー6人を含む選考会委員が、150件を超える応募の中から、3案を最終候補に選定
1月25日	第9回企画会議	・3月に予定している成果発表会に向けてのグループ内検討 ・2月に行われる全国まちづくり若者サミットでの発表内容検討 ・SNS勉強会

2月1日、 2日	全国まちづくり若者 サミットでの発表	全国から約40団体、100名近くの参加者 ・本会議からは活動報告のほか、全国の若者会議団体が協働して地域活動をしていくことを提案。具体的には、各団体の活動を応援する日を決め、その日は他の団体も同じ目的に向けて活動を共にするというもの。本会議からは2月22日「忍者の日」を応援してもらう日に決め、この日に「#忍者の日」をつけてツイート投稿してもらうことを協力依頼
2月22日	第10回企画会議	・成果発表会に向けてのグループ内検討 ・2月に行われた全国まちづくり若者サミットでの発表内容報告 ・2月22日「忍者の日」の取り組みについて
3月20日	第6回まちづくりラ ウンドテーブル【延 期】	第1期若者会議メンバーの活動報告を行う予定であった第6回まちづくりラウンドテーブルは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期

(注) 市HPに基づき筆者作成。

② 第2期

2020年6月7日(日)、第2期本会議の活動を開始するキックオフミーティングが開催され、その時点の第2期メンバー49名のうち33名のメンバーが参加した(WEB参加を含む)。

2021年度には、コロナ禍で活動自体を自粛せざるを得なかった中、その期間を活かし、本会議のこれからを考えるグループを立ち上げ、4回会議を行った。総括的にみると、第2期は、本会議の活動を立ち止まって再考する時期であった³⁴。

③ 第3期

2022年7月2日に、「第3期伊賀市若者会議キックオフミーティング」が開催され、第3期の本会議の活動がスタートした。このキックオフミーティングでは、「メンバー間で今期の若者会議のスローガンについて話し合い、『それぞれの色を組み、人と人とを結ぶ伊賀市若者会議』というスローガンに決定」し、「今

³⁴ インタビュー結果等。

期はこのスローガンを理念に活動」するとされている³⁵。

2022年度には、班体制が導入され、各メンバーは自身の希望する活動を行うグループ（個別プロジェクト）に所属し、活動している³⁶。個別プロジェクトは、次の6つである。

- ◎ 個別プロジェクト ※2022年度
- ① 若者ファーム
- ② #いがまるエール
- ③ Como☆project（コモ プロジェクト）
- ④ 伊賀音楽の集い
- ⑤ 広報宣伝部
- ⑥ 来（き）～さあ～くる

また、2022年度から、活動内容に市政参画事業が加えられた。下記の事業等に企画段階から参画している。

- ◎ 市政参画事業 ※2022年度
- 伊賀市移住促進 PR 動画作成
- DX 推進事業
- 行政事務事業評価審査会委員
- 「広報いが」特集記事制作
- 男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが 2023」実行委員会
- ヤングケアラーに関する中高生への有効な調査方法の企画業務

2023年度には、本会議に運営委員会体制を導入した。これにより、メンバー自らが本会議の運営に携わることで、「メンバーの自立が促進してきているのではないか」³⁷とされている。

（2）成果

市としては、本会議の成果として、次のように評価している³⁸。

第一に、「伊賀市を良くしたい・盛り上げたい」という想いはあるが、何をすればいいかわからない参加者に対し、「活動の場を提供したり、実現方法を共に考えたりすることで、想いの実現に寄与していると考えている」³⁹。

³⁵ 市 HP「伊賀市若者会議」。これ以降の動きは、2023年9月末現在では、市 HP に掲載されていない。

³⁶ 市 HP「伊賀市若者会議」。

³⁷ インタビュー結果等。

³⁸ インタビュー結果等。

³⁹ インタビュー結果等。

第二に、本会議の活動を通じて、メンバーの中に「地域の担い手」としての意識が育っていると感じている⁴⁰。

第三に、「市政への市民参画の促進、効果的、継続的な伊賀市のシティプロモーションに貢献」⁴¹するものとしている。

第四に、本会議のような手法については、「勤務者、学生等さまざまな立場の人間が同じ目的を持って意見交換を行うことで行政では思いつかない問題解決における新たなアイデアが生まれることを期待」⁴²としている。

(3) 課題

本市としては、本会議の課題として、次の点を認識している⁴³。

第一に、参加者が学生、勤務者ということがあり、参加可能時間が限られているため、参加率が上がりにくい。

第二に、参加者がやりたいことと市が設置する組織である本会議ができることとの間にギャップが生まれることもあり、それをどのようにして埋めていくか。

5. 自治体の役割等

(1) 若者の参画と活躍のための自治体の役割

本市は、若者が市政に参画できる場や意見が言える場をつくること、これから地域を担う人材を育成することも「自治体の役割の一つと考えている」⁴⁴。

一方で、本市は、「若者の育成を全世代に広げていく必要」⁴⁵もあると考えている。

(2) 本会議の活動の公共私連携・協働のプラットフォームとしての評価

本市としては、本会議が「『地域と若者』そして『若者と若者』が繋がるプラットフォームとしての役割を果たしていると評価」⁴⁶している。

(3) 今後の自治体の役割支援

本市としては、「若者たちが『参加したい場所』『成長できる場所』と思える意識や思い、熱量が集まる場所づくりに取り組んでいく必要があると考えている」⁴⁷。

40 インタビュー結果等。

41 市 HP「伊賀市若者会議」。

42 インタビュー結果等。

43 インタビュー結果等。

44 インタビュー結果等。

45 インタビュー結果等。

46 インタビュー結果等。

47 インタビュー結果等。

6. 本会議の特徴と今後の課題

(1) 特徴

本会議の特徴について、羅列的に私見を述べると、以下のとおりである。

① 少数精鋭化

本会議のメンバー数は、年を追うごとに減少している。社会人が多いこともあって、活動内容が若者主体になればなるほど、参加できる者は絞られてくる。本市としては「数だけが目標ではない」とのことである。第1期や第2期から現在まで残っているコアメンバーは、心から本市を良くしたい、本市のために貢献したいと願って参加している様子である。例えば、活動費についても、その必要性に疑問を持ったことなどの理由で若者側から辞退の申し出があり、活動報酬は、2019年度から廃止された⁴⁸。本会議の若者主体性を考慮すると、現実的には、このようにメンバーの少数精鋭化自体は、避け難いと思われる。

② 会議支援の自治体直営化

本会議では、第1期は本会議の運営支援等を市が委託したコンサルタント会社が行い、会議の運営等は円滑に行われたようである。

第2期以降は、この委託をやめ、若者側の自主的運営への移行をめざし、必要な場合に、自治体が直接、本会議を支援することとなった。これによって、本市の担当職員には、若者との多くの接点生まれ、それが職員自身の大きな財産となっている。

③ 自治体としての少ない財政コスト

本会議にかける本市の財政コストは少ない。前記のように、メンバーから報酬辞退の申し出があり、本市側からの依頼事項に対しても、若者側は無償で対応しているとのことである⁴⁹。

会議の活動経費も、若者自身の手弁当で賄われ、市側の支援は、SNS環境や会議室の確保、資料複写などに留まっている。このため、現在は、本会議に関する本市の支出の最大のものは、SNS上のワークスペース確保経費となっている。

(2) 今後の課題

最後に、本会議を外部から観察した者として筆者が感じた今後の課題について、簡単に触れて、本節の終わりとしたい。

⁴⁸ インタビュー結果等。

⁴⁹ インタビュー結果等。

① 持続可能性

現在は、第1期や第2期から継続的に参加している者が本会議のコアメンバーとなっているようである。一方で、本会議には年齢制限があるので、持続可能性をどのように確保するか、が課題となろう。

この課題は、本会議のコアメンバー自身が認識していて、後継人材の育成などを目的として、これまでのコアメンバーの経験知の伝授等を研修会として行っている⁵⁰。

② 若者主体運営への転換時の負荷

コンサルタント会社による運営支援があった第1期に比べて、若者の自主的な運営にシフトした第2期では、本会議の運営等では困難も生じたようである。そこで、第2期には、本会議の今後のあり方や方向性について、若者自身に検討してもらい、その方向性に沿って、第3期の本会議は運営されているとのことである。

本会議では、結果として、このように、第2期が振り返りの期間となったことは、第3期の若者の主体的でかつ円滑な運営に繋がったと思われる。ただし、この第2期から第3期にかけて、本会議を維持、発展させた力として、コアメンバーや担当職員による相当の努力があったことが推測される。

本市のように、若者会議を自治体が主導して創設した後、若者主体の会議に転換する場合には、こうした特定個人への負荷をどのように軽減できるかが課題となるとと思われる。

③ 「若者」会議の意義の再検証

前記(3.(1)②)のように、本市は、現在は、「高齢者を含むシニア世代へ事業を拡大展開」するとしている。このような基本姿勢の中で、対象を「若者」に絞った本会議の意義の再検証、例えば、若者が企画し、実施した事業や若者が市政に参画した結果が、シニア世代にはどう受け止められているのかを調査するなど、が求められてくる可能性があるだろう。

【謝辞】

本報告を執筆するに際して、お忙しい中、ヒアリング等に応じてくださり、たくさんのご教示をくださった伊賀市地域創生課地域創生推進係の植田充芳係長と上田遼太氏や本会議のコアメンバーの方々をはじめとする関係の皆さんに感謝いたします。

⁵⁰ インタビュー当日、このような研修会の一部を見学する機会を得た。

第8節 富田林市若者会議

(大阪府富田林市)

小西 敦(静岡県立大学経営情報学部 教授)

本節では、大阪府富田林市(以下「本市」又は「市」ということがある)の「富田林市若者会議」(以下「本会議」ということがある)の取り組みを紹介する。本会議は、2021年4月1日に施行された「富田林市若者条例」(富田林市条例第37号、以下「本条例」という)第7条を根拠として、設置されたものである。本会議は、年度ごとに任期が設けられていて、現在は、第3期である。

富田林市の総人口(外国人住民を含む)は、2023年9月30日現在、107,511人で、そのうち、後記する本会議の「若者」の年齢要件である「16歳以上30歳以下の者」は、16,102人で、総人口の約15.0%となっている。この値は、総務省統計局の「人口推計(2022年10月1日現在)」の総人口(124,947千人)に対する16歳以上30歳以下の者(18,371千人)の割合である約14.7%と比べると、若干高くなっている。

本市では、2017年4月に大阪府立としてはじめての中高一貫校である富田林中学校・高等学校が開校している。このほかにも、市内には、大学・短大が2校、高等学校が4校立地するなど、高等学校以上の教育施設が多い。

本節では、①市のホームページ(以下「市HP」といい、市HPへの掲載資料を「市HP資料」という⁵¹)、②2023年10月18日に、自治研修協会リサーチパートナー泉澤佐江子氏と筆者とで行った市教育委員会生涯学習部生涯学習課に対するインタビュー調査の結果、③このインタビュー調査の際にご提供いただいた資料(以下②と③をあわせて「インタビュー結果等」という)等に基づいて、以下の記述を行う。

1. 富田林市の概要

富田林市(とんだばやし)は、1950(昭和25)年4月に人口約3万人余で、大阪府下16番目の市として誕生。大阪府の東南部に位置する。



市の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くからまちが開けたところで、歴史的に貴重な町並みが残されている。一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれる。また、西部丘陵地域は、計画的に開発の進んだニュータウンとなっている。高度成長期に

⁵¹ 2023年11月23日最終確認。

は大阪市近郊の住宅地として大規模な住宅開発が進み人口が急増し、これにあわせて都市基盤整備も進展。近年は、施設や基盤の整備も一段落し、人口増加も落ち着き、良好な自然環境を有する郊外都市として成熟しつつある。

<富田林市の基礎データ>

面積 39.72 km²

2020（令和 2）年国勢調査人口 108,699 人

2021（令和 3）年度決算（普通会計）歳出総額 47,591 百万円

2021（令和 3）年度財政力指数 0.63

（市 HP 資料等による）

2. 本会議の概要

（1）本条例

本会議は、2020 年 12 月制定の本条例に基づき、2021 年 4 月に創設された⁵²。

本条例作成時に参照されたのは、愛知県新城市の条例⁵³である。「若者条例」という表題の条例を制定した地方自治体は、新城市に次いで、本市が全国で 2 番目と思われる⁵⁴。そこで、2023 年 11 月時点の本条例の全文を以下に示す。

◎ 富田林市若者条例

令和 2 年 12 月 21 日

条例第 37 号

富田林市民憲章は、「若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう」と規定しており、若者の活躍は、まちづくりに必要不可欠なものである。

現在、私たちのまち富田林においては、少子高齢化や人口減少、コミュニティ意識の希薄化等による、地域活動の担い手不足などが喫緊の課題となっている。

このような中、若者が地域の抱える課題解決やまちの魅力創出に挑戦することが求められている。

⁵² 市 HP「若者会議の創設について」。

⁵³ 新城市若者条例（平成 26 年 12 月 24 日条例第 56 号）と新城市若者議会条例（平成 26 年 12 月 24 日条例第 57 号）。

⁵⁴ このほかに、若者に関する同趣旨の先行条例として、「彦根市子ども・若者会議条例」（平成 25 年 6 月 27 日条例第 36 号）、「高砂市子ども・子育て・若者会議条例」（平成 25 年 6 月 28 日高砂市条例第 19 号）、「湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例」（平成 29 年 3 月 23 日条例第 1 号）などがある。

このため、若者が活躍できるまちづくりを推進し、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、若者が活躍できるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、若者、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、若者のまちづくりへの参画及び育成を図り、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「若者」とは、概ね 16 歳から 30 歳までの者をいう。

(基本理念)

第 3 条 若者が活躍できるまちづくりの推進は、若者の自主性を培い、尊重するとともに、若者、市民等及び市が、それぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに協働して取り組むことを基本理念として行わなければならない。

(若者の役割)

第 4 条 若者は、地域に関する理解及び関心を深め、主体的にまちづくりに参画するとともに、市民等及び市が実施する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は、若者に対して、地域に関する必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、若者及び市が実施する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第 6 条 市は、若者に対して、市政等に関する必要な情報の提供を行うとともに、若者、市民等及び市が相互に連携するための調整に努め、必要に応じて施策の策定又は財政上の措置を講ずるものとする。

(若者会議)

第 7 条 市は、若者が市政等に参画する機会を確保するため、富田林市若者会議を設置する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本条例は、新城市の「若者条例」と「若者議会条例」の2本立ての条例と比較すると、簡潔な構成や規定となっている。この理由は、条例制定後の運用を弾力的に行うためとされている⁵⁵。この点は、後記で再検討する。

本会議の設置根拠は、本条例第7条であり、設置目的は、「若者が市政等に参画する機会を確保するため」とされている。市HPは、この点を、「若者の声を汲み上げ、若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者が富田林に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、その結果を市長に報告するものです。報告された施策や取組は、その実現に向け、市で積極的な検討を行います」⁵⁶と説明している。

(2) 委員

① 委員の要件

本条例のメンバーは、委員とされ、委員の年齢要件は、本条例第2条の定義によって、「概ね16歳から30歳まで」とされている。「概ね」となっているのは、委員の誕生日と委員在任時期の関係で若干年齢が前後する者も対象とする趣旨である⁵⁷。

年齢以外の要件は、「市内在勤又は在学の者」、「市内で活動する者又は市内で活動する事業所、団体若しくは学校等に所属する者」、「市の事業に協力する者又は市の事業に協力する事業所、団体若しくは学校等に所属する者」のいずれかとされている。

② 各期の委員数

若者会議の各期の委員数は、表1のとおりである。

各期とも、予定数を上回る応募があり、選考が行われた。ただし、第3期は、応募者が減り、辞退者を除き全員が委員となった⁵⁸。第3期の委員20名の内訳は、高校生13名、専門学校生2名、大学生5名である。

表1 本会議の委員数

期	年度	委員数
1	2021年度	25
2	2022年度	25
3	2023年度	20

(注) インタビュー結果等に基づき筆者作成。

⁵⁵ インタビュー結果等。

⁵⁶ 市HP「若者会議の創設について」。

⁵⁷ インタビュー結果等。

⁵⁸ インタビュー結果等。

(3) 本会議設置の経緯

① 市民憲章

本市では、1970年11月3日制定の市民憲章の中で、次のように、「若い力をのば」すことを市民が守るべき規範の一つとし、このことが、「希望と平和の未来を築」くことにつながるとの認識を示している。市民憲章のこの部分は、本条例の前文でも引用されている。

◎ 富田林市民憲章（抄）

わたしたちの富田林市は、美しい石川のほとりに、古い歴史と伝統を育ててきました。

この伝統の上に、ひとりひとりの知識と創造をつみあげ、自然にめぐまれた近代的な都市に発展するため、みんなで市民憲章を守りましょう。

（中略）

若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう。

いつの時代でも、新しい世代をになう若い力は大切です。

その若い力、それは、子どものときから明るく強い子どもをそだてるのが大切です。

富田林市も発展的な、常に若さあふれる都市であり、その都市で、みんなが希望のもてる平和なまちづくりをしていきましょう。

② 総合ビジョン・総合基本計画

本市では、2017年3月策定の総合ビジョン・総合基本計画⁵⁹においても、次のように、分野別施策⁶⁰の1番目に、「未来への希望を育む子育て・教育」を掲げ、個別施策⁶¹の4番目に、「未来の担い手の育成」を掲げている。

ただし、この段階では、若者会議の設置や若者条例の策定の記載はない。

◎ 富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画（抄）

分野別施策 1 未来への希望を育む子育て・教育

個別施策 4 未来の担い手の育成

○ 基本的な方向

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として活躍できるよ

⁵⁹ 本市では、「めざすべきまちの将来像を明確にするとともに、その実現のために必要なまちづくりの大綱を示す」総合ビジョンと「総合ビジョンで掲げる将来像の実現に向けて、必要な施策を体系的に示す」総合基本計画が「併せて策定」されている（「富田林市 総合ビジョンおよび総合基本計画」8頁）。

⁶⁰ 総合ビジョン・総合基本計画において、分野別施策は、4施策が掲載されている。

⁶¹ 総合ビジョン・総合基本計画において、個別施策は、29施策が掲載されている。

う、家庭・地域・学校・行政等の連携を深め、子ども・若者の居場所づくりや主体的な活動の促進を図ります。

○ めざすべき 10 年後の姿

若者が地域でのさまざまな体験・交流の場へ参加することで、豊かな心や夢と希望を持ち、地域を支える新たな担い手やリーダーとなって活躍しています。また、ひきこもりやニートなど困難を抱える子ども・若者が、地域で気軽に相談でき、支援を受けることができる場所があり、自立に向けた道が開かれたまちとなっています。

○ 目標実現のための施策

- 1 健全な育成のための環境づくり
- 2 若者が活躍できる場づくり

③ 市長の所信表明

2019 年 5 月に本市の市長に就任した吉村善美氏は、同年 6 月 18 日、市議会で行った所信表明において、次のように、若者会議の創設や若者条例の策定などを表明した。

これによって、これまで、抽象度が高いものに留まっていた若者活躍の推進施策が、若者会議の設置やその根拠となる若者条例の策定という形で具体化することとなった。

◎ 令和元年度所信表明（抄）⁶²

富田林の若者を対象に、「若者が富田林の未来を考え、まちづくりに参加する会議」の創設を進めるとともに、若者が活躍するまちの形成に向けて、「若者条例」の策定に取り組んでまいります。

④ 若者施策推進 PT 発足

2019 年 10 月、市役所内において、若者施策推進プロジェクトチーム（本節で「PT」ということがある）が発足した。

PT は、若者施策の必要性の検討やその根拠についての調査を行った。その結果、「本市において、少子高齢化や人口減少、コミュニティ意識の希薄化等による地域活動の担い手不足などが課題となっている。このような中、若者が地域の課題解決やまちの魅力創出に挑戦するなど、地域人材として若者の活躍が求められている」ことが確認され、「若者施策が必要」との結論に至った⁶³。

⁶² 富田林市議会議事録令和元年 6 月定例会（第 1 回）6 月 18 日 01 号。

⁶³ インタビュー結果等。

⑤ 増進型地域福祉・若者施策推進室

2020年4月には、若者施策の推進組織として、市長公室に増進型地域福祉・若者施策推進室が設置され、本条例の案の検討などが本格化した。市長公室は、「行政施策の総合企画、調整及び促進に関すること」を分掌する事務の一つとしている⁶⁴。

⑥ 本条例策定過程

本条例の策定過程は、表2のとおりである。

表2 本条例の策定過程

年 月	
2020年8月	素案策定に向け Mira-ton（市民参加型ワークショップ）を開催
2020年10月	条例素案完成、パブリックコメント実施
2020年12月	令和2年第4回市議会定例会において、審議を経て、18日、可決成立（全会一致）
2020年12月21日	公布
2021年4月1日	施行

3. 本会議が取り組んでいる課題の決定過程、委員の募集・選考方法

（1）課題の決定過程

① 市提案型＝重点テーマ

市提案型の4テーマを市職員が説明し、それらのテーマのうちから、各委員が一番興味あるものを選択し、投票する。その結果、上位2位までとなったテーマがその年の課題となる。

例えば、2023年度では、「万博機運の醸成」、「みんなの健康づくり」、「学校給食」、「はたちのつどい」の4テーマが市から説明され、「万博機運の醸成」と「はたちのつどい」が選択された。

② フリーテーマ

委員をランダムに4グループに分け、検討してみたいテーマを話し合う。各グループのテーマが固まったら、そのグループからテーマの説明を行い、質疑等を行う。テーマの統合などを行い、最終的には、委員による投票でテーマを決定する。

⁶⁴ 富田林市事務分掌条例（昭和50年12月4日条例第23号）第2条。

例えば、2023年度では、「特産品（なす）のPRイベントの開催」が決定された。

（2）委員の募集・選考方法

① 募集

募集は、市内高等学校へチラシを配布するほか、市HPにおける公募案内などで行った。

② 選考

委員の選考は、1期は書類、2期と3期は書類と面接により行った。

4. 本会議の運営状況、成果、課題

（1）運営状況

市HP資料及びインタビュー結果等によれば、本会議の各期の運営状況は、表3から表5のとおりである。

インタビュー結果等に基づき、2023年度を例に、運営の主な流れを示すと、次のようになる。

① テーマの設定（第1回全体会議：6月11日）

ここでは、委員がランダムに4つのグループに分かれ、フリーテーマとして検討してみたいテーマを話し合い、各グループから発表し、質疑などを経て、最終的には、委員による投票で決定する。市提案型の重点テーマは、市職員の説明を受け、委員が投票した上位2テーマが選択される。

各委員は、決定されたテーマの中から、次回の会議までに、参加したいテーマを選択し、その意向を市に報告する。

ここでは、委員のほかに、メンター職員が参加する。メンター職員とは市入庁2年目以降の若手職員であり、各グループに1人ずつ配置され、主に会議進行の補助を行うほか、検討中の施策についての助言も行う。

② テーマの設定（第2回全体会議：6月18日）

前記の意向調査に基づき各部会（グループ）に分かれる。委員とメンター職員だけで議論を開始する。

③ 施策の検討と中間報告用資料の作成（第3回全体会議：7月9日）

委員は、検討を継続し、次の中間報告会のために簡潔な資料を作成する。

④ 中間報告会（7月23日）

各部会から、これまで検討してきた提案施策（案）を報告する。委員は、前回

作成した資料に基づき、プレゼンテーションを行う。

施策（案）の関係課の所属長が参加し、評価とアドバイスを行う。評価やアドバイスにおいては、できるだけ、否定的にならないように配慮しつつ、市の事業として実現できるような工夫を行う。

第2期までは、中間報告前に、関係課の関与があった。しかし、第3期からは、この中間報告までは、関係課が関与せずに若者会議側の主体性を尊重するようにした。

⑤ 施策の検討（第4回全体会議：7月30日、第5回全体会議：8月6日）

委員は、中間報告会で受けたアドバイス等を踏まえ、施策（案）の検討を進める。第4回全体会議以降は、担当課・関係課の職員も議論に参加し、施策（案）の検討を進める。

⑥ 施策の最終調整・資料作成開始（第6回全体会議：8月27日）

委員は、これまで検討した施策の最終調整を実施する。施策提案に向け、資料の作成を開始する。

⑦ 資料等の作成（8月28日～9月3日）

委員は、提案施策を報告するためのパワーポイント資料を作成する。

⑧ 施策提案（9月10日）

各部会が、検討した施策をプレゼンテーション方式で報告する。市長をはじめとする市の評価者が報告をもとに施策を評価する。施策コンテストではないため、得点の公表や順位付けなどは実施しない。

⑨ 庁内検討

市内部では、施策の評価や提案内容を踏まえ、施策の実現に向けた検討を開始する。

⑩ 調整会議（10月1日）

市側から、委員に対し、関係課における検討結果を伝え、提案主旨との相違がないかの確認等を実施する。これを行う趣旨は、委員の提案主旨とのすり合わせを行うことにより、委員に自分たちの提案が活かされているという感覚を持ってもらうため、である。

⑪ 予算要望等

提案施策の関係課は、市内部で、予算要望など、提案施策の実現に向けた行動をとる。

⑫ 議会審議（市議会定例会：2月～3月）

市議会の定例会において、提案施策に関する予算等の審議を行う。

⑬ 結果報告会（4月）

市における検討の最終結果を委員に対して報告する。市側から、提案施策の実現の可否や、実現の時期、実現出来ない場合の理由等について、説明する。

表3 第1期：2021年度

年月日	内容
2021年 3月2日	若者ウェブシンポジウム：愛知県新城市の若者議会メンバーと富田林市の若者によるウェブシンポジウムを実施
3月28日	若者会議キックオフイベント：若者会議の解説や、若者ウェブシンポジウム参加者からの報告会、若者会議をPRするスライドアニメの公開録音などを実施
5月9日	オリエンテーション：第1期委員の委嘱式や委員による自己紹介、政策推進課・財政課・行政管理課の職員による基礎研修などを実施
6月13日	第1回全体会議：グループに分かれワークショップ形式で意見を出し合い、第1期若者会議提案施策のテーマを決定。本会議の会長・副会長を選任
7月11日	第2回全体会議：第1回全体会議で決定したテーマごとに部会（グループ）を設置、各部会において、自己紹介や、部会長および副部会長の選任、ワークショップ形式の施策検討を実施
7月25日	第3回全体会議：第2回全体会議に続き、ワークショップ形式で施策検討を実施。検討中の施策に関連する所属の職員も会議に参加し、意見交換等を実施
8月15日	中間報告会・第4回全体会議：これまで検討してきた施策を各部会から報告し、市職員からアドバイス等を受けるため、中間報告会を実施。そのアドバイスを踏まえて施策検討を進めるため、第4回全体会議を実施
8月29日	第5回全体会議：9月の施策提案に向け、これまで検討してきた施策の最終調整を実施
9月12日	施策提案：5月から検討してきた提案施策を市に報告するため、

	施策提案を実施
2022年 4月10日	結果報告会：2021年9月に第1期若者会議から提案された施策について、市における実現に向けた検討の結果を委員に報告するため、結果報告会を実施

(注) 市HP資料及びインタビュー結果等に基づき、筆者作成。

表4 第2期：2022年度

年月日	内容
2022年 5月15日	事前説明会・オリエンテーション：第2期委員の委嘱式や委員による自己紹介、大阪大谷大学の岡島克樹教授、中島悠介准教授による基礎研修などを実施
5月29日	第1回全体会議：グループに分かれワークショップ形式で意見を出し合い、第2期若者会議提案施策のテーマを決定。本会議の会長・副会長を選任
6月12日	第2回全体会議：第1回全体会議で決定したテーマごとに部会(グループ)を設置、各部会において、自己紹介や、部会長および副部会長の選任、ワークショップ形式の施策検討を実施
6月26日 ・7月3日	第3回・第4回全体会議：中間報告会に向けて、検討中の施策に関連する所属の職員も会議に参加、施策検討を実施
7月24日 ・8月7日	中間報告会・第5回・第6回全体会議：これまで検討してきた施策を各部会から報告し、市職員からアドバイス等を受けるため、中間報告会を実施。そのアドバイスを踏まえて施策検討を進めるため、第5回・第6回全体会議を実施
8月21日	施策提案：5月から検討を重ねてきた4つの提案施策を市に報告するため、施策提案を実施
2023年 3月25日	結果報告会：第2期若者会議から提案された施策について、市における実現に向けた検討の結果を委員に対して報告するため、結果報告会を実施

(注) 表3と同じ。

表5 第3期：2023年度

年月日	内容
2023年 5月28日	事前説明会：第3期委員の委嘱式や委員による自己紹介、大阪大谷大学の岡島教授、中島准教授による基礎研修などを実施
6月11日	第1回全体会議：グループに分かれワークショップ形式で意見を出し合い、第3期若者会議提案施策のテーマを決定
6月18日	第2回全体会議：本会議の会長・副会長を選任。その後、決定し

	たテーマごとに部会（グループ）を設置、各部会において、自己紹介や、部会長および副部会長の選任、ワークショップ形式の施策検討を実施
7月9日	第3回全体会議：前回に続き、ワークショップ形式で施策検討を実施。今回が中間報告会前最後の会議となるため、リハーサルを兼ねて部会ごとに発表
7月23日	中間報告会：これまで検討してきた施策を各部会から報告し、市職員からアドバイス等を受けるため、中間報告会を実施
7月30日	第4回全体会議：新たに担当課職員を交え、施策提案に向けた具体的な施策の検討を実施
8月6日	第5回全体会議：引き続き担当課職員とともに、施策提案に向けた具体的な施策の検討、各部会の進捗状況の報告を実施
8月27日	第6回全体会議：担当課職員とともに、施策提案に向けた最終の施策検討を実施。今回が施策提案前最後の会議となるため、リハーサルを兼ねて部会ごとに発表
9月10日	施策提案：5月から検討を重ねてきた3つの提案施策を市に報告するため、施策提案を実施

(注) 表3と同じ。

(2) 本会議 OB・OG 会の活動

2022年6月に、本会議のOB・OGによる会が創設された。その活動の概要を、市HP資料⁶⁵に基づき、下記する。

① 第1回総会（2022年6月4日）

本会議の任期が終了した委員のうち、引き続き富田林のまちづくりに関わりたいとの意向を持つ若者22名が、若者会議OB・OG会を創設した。委員からの提案により、若者会議OB・OG会の名称が、「心はいつも富田林」（愛称：こことん）に決定した。この名称は、「みんなの心は富田林というまちを通して繋がっている」「富田林にはみんなの心の居場所がある」という想いを込めたものである。第1回総会には、吉村市長も参加した。

② 第2回総会（2022年8月14日）

「こことん」の初代役員（会長1名、副会長2名）が委員の互選により決定した。市都市魅力課より、「とんだばやしふるさと寄付金」の返礼品に同封するためのリーフレットを制作したいとの依頼を受けて、「こことん」として、リー

⁶⁵ 市HP「若者会議OB・OG会『心はいつも富田林』（愛称：こことん）の活動について」
<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/53/75617.html>：2023年11月26日確認。

フレットを制作することを決定した。

③ 金剛バル参加（2022年11月27日）

本市の金剛地区において、商業と観光、さらに地域住民が連携し、まちのにぎわい創出と市民のふるさと意識の醸成を図るイベント「金剛バル☆WINTER LAND」に参加した。「こことん」委員は、イベント開始に向け、「金剛バル」の実行委員会のメンバーと一緒に会場の準備を行うとともに、ステージの司会やチラシ配り、会場内の案内などを行った。

④ 「とんだばやしふるさと寄付金」リーフレット制作（2022年12月）

リーフレットのデザインを富田林の名所を「こことん」委員の自作イラストで紹介するものに決定した。リーフレットに使用する水彩画や色鉛筆画、デジタルイラスト、手書き文字などはすべて「こことん」委員が制作した。

⑤ 全国まちづくり若者サミット参加（2023年2月11日～12日）

全国各地の若者会議や、若者が中心となって活動する団体、NPO法人などによる事例紹介や、参加者同士の交流促進を目的としたイベント「全国まちづくり若者サミット」⁶⁶に参加した。「こことん」委員は、本会議の様子や、「こことん」の活動を発表した。

サミットに参加した「こことん」委員2名が、サミットの様子を市に対して報告した。全国で活動する様々な団体の興味深い事例や、参加者との交流によって感じたことを吉村市長らに熱く語った。

⑥ 「ひろとん」への参加（2023年2月19日）

富田林で活躍する様々な団体の活動を、市民に広く知ってもらうため、展示やステージ発表、販売、講演等を行うイベント「市民活動わくわく広場 in とんだばやし」（「ひろとん」）に参加した。「こことん」としては、委員がステージの司会・進行を担うとともに、ブースを出展した。ブースでは、多くの来場者と会話をした。

⑦ 新メンバー加入、交流会、役員改選（2023年5月27日）

2023年3月で任期が終了した第2期委員で「こことん」への参加を希望する者が新たなメンバーとなり、34名の「こことん」委員体制となった。第1期メンバーとの交流を図るため、委員の近況報告やゲームを実施した。2023年度役員（会長1名、副会長2名）を委員の互選により決定した。

⁶⁶ 一般社団法人日本青年館が主催。

(3) 成果

本会議によって提案された施策は、市職員との協議・調整を経ることなどによって、実現可能性の高いものとなっている。これまで提案された施策は、表6のとおりである。

市としては、本会議の成果として、次のような点を認識している⁶⁷。

第一に、こうした施策が実現されることによって、本会議の委員の発想が市政に活かされていること、である。

第二に、委員にとっては、自分たちの提案が実を結んでいることで、委員として活動をしたことの達成感が高くなっていること、こうした、達成感の高さなどが、委員退任後のOB・OG会の活発な活動に結び付いていること、である。

第三に、本会議の進行等を支援したメンター職員の成長にも結び付いたと思われること、である。

なお、第1期及び第2期の提案施策のうち、現時点で、実現の目途が立っていないのは、⑥のみである。⑥が実現の目途が立っていない理由は、財政的な面から調整ができていないことなどである⁶⁸。第3期の提案施策は、現在、市内部で検討中である。

表6 本会議の提案施策

番号	期	提案施策
①	1	富田林遊び尽くせ月間の開催
②		公式Instagram開設・写真投稿キャンペーン
③		ワカモノ★ミライカフェの設置
④		演劇講座の開催
⑤		ウォールアートの製作
⑥	2	農業応援プロジェクト
⑦		イメージキャラクターを活かした広報活動の強化
⑧		寺内町きらめきロードの開催
⑨		複合型イベントの開催
⑩	3	万博機運醸成イベントの開催
⑪		特産品PRイベントの開催
⑫		成人の日イベント（はたちのつどい）のリニューアル

(注) インタビュー結果等に基づき、筆者作成。

⁶⁷ インタビュー結果等。

⁶⁸ インタビュー結果等。

(4) 課題

市として認識している本会議の課題としては、次の点があげられる⁶⁹。

第一に、委員の確保である。第3期は、第1期及び第2期に比べて、委員への応募者数が少なかった。この原因については、不明であるが、やはり、本会議創設時の熱量がやや低下している可能性がある。また、委員は高校生が多く、社会人の委員の確保が課題である。

第二に、提案施策テーマの偏重である。委員構成の影響もあるのか、テーマが広報、情報発信、イベントなどに偏りがちである。また、市提案型のテーマ提出を市の関係課が積極的に行っているとは限らない。このため、候補となるテーマが限定されてしまう傾向にある。

第三に、議論の進行方法である。高校生委員が多いこともあり、本会議の議論の進行においてメンター職員の支援が必要になる。また、提案内容についても、実現可能性を考慮すると、担当課等との協議・調整が必要になる。こうした支援や協議・調整において、できるだけ、委員側の自主性を尊重することが課題となる。

この課題に対応するため、進行支援において、メンター職員は、できるだけ、内容には踏み込まないようにすることや、担当課等との協議・調整を行うのは、中間報告以降とし⁷⁰、それまでは、本会議の自由な議論に委ねること、などの工夫がなされている。

5. 自治体の役割等

(1) 若者の参画と活躍のための自治体の役割及び立場

本市としては、本会議の事務局として、「本会議を引き続き開催する」こと、すなわち、継続性を確保し、「地域で活躍できる若者を育成する」ことを重要な役割と考えている⁷¹。

(2) 本会議の活動の公共私連携・協働のプラットフォームとしての評価

本市としては、本会議が「若者の市政や地域活動への参画に効果があると考えている」⁷²。

⁶⁹ インタビュー結果等。

⁷⁰ この措置は、2023年度から実施された。

⁷¹ インタビュー結果等。

⁷² インタビュー結果等。

6. 本会議の特徴と今後の課題

(1) 特徴

本会議の特徴について、羅列的に私見を述べると、以下のとおりである。

① 理念型条例

本条例は、先行する新都市の条例に比べると、簡潔な内容となっている。議会質疑において、「理念条例」であるとの説明もされている⁷³。

こうした本条例の簡潔な規定ぶりは、条例制定後の柔軟な対応を確保するための意図的なものと思われる。例えば、新都市若者条例第8条は、「市長は、若者が活躍するまちの形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「若者総合政策」という。）を定めなければならない」など、若者総合政策についての規定を置いている。本条例が、こうした規定を持たない理由として、「本市におきましては、今後、設置、活動していただく若者会議の中で、若者総合政策の必要性も含めて、施策の推進など、幅広く論議、検討していただきたい、そのように考えておりますことから、条例に『若者総合政策』という言葉は明文化しなかったもの」⁷⁴との説明がなされている。

② 継続性

このように本条例の規律密度が高くない中で、運用において、本会議が継続的に実質的な意義を持つように、提案施策の実現可能性を高めるための様々な工夫がなされている。

また、本会議OB・OG会のメンバーが、本市の様々な施策に協力するとともに、活発に地域活動を行うなど、委員経験者が、委員任期終了後も本市に貢献していることは注目に値する。実際、全国市町村国際文化研修所の2023年度研修「若者世代が参画する地域づくり」においては、事例紹介として、本会議の紹介・説明がなされ、この説明を、本市職員とともに、OB・OG会のメンバーが担当した。

③ 庁内各部局との巧みな調整手順を含む会議運営

上記②の工夫の典型例が、本会議との庁内各部局とを結びつける巧みな調整手順である。提案施策に関係する課との調整は、提案施策の実現可能性を高めるためには不可欠であるが、関係課の意向を重視し過ぎると、本会議や本会議の提案の意味が薄れてしまう。この難しい調整を成し遂げているのが、前記した会議の運営である。例えば、中間報告会までは、関係課を交えず検討し、それ以降は、関係課との調整をしながら提案施策を練り上げていく、といった手

⁷³ 「富田林市令和2年12月総務文教常任委員会議事録12月14日-01号」。

⁷⁴ 「富田林市令和2年12月総務文教常任委員会議事録12月14日-01号」。

順が本会議の運営には含まれている。

④ 教育機関が多い地域特性を活かした施策

本会議は、本市の高等学校以上の教育機関が多いという地域特性を活かした施策となっている。このため、中高一貫校である富田林中学・高等学校をはじめとした高等学校等の学生が委員として多く参加している。その結果、委員の平均年齢は、1期～3期通算で18.5歳と若い。

⑤ 教育委員会所管

本条例策定時は、所管は市長公室であり、市長部局であった。しかし、条例が施行され、実際に本会議を開始するに際しては、本会議は、教育委員会生涯学習部の所管となった。この理由の一つには、本会議の拠点となる「富田林市きらめき創造館」⁷⁵が教育委員会生涯学習部の所管施設であったことも大きい。また、本条例自体が、「若者の・・・育成を図り」⁷⁶と「育成」を目的としていることも、教育委員会所管の理由の一つであろう。

なお、本会議の事務局である生涯学習課は、前記のとおり、巧みな手順など様々な会議運営等の工夫を創造している。このことに加えて、「富田林市きらめき創造館」の管理を委任されている職員が、館の管理とは別の業務として、本会議の日常的なサポートをしている。このことは、参加する委員にとっては、心強い支援となっていると思われる。

(2) 課題

最後に、本会議を外部から観察した者として筆者が感じた課題について、簡単に触れて、本節の終わりとしたい。

① 委員の確保と社会人の参加

前記したように、本会議への委員の参加者は、やや減少してきている。本会議はまだ3年目であるので、この原因については、現時点では明確なものは判明していないが、減少傾向が長期化するようであれば、原因を解明し、対応することが必要となると思われる。

また、本会議の社会人の参加者数は極めて少ない。若い社会人の参加は、本会議自体ではなく、OB・OG会として取り組むという考え方もあるが、論点となり得る。

⁷⁵ 愛称は「Topic」。

⁷⁶ 本条例第1条。

② 本会議の活動の認知の拡大

本会議の運営手順については、前記のように、市職員による様々な仕組みが凝らされ、円滑な運営がなされている。ただし、こうした整った仕組みがあり、本会議が市組織の一部として安定的に存在するためか、本会議の成果が市の成果として認識され、本会議自体についての市民の認知度は高くないようである。

【謝辞】

本報告を執筆するに際して、お忙しい中、ヒアリング等に応じてください、たくさんのご教示をくださった富田林市教育委員会の澤田和秀生涯学習部長、坂本篤史同部生涯学習課長、正木邦彦参事、泉井直哉同課社会教育事業係長、同係の井関貴央氏と本田葉月氏をはじめとする関係の皆さんに感謝いたします。

第9節 笠岡市若者会議（ぼっけーまち会議）

（岡山県笠岡市）

粉川一郎（武蔵大学社会学部 教授）

調査日：2023年9月23日（土）11時～

調査先：笠岡市政策部定住促進センター 主査 中嶋一貴氏

ぼっけーまち会議 仁科恭子氏、小川歆子氏、玉置裕美氏

調査者：粉川一郎、泉澤佐江子（自治研修協会リサーチパートナー）

1. 笠岡市の概要

笠岡市（かさおかし）は、岡山県の南西部、広島県福山市と岡山県倉敷市の上に位置する瀬戸内海に面した港町で、沖合には、日本遺産にも登録されている笠岡諸島があり、観光地として有名な倉敷市や、広島県尾道市にも近く、周遊しやすい立地にある。



また、カブトガニの繁殖地としても有名で、市内には世界で唯一のカブトガニ博物館が建ち、カブトガニに関する展示、研究も行われている。

市内には JR 山陽本線笠岡駅や山陽自動車道の笠岡 IC があり、新幹線のぞみも停車する JR 福山駅へも 3 駅約 15 分。

昭和 27 年 4 月に市制を施行、昭和 35 年 4 月に北川村を編入して、現在に至る。

<笠岡市の基礎データ>

面積 136.24 km²

2020（令和 2）年国勢調査人口 46,088 人

2021（令和 3）年度決算（普通会計）歳出総額 26,388 百万円

2021（令和 3）年度財政力指数 0.57

（市 HP 等による）

2. 笠岡市若者会議（ぼっけーまち会議）とは

笠岡市若者会議（ぼっけーまち会議）は、笠岡に関わるおおむね 40 歳くらいまでの若者が活動する団体である。設立当初の目的は「笠岡市の将来を担う若者が住みやすいまちづくりを進めるため若者が考え、若者が企画し、若者が実行する」というもので、笠岡市の事業として平成 28 年度にスタートした。会議の設立当初は「若者会議」という名称で月に 1 回程度のワークショップを実施する形態でスタートし、その後、会議参加者自身により「ぼっけーまち会議（すごい

まち会議)」という名称が作られた。

本会議の主管課は笠岡市の定住促進センターであり、そもそも論としては笠岡市人口ビジョンにある「将来にわたって持続し、社会を維持できるような望ましい人口構成を目指すこと」としています。また、笠岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「若者・女性の意見を大切にし、若者・女性の地元定着・移住促進に取り組むこととしていること」を具現化するための取り組みとして企画されたものである。そのため、設立当初の会議テーマは「婚姻率が上昇する方策」「希望する子どもの数を持てる方策」「転出抑制・転入促進のための方策」といった市の人口ビジョン、創生総合戦略を基にした内容であった。しかしながら、その後参加者自身の手でこうしたテーマの範囲を超える様々なテーマや取り組みが提案され、10を超えるプロジェクトが実施されるに至った。具体的には、そもそもの市の考えに近い「婚活プロジェクト」「教育応援プロジェクト」「関係人口プロジェクト」などのほかに、「自然体験プロジェクト」「六島麦畑復活プロジェクト」「妄想空き家プロジェクト」「笠岡マーケティング計画」など市民ならではの多彩なテーマでのプロジェクトが実施されたほか、フットサル、バドミントンのようなサークル活動も実施されている。



図1 ぼっけーまち会議のコンセプト

出典：ぼっけーまち会議 web サイト



図2 妄想空き家プロジェクトの様子

出典：ぼっけーまち会議 Web サイト

このように市民主体の多彩な取り組みが行われてきたことによって、ぼっけーまち会議のコンセプトや取り組みの位置づけも変化してきている。

現在のぼっけーまち会議のコンセプトは

『「自ら考え、企画し、実行する」まちづくりの取り組みです。

笠岡をもっと良いまちにしたい。

暮らしやすく楽しいまちにしたい。

単純に仲間とわいわい活動したい。
笠岡をぼっけ一まち (=すごいまち) にするため』

というような、より幅広い活動を受け入れるものに変化し、その取り組みの狙いも、若い人たちの「つながる場」「まなぶ場」「ためせる場」として、『笠岡へ愛着を持ってもらう』ことへと変化してきている。

運営形態としては、設立当初から市の事業という位置づけに変わりはないものの、現在はぼっけ一まち会議そのものが主体的に事務機能を担い、市から補助金を受けるという形での運営となっている。また、活動拠点として、笠岡駅前の商店街空き店舗を利用した「ポルカドット」を設置。月1回の定例会を開催するだけでなく、ぼっけ一まち会議の様々なプロジェクトの活動拠点としても利用されている。



図3 拠点施設ポルカドット

出典：ぼっけ一まち会議 Web サイト

3. ぼっけ一まち会議の注目点

(1) ユニークな設立方法

ぼっけ一まち会議の注目点としてまず挙げられるのは、そのユニークな設立方法であろう。設立当初の対象者の基準は笠岡に住んでいる人、働いている人、出身者や移住に興味のある人とされ、年齢は20歳から概ね40歳程度とされていたが、市は当初該当する人々に対してダイレクトメールを送付し、参加を募っていた。しかも、初期には参加者に対して報償費も支払い、(報償費の中から支払われていたが) ケーキとお茶なども用意して、参加のハードルを下げる努力を行っている。また、設立当初からこの会議の運営に外部のコンサルタントを招き、ワークショップの運営にも専門的知見を活用している。これらの取り組みからは、地域の活動に参加したことのない層をより効果的に活動に取り組んでいこうという姿勢をうかがわせる。結果として、本会議の参加者は早期に会議の名称を「自ら」ぼっけ一まち会議と変更し、後述する多様なプロジェクトのアイデアをどんどんと生み出していくなど、この設立方法は奏功したといつてよいだろう。

(2) 地域性を活かした多様なプロジェクト

次に注目すべき点として挙げられるのは、実際にこのぼっけ一まち会議が興味深い多様なプロジェクトを生み出した点である。

例えば「六島麦畑復活プロジェクト」では、笠岡市の離島である六島でかつて



六島麦畑復活プロジェクト

図 4 六島麦畑復活プロジェクト

出典：ぼっけーまち会議 Web サイト

栽培していた麦をもう一度採れるようにと、メンバー自身が麦畑を開墾し、昔の麦畑の景観を取り戻そうとしたものである。このプロジェクトは最終的には、当地で採れた麦を使った地ビールの生産というコミュニティビジネスを生み出し、現在も当該の生産者とぼっけーまち会議は良好な関係性を保っている。また「バスに乗り隊！プロジェクト」では、笠岡市に引っ越してきた女性が、いざバスに乗ろうと思ったときにバス停には地元

の人以外にはわかりにくい表示しかなかったり、時刻表の見方がわかりづらかったり、様々な困難を感じた経験をきっかけに、プロジェクトの人々が実際にバス停の表示の改善案まで作成を行った。市がかかわっているプロジェクトということもあり、このプロジェクトをきっかけとして実際にバス会社との協働でバス停の表示改善や、子ども向けバスの乗り方教室の実施するなど、地域交通の課題解決につながる大きなムーブメントも作り出した。



図 5 「バスに乗り隊！プロジェクト」で変更されたバス停の様子

出典：ぼっけーまち会議 Web サイト

このような地域性を活かし、地域の課題を解決するようなプロジェクトが多様に展開されたことがぼっけーまち会議の 2 つ目の注目点と言える。

(3) 適度な市との距離感

3 つ目の注目点としては、市との適度な距離感である。当初はあくまでも市の事業としてスタートした若者会議であったが、自主的に参加者が名称を変更し、ぼっけーまち会議の運営そのものも一つのプロジェクトとして捉え、自立への道を進んだことは指摘しておくべきポイントである。しかしながら一方で、過度

に市がぼっけ一まち会議を突き放してしまうことなく、市民活動にありがちな組織基盤の脆弱さなどを必要に応じて市がサポートしていることも注目したい。こうしたいわば「つかず離れず」の関係を維持できる背景には、市の職員が多数設立当初の若者会議に参加していたことがあるといえるかもしれない。笠岡市のことを考える若者というくくりでいえば、市役所に勤務する若者層はまさに若者会議の対象者であり、そうした職員の参加を排除することなく会議を実施していたことが、結果としてぼっけ一まち会議を理解する職員層を市の中に形成し、ぼっけ一まち会議と市の適度な距離感を醸成した可能性がある。こうした形態は、他地域にも応用できる取り組みの方法と言えるのではなかろうか。

4. ぼっけ一まち会議にみられる課題

(1) 参加者の減少と固定化

一方で現在のぼっけ一まち会議には課題も見受けられる。一番大きなものは、やはり参加者の減少と固定化であろう。月一回の定例会は継続しているもののその規模は当初に比べ縮小しており、それもイベント等と組み合わせることで実施しているような状況がある。様々なプロジェクトも、プロジェクトメンバーだけでは運営が厳しくなり、ぼっけ一まち会議に参加する人々が全体でプロジェクトを支えるような形態をとっている。こうした参加者縮小の要因の一つにはコロナ禍が存在したことは言うまでもないが、今後の持続発展を考えれば、参加者拡大は喫緊の課題である。若者会議の設置から7年が経過し、組織としてこの問題をどう捉えるかが問われている時期であるといえる。



図6 ぼっけ一まち会議パンフレット

出典：ぼっけ一まち会議

(2) 事務局体制

(1)で述べたような参加者層の減少に対して効果的な広報や、魅力的なプロジェクトの創出のためには、やはり事務局体制の増強が重要なポイントである。しかしながら、現状は事務局機能を担う人々がさまざまなプロジェクトでも活動しており、その負荷はかなり高いように見受けられる。事務局活動の支援は市も行っており、また現状の事務局を担う人々のセンスもあって、ぼっけ一まち会議から出るアウトプットについては一定の水準を保っており、チラシやWebなどの広報物を見ても大変魅力的なものとなっている。しかしながら、こうした個々のプロジェクトや広報物等のアウトプットを支える

には相当の負荷が事務局機能を担う人々にかかっているように見受けられる。事務局体制を強化していくこと、例えば有償での事務局スタッフの雇用なども検討されてよいように思われる。

5. まとめ

現状課題も見受けられるぼっけ一まち会議ではあるが、これまで行ってきた活動は大変魅力的であり、笠岡市の持つポテンシャルをうまく引き出した取り組みであったといえる。人材面での課題はあるものの、これまでの実績とつながりを活かし、今後も持続可能な形で取り組みが進められていくことに期待したい。

参考資料

ぼっけ一まち会議Webサイト(2023年12月20日確認 <https://bokke-machi.com/>)

笠岡市Webサイト(2023年12月20日確認 <https://www.city.kasaoka.okayama.jp/>)

第5章 地域社会における若者の参画と活躍について

第1節 地域課題解決に若者を巻き込む仕掛けづくりの際のヒントとして

鈴木敦子（認定 NPO 法人環境リレーションズ研究所 理事長）

1. はじめに

本報告書が、全地方公共団体の人事管理・研修担当窓口に配布されるものという前提で、本節では、各自治体が抱える課題解決に向けた取り組みに、若者を参画させる際のヒントとなりそうな具体的な事例を紹介する。

そもそも、なぜ、地域課題解決に若者を巻き込むべきなのか？

「未来を担う層の意見が大切だから」「少子高齢化が一層進み、最たる負担者となるから」「若者だけしか将来を諦視できないから」等、様々な答えがあるだろうが、一番重要なのは「人材育成に直結するから」である。

地域社会の担い手となり得る若者を集め、人口減少対策や商店街振興策、高齢者に優しい交通網の整備や地域 GX の取組推進など、他人事で片付けがちな課題を「自分事」として捉えるように仕向け、それらの課題解決における将来の担い手としてのモチベーションアップを図ることは、シチズンシップ教育の実学研修となり、未来のための人材育成の正攻法ともいえる。

「まだ課題解決に若者を活用できていない地域」の人事管理・研修担当の皆さんが、「未来の人材」を育成するための施策を検討する際に、本節を参考にして頂ければ幸いである。

2. ソーシャル・イノベーション・プラットフォーム「DO!NUTS TOKYO」

筆者が実行委員として関わっている「DO!NUTS TOKYO¹」は、市民・企業・行政・教育・NGO などがゼロエミッション実現のための課題とアイデアを持ち寄り、解決策をクリエイティブに創造していくためのソーシャル・イノベーション・プラットフォームである。

このプラットフォームでは、若者と共にゼロエミッションのためのアクションを拡大していく仕掛けとして、①「DO!NUTS TOKYO アンバサダー（若者）」を育成し、②彼らの発想や知恵を活用しつつゼロエミッションに向けた消費行動改革のためのアイデアを創出、③そのアイデアをカタチにするための施策をパートナーと共創していく、という 3 つの機能を担っている。（図 1）

3 つの機能の運営主体は、環境問題や人権問題などをはじめとするサステナブルな取り組みを長年推進してきた大人達が、チームを組んで担っている。（図 2）

アンバサダー達の学びの場～ゼロエミ・アイデアの提案書作成～企業や団体への実際の提案まで、チームメンバーである大人達は、その時々アドバイス

¹ <https://donutstokyo.org/about/>

与えつつ、入れ替わり立ち替わり伴走し続ける。

■若者と共に「ゼロエミ・アクション」を拡大する仕掛け

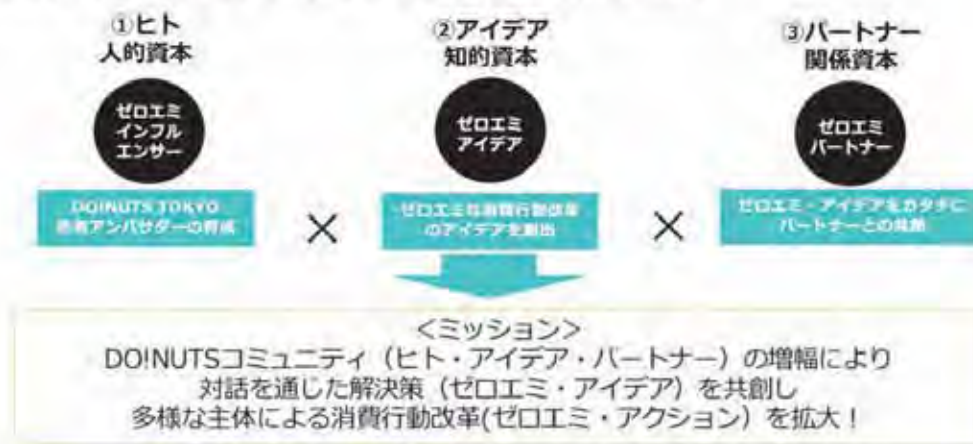


図1 DO!NUTS TOKYO の機能 (「DO! NUTS TOKYO 概要説明」の一部を抜粋)

■ DO!NUTS TOKYOチーム

<p>実行委員会</p> <p>委員長 小宮山宏 (株)三菱総合研究所理事長 プラチナ構想ネットワーク会長</p> <p>副委員長 小林光 東京大学教養学部客員教授、 サステナブルビジネスウィメン 顧問</p> <p>副委員長 鈴木敦子 (株)環境ビジネスエージェンシー代表取締役、サステナブルビジネスウィメン</p> <p>委員 百岡まり 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)経営企画部副部長、サステナブルビジネスウィメン</p> <p>委員 梶原由美子 Value Frontier(株)代表取締役 サステナブルビジネスウィメン 実行委員会事務局長</p>	<p>賛助部</p> <p>東京都環境局</p> <p>協力・賛助団体</p> <p>SuMPO</p> <p>freewill creativity is everywhere</p> <p>Double Volant</p> <p>プラチナ構想ネットワーク</p>	<p>アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井幸造 一般社団法人MSCジャパン プログラム・ディレクター ● 大庭みゆき (株)環境エネルギー総合研究所 代表取締役 ● 大和田麻子 同志社大学政策学部・総合政策科学研究科 ソーシャルイノベーションコース 教授 ● 木村麻紀 ジャーナリスト/(株)TREE 編集ディレクター ● 岡田穂子 (株)クレンジン 代表取締役 ● 日比保史 一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ ジャパン 代表理事 ● 藤野純一 (公社)地球環境戦略研究機関 サステナビリティ 統合センター プログラムディレクター/上席研究員 ● 山下下森木乃 (公社)地球環境戦略研究機関 生物多様性と森林領域 上席研究員
--	--	--

図2 DO!NUTS TOKYO の運営体制 (出典「DO!NUTS TOKYO 活動報告」)

東京都環境局と我々「サステナブルライフスタイル TOKYO 実行委員会」との基本協定の下、令和2年度から3年間、DO! NUTS TOKYO を運営してきた中で痛感しているのは、「より良き未来に向けて本気で動く・動こうとする姿を大人が見せれば、見返りが無くとも、心底協力したい、主体的に参加したい」と思ってくれている若者達がたくさん居ることである。一方、それらの若者

達の意欲をしっかりと受け止め、活用する機会や仕組みは意外と少ない。そこで、意欲的な若者と、彼らを必要とする団体とをマッチングすることが、チームメンバーの最も重要な役割の1つである。

DO!NUTS TOKYO の若者アンバサダー45名(2023年12月31日現在)は、ゼロエミッションやサステナブル社会に関連する広範囲なテーマについて、かなりの時間を費やしながらか教育訓練を受けている。「若者アンバサダー向けレクチャー」として開催している教育訓練プログラムは、若者達に向け「本気で動いている大人の姿」を見せる場としても機能しており、毎回、講師を中心とした大人達と若者達とで、質疑応答をはじめとする議論がフラット且つ活発に進められていく。今迄に取り上げられたテーマは、「持続可能社会とは？」から「みどりの食料システム戦略」まで多岐にわたり、講師陣も学者や役人、NPO代表や飲食店経営者などバラエティに富んでいる。(表1)

表1 アンバサダー向けレクチャー(「DO!NUTS TOKYO 活動報告」の一部を抜粋)

講師名	所属	講演タイトル
小宮山五郎様	(株)三菱総合研究所理事長	持続可能社会ってどんな社会?
千葉穂子様/古澤廣夫様	資源循環推進専門課長/地球環境エネルギー部計画課統括課長代理	東京型ゼロエミッション戦略について
山ノ下和木乃穂様	(公財)地球環境戦略研究機関 生物多様性と森林領域上席研究員	気候変動と土地利用-世界の森林減少と私たちの食生活
橋本良延様	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 上級研究員	有機農業が育む生物多様性と地域資源活用
金丸美樹様	(株)SEE THE SUN 代表取締役/キリンホールディングス株式会社 R&D本部 研究開発推進部	企業と生活者でともに考えるサステナブルな未来
鈴木美穂子様	(株)環境ビジネスエージェンシー代表取締役	生活者を巻き込む森づくり
小林光様	東京大学数理学部客員教授	家では何が出来るか?そのリアリティ
高橋まり様	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)経営企画部副部長	あなたの1円が社会や未来を変える?
大和田藤子様	同志社大学政策学部・総合政策科学研究科教授	SDGsを活かした地域づくり~都市農村交流を中心に~
若元美樹様	日本環境協会(株)代表取締役会長	みんな参加型の循環社会
石井幸造様/仲山真由様	(一社)MSCジャパンプログラム・ディレクター/アジアコマース&チャネルオフィサー	水産資源の現状とMSC認証制度について
藤野純一様	(公財)地球環境戦略研究機関 サステナビリティ統合センター プログラムディレクター/上席研究員	地域でSDGs・ゼロカーボンを実現し、世界につながる
安西栄明様	(公社)日本野鳥の会主席研究員	福西臨海公園での生態系観察会
鈴木伸典様	(株)ゼットン代表取締役	株式会社ゼットンのサステナビリティ経営について
岡村之様	日本郵政(株)IT室長/経営企画部サステナビリティ推進室長	郵便局と共につくるサステナブルな未来
石田秀輝様	(一社)サステナブル経営推進機構 (SuMPO) 理事長	2030年の未来マーケティング-個のデザイン時代へ
大崎美穂子様	関西学院大学総合政策学部客員教授	ジェンダーと気候変動-SDGsから考える-
山川真一郎様	たまエンプワ(株)代表	ソーラーシェアリングを活用した地域活性化
渡部孝志様	(公財)地球環境戦略研究機関	カーボンフットプリントの少ない暮らしと地域の作り方
清水浩太郎様	農林水産省大臣官舎環境バイオマス政策課長	みどりの食料システム戦略の実現に向けて
大津愛梨様	NPO法人田舎の七口インズ理事長、O2Farm共同代表	農業なくして持続可能な社会なし

そして、若者アンバサダーが学びの結果を速やかに試す場として、また、若者達の活用を検討中の団体とのマッチングの場として、共創対話の機会を多数設定しており、これが「課題について自分で考え、判断し、その結果を自分の言葉で共有、解決策の立案に向けて共感を集め、賛同者を募る」ことの実践に繋がっている。(図3~図5)

課題を解決するための企画が実際に立案され、具体的な実施計画まで落とし

込まれたケースは僅かしかなく、ましてや、実行に至っているものは極めて少ないのが実態ではあるが、共創活動を進める上で最も重要な「多様な人たちを巻き込む力」「問題解決に向け課題を設定するためのモチベーション」は、確かに育まれている。

将来のありたい姿（2030年～2050年）から「バックキャストイング」して、多様性を認めあう2050年のゼロエミッション社会を実現するためのアクションを検討するワークショップを開催。ワークショップで話した内容をリアルタイムに図式化する「グラフィックレコーディング」の手法を採用し、アイデアを可視化しながらディスカッションしました。



図3 共創事例：未来シナリオワークショップ（出典「DO!NUTS TOKYO 活動報告」）

2050年までの脱炭素社会実現に向けて企業活動や消費行動の大きな変革が求められている東京の未来を考える上で、ドーナツ経済学のレンズを用いて東京の現状を理解し、ゼロエミッションシティ・東京の未来を考えるワークショップを開催。ドーナツ経済学の基本的な概念や、世界中の都市における実践事例について学び、英国に本拠を置くドーナツ経済推進機関・Doughnut Economics Action Labが開発したワークショップツール「The City Portrait Canvas」をベースとして、東京の現状や未来について考えるワークショップを実施しました。



図4 共創事例：まちづくりアイデア共創（出典「DO!NUTS TOKYO 活動報告」）

東京都が実施する、小学生を対象として子どもが「環境局長」になって、家族で楽しみながら節電対策などのアクションに取り組む「わが家の環境局長」事業の一環として、若者アンバサダーが考えたクイズを通してイオンモール様の環境に対する取り組みを学び、「エコは未来のためにできること」を、一緒にディスカッションしました。



＜イオンモール様からのフィードバック＞

・企業から子供への意見交換より、特にZ世代が企業の取り組みをきみつけて説明したことで子供への理解が深まると思いました。普段のイベントでは企業から各様（ごども）に対してインプットするような内容のため、どの程度理解いただいたかあまり見ることが出来なかった。今回は子供からのアウトプットもあり、また企業の取り組みについても相手の理解度に対してお伝えすることが出来き、いい機会だと思えました。今日のイベントを通じて貴府の環境取り組み活動ではお客様になかなか伝わっていないことを確認しました。この度は貴重な機会を頂きありがとうございます。

図5 共創事例：企業と小学生とのダイアログ（出典「DO!NUTS TOKYO 活動報告」）

3. 学生団体 GEIL による「学生のための政策立案コンテスト」

学生団体 GEIL（ガイル）²は、1999 年以来四半世紀もの間「学生による学生のための政策立案コンテスト」を運営し続けており、そのプロセスを通じ、その時々々の現役学生が社会の実態に触れ社会課題について学び、理解しながら議論する「場」を提供している。

類似のイベントや団体は複数あるが、ここまで長期にわたり安定して運営が継続されているものは他に無く、毎年夏に開催する「学生のための政策立案コンテスト」は日本最大の政策立案イベントとなっている。

「政策を通じて人と社会を変える」を活動理念に掲げている GEIL の果たす主な役割は、①未来を担える層としての人材育成、②学生が社会課題解決を真剣に考える場の提供、の 2 点である。

コンテストにおいて取り上げられてきたその時々々の社会課題については、実態に即したテーマがしっかりと捉えられており（図 6）、1 年間の活動の中ではこれらのテーマに関する学びの機会がたっぷりと提供される。（図 7）

運営組織は毎年、執行部となる「総務」を中心に、「ケース局」「広報局」「運営局」「学生対応局」「渉外局」「財務課」が学生のみで構成され、1 年を通じ活動を担っていく。（図 8）

彼らは、政策立案コンテストの事前準備から開催、それらに関連する広報などのプロセスを通じて、運営当事者のみならず、コンテストに応募してきた学生達を巻き込みながら、充実した実学研修プログラムを実践している。（図 9～図 11）

² <https://waavgeil.jp/>

過去のGEILケーステーマ沿革



図 6 政策立案コンテストで取り上げられてきた社会課題（出典「学生団体 GEIL2023 概要書」）

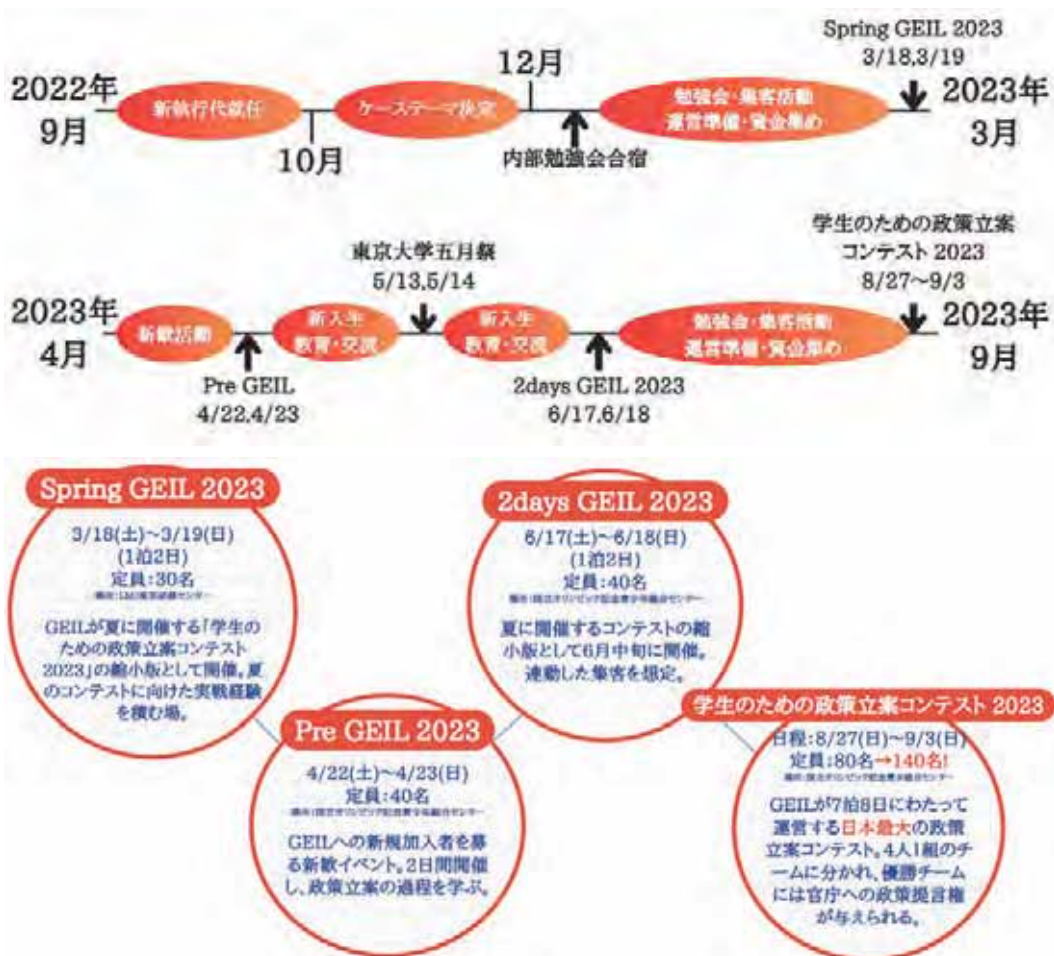


図 7 年間活動概要（出典「学生団体 GEIL2023 概要書」）



図 8 運営体制（出典「学生団体 GEIL2023 概要書」）



図 9 活動の集大成「学生のための政策立案コンテスト」の進め方（出典「学生団体 GEIL2023 概要書」）



図 10 プレイイベント「Spring GEIL」のタイムライン (<https://waavgeil.jp/spring-geil-2023/>)

Pre GEIL 2023 は野党を擁護した2日間の政策立案コンテストです！
 政策立案コンテストでは「与えられた社会問題」について議論し、解決するための「政策」をチームで立案してもらいます。
 2日間のコンテストの形式は3ステップとして、「戦略策定→プレゼンテーション準備→プレゼンテーション→審査員による講評」という流れになっており、戦略策定に関しては、
 式次第に「Mission文分析→課題把握策定→問題解決特定→立案」と言う流れでチームで進捗していきます。



図 11 プレイイベント「Pre GEIL」および「2days GEIL」の流れ (<https://waavgeil.jp/pre-geil-2023/>)

GEIL がこのようなしっかりとしたプログラムを企画設計し、四半世紀もの長きにわたり脈々と実行し続けてこられた背景には、活動開始以来ずっと伴走してきた1人の顧問や、その顧問が毎年のテーマに合わせてコーディネートする、公務員をはじめとした政策現場の第一線で活躍する大人達の存在がある。年間で40回（2023年実績）開催する勉強会では、これらの大人達が講師を務め、学生達が初めて耳にするような現場の生々しい話や、政策に携わる者としての心構えなどをベースに、学生との質疑応答が展開されていく。

GEIL 永久顧問・西田陽光³氏によれば、GEIL の活動はリーダー教育であり、その中心は「他者のために働くこと」の稽古だという。「自分のための努力は社会を大きく変えることには繋がらない。他人の行動変容を促す為には、“あの人が他人のためにあれだけ頑張っているのだから自分も頑張ってみよう”と思わせるくらいの実行力が必要。社会課題を見つけ、その解決に向けた政策案をつくり上げるプロセスの中で、他者のための行動力を発揮し、その姿を周囲に見せて彼らのやる気を引き出し、周囲にも行動を起こさせる訓練が GEIL の活動である。」そう話す西田氏が果たす重要な役割は、学生達のロールモデルになるような、社会課題解決のために本気で行動し、かつ具体的成果を出している「本物の大人」達を連れてくることだ。GEIL の活動は、学生達が事実情報から facts を見抜く力を養っていくプロセスでもあるというが、本質を見極める審美眼の手本としても、西田顧問のような伴走する大人の存在は大きい。

かつて副代表を務めた GEIL の OB に、貴重な学生時代の1年間を他者のために働くことに割くことのモチベーションを問うてみると、「1年間のプログラムの中で、構成員達に役割を与え差配していくわけだが、そこでは自分が模範にならなければならないのでかなり大変な1年だ。それでも、上手くいった暁には自分の束ねる力が“他者のため役立っている”という存在意義として実感でき、もの凄い達成感があった。」という。

社会課題解決のために他者の行動変容を起こし得る人材は、確かに育っている。

4. おわりに

「投票は習慣であり、その習慣は最初の数回の選挙の経験に基づいて決まるので、若いうちに投票習慣を身につけさせるべき。」⁴ という。

同様に、若い内に社会課題について本気で考え、自分なりに判断し、その結果を自分の言葉で共有して周囲を巻き込みつつ、解決策の立案に向けて動く経験

³ 一般社団法人次世代社会研究機構代表理事

⁴ MARK N. FRANKLIN (2004). Voter Turnout and the Dynamics of Electoral Competition in Established Democracies since 1945. :Cambridge University Press.

は、仮にそれがカタチになることがなくても、「自分事として社会課題を捉える」ことの習慣化に寄与するのではないだろうか。

「まだ課題解決に若者を活用できていない地域」の人事管理・研修担当の皆さんが、何から手を付けていいか迷うならば、まずは「DO! NUTS TOKYO」や「GEIL」の取り組みを真似てみてはいかがか。皆さんは、社会課題解決の現場に居る経験豊富な大人として、その取り組みの伴走者となるのである。

参考までに両者の取り組みに関する問い合わせ先を紹介しておく。

- ① DO! NUTS TOKYO 共創ワーキンググループ事務局（株式会社環境ビジネスエージェンシー内）担当：宮崎
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-3-12 神田小川町ビル 8 階
電話：03-3296-8655 FAX：03-3296-8656

- ② GEIL への問い合わせ（一般社団法人次世代社会研究機構内）
〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-11-1303
電話：03-5846-9227 FAX：03-5846-9228
担当 西田 携帯：090-2667-3827

第2節 若者会議のソーシャルメディア活用状況

粉川一郎（武蔵大学社会学部 教授）

1. 問題意識 若者会議はどのように若者にアプローチしているのか

本報告書では「若者会議」という概念を中心に、若者と呼ばれるあるいは若者として社会的に認知される層が、地域社会の活動にどのように参画しているのか、その参画のための取り組み、組織のあり方について焦点をあてて研究を進めてきた。日本の各地で、こうした取り組みが数多存在し、それぞれに精力的な活動を進めてきていることは、ここまでの報告、論考で明らかになっている通りである。

しかしながら、現実的な問題としてこのような「若者会議」と称される組織、あるいはそれに類する組織はどのように若者に対してアプローチしているのだろうか。

自然と若者が地域社会の活動に対して積極的に取り組んでいるのであれば、敢えて「若者会議」を組織する必要はない。若者が地域社会の活動に参画しないという現実があるからこそ「若者会議」は組織される。であれば、若者会議がどのようにして現実の若者層に対してアプローチし、情報を発信し、参加を誘っているか、という点は本来最も重要な論点であるはずである。

本節ではこの「若者会議」の若者へのアプローチの現状について、主にソーシャルメディアに焦点をあてて検討するものである。

2. 若者のソーシャルメディア利用状況

現在、若者に対して有効な情報発信のツールとしてイメージされるものとしてソーシャルメディアが挙げられる。旧来型の地域コミュニティの様々な組織が弱体化し、例えば自治会・町内会といった地縁組織はすでに若者を地域に誘い込む組織としては機能していない。テレビや新聞といった過去に支配的なメディアであったマス媒体でさえも、Z世代をはじめとするデジタルネイティブの世代にとっては過去のものである（図1）。



図1 令和2年度(平日)主なメディアの行為者率・行為者平均時間(全年代・年代別)

出典：令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 報告書

いわんや町内の掲示板や市町村の広報誌といったものは、情報を得る手段として認知されていないであろう。10代、20代といった若者が日常的に情報を得る場はネットであり、そこで最も利用されている媒体は動画共有サイトを含むソーシャルメディアである(図2)。

単位:%(行為者率),分(平均時間)	全年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代
メールを読む・書く	49.5%	22.9%	42.3%	51.2%	56.3%	55.4%	53.0%
ブログやウェブサイトを見る・書く	31.5%	14.8%	26.5%	43.8%	40.3%	33.4%	20.4%
ソーシャルメディアを見る・書く	47.0%	61.3%	69.5%	54.2%	51.1%	37.3%	21.5%
動画投稿・共有サービスを見る	32.9%	59.5%	51.4%	35.4%	29.3%	20.7%	19.9%
VODを見る	9.8%	15.1%	15.7%	11.4%	11.2%	5.1%	4.3%
オンラインゲーム・ソーシャルゲームをする	17.2%	26.4%	25.1%	19.8%	18.6%	13.4%	6.7%
ネット通話を使う	5.5%	9.9%	8.2%	6.8%	3.1%	4.5%	3.9%
メールを読む・書く	82.4	80.5	93.7	77.6	79.5	81.9	84.0
ブログやウェブサイトを見る・書く	78.2	79.4	112.3	72.4	69.1	77.2	77.8
ソーシャルメディアを見る・書く	80.7	118.0	121.7	75.4	53.8	54.0	60.2
動画投稿・共有サービスを見る	117.7	151.6	143.6	98.8	91.2	106.8	102.3
VODを見る	115.6	112.8	115.0	118.6	119.0	117.1	103.5
オンラインゲーム・ソーシャルゲームをする	104.3	140.8	127.5	93.2	99.4	68.4	84.0
ネット通話を使う	68.9	89.3	96.6	42.2	67.8	28.9	88.4

図2 令和2年度(平日)インターネットの利用項目別の行為者率・行為者平均時間(年代別)

出典：令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 報告書

では、若者層が利用するソーシャルメディアとは具体的にどのようなもので

あろうか。

	全年代(N=1,500)	10代(N=142)	20代(N=213)	30代(N=250)	40代(N=326)	50代(N=287)	60代(N=282)	男性(N=759)	女性(N=741)
LINE	90.3%	93.7%	97.7%	95.6%	96.6%	85.4%	76.2%	88.0%	92.7%
Twitter	42.3%	67.6%	79.8%	48.4%	38.0%	29.6%	13.5%	42.7%	41.8%
Facebook	31.9%	19.0%	33.8%	48.0%	39.0%	26.8%	19.9%	32.4%	31.4%
Instagram	42.3%	69.0%	68.1%	55.6%	38.7%	30.3%	13.8%	35.3%	49.4%
mixi	2.3%	2.1%	3.8%	3.6%	3.4%	0.7%	0.4%	2.2%	2.3%
GREE	1.3%	2.1%	4.2%	1.2%	0.6%	1.0%	0.0%	1.8%	0.8%
Mobage	2.7%	4.9%	6.6%	2.4%	0.9%	2.4%	1.4%	3.8%	1.6%
Snapchat	1.5%	4.9%	5.6%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	1.1%	2.0%
TikTok	17.3%	57.7%	28.6%	16.0%	11.7%	7.7%	6.0%	15.3%	19.4%
YouTube	85.2%	96.5%	97.2%	94.0%	92.0%	81.2%	58.9%	87.9%	82.5%
ニコニコ動画	14.5%	26.8%	28.2%	14.8%	12.0%	7.7%	7.8%	17.9%	11.1%

図3 令和2年度 主なソーシャルメディア系サービス・アプリ等の利用率（全年代・年代別）

出典：令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 報告書

図3からもわかるように、LINEがどの年代でも最も活用されているソーシャルメディアであるが、LINEのような閉じた形ではないオープンなコミュニケーションを行うソーシャルメディアとして特に10代、20代といった若者に利用されているものは、YouTube、Instagram、X（旧Twitter）、TikTokである。Facebookについては10代では相対的に利用率が低く、若者向けメディアとしては衰退している状況がうかがえる。

これらのことを総合すれば、いわゆる10代20代の若者、と呼ばれる世代については、テレビや新聞といった旧来型マスメディアよりもインターネットの利用が圧倒的に高く、その中でもYouTube、Instagramといった場の利用率が高く、ついでX（旧Twitter）やTikTokが存在感を増しているという状況が理解できる。

であれば、いわゆる若者会議は、YouTubeやInstagramでどのような情報発信を行っているか、が大きな注目点である。この点について実際に若者会議のソーシャルメディアアカウントから確認する必要がある。

しかしながら、その前に、単に若者会議が若者が利用するソーシャルメディアで情報発信を行うだけでよいのか、それともソーシャルメディアの活用において何らかの留意点があるのか、この点について先行研究から確認してみよう。

3. ソーシャルメディアと社会活動（寄付やボランティア）との関係

情報拡散力が強いソーシャルメディアが、情報認知の機会を増やすことに有効であることはいうまでもないであろう。しかしながら、情報を認知したとして、それが実際に情報を得たものの行動変容につながるかは別問題である。マーケティングの世界では、一般的に情報の認知、興味・関心、検討、購入のステップで行動変容が起こるとされる。地域活動への参画という、いわゆる向社会的な行

動においても同様のことがいえるだろう。

では、ソーシャルメディアでどのような情報発信を行うことが、情報の受け手の向社会的行動を引き出すのであろうか。この点については **NPO 研究の世界**で行われている、寄付行動やボランティア行動とソーシャルメディアの関連性についての分析から学ぶことができる。

石田 (2018) は **Okada et al. (2017)** の東日本大震災の際の **NPO** の **SNS** 活用についての分析を引用し、災害前から **SNS** を活用し災害後も活用し続けている団体がより多くの寄付を集められているとしている。つまりは、継続的な **SNS** での情報発信が重要としている。また、**Lovejoy & Saxton (2012)** の研究から発信する情報の内容が重要であり、特に対話型の情報発信が寄付獲得につながるの考えも示している。これらのことから、ソーシャルメディア上で情報受信者に向社会的活動を促すには、情報発信者と受信者の関係性構築のための日常的な情報発信と、実際に情報受信者に語りかける対話性といった要素が必要になる可能性が考えられる。

では、こうした点を踏まえ、実際の若者会議のソーシャルメディア活用の現状についてみてみよう。

4. 若者会議のソーシャルメディア活用の現状 ～Instagramの事例から～

若者のソーシャルメディア利用の中心である **Instagram** について実態調査を実施した。今回は「若者会議」という語をアカウント名に含んでいるアカウントを対象に、実際の **Instagram** の利用状況について検討をしてみた。対象となるアカウントは **44** 件であり、うち非公開 **1** 件、投稿が全くないものが **3** 件あったため、残りの **40** 件を対象とした。投稿数、フォロワー数、フォロワー数、最新投稿日、最初の投稿日の情報を収集している。

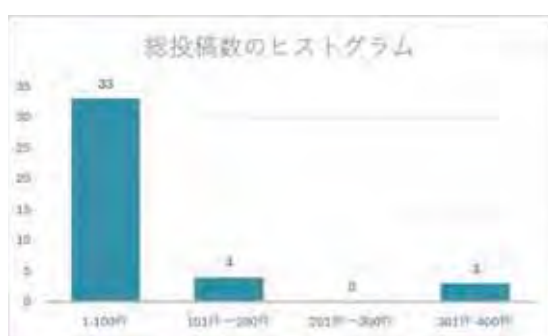


図4 総投稿数のヒストグラム

データ収集日は **2024** 年 **1** 月 **18** 日である。まず **40** アカウントの総投稿数であるが、平均値は **61.6** 件、中央値は **27.5** 件であり、必ずしも投稿数は多いわけではない。図4のヒストグラムを見ても、投稿数 **100** 件以下のアカウントが **33** 件と全体の約 **83%** を占めていることがわかる。

次にフォロワー数であるが、平均フォロワー数は **324.9**、中央値は **166** であり、こちらも **1000** 人を超えるような大規模なフォロワーを誇るアカウントが少なく、**200** 人以下のフォロワーがボリュームゾーンであることがわかる。



図5 フォロワー数のヒストグラム



図6 フォロワー数のヒストグラム

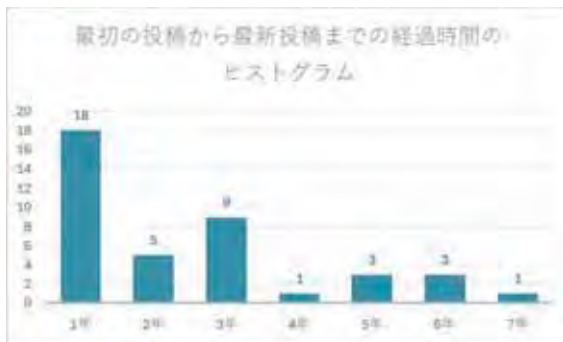


図7 最初の投稿日から最新投稿日までの日数ヒストグラム

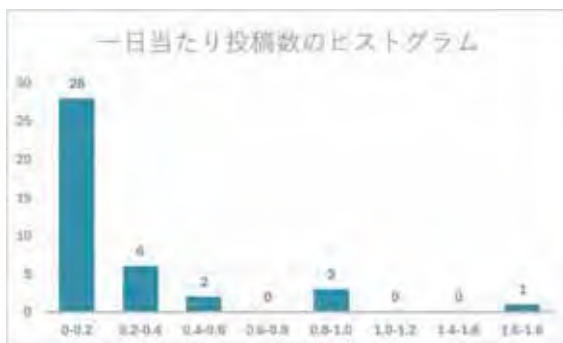


図8 一日当たり投稿数のヒストグラム

一方フォロワー数については、平均フォロワー数が **208.3**、中央値が **70** と、フォロワー数の半数程度のフォローしかしていないことがわかる。一般に企業や著名人などの公式アカウント等は、フォロワー数がフォロワー数に比べて極端に少ないことが多いが、若者会議と銘打つようなアカウントでも同じ状況が生じている。

次に、アカウントがどれくらい継続的に情報発信しているかを確認するために、当該アカウントの最初の投稿日から最新投稿日までの日数をカウントしたところ、平均値が **675.4** 日、中央値が **586.5** 日となった。ヒストグラムを確認すると、**1** 年以内の活動にとどまっているものが **18** 件と半数弱となっている。一方 **3** 年以上継続しているアカウントも **17** 件あり、短期で終わるアカウントと長期継続しているアカウントの二極化が生じていることが考えられる。

最後に、投稿のアクティビティを確認するために一日あたりの投稿数を確認したところ、平均値が **0.22**、中央値が **0.07** となっており、全体として投稿のアクティビティが低いことがわかる。ヒストグラムを見ると、一日当たり **0.2** 以下の投稿数のアカウントが **29** 件と約 **73%** を占めており、低頻度の投稿のアカウントが多いことがわかる。一方で、一日当たり **1** 件前後以上の投稿をしているアカウントもあるが、この中にはアカウント開設以来1件しか投稿を行っていないアカウントも複数含まれており、投稿頻度はやはり決し

て高くないことがわかる。

以上の点から若者会議の Instagram アカウントの特徴として以下のような点がみえてきた。

- ・ アカウントの投稿数は全体として必ずしも多くない。
- ・ アカウントの投稿頻度も必ずしも高くない。
- ・ フォロワー数の規模は 300 程度であり、注目度は高いとはいえない。
- ・ フォロワー数はさらに小規模である。
- ・ アカウントが維持されている期間には短期間のものと長期間のものが両極化している。

この結果は、ソーシャルメディアの活用による情報受信者の向社会性の向上という視点からみると、必ずしも十分な対応が出来ているとはいえない状況を示している。まず継続的、日常的な情報提供という意味では、投稿数や投稿頻度は必ずしも高くはなく、日々よく目にするアカウントという形での信頼を獲得できる状況にはないように見受けられる。また、積極的な対話姿勢、つまりは個別の関係性構築という視点からみた場合は、フォロワー数の少なさはアカウントの非積極性を感じさせる。著名人や有名企業アカウントと違い、これから存在を認知してもらおうという存在である若者会議のアカウントとしては、積極的にフォローを行う、あるいはフォローを返す、という視点がなければ、フォロワーとの関係性を構築することは難しい。若者会議のアカウントの方から積極的にコミュニケーションを求めていく姿勢をみせるためには、積極的なフォロー作業は本来であれば必要なことであると思われる。

実際には、これらの若者会議の Instagram のアカウントの内容を確認していくと、Instagram を使って認知を広め、関心を持つ層を増やそうという意図でアカウント運用をしていないケースも多くみられる。時限的な若者会議の取り組みの記録を残す意図であったり、リアルなワークショップ等に参加する人たちのアルバム的な位置づけで使用しているとみなせるアカウントも多い。こうした意図の違いが、上記のようなアカウント運用状況を作っていることも確かであろう。しかしながら、せつかく若者に最も活用される Instagram を利用しているにもかかわらず、この媒体を若者会議の情報の拡散や、関心の喚起に活用できていないことは、大変もったいない運用であるようにもみえる。

5. ソーシャルメディアを活用できていない現状と今後に向けての提言

本調査の結果をみる限り、少なくとも Instagram という場において、若者会議は必ずしも上手なソーシャルメディア活用ができていないように見受けられ

る。若者会議のような取り組みの情報を拡散したり、ソーシャルメディア上での出会いから新たな参画を募ったり、そうした積極的なアプローチを期待するような利用法については一般的ではない。

昨今、ソーシャルメディアが人々に与える影響、特に若者に与える影響については非常に大きなものがある。いわゆる「インフルエンサー」と呼ばれる仕事のあり方が、ある意味職業として認知されるようになり、企業等は商品の宣伝、サービスの勧誘といった活動をソーシャルメディア上で積極的に行うことが当然のこととなっている。若者に若者会議のような場に参画してもらい、向社会的活動に向けて態度変容を促すのであれば、インフルエンサー的な視点を取り入れ、より積極的に若者に働きかけるような工夫が若者会議のような取り組みにも必要ではないだろうか。

若者会議の取り組みには、自治体等の公的機関が関与しているものが多くみられる。公的機関が関与することで、社会的信頼や政策提言への可能性など、様々な可能性が若者会議に開かれるのは事実である。しかしながら、一方で、自治体等の公的機関が関与しているからこそ、ソーシャルメディアの戦略的活用に一歩及び腰になってしまっている可能性もある。優れた取り組みをより広く若者に周知し、機会を活用してもらうためには、若者会議のような取り組みがソーシャルメディアと本気で向き合うことも必要ではなかろうか。

参考資料一覧

石田祐 (2018) 「ソーシャルメディアの利用は寄付獲得に有効か？」 *Fundraising Journal online*

総務省 (2020) 「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

Lovejoy, K., & Saxton, G.D. (2012). Information, community, and action: How nonprofit organizations use social media. *Journal of Computer - Mediated Communication*, 17, 337-353.

Okada, A., Ishida, Y. & Yamauchi, N. (2017). Effectiveness of Social Media in Disaster Fundraising: Mobilizing the Public towards Voluntary Actions. *International Journal of Public Administration in the Digital Age*, 4(1), 49-68.

第3節 「若者」は条例でどう定義されているか

小西 敦（静岡県立大学経営情報学部 教授）

本節では、本報告書で紹介されている「新城市若者条例」や「富田林市若者条例」を契機とし、「条例 Web アーカイブデータベース」⁵（以下「条例 DB」という）を利用して、全国の地方自治体の「若者」条例における「若者」の定義状況を把握したうえで、若干の考察を試みる。

1. 「若者」を用いる条例

（1）「若者」を条例名中に含む条例

2023年12月31日の条例 DB の検索結果では、「若者」を条例名中に含む条例（以下「若者」条例ということがある）は、255件ある。該当条例の一覧は、本節末の表5に掲げた。

なお、国の法律について、その名称中で「若者」を使用しているものを、2023年12月31日に e-GOV において、法令検索をしたところ、該当法律は、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）⁶と「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）の2件であった。両法律とも「若者」の定義はしていない。

（2）「若者」条例の制定団体別の状況

表1に示したように、「若者」条例の制定団体は、数の上では、基礎自治体である市町村、なかでも町が多い。都道府県では、数の上では、6府県にとどまっているものの、全都道府県に対する割合で見ると、市区町村を超える率を示す。

市区町村の中で、制定団体割合が高いのは、村、町、市、区の順であり、比較的、小規模の団体における率が高いように見える。ただし、指定都市では、20市のうち、20%の4市（札幌市、横浜市、相模原市及び京都市）が「若者」条例の制定自治体となっていて、大都市で率が低い、というわけではない。

⁵ <https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>

⁶ 同法は、2009年3月に政府から「青少年総合対策推進法案」として国会に提出された。しかし、同法は、「国会における審議過程において与野党の修正協議を経て法律名称が『子ども・若者育成支援推進法』と修正」（久保田崇（2010）「子ども・若者育成支援推進法」『法令解説資料総覧』337号37頁）された。この修正により、法律名称のほか、同法中の「青少年」という語が「子ども・若者」と修正された。この理由は、「乳幼児から30代までを広く法律の対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため」（新倉尚樹（2010）「子ども・若者育成支援推進法」『自由と正義』61巻6号142頁）とされている。

表 1 「若者」条例の制定団体数

制定団体区分	条例数	団体数 A	全団体数 B	A/B %
都道府県	6	6	47	12.8
市区町村	249	204	1,741	11.7
市	86	75	792	9.5
区	2	2	23	8.7
町	117	95	743	12.8
村	44	32	183	17.5
計	255	210	1,788	11.7

(注) 条例 DB に基づき、筆者作成。

(3) 「若者」条例の件数 (内容・定義等区分)

「若者」条例 255 件を、その内容と「若者」の定義等の状況によって区分し、件数を把握してみると、表 2 のようになる。

内容を基準として、「若者」条例を区分した場合、一番多いのは、「5 住宅」条例であり、109 件で、全体 255 件の約 42.7% を占めている。これに次ぐのが、「6 施設」条例であり、73 件で、全体の約 28.6% となっている。なお、この内容による基準による各区分についての説明は、後記 (2.) する。

定義等の状況を基準として「若者」条例を区分した場合、一番多いのは、「若者」の「要件」、すなわち、条例が規定する政策等の対象となる者の「要件」を定めているものであり、120 件で、全体の約 47.1% を占めている。これに次ぐのは、「若者」に関して定義も要件も定めていないものであり、107 件で、全体の約 42.0% となっている。「若者」の定義を定めているものは、28 件で、全体の約 11.0% と、1 割強にとどまっている。「1 若者総合」条例は、6 件全てが、「若者」の定義を定めている。

表 2 「若者」条例の件数 (内容・定義等区分)

内容 \ 定義等	◎定義	○要件	・定義等無	計
1 若者総合	6件【197・219・222・244・250・255】			6件
2 若者会議		1件【198】		1件
3 若者定住促進	10件【10・11・16・18・26・34・141・	9件【36・44・58・68・78・95・169・	4件【42・64・79・105】	23件

⁷ 例えば、北山村若者定住促進に関する条例【010】第 2 条は、「用語の定義」として、「この条例で若者とは、生活の本拠を本村に定める満 45 歳までの者をいう」と定める。

	164・176・217】	184・200】		
4 会議	1件【214】		7件【179・180・181・182・191・192・210】	8件
5 住宅	8件【29・32・73・86・122・153・157・206】	92件【12・13・15・20・21・30・31・48・51・54・56・57・59・60・63・65・70・72・74・75・76・81・82・84・85・87・89・91・97・109・110・113・115・116・119・123・125・128・131・132・133・134・135・137・138・139・140・143・144・145・148・149・151・152・156・158・159・161・162・166・167・168・170・171・173・174・175・177・178・183・187・193・194・195・196・199・201・207・208・215・216・223・228・230・231・232・233・234・235・237・248・254】	9件【23・28・43・46・61・69・227・229・245】	109件
6 施設	1件【221】	14件【22・80・90・98・100・102・124・146・147・165・186・204・220・249】	58件【1・2・3・4・5・7・8・14・17・19・24・25・27・33・37・38・39・40・41・45・47・49・50・52・53・62・66・67・71・77・88・92・93・94・96・99・101・103・104・106・	73件

			107・111・112・ 117・118・120・ 121・126・127・ 129・130・136・ 185・239・240・ 241・242・243】	
7 基金	1件【6】	2件【108・205】	27件【9・35・83・ 114・150・154・ 155・163・172・ 188・189・190・ 203・211・212・ 213・218・224・ 225・226・236・ 238・246・247・ 251・252・253】	30件
8 廃止			2件【55・160】	2件
9 その他	1件【202】	2件【142・209】		3件
計	28件	120件	107件	255件

(注1) 条例DBに基づき、筆者作成。

(注2) 【 】は、表で示した「若者」条例の番号。ただし、「001」は「1」、「010」は「10」などと表示。

2. 「若者」条例の内容による区分

本節では、「若者」条例を、条例名と目的・趣旨規定が示す内容に基づいて、以下のように区分した。

(1) 「1 若者総合」条例

「1 若者総合」条例とは、若者に関する政策を総合的に規定したもの、である。例えば、本報告で触れられている新城市若者条例【表5の条例番号197】⁸や富田林市若者条例【244】である。

新城市若者条例は、その目的を「若者が活躍するまちの形成の推進について、基本理念を定め、並びに若者、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項を定めること等により、総合的に若者が活躍するまちの形成の推進を図り、もって市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与すること」⁹と規定している。

この新城市の条例を参照して策定された富田林市若者条例は、その目的を「若者が活躍できるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、若者、市民等及び市

⁸ 以下同様に【 】で表の条例番号を示す。

⁹ 新城市若者条例第1条。

の役割を明らかにすることにより、若者のまちづくりへの参画及び育成を図り、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現すること」と規定している。

本節で把握できた最も新しい「1 若者総合」条例として、2022年12月15日公布の大分市若者応援条例【255】がある。同条例は、その目的を、「若者の活躍推進に関する基本理念を定め、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者及び市民活動団体の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、若者の活躍推進に関する基本的事項を定めることにより、若者の成長及び社会参画を促進し、もって若者の持つ活力が循環するまちの実現を図ること」¹⁰である。

これら、3つの条例の主な規定事項を比較すると表3のようになる。いずれも、「若者の活躍」の推進を掲げる基本理念を定めることとしている。

表3 「1 若者総合」条例の主な規定事項

	新城市	富田林市	大分市
基本理念を定める事項	若者が活躍するまちの形成の推進	若者が活躍できるまちづくりの推進	若者の活躍推進
責務を定める対象	若者、市民、事業者及び市		市
役割を定める対象		若者、市民等及び市	若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者及び市民活動団体
規定事項	若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項	若者会議の設置	若者の活躍推進に関する基本的事項
最終目的	市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与すること	誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現すること	若者の持つ活力が循環するまちの実現を図ること

(注) 各市の条例に基づいて、筆者作成。

(2) 「2 若者会議」条例

本節で、「2 若者会議」条例としているのは、新城市若者議会条例【198】の1件である。同条例は、前記の「1 若者総合条例」である新城市若者条例【197】

¹⁰ 大分市若者応援条例第1条。

第 10 条¹¹⁾に基づき、設置される「若者議会」について、①所掌事務、②組織、③委員、④議長及び副議長、⑤会議、⑥部会及び⑦庶務を定めるものである。このうち、③委員に関しては、委員は、「(1)市内に在住、在学又は在勤する若者であって、おおむね 16 歳からおおむね 29 歳までのもの、(2)前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者」のうちから、市長が委嘱することとなっている¹²⁾。(2) はあるものの、委員のメインは、「若者」となっている。

なお、前記の富田林市若者条例【244】は、基本理念以外は、若者会議の設置を主な内容としているので、この「2 若者会議」条例にも区分し得る。しかし、同条例は基本理念を定めているので、本節では、「1 若者総合条例」の方に区分した。

(3) 「3 若者定住促進」条例

本節で、「3 若者定住促進」条例としているのは、若者の定住を促進する施策に関して規定しているもの、である。

本節で、この「3 若者定住促進」条例としたもののなかで、「若者」の定義を行っていて（定義に関しては、後記する）、かつ制定時期が最も早いのは、1989 年 9 月 27 日公布の「北山村若者定住促進に関する条例」【010】である。同条例は、「地域を活性化し、村発展のために若者の生活安定向上をはかり、若者の村内における定住を促進すること」¹³⁾を目的としている。同条例は、同条例に基づいて、村長が、予算の範囲内で行う施策を、①若者が事業を実施するために融資を受けた制度資金に対する利子補給、②若者が協業組織で事業を実施する場合における財政援助、③若者が住宅建築に要する資金の融資を受けた場合における利子補給、④若者の定住を促進するために必要な事業としている¹⁴⁾。

(4) 「4 会議」条例

本節で、「4 会議」条例としているのは、若者に関する政策等を検討する会議の根拠となるもの、である。「2 若者会議」条例は、「若者」が委員のメインとなって、議論する会議（若者会議）の根拠条例であるのに対し、この「4 会議」条例は、「若者」政策等に関し議論する会議である。

本節で、この「4 会議」条例としたもので、制定時期が最も早いのは、2013 年 5 月 23 日公布の「狛江市子ども・若者・子育て会議条例」【179】である。

¹¹⁾ 「市長は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議させるため、新城市若者議会を設置する」と規定する。

¹²⁾ 新城市若者議会条例第 4 条。

¹³⁾ 北山村若者定住促進に関する条例第 1 条。

¹⁴⁾ 北山村若者定住促進に関する条例第 3 条。

同条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項¹⁵の規定に基づき、狛江市子ども・若者・子育て会議を置く、としている。同項は、市町村に対し、条例で定めるところにより、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事などを審議するための審議会その他の合議制の機関を置く努力義務を課す規定である。この合議制の機関の名称を、狛江市は、2022 年度、「狛江市子ども・子育て会議」から「狛江市子ども・若者・子育て会議」に変更し、「若者」を含むものとした。

本節で「4 会議」条例としたものは、ほとんどが、狛江市の条例と同様に、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関の設置根拠となっている。具体的には、川西市子ども・若者未来会議条例【180】、彦根市子ども・若者会議条例【181】、高砂市子ども・子育て・若者会議条例【182】、東浦町子ども・若者会議条例【191】、大野城市子ども・若者育成会議設置条例【192】である。

これら以外のもので、本節で「4 会議」条例としたものとして、新城市若者チャレンジ補助金審査委員会条例【210】がある。同条例は、若者が活躍するまちの形成に資する活動を支援するために市が交付する新城市若者チャレンジ補助金について審査を行うため、委員会を置くものである¹⁶。

これらの合議制機関や委員会の委員は、若者とは限られていない。例えば、狛江市の条例では、「委員は、子ども・若者及び子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する」¹⁷とされている。

（5）「5 住宅」条例

本節で、「5 住宅」条例としているのは、「若者」の定住等を促進するために、自治体として住宅を設置したり、「若者」の住宅家賃等を支援したりするものである。

本節で、この「5 住宅」条例としたもので、制定時期が最も早いのは、1996 年 12 月 12 日公布の青木村の若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例【029】である。

この条例の趣旨は、「若者定住促進と若者が魅力ある豊かで活力ある村づくりに寄与することを目的として、若者定住促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるもの」¹⁸とされている。同条例は、自治体が設置する「若者定住

¹⁵ 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項は、2023 年 12 月 31 日現在では、同法第 72 条第 1 項となっている。

¹⁶ 新城市若者チャレンジ補助金審査委員会条例第 1 条。

¹⁷ 狛江市子ども・若者・子育て会議条例第 3 条 2 項。

¹⁸ （青木村）若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例第 1 条。

促進住宅」に関して規定している。

これに対し、「若者」の住宅家賃等を支援するものとして、2005年3月22日公布の美咲町民間活力利用型若者向け住宅施策条例【086】などがある。同条例は、「民間活力を利用した若者向け住宅施策の促進を図り、もって、本町の人口減少を防止し、若者が集う活力と魅力ある町づくりに寄与すること」を目的とし、「新婚向け賃貸住宅家賃補助金支給事業」等を事業としている。

なお、本節で、「3 若者定住促進」条例に分類したもので、例えば、2017年3月17日公布の道志村若者定住応援条例【217】のように、「若者等の定住を応援するための措置を講じることにより、次代を担う若者の増加を図り、もって過疎化を防止し、豊かで活力のある地域づくりに資すること」¹⁹を目的としつつ、定住を応援する具体的な政策としては、①住宅に関する補助金の交付（住宅の新築、増築又は改築、既存住宅等の取得）、②前記①の事業を行うに際して、借り入れた資金の利子補給を行うことなど²⁰、住宅関係支援策を主な事業としているものもある。こうしたものは、内容的には、「5 住宅」条例に分類するのが適当とも思われるが、本節では、主に条例名と目的規定に基づいて区分しているので、前記のような区分となっている。

（6）「6 施設」条例

本節で、「6 施設」条例としているのは、「若者広場」、「若者総合施設」、「若者センター」などの「若者」を施設名に関する施設の設置や管理に関するもの、である。

「6 施設」条例の中で、「若者」の定義（定義については、後記）をしている2017年3月17日公布の四国中央市子ども若者発達支援センター条例【221】は、「若者」の定義のほか、同センターの設置、名称、位置及び事業等を規定している。

（7）「7 基金」条例

本節で、「7 基金」条例としているのは、若者のための政策を展開するための財源を積み立てる基金に関するもの、である。本稿で「7 基金」条例としているもので、制定時期が最も早いのは、1984年6月30日公布の舞鶴市子ども・若者健全育成基金条例【006】である。同条例は、舞鶴市における子ども・若者の健全な成長を支援する施策を推進するため、舞鶴市子ども・若者健全育成基金を設置する²¹、としている。

¹⁹ 道志村若者定住応援条例第1条。

²⁰ 道志村若者定住応援条例第3条。

²¹ 舞鶴市子ども・若者健全育成基金条例第1条。

(8) 「8 廃止」 条例

本節で、「8 廃止」条例としているのは、「若者」条例を廃止するもの、である。

(9) 「9 その他」 条例

本節で、「9 その他」条例としているのは、以上の分類のいずれにも分類しきれなかったものであり、具体的には、次の3件である。

2008年9月25日公布の「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例【142】

2015年7月28日公布の京都府若者の就職等の支援に関する条例【202】

2016年3月14日公布の養父市若者未来応援奨学金条例【209】

3. 「若者」の定義

表4は、「若者」を定義している28件の「若者」条例における「若者」の定義を示す。表4に基づいて「若者」の定義を、筆者として考察した結果、次のようなことがいえると考えた。

第一に、「若者」の年齢設定は、自治体によって様々である。まず、年齢の下限は、「おおむね13歳」とするもの（新城市若者条例【197】）から「満18歳」（印南町若者定住促進条例【164】）とするものまで、約6年の幅がある。次に、年齢の上限は、「おおむね20歳まで」とするもの（舞鶴市子ども・若者健全育成基金条例【006】及び舞鶴市子ども・若者支援会議条例【214】）。ただし、「子ども・若者」の定義）から「おおむね50歳以下」（青木村）若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例【029】）とするものまで、約30年の幅がある。区分間で比較すると、まちづくりの理念や市民参加の要素が濃い「1 若者総合」条例における定義に比べて、具体的な支援策を規定するものが多い「3 若者定住促進」条例や「5 住宅」条例における定義の方が、年齢層が高い傾向がうかがわれる。

第二に、「若者」の定義において年齢設定のない条例もある。永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例【222】は、「若者」を「町内に居住又は町内の事業所に通勤する者」とし、同条例上は、年齢設定がない²²。栗島浦村若者定住促進に関する条例【176】は、「若者」を「本村に居住し、かつ、住所を有する未婚の者」としていて、同条例も、年齢設定がない。「未婚の者」としているのは、同条例が規定している政策が「結婚祝金の交付」²³のみであるためであろう。

第三に、年齢設定がある条例でも、「おおむ（概）ね」と規定するものが相当数ある。表4に示した年齢設定がある条例26件のうち約42.3%の11件が「お

²² 条例の文言上は、表4に示したように、「若者や学生」が「町内に居住又は町内の事業所に通勤する者及び高等教育機関に在学する者」と定義されている。

²³ 栗島浦村若者定住促進に関する条例第4条。

おむ（概）ね」という表現²⁴を年齢に関する規定中で用いている。特に、「1 若者総合」条例では、年齢設定がされている 5 件のうち、4 件において、この表現が使用されている。このように定義がある程度の幅を持ったものとなっていることにも、「1 若者総合」条例における、まちづくりの理念や市民参加の要素が影響しているのかもしれない。

以上を総括すると、「若者」条例における「若者」の定義は、自治体ごとに多様であり、各自治体は、政策内容等を踏まえ、それぞれに創意工夫をこらし、「若者」という用語を用いている、といえよう。

表 4 「若者」条例における「若者」の定義

区分	番号	自治体	「若者」の定義等
1 若者総合	197	新城市	<u>おおむね 13 歳からおおむね 29 歳までの者</u>
	219	湯沢市	当該年度の 4 月 2 日現在において 15 歳以上 39 歳以下である者
	222	永平寺町	(若者や学生) 町内に居住又は町内の事業所に通勤する者及び高等教育機関に在学する者
	244	富田林市	<u>概ね 16 歳から 30 歳までの者</u>
	250	多摩市	(子ども・若者) <u>おおむね 30 歳代までの市民</u>
	255	大分市	<u>おおむね 16 歳から 29 歳までの者</u>
3 若者定住促進	010	北山村	生活の本拠を本村に定める満 45 歳までの者
	011	金山町	本町に住所を有するもので、本条例に基づく各種奨励事業の適用を受けようとする年の 4 月 1 日現在の年齢が 16 歳以上、40 歳未満の者で、引き続き将来とも本町に居住するもの
	016	禰原町	(若者の範囲)この条例に基づいて講ずる町の施策の対象とする若者は、 <u>おおむね次に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が前条の目標を達成するため効果的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。</u> (1) 40 歳未満の者であること。 (2) 禰原町に居住し、地域社会の一員として生活する意欲がある者であること。
	018	木城町	<u>概ね 16 歳以上 39 歳以下の男女で町長が認めた者</u>
	026	小菅村	この条例の適用を受けようとする年度の 4 月 1 日現在の年齢が 15 歳以上 45 歳以下の者で、永住を前提とし

²⁴ 表 4 で下線を付した。

			て村内に住所を有し、又はその生活の本拠を村内に有する者をいう。ただし、就学のため他に生活の本拠を有している者についてはこの限りでない。
	034	大鹿村	45歳以下の者
	141	高島市	年齢15歳以上40歳未満の者
	164	印南町	満18歳以上45歳未満の者
	176	粟島浦村	本村に居住し、かつ、住所を有する未婚の者
	217	道志村	(若者等)45歳以下の夫婦若しくは50歳以下の者で子ども(中学生以下の者。)がいる世帯、又は35歳以下の者
4 会議	214	舞鶴市	(子ども・若者)おおむね20歳までの者
5 住宅	029	青木村	おおむね16歳以上50歳以下の者
	032	久米南町	満40歳未満の者
	073	砥部町	満16歳以上40歳未満の男女をいい、既婚の場合においては、どちらか一方がこの要件を満たしていれば足り得るものとする。
	086	美咲町	住民基本台帳法に基づき、美咲町内に住所を有する満40歳未満の者
	122	岩国市	世帯主が40歳以下の者
	153	田子町	(若者世帯)世帯主となる者が、概ね20歳以上39歳までの単身、若者夫婦世帯等をいう。 (若者夫婦世帯等)同居しようとする配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む)がある者、若しくは、扶養する同居親族として学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者がある者をいう。
	157	奈義町	満40歳未満の者
	206	当麻町	入居申請時において35歳未満の者
6 施設	221	四国中央市	(1) 子ども 児童福祉法第4条第1項に規定する児童 (2) 若者 おおむね満40歳未満の者(前号に規定する子どもを除く)
7 基金	006	舞鶴市	(子ども・若者) おおむね20歳までの者
9 その他	202	京都府	15歳以上35歳未満の者

(注) 各条例に基づき、筆者作成。

表5 「若者」条例一覧

番号	地域	区分	条例名等	公布年月日
001	和歌山県	6	・九度山町若者広場設置及び管理条例	1979.10.04
002	山形県	6	・戸沢村若者総合施設設置及び管理に関する条例	1983.06.30
003	長野県	6	・木島平村若者センター条例	1983.07.01
004	北海道	6	・島牧村若者総合スポーツセンター等設置条例	1984.03.26
005	長野県	6	・泰阜村若者センターの設置及び管理等に関する条例	1984.03.30
006	京都府	7	◎舞鶴市子ども・若者健全育成基金条例	1984.06.30
007	秋田県	6	・上小阿仁村若者センター設置条例	1986.03.28
008	北海道	6	・旭川市若者の郷条例	1986.04.08
009	和歌山県	7	・北山村若者定住促進基金条例	1989.09.27
010	和歌山県	3	◎北山村若者定住促進に関する条例	1989.09.27
011	福島県	3	◎金山町若者定住促進条例	1989.10.02
012	北海道	5	○中川町若者専用住宅設置及び管理に関する条例	1991.03.15
013	北海道	5	○音更町高齢者と若者のふれあい住宅条例	1991.03.18
014	長野県	6	・生坂村若者コミュニティセンター設置条例	1991.03.26
015	長野県	5	○木島平村若者住宅条例	1991.06.18
016	高知県	3	◎構原町若者定住対策基本条例	1992.03.11
017	奈良県	6	・(御杖村)菅野東郷高齢者・若者センター設置条例	1992.03.16
018	宮崎県	3	◎木城町若者定住促進条例	1992.03.24
019	秋田県	6	・藤里町高齢者・若者等活用農園設置条例	1992.06.17
020	北海道	5	○音威子府村若者専用住宅設置及び管理に関する条例	1992.09.24
021	福島県	5	○只見町若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例	1993.03.25
022	島根県	6	○西ノ島町若者宿の設置及び管理に関する条例	1993.09.24
023	北海道	5	・若者専用住宅を音威子府村職員住宅として指定した場合の音威子府村若者専用住宅設置及び管理に関する条例の特例に関する条例	1993.11.22
024	北海道	6	・利尻町若者等創作活動施設の設置及び管理に関する条例	1994.07.21
025	北海道	6	・置戸町若者交流センター設置条例	1995.03.16
026	山梨県	3	◎小菅村若者定住促進の奨励に関する条例	1996.03.12
027	奈良県	6	・(御杖村)神末川合若者等創作活動施設設置条例	1996.06.18
028	愛知県	5	・東栄町若者定住住宅管理条例	1996.07.01
029	長野県	5	◎(青木村)若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例	1996.12.12
030	高知県	5	○越知町若者住宅管理条例	1997.03.14
031	高知県	5	○北川村若者定住住宅設置及び管理に関する条例	1997.03.17
032	岡山県	5	◎久米南町若者定住促進住宅条例	1998.03.18
033	長崎県	6	・小値賀町若者交流センターの設置及び管理等に関する条例	1998.03.20

034	長野県	3	◎大鹿村若者定住促進条例	1998.03.25
035	山梨県	7	・小菅村若者定住促進貸付金基金条例	1998.06.22
036	奈良県	3	○山添村若者定住促進条例	1998.06.24
037	福島県	6	・金山町若者交流センター設置条例	1998.09.17
038	富山県	6	・朝日町若者等創作活動施設条例	1998.09.22
039	山形県	6	・飯豊町婦人・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例	1998.12.22
040	福島県	6	・古殿町婦人・若者等活動促進施設条例	1999.03.10
041	徳島県	6	・(上勝町) 婦人・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例	1999.03.25
042	福島県	3	・川内村若者定住化促進対策条例	2000.03.16
043	高知県	5	・構原町若者定住住宅整備条例	2000.03.16
044	大分県	3	○九重町いきいきふるさと若者定住促進条例	2000.03.24
045	秋田県	6	・藤里町婦人・若者等活動促進施設設置条例	2000.11.01
046	高知県	5	・日高村能津地区若者定住住宅の入居者に対する支援に関する条例	2000.12.22
047	長野県	6	・木祖村若者ふれあい支援センター設置条例	2001.12.22
048	長野県	5	○阿智村若者定住住宅設置及び管理条例	2002.03.11
049	長野県	6	・朝日村女性・若者等活動促進施設設置条例	2002.03.20
050	広島県	6	・廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例	2003.02.18
051	香川県	5	○東かがわ市営若者定住促進住宅条例	2003.04.01
052	岩手県	6	・田野畑村女性・若者等活動促進センター設置及び管理に関する条例	2003.09.29
053	福島県	6	・古殿町女性・若者等活動促進施設条例	2003.12.18
054	新潟県	5	○佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例	2004.03.01
055	秋田県	8	・東由利町若者定住促進条例を廃止する条例	2004.04.01
056	愛媛県	5	○久万高原町若者住宅条例	2004.08.01
057	鳥取県	5	○鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	2004.09.30
058	広島県	3	○安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例	2004.10.01
059	広島県	5	○安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例	2004.10.01
060	広島県	5	○安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例	2004.10.01
061	島根県	5	・隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例	2004.10.01
062	島根県	6	・邑南町婦人若者等活動促進施設条例	2004.10.01
063	島根県	5	○邑南町若者定住促進住宅管理条例	2004.10.01
064	島根県	3	・美郷町若者定住環境整備モデル事業施設条例	2004.10.01
065	岐阜県	5	○恵那市若者住宅条例	2004.10.25
066	富山県	6	・南砺市平若者センター条例	2004.11.01
067	島根県	6	・雲南市若者定住マンション多目的ホール条例	2004.11.01
068	熊本県	3	○美里町若者定住化推進に関する条例	2004.11.01

069	熊本県	5	・美里町若者定住住宅建設事業受益者分担金徴収条例	2004.11.01
070	広島県	5	○神石高原町若者住宅設置及び管理条例	2004.11.05
071	新潟県	6	・妙高市婦人・若者等活動促進施設条例	2004.12.16
072	三重県	5	○松阪市若者定住住宅条例	2005.01.01
073	愛媛県	5	◎砥部町若者定住促進住宅条例	2005.01.01
074	愛媛県	5	○大洲市若者定住促進住宅条例	2005.01.11
075	岐阜県	5	○中津川市若者定住促進住宅管理条例	2005.02.04
076	青森県	5	○八戸市若者定住促進賃貸住宅条例	2005.02.18
077	大分県	6	・中津市山国若者定住環境整備モデル施設条例	2005.02.25
078	石川県	3	○宝達志水町若者等定住バックアップ条例	2005.03.01
079	徳島県	3	・〔那賀町〕若者定住促進事業等における祝い金の支給等に係る経過措置に関する条例	2005.03.01
080	徳島県	6	○那賀町木頭若者集会施設条例	2005.03.01
081	徳島県	5	○那賀町若者定住促進住宅及び若者住宅条例	2005.03.01
082	長野県	5	○佐久穂町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	2005.03.20
083	山梨県	7	・山梨市若者定住促進支援基金条例	2005.03.22
084	山梨県	5	○山梨市若者定住促進住宅設置及び管理条例	2005.03.22
085	山口県	5	○長門市若者定住促進住宅条例	2005.03.22
086	岡山県	5	◎美咲町民間活力利用型若者向け住宅施策条例	2005.03.22
087	青森県	5	○中泊町若者定住住宅条例	2005.03.28
088	青森県	6	・深浦町若者定住促進施設設置条例	2005.03.31
089	岡山県	5	○真庭市若者定住住宅条例	2005.03.31
090	島根県	6	○奥出雲町婦人・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例	2005.03.31
091	長野県	5	○中野市若者住宅条例	2005.04.01
092	兵庫県	6	・朝来市婦人・若者等活動促進施設条例	2005.04.01
093	和歌山県	6	・日高川町中津女性・若者等活動促進施設条例	2005.05.01
094	秋田県	6	・大館市高齢者・若者センターに関する条例	2005.05.11
095	鳥取県	3	○若桜町ふるさと活性化若者定住促進奨励金交付条例	2005.06.21
096	岩手県	6	・八幡平市若者総合活動センター条例	2005.09.01
097	島根県	5	○津和野町若者定住住宅の設置及び管理に関する条例	2005.09.25
098	北海道	6	○苫前町若者交流センターの設置及び管理に関する条例	2005.09.28
099	長野県	6	・飯田市上村若者センター条例	2005.09.30
100	北海道	6	○遠軽町生田原女性・若者等活動促進施設条例	2005.10.01
101	長野県	6	・長和町女性・若者等活動促進施設条例	2005.10.01
102	愛知県	6	○設楽町津具高齢者及び若者活性化施設条例	2005.10.01
103	山口県	6	・山口市徳地高齢者・若者活性化センター設置及び管理条例	2005.10.01

104	島根県	6	・大田市女性・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例	2005.10.01
105	沖縄県	3	・宮古島市若者定住促進条例	2005.10.01
106	長野県	6	・木祖村若者ふれあい支援センターの管理に関する条例	2005.10.26
107	千葉県	6	・いすみ市婦人若者等活動促進ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	2005.12.05
108	群馬県	7	○藤岡市若者定住対策促進基金条例	2005.12.16
109	静岡県	5	○川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	2005.12.20
110	新潟県	5	○長岡市若者世帯向け賃貸住宅条例	2005.12.28
111	岩手県	6	・洋野町若者センター条例	2006.01.01
112	和歌山県	6	・有田川町清水若者広場条例	2006.01.01
113	宮崎県	5	○都城市若者定住宅地分譲条例	2006.01.01
114	三重県	7	・大台町営若者住宅維持管理基金条例	2006.01.10
115	三重県	5	○大台町営若者住宅条例	2006.01.10
116	宮崎県	5	○延岡市若者定住促進住宅条例	2006.02.20
117	北海道	6	・日高町若者交流学習センター設置及び管理条例	2006.03.01
118	京都府	6	・与謝野町立若者センター条例	2006.03.01
119	高知県	5	○香美市繁藤地区若者定住促進住宅地分譲に関する条例	2006.03.01
120	長野県	6	・大桑村女性若者等交流センターの設置及び管理に関する条例	2006.03.15
121	島根県	6	・奥出雲町女性・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例	2006.03.17
122	山口県	5	◎岩国市若者定住対策住宅管理条例	2006.03.20
123	佐賀県	5	○神埼市営若者定住賃貸住宅管理条例	2006.03.20
124	北海道	6	○むかわ町若者交流センターの設置及び管理に関する条例	2006.03.27
125	徳島県	5	○美波町営若者住宅の設置及び管理に関する条例	2006.03.31
126	秋田県	6	・三種町女性・若者等活動促進施設の設置及び管理運営に関する条例	2006.07.01
127	三重県	6	・紀北町若者センター条例	2006.07.07
128	山梨県	5	○笛吹市若者定住促進市単住宅条例	2006.08.01
129	愛知県	6	・豊根村若者総合センターの設置及び管理に関する条例	2006.08.10
130	山梨県	6	・〔小菅村〕農村若者交流施設設置及び管理に関する条例	2006.09.27
131	広島県	5	○安芸高田市営若者定住促進住宅条例	2006.10.16
132	福島県	5	○川内村若者定住促進住宅条例	2006.12.20
133	埼玉県	5	○長瀨町若者定住促進宅地分譲条例	2007.03.15
134	三重県	5	○紀宝町若者定住住宅新築支援措置による固定資産税の特例措置に関する条例	2007.03.29

135	鳥取県	5	○倉吉市若者定住新築住宅の固定資産税減免条例	2007.03.30
136	沖縄県	6	・久米島町女性・若者等活動促進施設条例	2007.06.21
137	長野県	5	○信濃町若者定住促進住宅条例	2007.06.26
138	長野県	5	○飯綱町若者住宅管理条例	2007.12.20
139	島根県	5	○美郷町若者定住住宅条例	2008.03.25
140	長野県	5	○飯山市若者・定住住宅条例	2008.03.26
141	滋賀県	3	◎高島市若者定住促進条例	2008.06.27
142	北海道	9	○「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例	2008.09.25
143	奈良県	5	○曾爾村若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	2009.03.19
144	奈良県	5	○曾爾村若者定住促進住宅用地の分譲に関する条例	2009.03.19
145	福島県	5	○葛尾村若者定住促進住宅条例	2009.03.25
146	広島県	6	○安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例	2009.06.23
147	北海道	6	○札幌市若者支援施設条例	2009.10.08
148	岩手県	5	○西和賀町若者定住促進住宅条例	2009.12.18
149	山梨県	5	○富士川町若者定住住宅団地の貸付けに関する条例	2010.03.08
150	京都府	7	・京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例	2010.03.24
151	鳥取県	5	○大山町若者向け住宅条例	2010.03.26
152	山梨県	5	○道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例	2010.10.01
153	青森県	5	◎田子町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	2010.12.13
154	兵庫県	7	・宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例	2010.12.22
155	高知県	7	・須崎市若者定住促進等住宅環境整備支援事業基金条例	2010.12.24
156	高知県	5	○四万十市津野川若者住宅の設置及び管理に関する条例	2010.12.28
157	岡山県	5	◎奈義町若者住宅条例	2021.03.08
158	岩手県	5	○九戸村若者定住促進住宅条例	2021.03.11
159	和歌山県	5	○北山村若者後継者林業等後継者住宅管理条例	2021.03.11
160	群馬県	8	○旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例及び藤岡市若者定住対策促進基金条例を廃止する条例	2021.03.14
161	千葉県	5	○〔白子町〕若者マイホーム取得奨励用町有地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例	2021.03.18
162	福島県	5	○平田村若者定住促進住宅条例	2021.03.22
163	東京都	7	・調布市子ども・若者基金条例	2021.03.22
164	和歌山県	3	◎印南町若者定住促進条例	2021.03.22
165	新潟県	6	○南魚沼市子ども・若者相談支援センター条例	2021.03.23
166	高知県	5	○仁淀川町若者定住促進不動産譲渡条例	2021.06.10
167	広島県	5	○北広島町若者定住促進住宅条例	2011.06.24
168	長野県	5	○麻績村若者定住促進住宅管理条例	2011.09.13

169	香川県	3	○東かがわ市若者定住促進条例	2011.09.29
170	長野県	5	○塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例	2011.12.27
171	山形県	5	○庄内町町営若者定住促進住宅設置及び管理条例	2012.03.22
172	福井県	7	・美浜町若者定住化対策基金条例	2012.03.23
173	福井県	5	○池田町若者定住促進集合住宅の設置及び管理に関する条例	2012.09.21
174	大分県	5	○宇佐市若者定住促進住宅条例	2012.09.26
175	千葉県	5	○睦沢町若者定住型賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	2012.12.14
176	新潟県	3	◎粟島浦村若者定住促進に関する条例	2012.12.21
177	宮城県	5	○丸森町若者定住促進住宅条例	2013.01.09
178	埼玉県	5	○川島町若者の定住促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例	2013.03.29
179	東京都	4	・狛江市子ども・若者・子育て会議条例	2013.05.23
180	兵庫県	4	・川西市子ども・若者未来会議条例	2013.06.26
181	滋賀県	4	・彦根市子ども・若者会議条例	2013.06.27
182	兵庫県	4	・高砂市子ども・子育て・若者会議条例	2013.06.28
183	福岡県	5	○みやこ町若者向け賃貸住宅条例	2013.09.30
184	千葉県	3	○長南町若者定住促進条例	2013.12.06
185	岐阜県	6	・岐阜市子ども・若者総合支援センター条例	2013.12.24
186	岐阜県	6	○岐阜市子ども・若者自立支援教室条例	2013.12.24
187	千葉県	5	○〔白子町〕若者定住促進用町有地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例	2013.12.25
188	神奈川県	7	・横浜市世界を目指す若者応援基金条例	2014.02.25
189	千葉県	7	・睦沢町若者定住促進基金条例	2014.03.11
190	千葉県	7	・睦沢町若者定住型賃貸住宅敷金基金条例	2014.03.11
191	愛知県	4	・東浦町子ども・若者会議条例	2014.03.19
192	福岡県	4	・大野城市子ども・若者育成会議設置条例	2014.03.24
193	鳥取県	5	○南部町若者向け住宅条例	2014.07.08
194	鳥取県	5	○若桜町町営若者向け住宅の設置及び管理に関する条例	2014.09.25
195	山形県	5	○西川町若者定住促進住宅条例	2014.12.05
196	和歌山県	5	○日高川町譲渡型若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	2014.12.22
197	愛知県	1	◎新城市若者条例(目的)	2014.12.24
198	愛知県	2	○新城市若者議会条例	2014.12.24
199	福岡県	5	○添田町若者定住住宅条例	2015.03.09
200	香川県	3	○まんのう町若者定住促進条例	2015.03.20
201	岡山県	5	○和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例	2015.03.23
202		9	◎京都府若者の就職等の支援に関する条例	2015.07.28
203	徳島県	7	○〔神山町〕若者定住応援基金条例	2015.12.04

204	静岡県	6	○川根本町若者交流センター条例	2015.12.09
205		7	○山形県若者定着支援基金条例	2016.02.26
206	北海道	5	◎（旧）当麻町若者定住住宅建設促進条例	2016.03.03
207	岩手県	5	・九戸村村営住宅及び九戸村若者定住促進住宅浄化槽 使用料徴収条例	2016.03.09
208	岩手県	5	○洋野町若者定住促進住宅条例	2016.03.11
209	兵庫県	9	○養父市若者未来応援奨学金条例	2016.03.14
210	愛知県	4	・新城市若者チャレンジ補助金審査委員会条例	2016.03.22
211		7	・三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援 基金条例	2016.03.22
212	島根県	7	・飯南町若者・女性応援基金条例	2016.03.23
213		7	・富山県産業振興のための若者定着支援基金条例	2016.03.25
214	京都府	4	◎舞鶴市子ども・若者支援会議条例	2016.03.29
215	福島県	5	○新地町若者定住促進住宅条例	2016.06.15
216	東京都	5	○奥多摩町若者定住応援住宅活用条例	2016.06.15
217	山梨県	3	◎道志村若者定住応援条例	2017.03.17
218	山形県	7	・寒河江市若者定着支援未来創成基金条例	2017.03.21
219	秋田県	1	◎湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例	2017.03.23
220	新潟県	6	○佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に 関する条例	2017.03.27
221	愛媛県	6	◎四国中央市子ども若者発達支援センター条例	2017.03.27
222	福井県	1	◎永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくり の推進に関する条例	2017.05.29
223	秋田県	5	○東成瀬村若者定住促進住宅条例	2017.09.25
224	宮崎県	7	・国富町若者定住促進支援基金条例	2017.12.14
225	神奈川県	7	・相模原市子ども・若者未来基金条例	2017.12.25
226	福岡県	7	・〔大牟田市〕 おおむた 100 若者未来応援基金条例	2018.03.19
227	福島県	5	・柳津町若者定住促進住宅条例	2018.03.30
228	福島県	5	○柳津町若者定住促進住宅管理条例	2018.03.30
229	山口県	5	・周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に 関する条例	2018.03.30
230	宮崎県	5	○綾町若者及び子育て世帯の新築住宅に対する固定資 産税の課税免除に関する条例	2018.03.30
231	高知県	5	○黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条 例	2018.06.14
232	熊本県	5	○湯前町若者定住促進住宅管理条例	2018.10.12
233	奈良県	5	○東吉野村若者移住定住促進住宅条例	2019.06.07
234	福島県	5	○湯川村若者定住住宅管理条例	2019.06.26
235	山口県	5	○周防大島町若者定住促進住宅条例	2019.06.26
236	山梨県	7	・南アルプス市子ども若者ささえ愛基金条例	2019.07.03
237	山形県	5	○舟形町若者向け定住・移住住宅設置及び管理に 関する条例	2019.09.12

238	東京都	7	・八王子市子ども・若者基金条例	2020.03.04
239	長野県	6	・伊那市産業と若者が息づく拠点施設条例	2020.03.23
240	山梨県	6	・富士吉田市若者交流施設御師浅間坊の設置及び管理に関する条例	2020.03.25
241	神奈川県	6	・〔小田原市〕おだわら子ども若者教育支援センター設置条例	2020.03.31
242	東京都	6	・中野区子ども・若者支援センター条例	2020.10.14
243	愛知県	6	・瀬戸市子ども・若者センター条例	2020.12.18
244	大阪府	1	◎富田林市若者条例	2020.12.21
245	三重県	5	・南伊勢町民間活力型若者用賃貸住宅建設促進事業プロポーザル審査委員会設置条例	2021.01.25
246	広島県	7	・神石高原町若者定住応援基金条例	2021.06.21
247	東京都	7	・〔豊島区〕としま子ども若者応援基金条例	2021.07.15
248	山梨県	5	○早川町若者定住促進住宅管理条例	2021.12.10
249	長崎県	6	○小値賀町若者向け短期滞在施設の設置及び管理等に関する条例	2021.12.20
250	東京都	1	◎多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例	2021.12.23
251	大分県	7	・国東市若者定着奨学金返還支援基金条例	2022.03.11
252		7	・滋賀県子ども・若者基金条例	2022.03.25
253		7	・青森県若者定着奨学金返還支援基金条例	2022.03.28
254	岩手県	5	○葛巻町若者定住支援住宅条例	2022.12.12
255	大分県	1	◎大分市若者応援条例	2022.12.15

(注1) 条例 DB に基づき、筆者作成。

(注2) 地域欄には、市区町村条例の場合は、当該市区町村の所在都道府県名を記し、府県条例の場合は、空欄とした。

(注3) 区分欄の数字は、本稿で内容上の区分に用いた「1 若者総合」、「2 若者会議」、「3 若者定住促進」、「4 会議」、「5 住宅」、「6 施設」、「7 基金」、「8 廃止」、「9 その他」条例を意味する。

(注4) 条例名の冒頭の、◎は条例中に若者の定義有、○は条例中に当該条例の対象等となる者の要件有、・は条例中に定義も要件も無、を意味するもので、筆者が付したものである。

第4節 若者世代による地域活動とプラットフォームとしての若者会議

大杉 覚（東京都立大学法学部 教授）

1. Beyond コロナにともなう地域活動状況の変化

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に法的位置づけが移行したことで、中止・延期されてきたイベント等が復活し、交流・親睦の場も再開されるようになった。コロナ禍前の活動に復帰するなど、地域活動が活況を取り戻しつつある様相がうかがえる。

その一方で、コロナ禍前にまで完全に「原状回復」に至っているわけではなく、今後の地域活動のあり方に対して懸念が示されることも少なくない。

第1に、コロナ禍を契機に地域活動への参加意欲そのものに減退傾向がうかがわれることである²⁵。コロナ禍渦中では参加意欲があっても参加できない状況が続いたが、コロナ禍が思いのほか長期間にわたるなかで、地域活動への参加意欲そのものが減退してしまった可能性が指摘される。とくに、もともと参加意欲がさほどなかったり、まったくなかったりしたにもかかわらず、付き合い上やむなく参加していたり、不本意に巻き込まれてしまっていたりした人々にとっては、コロナ禍による活動停止は地域活動から距離をおく絶好の機会になったはずである。実際無理に活動に関わらずとも大きな問題がないではないかという思いを持つようになった可能性もある。地域活動への参加に対してネガティブな考え方をとる傾向がコロナ禍の期間中に強化されてきたことを示すデータもある²⁶。地域活動への参加意欲の減退自体は、コロナ禍以前から長期的に見られてきた傾向であるが、コロナ禍がその傾向を加速化させたことは否めないだろう。

第2に、参加意欲の減退傾向を年代別に見たとき、とくに高齢者層でより強い意欲の落ち込みがうかがわれることである。感染症リスクの影響の大きさから考えても、コロナ禍にあっては高齢者層の活動が鈍りがちであったとしても不思議はない。そして、しばしば地域で耳にするのは、高齢者ほど一旦活動を離れてしまったがゆえに身体的にも精神的にも元の状態に戻れず、このことが高齢者の健康リスクを高めているのではないかという声である。

加えて、地域活動の主たる担い手であって、年代別人口でもボリュームゾーンであり続けてきた団塊の世代を中心とした高齢者（特に後期高齢者）がコロナ禍をきっかけに想定以上に早期に地域活動の場から身を引くことを意味するわけであり、町会・自治会等の既存の地域活動の担い手不足問題にいつそう拍車をかけることにもなる点に注意する必要がある。

第3に、参加意欲を持続させている人々にあっても、実際に活動への参加という実践に結びついている割合が著しく低いのではないかということである。

上述のように地域活動から離れつつある人々はともかく、各種アンケート調査などで地域活動に参加したいと意欲を示した人々であっても、実際に何らかの活動に参加しているかといえば、関連する質問項目とクロス集計すると明らかになることであるが、ほとんど参加できていない状況が浮き彫りになる²⁷。アンケート調査などでは本心よりも肯定的な回答をしがちな点を割り引かなければならないとしても、明確な差異があるのは確かだ。

筆者はこれを「とりこぼし」問題と呼んでいる。せつかく意欲があっても実践に結びつけられていないからである。コロナ禍が明けたこれから、短期的には、この「とりこぼし」をどこまで減少させていけるかが地域活動の再活性化の決め手になると考えられる。

その際注目されるのが、若者世代である。若者世代は、従来からいわば「とりこぼし」が大きい世代とされてきた。「高齢者」や「子ども」などと比べてながらく政策対象として十分に認知されてこなかったばかりでなく、地域参加の機会を実質的に保障されてきたとはいいい難く、若者自身も当事者意識が希薄なままとなりがちであった。若者世代は地域社会における参画・協働においてミッション・チャプター(失われた章)であり続けてきたといってよい。しかしながら、近年変化の兆しがうかがわれることも指摘しなければならない。

2. 「第3の転換」を促す若者世代の地域活動

地域活動に対するコロナ禍の影響のネガティブな側面に着目すれば、上述したような地域活動の消極化という課題が浮き彫りになるが、その一方で、若年世代による新たな活動の芽が着実に育まれてきた様相が各地で観察されるのも確かである。

昨年度の報告書『地域社会における連携・協働に関する研究会報告書』で述べたように²⁸、現在起きている日本の地域社会の変化を、旧来からの伝統的な共同体から、1970年代中頃以降、都市化した地域で家庭の“主婦、や退職後の健康な高齢者がボランティア活動の担い手として登場しコミュニティ形成の結晶核となって新たな「地」縁を契機とした地域社会を成立させてきた「第1の転換」、阪神淡路大震災などを契機としてNPO活動が広く社会に認知されるようになり、多様で重層的な地域活動が地域内外にわたって展開し、住民自治を支える基盤を形成してきた「第2の転換」、に続く、「第3の転換」と位置づけてみたい。

すなわち、人口減少社会が本格的に定着し、東日本大震災を経験した2010年代からコロナ禍を跨いで現在進行する変化が「第3の転換」である。身近な地域での緩やかなつながりや楽しさ、居心地のよさを最優先した活動もあれば、高次のスキルを駆使してビジネスライクに課題解決を掲げる活動まで、そこで見られる活動様式は対極的ともいえるものを含んで多様である。その一方で、旧来か

らの血縁や地縁の関係を自らの活動にそのまま受け継ぐわけでもなければ、かといって否定するわけでもなく、自律的に切り分けたり接続したり自在に考えて工夫しており、「自らの好み」に応じて選択的に関係を構築することで活動を形成している点に、それら多様な活動の共通した特徴がうかがわれる²⁹。

3. 「第3の転換」と若者会議

近年では、自治体は各種施策を打ち出して、若年世代による参画・連携を推進し、まちづくり活動に厚みをもたらそうとし、さらには、若者世代のみにとどまらない多世代交流に発展させようと試みるようになってきた。自治体が直接間接にコミットする取り組みのなかでも、本報告書が主たる調査研究対象とした若者会議はその代表格とあってよいだろう。

では、上述したような「第3の転換」時代に入った地域社会にとって、若者会議という存在はどのような意義を有すると考えられるか。ここでは、若者会議に期待される役割を、支援機能（支える）、媒介機能（つなぐ）、発掘機能（掘り起こす）に分けて検討しておきたい³⁰。

（1）支援機能

若者が自らのニーズに適った活動を企画し、提案に取りまとめ、実践に結びつけていくのにふさわしいだけの環境を整えるようにサポートすることを支援機能と呼びたい。若者会議の主要な目的と考えられる。

若者世代に限らないが、ゼロ・ベースからのスタートアップはハードルが高いし、一旦立ち上げた活動を継続させることには多大なエネルギーを要する。そこで、自主性・自立性を損なうことのない範囲で、場・機会、情報、資金、公的信用などといった資源（リソース）を供与することを通じて活動を支える、支援機能が重要な意味を持つ。

なかでも若者会議という場・機会の供与はもっとも重要な要素の一つといえる。先述のとおり、パーソナルな好みに応じた選択的な人間関係が主流化する今日、そうした人間関係をタテ糸とするならば、これに対して、若者会議を組織化する際に、学校単位でとか、公募でとかで参加者を集めるなど、あえて「好み」とは異なる原理で構成されるメンバーシップをヨコ糸に位置づけてみる。もし首尾よくこれらタテ糸とヨコ糸とで織り上げられると、特定の若者同士の仲間内だけで括られた集合体にとどまらない、プラットフォームとしての若者会議が成立することになる。

さらに、例えば、多摩市若者会議などに見られるように、若者会議がプラットフォームとしての性格を強めれば、その活動によって分野・世代を問わない結びつきを視野に入れることも可能である。子どもなど若者会議の未来のメンバー

候補となりうるような「年少者」がその活動に関心を寄せるかもしれない。「中高年」が若者会議の支援機能を高めるべくそのサポート役を買って出るようになるかもしれない。「高齢者」を支える活動を契機として、既存の地縁団体や地域活動団体とはもちろん、これといった地域参加の経験のない人々ともインターフェイスを形成するようになるかもしれない。こうした動きが広がれば、若者会議はより普遍的な場・機会としての位置づけを地域社会で勝ち得ることになる。そうすると、若者同士の互助的な支援はもちろん、それ以上の意義を有する普遍的な支援機能を装備した主体となりうるだろう。

(2) 媒介機能

先述の、場・機会、情報、資金、公的信用などといった資源の供与を若者会議が直接的に行えば、「支援」の範疇に入ることになるが、それら資源の調達を若者会議が媒介する役割も重要である。そもそも若者会議は、それら資源を持ち合わせていないのが通常であるし、仮に持ち合わせていても、自主性・自立性を確保するため、あえて直接的な支援を行わず、間接的な媒介機能の発揮で対応することが考えられる。

例えば、活動資金を補助金や交付金などで措置するのではなく、クラウドファンディングで調達するよう若者会議がバックアップするのは一例である。この場合、クラウドファンディングに投資する人々との関わり・つながりが活動案の提案者や若者会議に広がりをもたらすことで、単なる資金の調達以上のプラスの効果を生み出す可能性があることが重要である。

さらにクラウドファンディング実施にあたっての技術的助言等を得るために、アドバイザー役として専門家その他中間支援組織等と関わりを持つことで、専門知を若者会議の活動プロセスに注入し、結果としてその活動を質的に向上させることが期待できる点も見逃してはならないだろう。

資金面のみならず、人、情報などについても同様である。その媒介機能を発揮することで、地域内にとどまらず、地域外との連携を含め、リソースの好循環を促すような効果を見込めることもあるだろう。

(3) 発掘機能

若者会議というプラットフォームがその期待どおりにワークすれば、その活動を通じて新たな人材の発掘や参加者の能力開発などを通じて「眠れる」人的資源を掘り起こすことにもつながる。若者が持つ潜在的な力を発揮させることが第一義的な若者会議の発掘機能の目的となろう。

しかし、それだけにとどまらない。若者会議がその活動範囲を広げて連携・協働することで、既存の地域活動や活動団体を「再発見」し「再評価」すること

も一種の掘り起こしとあってよい。

一般に地域活動等が同じ地域の住民にさえ必ずしも十分に知られているわけではなく、むしろ見過ごされていることも多い。若者会議との関わりを通じて、それら活動が広く認知・周知されるようになれば、地域社会が「耕される」とイメージされた状態になりうるだろう。人材を中心にリソース不足が深刻化する「第3の転換」時代にあってはこの発掘機能は重要な意味を持つだろう。

4. おわりに

若者が活躍する出番だ、といわれても若年世代の人口数・人口比率はともに今後減退していく。かつて若者世代が豊富にいた時代のように、若者を実働の担い手として固定的役割観念で捉えていては、地域社会はもはや成り立ち得ない。むしろ、若者会議そのものが地域社会でコアとなるプラットフォームだと考えられるようなまちづくりに向けた姿勢が必要ではないか。こうした観点から、地域社会が構造転換を迎えたなかで、若者会議が地域社会にもたらしうる可能性を、支援・媒介・発掘といった3つの機能別に検討したのが本節である。

いうまでもなく、若者会議たるものすべての機能を十全に備えていなければならないわけではない。特定の機能に重点をおいて取り組むことがあってよいだろう。また、これら3つの機能は若者会議だけの占有物ではなく、むしろさまざまな地域活動団体が一定程度有しているはずのものである。しかしながら、現在の地域社会の状況では、普遍的なプラットフォームとしていえば、若者会議がかなりの程度優位性を持つようになってきたのも確かだろう。いずれにせよ、若者会議に持続可能性を見出そうとするならば、現状を3つの機能に照らして評価し、真摯にその運営に工夫を凝らして対応すべきだろう。

25 この点に関しては、大杉覚「地域活動と beyond コロナ検証の焦点③」『ガバナンス』2023年4月号、83頁参照。

26 稲垣円「With コロナの地域コミュニティ～変化する生活者の意識、地域活動のこれから～」『LIFE DESIGN REPORT』第一生命経済研究所、2022年11月、<https://www.dlri.co.jp/report/ld/210836.html>。

27 世田谷区の調査事例の分析については、大杉前掲参照。

28 大杉覚「市民セクターの構造転換とリビングラボの射程」、一般財団法人 自治研修協会編『地域社会における連携・協働に関する研究会報告書』（令和5年3月）、第5章1参照。

29 「選択的關係」の主流化に関する石田光規『孤立不安社会』勁草書房、2018年、4頁参照。

30 他の文脈ではあるが「支える」「つなぐ」「掘り起こす」について述べた大杉覚『コミュニティ自治の未来図』ぎょうせい、2021年、99頁以下参照。

第5節 若者会議のあり方と自治体の役割

幸田雅治（神奈川大学法学部 教授）

1. はじめに

本研究会で、今回のテーマである若者会議のいくつかの取り組みについてヒアリングする機会を与えられて、筆者がまず感じたことは、これらの若者が日本の将来を明るく楽しいものにしていく担い手として育ててほしいということであった。併せて、日本社会の状況があるべき姿から大きく乖離している現状に思いを致し、若者会議にはもちろん様々な在り様があって良いのであるが、将来を担う若者に対する大人たちの向き合い方によって、若者会議が若者の成長に大きな役割を果たす契機になりうると考えるに至った。

日本社会があるべき姿から大きく乖離していることには様々な点があるが、筆者が真っ先に思い出したのは、公文書管理に関するシンポジウムで一緒した佐野亘氏（京都大学教授）の次の言葉である³¹。

“そもそも日本人は民主主義についてどれほど深い理解を有しているか、という点についても筆者は不安を感じている。ひょっとすると日本人の民主主義理解が不十分であり、それゆえに民主主義に対するコミットメントの度合いも高くなく、その結果、公文書管理の問題も意外と「軽い扱い」で終わってしまったのではないだろうか。たとえば慶應義塾大学の谷口尚子教授は、世界価値観調査にもとづき、他国に比べて日本人の民主主義に対するコミットメントの度合いが低いこと、その一方でルール遵守に対する意識は高いことを示している。このことは、公文書管理の問題が多く日本人に、単なるルール違反の問題として認識されるにとどまり、民主主義に関わる問題としては捉えられにくいことを示唆するのかもしれない。”

失われた30年と言われる日本の現状は、経済力の低下などの面から言われることが多いが、実は、経済や技術力の問題ではなく、先進国の一員であるにも関わらず、日本は民主主義が十分には定着しておらず、そのことこそが日本の進歩を阻んでいる根本的原因であると思っている。

このような観点から、本節では、最初に、日本国民の価値観や若者の意識の現状などを取り上げた上で、筆者が直接ヒアリングした若者会議の目的および取り組みについて比較検討し、期待する若者会議について論じることとする。

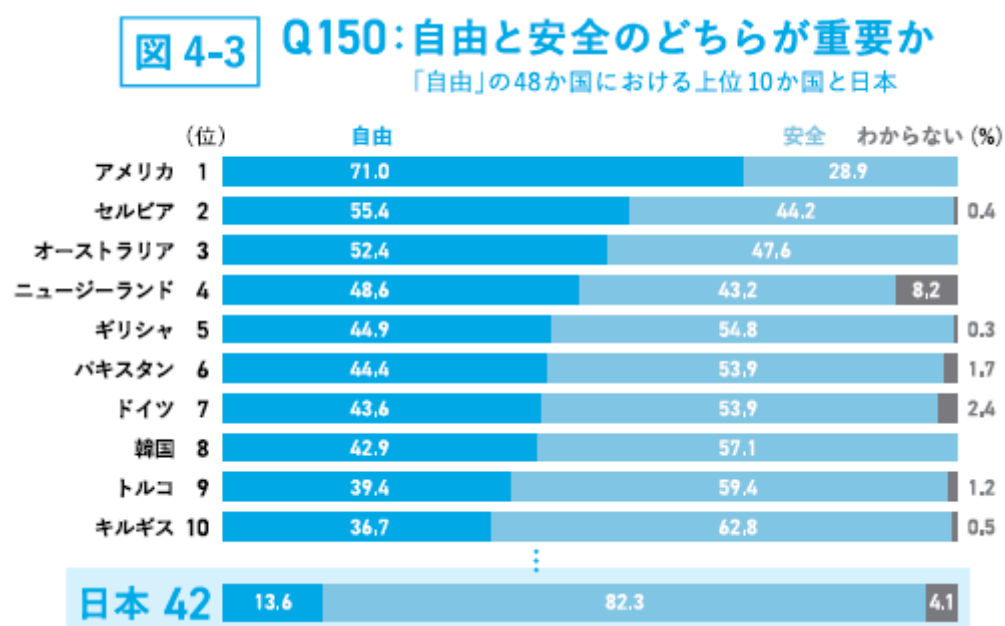
³¹ 佐野亘「公文書管理と民主主義」（『公文書管理』（明石書店、2019年10月、日本弁護士連合会編）所収）9頁

2. 若者の社会意識について

(1) 世界価値観調査

世界価値観調査は、個人を対象に価値観を聞くもので、政治観、経済観、労働観、教育観など 290 項目に及ぶもので、1981 年に開始され、一番直近の調査は第 7 回調査で、2017 年から 2021 年にかけて実査が行われた。電通総研と同志社大学が 2020 年 9 月時点で集計が終了している 77 か国を対象に行った国際比較³²に基づき、特徴として導き出した 9 つの特徴のうち、ここでは、2 つについて紹介する。

第一が、「自由の価値」についてである。日本人が重視するのは、「安全」>「自由」>「平等」であり、人生の自由度は低いと感じている。特に、「自由と安全のどちらが重要か」の質問への回答では、次の図に見られるように、日本は 48 ヶ国中で 42 位と圧倒的に下位となっている。



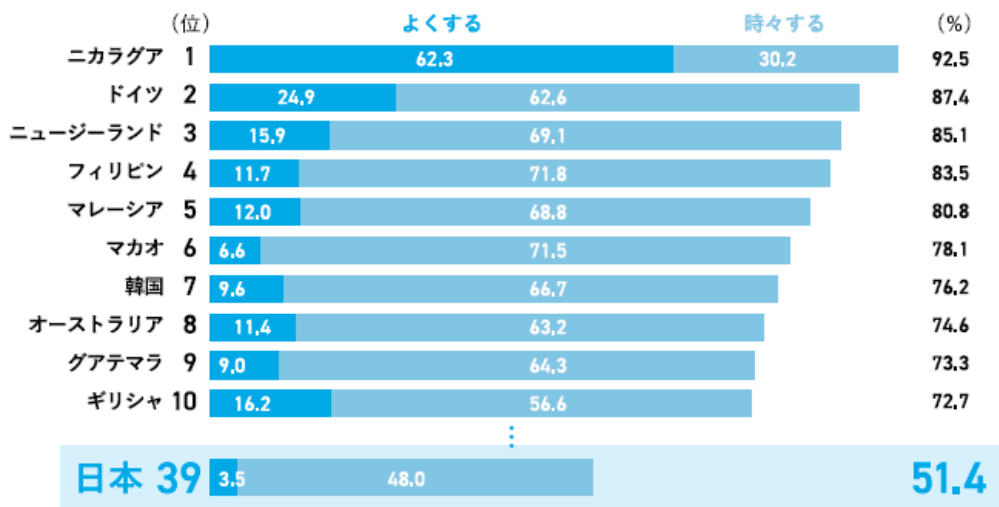
第二が、「政治」についてである。日本人は「政治」の重要度は高い（日本の生活における「政治」の重要度は 65.0%で 77 ヶ国中 6 位、「政治に関心を持っている」は 77 ヶ国中 8 位）が、次の図に見られるように、「友人と政治の話をする頻度」では日本は 47 ヶ国中 39 位と、他国に比較して政治を日常会話のトピックにしない。

³² 第 7 回「世界価値観調査レポート」（2021 年 3 月）電通総研・同志社大学
(<https://institute.dentsu.com/articles/1706/>)

図 8-3

Q200：友人と政治の話をする頻度

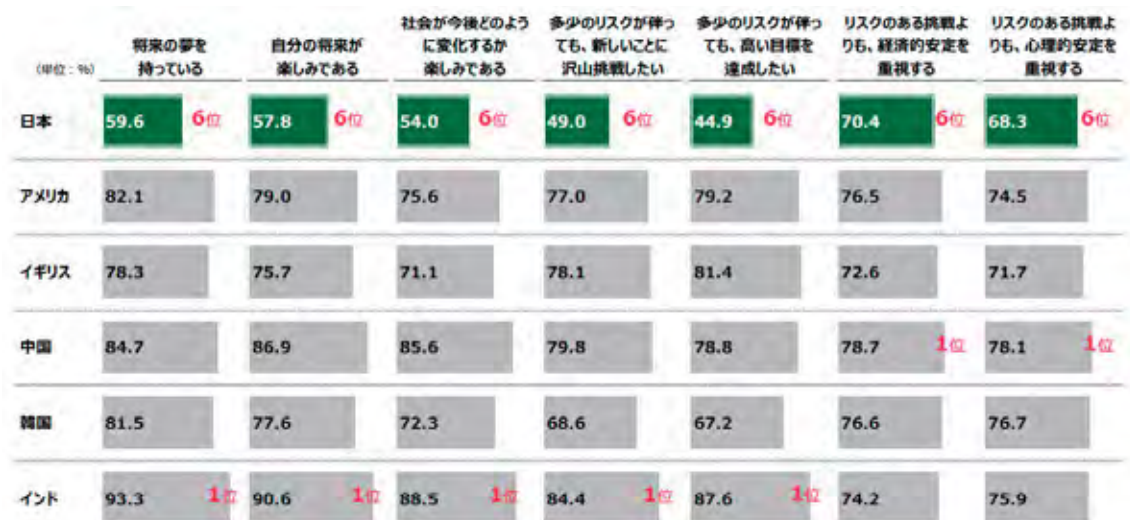
「する・計」の47か国における上位10か国と日本



(2) 若者の意識調査

若者（18歳）の意識調査（6か国調査）を日本財団が行った結果（2022年3月）³³では、かなり多くの項目で、日本は最下位となっている。ここでは2つの点について紹介する。

第一に、自分の国の将来について、日本は「良くなる」が13.9%と、他の国に差をつけて最下位（中国は95.7%、インドは83.1%、米英及び韓国は30%台）であり、自身の将来や目標に関する質問は次の図のように、全ての項目で最下位となっている。



³³ 18歳意識調査「第46回国や社会に対する意識（6か国調査）」報告書（日本財団、2022年3月24日）https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/03/new_pr_20220323_03.pdf 調査対象の6か国は、アメリカ、イギリス、中国、韓国、インド、日本である。

第二に、自身と社会の関わりについてである。次の図に見られるように、全ての項目で、日本は最下位となっている。特に、「自分の行動で国や社会を変えられると思う」が3割に満たず、他の国に差をつけて低い。

(単位: %)	自分は大人だと思 思う	自分は責任がある 社会の一員だと思 思う	自分の行動で、 国や社会を 変えられると思 思う	国や社会に役立 つことをしたいと思 思う	慈善活動のため に寄付をしたい	ボランティア活動 に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

また、政治や選挙と自身の関わりについての質問では、次の図に見られるように、「政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている」「政治や選挙、社会問題について、積極的に情報を集めている」「政治や選挙、社会問題について、家族や友人と議論することがある」は大きく差をつけて6ヶ国中最下位となっている。

(単位: %)	政治や選挙は、 自分の生活に 影響すると思 思う	政治や選挙、 社会問題について、 関心がある	政治や選挙、 社会問題について、 自分の考えを持っている	政治や選挙、社会問題に ついて、積極的に情報を 集めている	政治や選挙、社会問題に ついて、家族や友人と 議論することがある
日本	60.9 5位	50.0 4位	42.1 6位	29.3 6位	34.2 6位
アメリカ	64.0	51.7	68.5	48.5	62.1
イギリス	61.4	49.7	62.0	42.7	63.9
中国	70.1 1位	66.1 1位	73.3 1位	63.1 1位	76.6 1位
韓国	69.5	61.3	61.1	46.2	64.5
インド	50.6	46.1	64.4	52.6	65.2

(3) 主権者教育

2015年6月、改正公職選挙法が成立し、国政選挙としては2016年7月の参議院選挙から「18歳選挙権」が導入された。18歳選挙権にともない、若者の政治的リテラシーや政治参加意識を育む必要があるとして、「主権者教育」が推進されている。最近では、2021年3月に、文部科学省に設置された主権者教育推進会議が「今後の主権者教育の推進に向けて」最終報告を発表した³⁴。また、学校現場における政治や選挙等に関する学習の内容の一層の充実を図るため、総務省と文部科学省の連携により「私たちが拓く日本の未来」(生徒用副教材、教師用指導資料)を作成している³⁵。

このように主権者教育が進められているが、教育現場からは、教育内容について問題点や疑問が呈されている。例えば、多様性の否定や政治的中立性ばかり議論されているとの指摘³⁶、多数決の多用によって意見表明機会が軽視されているとの指摘³⁷、政策実現の過程が取り扱われていないとの指摘³⁸などがある。これらの指摘は、日本人の民主主義の理解について、「日本人は、民主主義を多数決であると誤解している。本来、民主主義は熟議によって合意形成を図ることであり、それでも結論が一致しない場合に多数決で決することであるが、それが理解されていない。」と良く言及されるが、こういった日本における間違った民主主義の理解の延長線上で主権者教育を行っているのではないかと懸念する。そしてこれは、世界価値観調査や若者意識調査の結果にも共通して現れている特徴であり、日本社会が抱える根源的な問題といえる。

(4) 学習指導要領

2020年から小学校、2021年から中学校、2022年から高等学校で新しい学習指導要領がスタートした³⁹。新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善を重要視している。具体的には、「主体的な学び」の視点、「対話的な学び」の視点、「深い学び」の視

³⁴ https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_kyoiku02-000013640_1.pdf

³⁵ 高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」(令和4年度版)

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html

³⁶ 「「主権者教育」という言葉にひそむ多様性の否定」神内聡(兵庫教育大学大学院准教授) 2021年5月

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/48d9a01f0d27aef38ba3a5c1e52147e1552b8e4c>

³⁷ 「主権者教育としての話し合い活動における多数決の課題」太田昌志(追手門学院大学常勤講師) 子ども社会研究 28号、2022年6月

³⁸ 「主権者教育再構築の検討」藤川大祐(千葉大学教育学部教授) 2022年

<https://ace-npo.org/fujikawa-lab/other/pdf3/fujikawa.pdf>

³⁹ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201903/2.html>

点が強調されている。主体的で対話的であることは重要であり、かつ、「深い学び」として、「事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む」（いわゆる「探求学習」）とされていること⁴⁰は、評価すべきである。なお、教育の現場で、これがどの程度達成されているかは、今後の分析に待つ必要があるだろう。

3. ヒアリングした若者会議の比較

本研究では、第4章で報告したように、筆者は、可児市と新城市をヒアリングしたが、それに加えて、本研究の第1回委員会での多摩市の報告が市役所からあったが、多摩市の事例は、当初の市役所主導から民間主導（民間の独立自走）へと移行したものであることから、現在の民間の運営主体である MichiLab 代表の高木康裕氏に話を伺った内容も加えて比較している。

図表1 可児市、新城市、多摩市の「若者会議」の比較

	可児市	新城市	多摩市
名称	高校生議会	若者議会	若者会議
開始時期	平成 26 年	平成 27 年	平成 29 年
きっかけ	議会改革	世界の都市との交流 市長マニフェスト	まち・ひと・しごと 創生総合戦略
根拠	議会基本条例	若者条例 若者議会条例	まち・ひと・しごと 創生総合戦略
目的	地域課題解決型キャリア教育	若者政策の立案	若者がアイデアを出し、自ら実践
主体	市議会	市	市から民間へ
参加者	市長、議員、高校生、職員	若者（概ね 16 歳から 29 歳）、職員	若者（39 歳以下）、コアメンバー
参加者への手当	報酬なし。交通費自己負担	報酬 3,000 円/1 回、交通費支給	報酬なし、交通費自己負担
活動内容	議会と高校生の交流	政策提案	ワークショップ アイデア企画立案
事業費	なし	1,000 万円/年	約 50 万円（運営委託費）
行政との関わり	市長、職員が参加	市が直接運営	運営を michiLab に委託
地域との関わり	課題によっては、NPO 法人と連携	地域に係る政策課題を検討	未知カフェ

⁴⁰ 「新学習指導要領について」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2018/07/09/1405957_003.pdf

成果	議会の活性化 市に愛着を持つ 主権者教育	多くの政策提案が予 算化	法人(michiLab)を 設立し、独立自走
課題	・地域課題に対する 取り組みへのきっか けをどう実効性ある ものにするか。 ・その後の原動力に 結びつけていくには どうすれば良いか。	・継続性 (OB、OG の関わりの確保を含 む) ・参加者以外の若者 への浸透	・財源の確保 ・若者会議の世代交 代への対応 ・幅広い若者へのリ ーチ ・地域にコミットメ ントの強化

(筆者作成)

以上の3つの事例は、第一に、可児市高校生議会は議会が主導、新城市若者議会は市役所が主導、多摩市若者会議は民間が主導と、主導する主体が異なること、第二に、対象とする「若者」の範囲が異なるなど、基本的骨格が異なっているが、これは、本事業を始める際の経緯の違いや地域の事情が反映しているものである。むしろ注目すべきなのは、自治体の関わりの点である。新城市が毎年1,000万円を措置するとともに、若者議会からの政策提案の多くが市で予算化されているのに対して、可児市及び多摩市は、運営を直営でやるか委託するかの違いはあるが、運営の主体として市役所が責任をもっている点では変わりはないものの、本事業関連の予算措置は特段されておらず、首長部局の関与は最小限にとどまっている。

これは、可児市及び多摩市は、若者会議の場を提供することによって、「若者が地域へ関心を持ってもらうこと」を目的としていることの現れではないかと思う。多摩市がいわゆる「地方創生」をきっかけにして「若者会議」を始めたことはその典型的な事例であり、そのことが、その後、若者会議を地域での独立自走に移行することにつながっていったといえる。これは、可児市において、「キャリア教育」を目的に掲げるとともに、「市に愛着を持ってもらう」ことを強調している点で、可児市も多摩市と共通する面があるといえよう。

ただし、可児市の場合は、高校生議会の事務局を議会事務局が担っており、しかも、議員と若者が直接交流することを通じて、二元代表制の下で政策決定の一翼を担う「議員」が大きな権限を持つ自治体の政策議論と接点を持つことができる点は大きく異なる点といえる。

4. 若者会議の目的

上記の3. で取り上げた3市の場合は、若者会議の目的は、①政策提言を行うこと、②地域に関心を持ってもらうこと、③若者と地域のステークホルダーとの

交流、④若者の人材育成などが掲げられている。今年度の本研究会で取り上げられている事例（第4章を参照）を見ると、「若者の地域社会への参加意識を高めること」、「若者に地域づくりに参加してもらおう」、「若者の交流の場を作る（居場所づくり）」、「若者の定住促進」、「若者の意見を行政に反映」などが目的として掲げられている。

これらの目的を総攬すると、大きくは2つに分類できるのではないかと思う。1つは、地域活性化、地域創生の観点である。「地域づくり（まちづくり）への参加」、「まちづくりを通じた若者定住促進」、「地域への関心を持ってもらう」などはこの系列に該当する。もう1つは、若者自身の成長の視点である。「政策提言」、「若者の人材育成」、「若者の意見を行政に反映」などはこの系列に該当する。もちろん、複数の目的を持っていたり、目的が重なり合っている場合も見られるところである。

この2つの方向性は、若者に対して自治体や地域への貢献を求めているのか、それとも、自治体自体が若者へ貢献することを目指しているのかの違いがあるのではなかろうか。それによって、前者の場合は、地域づくりに参加する若者が増えて、最終的には自治体の手を離れて「自走」する方向を目指すことになる傾向があるのに対して、後者の場合は、若者を育てる義務が自治体にあることを認識し、自治体が果たすべき役割を充実強化する方向に進むのではないかと考える。

筆者は、自治体は若者に一定の役割（機能）を果たすよう求めるのではなく、若者が将来的に社会の基盤となる存在となるために、自治体が有する資源（情報資源、社会的資源など）を若者に提供し、若者の考えを受け止める立場になってほしいと考えている。したがって、後者の方向性を目指すものとなってほしいと考えている。若者会議の取り組み、特に、若者の政策提言を行うに当たって、自治体が有する様々な情報を若者に与えることを期待している。また、議会との交流は、政治的資源を若者に提供することになる。

地域づくりをテーマに行う場合にも、若者に地域社会の現状を知ってもらい、地域のステークホルダーと交流することによって、地域社会のあり方を考える機会とすることは有意義である。以前、政府が「自助」を強調して多くの批判を受けたが、このようなギスギスした社会では地域社会に未来はないことを体感することにもなるだろう。地域あつての社会であり、地域あつての国家であることをしっかりと体感することこそが日本の未来を良い方向へと進める力になると思われる。

5. 若者会議の課題

若者会議には、前記3.の比較の中で取り上げたが、様々な課題があると自治

体自身も認識しているが、大きくは3点に集約できるのではないかと考える。

第一は、効果が十分に挙がっているかどうか、つまり、若者会議の実効性である。政策の実効性については、筆者は、一般的要素として、①政策目的の明確化、②公平性の確保、③プロセスの重視、④推進体制があると考えている⁴¹。そして、若者会議に関しては、特に、プロセスにおける「応答性」の確保と、推進体制における「事前・事後のチェックと評価（いわゆるPDCAサイクル）」及び「若者の自主的行動の促進」が重要と考える。

まず、プロセスにおける「応答性」であるが、若者が社会や政治に対して積極的姿勢を持つには、効力感の向上が欠かせない。「乳児が泣いたとき、それに応答せずにいると、無力感が獲得される」と言われているが、若者会議を通じて、若者がいかに効力感（環境に好ましい変化を及ぼすことができるという期待）を形成するかが若者一人一人の今後を左右するのではないだろうか。先に触れた若者意識調査から見えてくるのは、自分は社会に影響を与えることはできないという無力感にほかならない。新城市の若者議会は、若者自身が時間をかけて政策提案を行い、それを市長に答申し、それが実際に予算化されていることに加え、全体で1年間にも及ぶ期間の中で、市と若者との「応答性」が確保されている中で「若者政策の立案」が行われている。理想的な取り組みといえる。

次に、推進体制であるが、若者会議の目的に沿って、その効果を測定し、PDCAサイクルを回すことが必要であるが、これは、多摩市のように、市が若者会議の運営を民間委託している場合でも同様である。そして、若者の自主的行動が促進されるよう取り組まれているかの点を重視する必要がある。

第二は、継続性、持続可能性である。時間の経過に伴い、参加者が減ってきたり、熱意が薄れてくることは良くあることである。これを防ぐには、可児市や新城市に見られるように、条例制定は1つの方策となりうる。条例が根拠となっていれば、仮に首長が変わっても、条例を廃止するのは容易ではないため、継続性が担保されることになる。

また、可児市のように、議会が関与している場合や議会事務局が担当しない場合でも議会との意見交換の場を設けるなどで議会が何らかの形で関与することによっても持続可能性が高くなると思われる。全国市議会議長会と全国町村議長会が共同編集する月刊誌「地方議会人」2024年1月号は、「主権者教育の新展開」の特集を組んでおり、「議会が主体になって行う主権者教育が重要」⁴²、「主権者教育は、若者と政治がつながる未来をつくる」⁴³などのメッセージを発している。

⁴¹ 「一般廃棄物減量化政策の実効性（四）」（『自治研究 87 卷 12 号』、2011 年 12 月）70 頁～

⁴² 山本徹「今こそ主権者教育を」（『地方議会人』2024 年 1 月号、中央文化社）18～21 頁

⁴³ 渡辺嘉久「主権者教育は、若者と政治がつながる未来をつくる」（『前掲注 42』の 22～25 頁）

第三は、幅広い若者へのリーチ、参加者以外の若者への浸透である。これは、どの若者会議でも苦勞しているところだろう。どうしても参加者の若者以外は関心が薄くならざるを得ない面がある。若者会議の参加者以外の若者が若者会議にアクセスする何らかの方法を考えることも検討に値するのではなかろうか。新城市では、参加者以外の若者へのアンケートを行い、認知度を測るとともに、アンケートで出された意見（改善意見など）をフィードバックしているとのことだった。これは、参加者以外からのアクセスの取り組みといえよう。これ以外にも、参加者以外の若者との交流や意見交換の機会を設けるなども考えられるだろう。様々な工夫を凝らして、できるだけ多くの若者に何らかの接点を作ること検討することを期待したい。

6. 若者会議が開く新たな地平

主権者たる意識に基づいて、政治や選挙に関心を持ち、自分たちの取り組み如何によって社会を良くすることができると思うことが求められている。民主主義は、このような主権者意識があって、それが実効性を持たなければ形骸化する。先に紹介した世界価値観調査や若者の意識調査を見る限りは、日本における現状には問題があると言わざるを得ない。そして、現在行われている主権者教育は、多くの批判からも分かるように、政治的中立性を気にするあまり、腰が引けたものとなっている⁴⁴。ただし、一方では、新しい学習指導要領が順次施行され、そこでは「対話」と「探求」が重視されており、真の意味で今後、これが効果を上げてくるとすれば、民主主義の実質化につながっていく可能性もある。

また、日本社会の特徴として、画一主義が良く言及される。日本はもともと多様性や、そこから生まれる「異質の存在」「変わり者」を認めようとする社会と言われるが、一律ではなく多様性を受け入れ、それを尊重する社会こそが強いといえる。

こうした状況にあって、若者会議は、先に述べたように、若者が将来の日本を担っていく人材として育つように、自治体が有する資源（情報資源、社会的資源など）を若者に提供する場として活用してほしいと考える。これによって、真の民主主義が定着する道筋となることが期待される。併せて、若者会議での政策提言に至る議論を通じて、多様な意見が反映された提言になれば、若者一人一人が多様性を体現する存在となるだろう。画一主義を脱して、多様な価値が受け入れられ、それぞれの価値観が同様に扱われる社会が実現する道筋になることも期待したい。

⁴⁴ 水谷たかこ氏は、ドイツを視察して「日本においては、公平・中立であることを目指すあまりに、すべての政党に協力が得られない場合にはバランスを欠くことをおそれて「実施しない」という結論になりがちだが、それは過剰な配慮である、とわかった」とする。（「出前授業で主権者教育！」『前掲注 42』 26～27 頁）

第6節 右肩下がり時代における若者参画の倫理的意義

一 世代間共感の広がりに向けた公務員の役割 一

嶋田博子（京都大学公共政策大学院 教授）

1. はじめに

「多数者の専横をどう防ぐか」は公共哲学の古典的論点の1つである。少子高齢化の下で、選挙に基づく政策形成では現役や高齢世代の意向が反映されるが、少数者である若者への一方的負担転嫁は民主制の名を借りた専制という面を持つ。ロールズに倣うならば、負担を転嫁される側になりきった思考実験を要することになる。

本研究会では様々な自治体の若者会議の活動についてうかがい、大府市では実際に会議の様態を見学する機会もいただいた。その過程で、経済が右肩下がりとなっていく日本で、当事者として若者に政策参画させる取り組みを本格化していけば、いずれ代議民主制との衝突という問題が避けられなくなるのではと感じた。

筆者が大学院で担当している人事・労働政策の演習（ケーススタディ）では、毎年10名前後の受講生に利害関係者を割り当て、それぞれの実際の公式発言に基づくロールプレイによる合意形成を体験させている。政策提言に対する「労働組合」「使用者」の利害対立は助成金の支給・増額という形で解消しやすく、「与党」「野党」「マスメディア」も大抵これを支持する。全当事者が了解する良い落としどころにみえるが、長期的な影響まで考える展開にならないため、今年度のロールプレイから「若者会議・若者議会」という役割を新しく追加してみた。

この試みを通じて気づいたのは、実際の若者会議では世代間の利害が明らかに異なる分野に関する実績がほとんどないことである。本演習で扱う労働政策でも発言例は極めて乏しく、担当プレイヤーは「若者代表であれば何を重視するだろうか」と想像力を働かせるしかない。ただ、回が進むにつれ、様々な提言に対し「その政策の効果は新規負担に見合うほど大きいのか」「若い世代の意見を反映するルートを設けてほしい」と主張するようになっていく。この視点が討議に加わったことで、他の参加者も提言が将来世代に残す負担を意識し始め、議論の厚みが増した。

本節では、令和期日本の政策形成をめぐる現状と課題を整理し、負担を担う若者世代からの合意獲得の必要性を考察する。続いて、これまで魅力あるまちづくりが中心課題だった若者会議にこの機能を託せるのか、託す場合は何が必要となるのかにつき、海外の先例や国内の仮想実験の取り組みなどをみながら考える。最後に、公務員がなぜ若者世代の政策参画を促す役割を担う必要があるかにも触れてみたい。

2. 令和期における「品位あるデモクラシー」の必要性

有識者による政策提言組織として平成期に影響力を持ったのは 21 世紀臨調（新しい日本をつくる国民会議）である。それを引き継いだのが令和臨調（令和国民会議）で、筆者も参加している。両会議に主導的な役割を果たしてきた佐々木毅共同代表は、平成期について、「将来に対してある種の楽観的な見方がまだ社会の中で共有されていたのではないかと振り返る（佐々木 2023）。

一方、令和期については、「一種の退却作戦みたいな面が少なからずある」とした上で、「そういう状況になると、我勝ちに、むき出しに、自分の利益を求めよう風潮が…強くなるというのも、人間の偽らざる一面」「そういうことにならないように、どのようにして社会の持続可能性を維持するのか、あるいはデモクラシーを品位のあるものとして育てていくのか…は誠に難しい」と述べる（前掲）。

政治主導を掲げた平成期の統治構造改革は、小選挙区制の導入、執政部強化の中央省庁再編、幹部人事一元管理の導入などを通じて首相に権限を集約した。この仕組みによって、一貫性のある中長期的ビジョンを打ち出す責任体制は整った。にもかかわらず、実際の官邸の関心事は次の選挙に勝つことであり、社会の持続性を考えた負担の配分は議論されない。幹部官僚は「家臣型」に、中堅以下は政策関与を忌避する「吏員型」に転じ、耳障りな直言を口にする者はない（嶋田 2020、2023）。

様々な数値が日本の経済的地位の長期凋落を示す中、実効ある対策は厳しい現状認識の共有からしか導き出せない。しかし、ネガティブなことを口にすれば実現してしまうという“言霊”信仰のためか、公的文書で「退却作戦」「右肩下がり」といった言葉は避けられる。佐々木代表らはこうした長年の進め方を「かつての経済成長の余剰幻想を引きずりながら眼前の安楽にその都度身を任せ、自己満足のうちに時間を費やすこと」と評し、「これは日本型ポピュリズムというべきものの一変種に他ならず、世界から忘れられたアジアの一後進国への転落の道である」とする（2022 年 2 月令和臨調共同代表メッセージ）。この描写は、国民の多くが“世界の工場”の再興や大英帝国の威信復活という夢を描いていた 1970 年代の英国を彷彿させる。日本が生き残るには、過去の成功体験の縛りを捨て、体力が残る間に新たな道を開拓するしかないという危機意識が社会全体に浸透することが不可欠である。

古典的な教科書は、将来に向けた価値判断は有権者たる国民が行うもので、官僚はその結果を粛々と執行するよう求める。しかし、代議民主制の下で将来世代の利益はほとんど考慮されない。増税や歳出カットを伴う政策に対し、有権者は条件反射的に反発する。「健全な財政の確保」が設置法上の責務である財務省が職掌どおりの意見を述べれば、即座に「省益追求」と批判される。情緒によって

選挙が動くことを熟知している政治家が目先の世論に迎合するのは無理もない。

パイが拡大していく時代にはさほど深刻な問題にはならなかったとしても、現代の経済状況下でのこうした負担の先送りは、若い世代の自己実現や成長の可能性さえ摘んでしまう。デモクラシーに「品位」を求めるのならば、「将来的負担を生じさせる政策決定には、選挙の信任だけでなく当該負担者からの合意獲得も必須とする」という方策の導入が不可欠になってくるように思われる。

では、この合意獲得機能を若者会議に持たせることは可能だろうか。

3. 「利害代表」を担う若者会議の切り分け

現在、自治体における若者会議の取り組みは、街の魅力発信事業に向けた新鮮なアイデア出しやネットワーク作りが中心である。新都市の若者議会のように、年間 1 千万円の事業予算を得て市長の諮問に対する政策答申を行う例もある。アジェンダ設定に対する若者側の関与度合には差がみられるが、若者側の自発的参加に基づき、課題解決に向けて方策を議論し、自治体とも意見交換するという共通点があり、政策主体としての当事者意識の涵養に役立っているのは間違いない。

一方、アジェンダ設定の主導権がどちらにある場合でも、痛みを伴う構造改革を要する政策はほとんど取り上げられていない。加えて、人口減少が進む状況下では、「若者が住みたくなる・住み続けたくなるまち」を目指す現在の中心的な施策は、普及すればするほど自治体間での住民の奪い合いとなりやすい。

『『いい話』が簡単には作れない』（佐々木 2023）時代である以上、若者が楽しめ、行政もアイデアが得られるという win-win を目指す取り組みには限界がある。若者会議の本質に照らし、参加後の失望を避ける唯一の方法は、「若者自身の発意で楽しむ機能」と「利益団体としての参画機能」とを切り分けていくことではないか。そのいずれでもない「自治体の政策課題への知恵出し」という効果を期待するなら、有償のコンサルティングとして発注するのが筋だろう。

すなわち、居場所の提供や新鮮なアイデア実現を中核とする若者会議は引き続き充実させ、それとは別に、世代間の利害対立が予想される政策を中核テーマとして扱う若者会議を設ける。若者会議から出された要望や批判には、行政や議会から誠意をもって応答することを約束するという構図である。

ただ、こうした関与型の若者会議を提案すれば、即座に「活動家的な勢力や特定政党に乗っ取られる」という反対が挙がることが予測され、多様で開かれた参画の確保が必須条件となろう。さらに、どこまで彼らの主張に耳を傾けるか、どこまで応答責任を負うのかという線引きの設定も必要となり、行政や議会の度量や見識が問われる。一方で、若者会議側にも意見に対する説明責任や意思決定過程の透明性が要求されるため、参加のハードルは上がる。いずれも一筋縄では

いかない。

4. 海外の参考例：気候変動対策における若者の参画

他国を見ると、ユースカウンシル発祥の地である欧米でも、意思決定過程への主体的参加や影響力の面では課題が多いとされている。例えば、英国で1940～50年代にロータリークラブ等を拠点として設置されたカウンシルは、若者の意識からかけ離れた大人のアジェンダに基づいていたため短時間で頓挫し、1980年代にも同様の経緯で廃止されている。また、米国のカウンシルは正式な意思決定の権限がない諮問機関としての参加にとどまっている。一方、対話型民主主義の土壌がある北欧では、デンマークなどで、若者の自律性の尊重と支援のバランスを取りながら当事者として参加させようとする行政の試行錯誤の例もみられる（原田 2022）。

ユースカウンシルの苦戦とは対照的に、スウェーデン発の環境保護運動、フランスの大学入試改革への反対運動など、シングルイシュー型政治への若者の関心は高く、日本のSEALDsもその一例である（前掲）。こうした活動への参加者は、行政側主導のユースカウンシルを「エリート主義で代表性がない」「若者の不満を手なづける機能」「若者を単なる市民予備群扱い」と否定的にみている（Taft & Gordon 2006）。裏返せば、若者の積極的参加を促すには、大人に都合の良い優等生たちの選抜ではなく、「参加すれば若者自身の問題意識や意見が上の世代と同等に評価され、政策に影響力を及ぼせる」という見通しの提示を要する。

この観点から参考になりそうな先例を探すと、気候変動対策の意思決定過程への若者参加を促す国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の若者会議 Conference of Youth の取り組みが目につく。若者たちをいわば比例代表たる一群のconstituency(選挙区民)ととらえ、単なるアイデア出しを超えた利害代弁者としての関わりを求めていることが特徴である。

気候変動対策は、現時点での社会経済活動が将来的な気候や生活環境に直結するという意味で、世代間の利害対立が鮮明な分野の典型である。現役世代は目先の生活の快適さ・便利さを優先し、種々の規制を嫌って将来へのつけ送りをしがちである。国内選挙や国際交渉では、経済活動の幹部層を占める中高年層に比べて若者の利害は代弁されにくい。この結果、倫理的に正当と思われる政策が実現しない。

そうした構造の下、UNFCCCは国連の中では最も早くから若者の利害の組織化に取り組み始めた。1992年のリオ地球サミットでは、子どもと若者を含む9つの分野が特記され、2005年には第11回モントリオール締結国会議（COP）に先立って、若者の声を反映させるための国際若者気候行動の結団が行われた。

2011年には、UNFCCCのプロセスにおける子どもと若者の正式な代弁者として YOUNGO (the Youth NGOs accredited to the United Nations Framework Convention on Climate Change) が認定され、正規の“選挙区民”と位置付けられている。

現在、YOUNGO は多様な若者専門家や NGO、学生団体、活動家や草の根組織などからなる 7000 人を超えるメンバーを擁し、「意識づけ・知識能力開発」「協力とネットワークづくり」「政策ロビイングとキャンペーン」「若者行動」などを主たる任務に掲げる。さらに、目指すべき姿として、「自然と地球と調和する climate positive (温室効果ガス削減) で公正な社会」「積極的变化に向けて地域や国家、国際的に動く若い世代のエンパワーメント」「若者が意思決定の場に参加し、真摯に扱われる国連」を挙げている (UNFCCC・HP)。

YOUNGO は UNFCCC 加盟国や他の「選挙区民」との会合、事務局との報告会等に参加しており、「意思決定の場に参加し、真摯に扱われること」が実現している印象を受ける。議論参加の原則として「上下関係のない水平な構造」「手続に則った合意形成」「平等な発言権」などが打ち出され、その実現に向けて、各レベルでの学際的な学びや批判的思考を含む教育の必要も謳われている (前掲)。

YOUNGO の活動からは、若者が国際レベルの政策当事者として参画する仕組みの背後には、より身近なレベルで日常的な勉強や討議経験を積む手順を要すること、行政側の対等者としての受入れが不可欠であることなどが浮かび上がる。

5. 仮想実験「フューチャー・デザイン」との連携可能性

国内に目を戻すと、利害対立のある政策分野で将来的世代の利害を仮想的に反映させる枠組として、フューチャー・デザイン (以下、FD) の活用の検討が注目される。西條辰義によれば、FDは「重要な意思決定をする際、7 世代後の人々になりきって考える」というイロコイ・インディアンのアイディアを基に、2012 年春に仮想将来世代の創造に向けて行われた研究者の議論が出発点で (西條 2015)、近年は 50 年後などの未来人になりきって現在の日本社会にメッセージを送るロールプレイングで知られる。実務では、岩手県矢巾町が 10 年ほど前から水道事業の見直しや総合計画づくりに活用しており、その後、庁舎建設や環境政策などにおける住民参加型の政策立案枠組みとして他の自治体でも取り入れられつつある。

国レベルでは財務省主計局の積極性が目立つ。2022 年 9 月の財政制度等審議会でも FD を紹介した委員がいたのを機に、「自分が将来世代の役割を演じて、現在の自分たちに対して『ありがとう』あるいは『なぜそんなことをしたのか』と

いった、過去にメッセージを送る経験から、自分たちはそれ（将来世代からの評価）を実感できる」「目の前の現実課題に終始されがちであるため、意図的に将来世代の立場に立つという取組を広く議論していただけるように発信していく必要がある」などの意見が出された。同時に、「次の時代を担う若年世代を含めて、FDの考え方を活用した議論に社会各層を広く巻き込み、当事者としての関心を高めていくことが望ましい」と、若者自身の関与の必要性も指摘されている（財務省 2023）。

具体的には、主計局調査課が主催した 2023 年 4 月の民間勤務者による少子化対策ワークショップの様子が参考となる。「2023 年現在から 1970 年への提言を考える」「今の年齢のまま 2070 年にタイムスリップして未来像を描く」「未来から現在へメッセージを考える」という三段階での思考実験を通じてシナリオを描く作業が行われる。主催者側は、こうした体験を通じて誰もが未来のことを考える視点を持つようになれば、現時点で取り組むべき優先順位が変わり、前向きな合意形成がしやすくなるという可能性に言及する。その上で、財政以外の多様な社会課題についても自発的な議論が進むよう、FDの発展形として官民連携のプラットフォーム的な枠組み形成も検討されている。

こうした仮想実験には、各界に対する発信や調整に長けた中核世代が将来世代の利害のために動く点で、政策反映への即効性が期待できる利点がある。一方で、若者の発想や価値判断をシニア世代が果たして正確に代弁し得るのかという懸念も残る。現世代の選択によって将来世代の中身自体も変わる非同定問題（パーフィット 1998）をひとまず措いても、既に存在する若者世代は現世代とは異なる。いかに善意であっても、本人ではない者が若者になったつもりで考える仕組みだけでは一種のパターナリズム、価値観の押しつけになりかねない。ただ、十分な経験や知識を持たない若者世代にいきなり FD への参加を求めたとしても、対等に議論できる人材は限られ、単なる参加アリバイ作りに終わってしまう恐れもある。

これを踏まえれば、利害対立の多い政策分野に若者世代の関心を惹きつけるための導入手段の一つとして、FDと若者会議とを連携させる方策が考えられる。例えば、若者会議がFDの議論の傍聴を続ければ、要領やポイントを徐々につかみ、議論に加わるメンバーが増えていくかもしれない。あるいはFDを傍聴した後、若者会議が最も信頼できると感じた出席者を選んで意見交換し、若者の価値観を十分に伝えた上で、それ以降の政策発信に活かしてもらう方法なども考えられよう。

6. 代議民主制を補完する「全体の奉仕者」の職責

先進国共通の現象でもあるが、1990 年代以降の日本では代議民主制下の多数

決原理と市場原理の2つが強調されるようになってきている。しかし、両原理とも、適するのは目先の利害調整である。前述の西條は、「市場制や民主制は将来世代の資源を「惜しみなく奪う」制度であり、しかも我々の（ヒトの内在バイアスである）楽観性がそれに輪をかけるのである」とする（西條 2015:6）。両原理の欠陥は、第3の仕組みの導入なしには補正されない。

その役割を若者会議に託そうとする場合、3. で挙げた課題に加え、「利害対立の激しい政策議論に好き好んで身を投じる若者がいるか」が最大の難問となる。価値観調査をみても、18歳から39歳の層は、行政、選挙、政府、国会、政党に対する不信感が他の世代よりも概して高い。さらに、「若者は将来への持続可能性に関心が強いはず」という予想に反し、財政規律より経済成長を重視する割合が高く、環境保護を経済成長より優先すべきという割合も低めである（電通・同志社 2020）。若者たちに当事者としての政策参画をただ呼び掛けても、敬遠されるだけだろう。

一方、院生指導を通じた筆者の限られた体験ではあるが、若い世代は目先の楽しさ本位で動くわけでもない。子どもの頃から日本の経済力低下を見てきた彼らは、右肩下がりの社会を冷厳な現実と受け止め、自らの生活をどう防衛するかに関心が強く、上の世代より真面目で手堅い。ヒト固有の近視眼性や楽観バイアスから無縁ではないはずだが、肌感覚から乖離した夢ばかり語る政治への反発は強い。一方、倫理的な裏切り行為には敏感である。とすれば、資源の限界など不都合な事実を正面から示した上で、あるものを最大活用して最も痛みの少ない新たな道を考えようとする真摯な試みであれば、彼らの気持ちをとらえる可能性がある。

政府の役割は、個人や市場では解決できない問題を担うことであり、公務員には「全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」という憲法上の責務（第15条2項）がある。公務員には選挙で選ばれる者も含まれるが、選挙が現役世代の利害を直接反映する構造がある以上、それ以外の部分を背負えるのは職業公務員となる。多数決の結果を粛々と執行すること、時々的人气投票や住民アンケートで受けのよい施策を実施することだけが職責ではない。声を挙げない若者へのつけ回しへの加担は、乳幼児の虐待や子どもの教育機会剥奪と同類の倫理的無責任である。

気候変動政策への若者参画も90年代まで夢物語に過ぎなかったことを思えば、地道な問題提起を続けることで財政規律など他分野でも呼応する若者が出てこよう。地に足のついた将来像に向けて、学者やシンクタンクの協力も得ながらわかりやすい情報を提供し、複数の具体的シミュレーションを示す。現役世代に対しては、若者の意見反映は単なる配慮ではなく共同体としての責任であることを訴える。

災害や伝染病、気候変動、資源の逼迫など、個人の自律性だのみで解決できない問題は山積している。EU や中国など多くの国で政策アドバイザーを務めるジェレミー・リフキンは、デジタルネイティブの世代が効率性を重視する従来世代とは異質の自由の概念を持っていると指摘し、「若い世代は…代議制民主政治を…調整し、より幅広く、包摂的で、水平型の政治的関与を取り入れ始めている」（リフキン 2023:334）と述べる。従来の中央集権的統治でも「タコ壺状態で単独で機能している地元の非中央集権的統治」（:364）でもなく、市民社会と代議制政体を仲介するコミュニティによる「分散型ピア（対等者）政治」への移行である。

こうした合意形成の成否は、人類の存在の根底にある「他者に共感しようとする生物学的欲求」の広がりにかかっている（前掲：372,412）。地域や世代を超えた共感を広げる活動は、全体の奉仕者たる公務員の職責の中核ではないだろうか。それこそが品位あるデモクラシーを支える礎となる。

参考文献

- Taft, Jessica & Hava Gordon. 2013. Youth Activists, Youth Councils, and Constrained Democracy. *Education, Citizenship and Social Justice*, 8(1):87-100.
- 西條辰義 2015 年『フューチャー・デザイン: 七世代先を見据えた社会』勁草書房
- 財務省 2023 年「持続可能な選択をするために・将来世代の視点で考える財務省の新しい取組—フューチャーデザイン」『ファイナンス』5 月号
- 佐々木毅 2023 年「平成から令和の臨調へ」生産性新聞 5 月 20 日
- 嶋田博子 2020 年『政治主導下の官僚の中立性』慈学社出版
- 2023 年経済教室「「誠実型」実現に国民関与を」日本経済新聞 10 月 2 日朝刊
- 電通総研・同志社大学 2020 年「人々の価値観変容と“クオリティ・オブ・ソサエティ”の行くえ」世界価値観調査 1990~2019 年日本時系列分析レポート
- パーフィット、デレク(森村進訳)1998 年『理由と人格—非人格性の倫理へ』勁草書房
- 原田亜紀子 2022 年『デンマークのシティズンシップ教育—ユースカウンシルにおける若者の政治参加』慶應義塾大学出版会
- 松下啓一 2022 年『若者をまちづくりに巻き込むための政策立案ハンドブック—多様な成功事例からよくわかる進め方のポイント』第一法規
- 山岡龍一・齋藤純一編著 2017 年『公共哲学（改訂版）』放送大学教育振興会
- 山崎望・山本圭編 2015 年『ポスト代表性の政治学—デモクラシーの危機に抗して』ナカニシヤ出版

リフキン、ジェレミー（柴田裕之訳）2023年『レジリエンスの時代—再野生化する地球で、人類が生き抜くための大転換』集英社

財務省（最終閲覧：2024年1月7日）

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202305/202305c.html

https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202304_fd.pdf

令和臨調（同上）

<https://www.reiwarincho.jp/about/member/message/>

UNFCCC（同上）

<https://unfccc.int/topics/education-youth/youth/younggo>

第6章 小括 ～まとめと展望～

上関克也（一般財団法人自治研修協会 業務執行理事）

今年度の研究会では、地域課題の解決を図っていくためには、若者の視点が重要であるとの認識のもと各地域で多様な取り組みが行われている若者会議など若年層の参画と活躍について調査研究を行った。

地域においては、自治体が若者の意見を聞き、議論する場としての若者が参加する仕組みを構築しているほか、若者自らが、組織を立ち上げ活動を行うとともに自治体と対等な立場で意見交換等を行っている例もある。長期にわたり取り組みが継続的に行われている事例もある一方で、開催回数もイベント的に年間一回、不定期開催、さらに単年度で終了するなど単発的なものもあり、その組織、活動内容も多様である。このような取り組みについての活動事例をホームページ（以下、本章において「HP」という。）や論文等から検索し調査対象を選定してヒアリングや現地調査を行ったものであり、直接関係者から話を聞くことにより、事前の情報に比していずれの事例においても有益で深い知見が得られた。

まず、第2章において多摩市若者会議の取り組みについて多摩市の担当者による講演を紹介している。この会議は、平成29年6月に多摩市にゆかりある若者が一堂に会して、そこから意見を聞いて市の施策に生かそうというような取り組みを意図して当初は企画されたが、まちの魅力づくりを自ら提案し、それを挑戦、活動していこうという方向へ軸が変わり、若者世代が主体となって「住んでみたい」、「訪れてみたい」というような魅力づくりを考え、それを発信する「多摩市若者会議」としてスタートした。市としては、当初から3年間の事業を想定していたが、多くの若者が参加するとともに様々なアイデアが提案実践され、令和2年6月に参加者のコアメンバーによる団体（合同会社）が設立され、市とも連携しつつ若者自らによる自立した運営が引き続き行われている。

第3章では、世田谷区用賀地区において若者自らが集まり、様々なまちづくり活動等を行っているNPO法人 neomura の代表理事による neomura の活動に関する講演を紹介している。この法人について「2005年から開催してきた「用賀サマーフェスティバル」から始まり、2016年にNPO法人化。neomuraの"neo"は新たな時代観、"mura"は古き良きムラ社会を表しています。現在、世田谷区用賀を中心に、世田谷区との協働事業であるタマリバタケ、清掃活動やイベント企画、地域における活動支援など、地元のみなさんがどんどんつながって、より活気あふれる街になることを目指して活動中」とHPで紹介しているところである。

第4章においては、地方自治体等地域の取り組みを現地調査やヒアリング等に基づき紹介している。

第1節の福島県いわき市の「いわき若者会議」は、平成27年度にはじまり、近年では、主催いわき市、事務局 TATAKIAGE Japan、運営実行委員会という体制で運営されている。「いわきに関わりがある若者が集まる場所」、すなわち、「いわきを出た若者、いわきに関心のある若者が気軽に集まることができる」場所と捉えられており、市外に進学したいわき市出身の大学生等をメイン・ターゲットとし、Uターン就職の意識醸成を図ることをはじめ、UIJターンや関係人口の増加をねらいとしている点が大きな特徴で、運営にあたっては、大学生が実行委員となっており、若者の流出先である東京でのイベントが定期的で開催されている。このNPO法人 TATAKIAGE Japanは、中核的事業として、参加型のプレゼン&ブレストイベント「浜魂」を定期的で開催するほか、地域の人材育成に関する事業にも取り組んでいる。なお、いわき市の支援に関しては、市の総合計画や総合戦略上に位置づけており、市としても同法人の活動を間接的に支援しているとのことである。一方、同法人は、このヒアリング実施後の令和5年11月に開催された総会にて解散の決議がなされたが、今後、事業スキームを変更してでも人材の好循環を実現させる取り組みを続けられるのか、それとも、代替的な主体が登場して、現状の事業スキームを基本的に維持できるよう補完・支援することになるのか、これからの展開が注目される。

第2節の福島県鮫川村の「若者未来創出会議」は、将来にわたって鮫川村を維持していくためには、20代30代の若者が村政に興味を持ち、「むらづくり」についての当事者意識や、様々な視点から村政に対しての提言ができる「人材」を育成していく必要があるとの観点から、村民が主体となって組織される地域づくり団体の育成を目的として令和3年に村が主体となり設置したものである。令和3年、4年の2か年にわたり、計17回会議を開催するとともに、令和4年11月にイベントを開催した。村としては、当初から将来自立的な活動に移行することを目指しており、令和5年度から会議のメンバーにより自らが主体的に活動する体制とした。また、前年度に続き、11月にイベントを前年より少し拡大して開催した。村としては、参加者が当初に比べ少しずつ減少はしているが、参加者が実際に楽しんで実施していくことを一番の目標としているから、当面は状況を見守っていきたい。参加者が責任をもって、自分たちが発した言葉やイベントを自分たちで実現することによって、小さな成功体験を経験していただき、地域課題に対する解決策を自らが実施し、それに基づく村への提言を期待しているとのことである。

第3節の栃木県真岡市は、これからの真岡市を背負うことになる若者世代が確実に減少していく状況の中で、若者の意見をまちづくりに活かすための政策を複合的に進めてきており、平成30年度には、総合計画に若者の声を取り入れるための事業として「若者ミーティング」を開催したが、現実的でない意見が多

かった。そこで、真岡市をよくしていくためには官民連携、市民協働の取り組みが欠かせないという認識のもと、大学生や民間事業者、市民活動団体、行政と一緒にまちの未来を考える仕組みづくりの一つとして、令和 3 年度に「もおか若者会議」を設置した。参加者は公募のほか市内の団体組織に推薦を依頼していることが特徴で市内団体の青年層や大学生、社会人がともにまちの未来を考える場としている。3 年目の令和 5 年度は、若者会議の自発的な活動につなげるという、今後に向けた活動がテーマとなっている。市としては、自発的な運営への移行については、計画的に進めており、1 年目は真岡市を知り、課題を見つける。2 年目は見つけた課題を深掘りし、事業化への可能性を探る。そして 3 年目は行政計画の策定に向けた若者会議の運営を担うという流れで、この 3 年間で少しずつではあるが横のつながりができ始めたと考えているとのことである。

第 4 節の岐阜県可児市の「可児市高校生議会」は、従前より議会改革に取り組んでいる同市議会は、平成 24 年 12 月に議会基本条例を制定（施行は平成 25 年 4 月）した。同条例第 3 条において「議会活動を通じて、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させること」と明記された。これによって、高校生も市民の 1 人であり、高校生の意見を把握し、市政に反映することが重要であることから、平成 26 年 2 月に、議会主催のキャリア教育支援の取り組みを高校生議会として実施したものであり、その後現在まで、毎年 1 回開催している。この高校生議会は、大人と若い世代（高校生）が交流することで、可児市の魅力を知る場が必要と考え、①地域への愛着や当事者意識の醸成、②広い視野や新しい経験の獲得、③社会や学問のつながりを実感することで、ふるさと発展に寄与する人材育成をすること、すなわち、地域課題解決型キャリア教育を目的としている。

第 5 節の愛知県新城市の「新城市若者議会」は、平成 27 年 4 月 1 日施行の新城市若者条例及び新城市若者議会条例に基づく市長の附属機関として位置づけられている。若者条例第 10 条で、「市長は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議させるため、新城市若者議会を設置する。」と規定し、若者議会は、市長の諮問機関となっている。平成 27 年に第 1 期の若者議会が設置され、現在に至るまで、9 期で約 300 名が参加している。会議回数（1 人につき）は、全体会議が 15 回、チーム分科会が約 20 回となっている。若者の予算提案権は 1,000 万円であり、運営費（交通費、若者議会の放送、HP 運営費など）に関しても約 700 万円（令和 4 年度）措置されている。若者議会は、毎年 11 月に答申を行い、市議会の 3 月定例会で承認されれば予算化される。第 8 期までの提案については、今のところすべて予算化されている。2 月に議員と若者議会で意見交換を行っている。

第 6 節の愛知県大府市の「大府市若者会議」は、令和 4 年度から開催している

ものである。参加対象は16歳から29歳までの若者（高校生、大学生、勤労者）で、無作為抽出した3,000名に応募はがきを送付し、応募のあった者全員（令和4年度は14名、5年度は11名）を会議メンバーとした。令和5年度は5月25日から9月30日までの全8回開催した。若者会議は事業を実現する場ではなく、若者育成のためと位置づけているので、会議自体としての予算は計上されていないが、政策提言が9月末なので、提言された施策の実施に向けた予算要求が可能となっている。一方で、そのために日程が厳しくなっている面はあるとのことである。市として、これからの展開について、若者と協働して地域問題を解決していく仕組みは拡大していく必要があるが、あくまでも主役は若者であり、自治体は若者の活動を支援する立場を取るべきだと考えているとのことである。

第7節では、三重県伊賀市の「伊賀市若者会議」の活動を紹介している。この会議は市の要綱に基づき平成30年9月に設置されたものである。活動内容は、伊賀市シティプロモーションの推進のために実施する事業への参画及び協力と市政の特定事項に関する意見及び提案を行うものとされ、メンバーは、原則公募による登録制で任期は2年（再任可）となっている。メンバー数は当初約90名、現在は33名となっている。設置以来活発な活動が継続して行われており、令和4年度からは、班体制が導入され、各メンバーは自身の希望する活動を行うグループ（個別プロジェクト（現在6））に所属し、活動している。さらにこの時期に市政参画事業が加えられ、移住促進PR動画作成、DX推進等の市事業に企画段階から参画している。市としての本会議の成果としては、活動の場を提供し、実現方法を共に考えることにより、参加者の想いの実現に寄与し、活動を通じて、参加者の中に「地域の担い手」としての意識が育っているとのことである。さらに、このような会議の手法については、勤務者、学生等さまざまな立場の人間が同じ目的を持って意見交換を行うことで、行政では思いつかない問題解決における新たなアイデアが生まれることを期待されるとしている。

第8節では、大阪府富田林市において令和3年に施行された富田林市若者条例第7条に基づき設置された「富田林市若者会議」の活動を紹介している。設置目的は、「若者が市政等に参画する機会を確保するため」とされており、市のHPでは、この点を、「若者の声を汲み上げ、若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者が富田林に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、その結果を市長に報告するものです。報告された施策や取組は、その実現に向け、市で積極的な検討を行います」と説明している。この会議の委員数は、令和5年度においては20名である。この会議が取り組むテーマは、市が提案した4テーマから委員が2テーマを選択する市提案型と委員がフリーに検討テーマを選定するフリーテーマから構成される。6月に当該年度のテーマを決定し、委員による討議、市の関係部局との協議等を行い、9月に施策提

案を市に行うという流れになっている。市によると、この会議によって提案された施策は、市職員との協議・調整を経ることなどによって、実現可能性の高いものとなっているとのことである。

第9節の岡山県笠岡市の「笠岡市若者会議」（ぼっけーまち会議）は、笠岡に関わるおおむね40歳くらいまでの若者が活動する団体である。設立当初の目的は、「笠岡市の将来を担う若者が住みやすいまちづくりを進めるため若者が考え、若者が企画し、若者が実行する」というもので、市の事業として平成28年度にスタートした。会議の設立当初は「若者会議」という名称で月に1回程度のワークショップを実施する形態でスタートし、その後、会議参加者自身により「ぼっけーまち会議（すごいまち会議）」という名称が作られた。運営形態としては、設立当初から市の事業という位置づけに変わりはないものの、市と適度な距離感を保ちながら、ぼっけーまち会議そのものが主体的に事務機能を担い市から補助金を受けるといった形での運営となっている。また、活動拠点として、笠岡駅前の商店街空き店舗を利用した「ポルカドット」を設置。月1回の定例会を開催するだけでなく、ぼっけーまち会議の様々なプロジェクトの活動拠点としても利用されており、実際に興味深い多様なプロジェクトを生み出している。

以上のような事例もふまえて、第5章においては、地域社会における若者の参画と活躍についてそのあり方及び展開について専門的立場から6人の委員に論じていただいた。

まず、第1節において、鈴木委員は、各自治体が抱える課題解決に向けた取り組みに、若者を参画させる際のヒントとなりそうな具体的な事例を紹介している。なぜ、地域課題解決に若者を巻き込むべきなのかに関し、一番重要なのは「人材育成に直結するから」であり、地域社会の担い手となり得る若者を集め、人口減少対策や商店街振興策をはじめ、他人事で片付けがちな課題を「自分事」として捉えるように仕向け、それらの課題解決における将来の担い手としてのモチベーションアップを図ることは、シチズンシップ教育の実学研修となり、未来のための人材育成の正攻法ともいえるとしている。具体的な事例として、市民・企業・行政・教育・NGOなどがゼロエミッション実現のための課題とアイデアを持ち寄り、解決策をクリエイティブに創造していくためのソーシャル・イノベーション・プラットフォームである「DO! NUTS TOKYO」、および平成11年以来四半世紀もの間「学生による学生のための政策立案コンテスト」を運営し続けている学生団体GEIL（ガイル）の活動について紹介している。

第2節では、粉川委員から「若者会議のソーシャルメディア活用状況」というテーマで、様々な活動が行われている各地域の若者会議がどのように若者にアプローチしているかという視点から分析を行っている。このような若者会議がどのようにして現実の若者層に対してアプローチし、情報を発信し、参加を誘っ

ているか、という点は本来最も重要な論点であるとし、若者のソーシャルメディア利用の中心である Instagram について「若者会議」という語をアカウントを対象に実態調査を行った。結果として若者会議の Instagram アカウントの特徴として投稿数は全体として必ずしも多くない等ソーシャルメディアの活用による情報受信者の向社会的性の向上という視点からみると、必ずしも十分な対応ができていたとはいえず、若者に若者会議のような場に参画してもらい、向社会的活動に向けて態度変容を促すのであれば、インフルエンサー的な視点を取り入れ、より積極的に若者に働きかけるような工夫が若者会議のような取り組みにも必要であるとしている。

第3節で小西委員は、地域において若者の参画と活躍が地域課題の解決に重要な役割を果たす可能性があることから、自治体において取り組みが行われているが、自治体の条例等で「若者」をどのように定義されているかについて条例データベースにより、その状況を把握し分析を行っている。結果として全国で「若者」を条例中に含む条例は、255件（都道府県6件、市区町村249件）となっている。内容により、「若者総合」、「若者会議」と「会議」の15件、「若者定住促進」の23件のほか「住宅」、「施設」等の計9区分毎についてそれぞれの条例の目的と趣旨についてその概要等を紹介している。これらの条例での若者の年齢の設定について以下のように考察を行っている。第一に、「若者」の年齢設定は、自治体によって様々であり、第二に、「若者」の定義において年齢設定のない条例もあり、第三に、年齢設定がある条例でも、「おおむ（概）ね」と規定するものが相当数あること等から、「若者（年齢設定）」の定義は、自治体ごとに多様であり、各自治体は、政策内容等を踏まえ、それぞれに創意工夫をこらし、「若者」という用語を用いているものである。

第4節において、大杉座長は、「若者世代による地域活動とプラットフォームとしての若者会議」と題し、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが第5類感染症に移行したことにより、地域活動が従前のように活動形態を取り戻しつつあるが、地域活動への参加意欲、特に、高齢者層において減退傾向がうかがわれる中で若者の参画と活躍が大きなインパクトを与える可能性について論じている。コロナ禍による地域活動の消極化という課題がみられる中で、今まで地域社会における参画・協働において「失われた章」であり続けた若者世代において若者会議のような若者自らの取り組みがみられるなど近年変化の兆しがうかがわれる。これは、伝統的な共同体から新たな「地」縁を基にした「第1の転換」、NPO活動等多様な展開による「第2の転換」、に続く、人口減少社会の定着化の中で現在進行している変化が「第3の転換」であるとし、現在各地で展開されている若者世代による参画と連携を多世代交流に発展させていくことが、「第3の転換」の中求められている。「第3の転換」時代に入った地域社会にとって、若者会議

に期待される役割として、支援機能（支える）、媒介機能（つなぐ）、発掘機能（掘り起こす）について検討を加え、若者会議そのものが地域社会でコアとなるプラットフォームだと考えられるようなまちづくりに向けた姿勢が必要であり、若者会議に持続可能性を見出そうとするならば、現状を3つの機能に照らして評価し、真摯にその運営に工夫を凝らして対応すべきとしている。

第5節で幸田委員は、「若者会議のあり方と自治体の役割」というテーマで、いくつかの若者会議の事例を比較し、若者会議に係る自治体の役割等に関する課題等について分析を行っている。これらの若者会議の目的を総攬すると、目的が重なり合っている場合もあるが、大きく地域活性化、地域創生の観点と、若者自身の成長の視点とがあり、この2つの方向性は、若者に対して自治体や地域への貢献を求めているのか、それとも、自治体自身が若者へ貢献することを目指しているのかの違いがあるとしている。前者の場合は、地域づくりに参加する若者が増え、自治体の手を離れて「自走」する方向を目指すことになる傾向があるのに対して、後者の場合は、若者を育てる義務が自治体にあることを認識し、自治体が果たすべき役割を充実強化する方向に進むのではないかと考える。委員は、若者が将来的に社会の基盤となる存在となるために、自治体が有する資源（情報資源、社会的資源など）を若者に提供し、自治体は若者の考えを受け止める後者の方向性を目指すものとなって欲しいとしている。若者会議の課題としては、第一に効果が十分に挙がっているかどうか、つまり、若者会議の実効性である。第二は、継続性、持続可能性であり、時間の経過に伴い、参加者が減ってきたり、熱意が薄れている例もある。第三は、幅広い若者へのリーチ、参加者以外の若者への浸透である。このような状況の中で、若者会議を若者が将来の日本を担っていく人材として育つように、自治体が有する資源（情報資源、社会的資源など）を若者に提供する場として自治体は活用して欲しいとしている。

第6節では嶋田委員は、右肩下がりの時代にある我国において、地域における若者参画の倫理的意義について論じている。経済成長が見込める時代には、負担先送りにはそれなりの合理性もあった。しかし、縮小する資源の配分となれば、最大の影響を受ける者の意向を無視する構図は健全とは言い難い。経済面にとどまらず、若い世代の自己実現や成長の可能性さえ摘む恐れがある。とすれば、令和期の特性を踏まえた「品位あるデモクラシー」を育てるという目標からは、「財政出動を伴う政策決定は、選挙での信任だけでなく、将来的負担者からの合意獲得も必須とする」という仕組みの導入は説得力を持つように思われる。では、若者会議を発展させ、この合意獲得機能を持たせることは可能だろうか。という問題提起を行い、利害対立を前提とした政策提言まで求める若者会議となれば、多様な参画の確保、意思反映ルートの整備のみならず、若い世代が対等に議論参加できる能力の形成が前提となるとしている。

地域社会において課題解決のためには、多様な主体が連携・協働して取り組む必要があり、様々な主体を結びつけ、共通認識のもと、取り組んでいくことが必要である。そのためには主体間の適宜・適切な調整や効果的なアドバイスを行うコーディネーター的な人材が不可欠であり、次年度は、このような役割の担い手について、これまでの研究成果を活かしつつ、調査研究を行いたいと考えている。

地域社会における連携・協働に関する研究会報告書
～ 若者会議：若年層の参画と活躍 ～
(令和5年度)

令和6年3月 発行

編集 一般財団法人 自治研修協会
発行 〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1
☎042 (540) 4438

印刷 株式会社 三州社
発行 〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番21号
☎03 (3433) 1481

本書からの無断複写・転載を禁じます

